

都市政策研究
第3期専門研究報告書

岸和田市における地域内分権のあり方 — 公民関係の再構築 —



2017年 岸和田市

発刊に当たって

我が国の社会経済構造は、成長社会から成熟社会に転換したといわれています。

成熟社会とは、イギリスのガボールが著した「成熟社会」（1972年）からの転用語で、一種の未来社会についてのビジョンであり、一般的に「これまでの物質万能主義を排し、ひたすら量的拡大のみを追い求める経済成長やそれに支えられた大量消費社会の代わりに、高水準の物質文明と共存しつつも、精神的豊かさや生活の質の向上を最優先させるような、平和で自由な社会」と定義付けされています。

実際、我が国においては、成熟社会におけるまちづくりが模索されています。

国民のライフスタイルやニーズの変化・多様化に伴い、成長社会における全国画一の中央集権型行政システムがうまく機能しなくなり、「個性を活かし自立した地方をつくる」というミッションの下、国を挙げての地方分権が推進され、地方自治体への権限移譲が進められています。

こういった流れを受け、地方自治体においては、住民の意思やニーズ、地域特性等に基づいたまちづくりを行うため、地方自治の本旨である「団体自治」と「住民自治」の関係を改めて見つめ直し、「地域の課題を地域住民自身が考え、自らの判断で解決に向けて取り組む仕組みづくり」＝「地域内分権」に取り組む自治体が現れていますが、自治体によって望ましい姿は異なるはずです。

このような問題関心から、岸和田市では平成21年度から地域内分権をテーマとして、専門研究員による研究に取り組んでいるところですが、本報告書では、先進都市の事例や地域組織の状況、本市の取組などを調査し、「岸和田市における地域内分権のあり方」として取りまとめました。

本報告書が、岸和田のまちづくりの様々な場面で活用され、真の地方分権の実現に広く役立てられることを願い、発刊のごあいさつとさせていただきます。

企画調整部企画課

藤浪 秀樹

目 次

第1章 研究の背景と目的	3
1.1 研究の背景にあるテーマ	3
1.2 地方分権改革	6
1.3 地域内分権の概念整理	8
1.4 協働推進・地域支援の到達点と課題	10
第2章 先進都市調査	14
2.1 地域内分権の類型と推進方策	14
2.2 地域内分権の先進事例	17
2.2.1 池田市	18
2.2.2 八尾市	27
2.2.3 枚方市	36
2.2.4 名張市	42
2.2.5 高浜市	51
2.2.6 小括	61
2.3 地域内分権の一般モデルと岸和田モデル	64
第3章 地区市民協議会調査	72
3.1 地域自治組織の機能と力量	72
3.2 ヒアリング調査	75
3.2.1 先行調査（平成22年度地区市民協議会ヒアリング調査：平成22年度調査） の批判的検討	75
3.2.2 現行調査（平成27年度地区市民協議会ヒアリング調査：平成27年度調査） の設計	79
3.3 アンケート調査	96
3.3.1 調査概要	96
3.3.2 集計結果	97
3.4 小括—コミュニティの再生・再編・活性化に向けた課題	112
第4章 庁内調査	114
4.1 「地域との協働事業」現状調査	114
4.1.1 庁内照会	114
4.1.2 庁内ヒアリング	117
4.1.3 小括—公民協働のバリエーション	148
第5章 総括—協働の実体化に向けたアプローチ	152
5.1 市民協の役割の再定義	152

5.2 高知市のコミュニティ施策	154
5.3 八尾市山本小学校区まちづくり協議会の取り組み	161
5.4 公民協働のバージョンアップ	165
文献	167
巻末資料	171

専門研究報告

岸和田市における地域内分権のあり方
—公民関係の再構築—

(専門研究員)
栄 沢 直 子

第1章 研究の背景と目的

1.1 研究の背景にあるテーマ

近年、自治体運営やローカル・ガバナンスをめぐるテーマとして、都市内分権に注目が集まっている（大杉 2016a）。都市内分権は、地域内分権や自治体内分権と一括して扱われることもあるが、大杉（2016a）は、それを「都市自治体において、住民に身近なサービスを、住民により近い組織において、住民の参加と協働のもとで展開すること」（大杉 2016a: 2）と定義したうえで、それが求められている背景を4つ挙げている。つまり、①平成の合併とその後の地域づくり、②人口減少社会の到来と地域の絆づくり、③行財政効率化の要請、④ローカル・デモクラシーと都市内分権である。

一方、財団法人地方自治研究機構（2010）は、コミュニティ政策をとりまく動向として、(1)人口減少と少子高齢化、(2)市町村合併の進展、(3)地方分権の進展、(4)住民参加・協働のまちづくりの推進を指摘している。

上記の「都市内分権が求められている背景」と「コミュニティ政策をとりまく動向」を並べてみると、両者に共通点があることがわかる。つまり、前者の「①平成の合併とその後の地域づくり」と後者の「(2)市町村合併の進展」の合併、前者の「②人口減少社会の到来と地域の絆づくり」と後者の「(1)人口減少と少子高齢化」の人口減少である。

他方、前者の「④ローカル・デモクラシーと都市内分権」という視点は、「都市内の一定の地域にまつわることについてどれだけ住民の意思を反映させることができるのか」（大杉 2016a: 8）という地域民主主義と関わっており、それは「まず、都市自治体の内部行政組織として地域行政機関を設置し、それに対して行政権限を分散する試みが挙げられる」（同: 8）¹。この「地域行政機関」は、岸和田市でいえば市民センターにあたるだろう²。また「行政権限を分散する試み」は、地域の実情にあった施策を展開しやすくするだけでなく、その受け皿として、「住民により近い組織」を置くことで、住民の意思を行政の施策に反映させやすくなり、ローカル・デモクラシーの実現に寄与すると考えられている。他方で「行政権限を分散する試み」は、ローカル・デモクラシー実現の必要条件とはいえ、また「地域での取組みにいかにより多くの住民や地域団体等の主体を巻き込むか」という協働性（同: 11）が重視される日本の都市内分権では、行政権限を「住民により近い組織」に分散した方が行政への要求や陳情、また行政活動のモニタリングなどが容易になり、「住民により近い組織」には代表機能よりもチェック機能が付与されることが多いとされる。岸和田市には「住民により近い組織」として、小学校区ごとに地区市民協議会（以下、市民協と略記）が設

¹ 飯島（2016）によれば、「分権と分散の基本的違いは、法人格の有無」にあり、「分権化は、法人格を備えた別個独立の主体とその“手足”として動く固有の機関を要するのに対し、分散化は、同一主体内部における機関間の関係にとどまる」（飯島 2016: 27）という。

² 1990（平成2）年を目標年次とする第1次総合計画では、市域を6つに分けた3次生活圏にコミュニティづくりの核となる市民センターを整備することが謳われ、2013（平成25）年に八木、桜台市民センターがオープンしたことで、「6館構想」（東岸和田、山直、春木）が実現したことになる。

けられているが、市民協にはどのような機能が付与されているのだろうか。

いずれにせよ都市内分権では、行政権限の分散の「受け皿」として地域協議組織を置くことで参加と協働が展開されることから、前者の「④ローカル・デモクラシーと都市内分権」と後者の「(4)住民参加・協働のまちづくりの推進」からは、参加と協働という共通点を導き出せる³。これら共通点から本研究の背景にある、合併、人口減少、参加と協働というテーマが照射される。以下、各テーマに即して都市内分権との関連で検討しよう。

まず合併について、いわゆる「平成の大合併」を通じて 1999（平成 11）年 4 月に 3,229 あった市町村の数は、2014（平成 26）年 4 月には 1,718 にまで減少している⁴。逆にいえば、合併を通して人口の増加や面積の拡大を経験した自治体が増えたことで、多様な特性や課題を抱える地域コミュニティに対応する施策が求められていることになる。また合併後の地域づくりという文脈での都市内分権には、合併で喪失した自治体への権限の留保という意味合いがあり、合併による激変の緩和（ソフトランディング）を意図した特例措置、つまり合併特例法による地域審議会や合併特例区、地域自治区、地方自治法による地域自治区が法制化されている。一方、それとはべつに自治体が独自の仕組み、つまり条例や要綱等で地域自治（コミュニティ）を制度化しているケースもみられる。公益財団法人日本都市センターが 2015（平成 27）年に行ったアンケート調査によれば、自治体が独自に地域自治組織を制度化する取り組みは、「合併自治体であるか非合併自治体であるかにはあまり差が見られない」（同: 5）という。

つぎに人口減少について、平成 27 年の国勢調査によれば、2015 年 10 月 1 日現在の日本の総人口は 1 億 2,709 万人で、前回調査から 96 万 2 千人減少しており、1920（大正 9）年の調査開始以来初めての人口減少となっている⁵。総人口を年齢 3 区分別でみると、15 歳未満人口は 1,588 万 6,810 人、15～64 歳人口は 7,628 万 8,736 人、65 歳以上人口は 3,346 万 5,441 人であり、総人口に占める割合を前回の平成 22 年と比べると、15 歳未満人口は 13.2%から 12.6%に低下、15～64 歳人口は 63.8%から 60.7%に低下、65 歳以上人口は 23.0%から 26.6%に上昇している。15 歳未満人口の割合は調査開始以来最低となる一方、65 歳以上人口の割合は調査開始以来最高となっている⁶。これら人口減少と少子高齢化により、これまで住民の「互助」を担ってきた自治会・町内会の加入率の低下や役員の固定

³ 参加は「『地域住民の参加による意思決定の機会の保証』がどの程度なされているのかという政治的意義と関わり」をもち、協働は「都市内分権の各単位の自主・自立性の程度と仕事量に密接に関わる」（大杉 2016a: 3）。

⁴ 総務省、「市町村数の変遷と明治・昭和の大合併の特徴」、総務省ホームページ、（2017 年 2 月 20 日取得、<http://www.soumu.go.jp/gapei/gapei2.html>）。

⁵ 『平成 27 年国勢調査 人口等基本集計結果 結果の概要』

総務省統計局ホームページ、（2017 年 2 月 20 日取得、

<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/kekka/kihon1/pdf/gaiyou1.pdf>）。

⁶ 2016（平成 28）年 2 月に策定された『岸和田市人口ビジョン』では、「本市の人口動態は、2002（平成 14）年に転入超過から転出超過へと転じて以降、社会動態がマイナス基調で推移し、特に子育て世帯の転出傾向が顕著」となっており、「2010（平成 22）年からは自然動態についても死亡が出生を上回る状態が続き、本市が人口減少局面に入っていることが明らかな状態」と述べられている。

化など「地域力の低下」が懸念される一方、東日本大震災など相次ぐ自然災害により人々の地域にたいする意識が変化し、コミュニティを基盤とする絆づくりに改めて注目が集まっている。その際、自治会・町内会を新たに設けられた「共助」の仕組みである地域協議組織（まちづくり協議会やコミュニティ協議会など）に包摂し、そのあり方を見直すことが不可欠となっている（大杉 2016a: 5-6）。また人口減少と少子高齢化は、公共サービスの供給を担う基礎自治体に子育てしやすい環境づくりや高齢者を対象とした福祉サービスの提供など高度化・複雑化する行政需要への対応を迫る一方、財政状況が悪化している基礎自治体に経営資源（ヒト、モノ、カネなど）を潤沢に充てる余裕はなく、行政の役割を限定し、公共サービスの範囲を絞り込む対応を迫っている。前者の「③行財政効率化の要請」と関連する。

最後に参加と協働について、名和田（2009）によれば、参加は「自治体の公共的意思決定に関わることのできる権利」、協働は「自治体内の公共サービスの提供を行政とともに担う責任ないし義務」と定義される（名和田 2009: 9）。つまり参加と協働は対概念であり、自治体運営の基本原則を定めた自治基本条例では、両者がセットで謳われることが一般的である。また高橋（2007）によれば、自治基本条例は「自治の基本原則、市民の権利、市民や議会、首長、行政職員等の役割や責務、市政運営の基本原則、参加や協働のための原則などを定めた自治体の最高法規（まちの憲法）」であり、その制定は「行政への市民参加や NPO と行政との協働、コミュニティ活動などの必要性がますます高まるなか、参加や協働によるまちづくりの仕組みを定める必要性が増大」していることが背景にあるとされる⁷。

他方、名和田（2006）は、『都市内分権』と『コミュニティ政策』とは、もちろん完全にあいおうものではない（名和田 2006: 43）として、それは一つに都市内分権のなかにはコミュニティ政策とはいえないものが含まれており、「合併等によって大規模化した都市自治体の区域をいくつかの地域に区分し、そこに支所を置き、住民代表的組織を付帯させる制度」（同: 43）である都市内分権によって区分される地域は、「コミュニティとよべるものであるとは限らない」こと、また 2004（平成 16）年に創設された地域自治組織制度が「コミュニティを制度化するものとしては機能していない」（同: 43）ことなどが理由とされる。二つにコミュニティ政策のなかには都市内分権とはいえないものが含まれており、都市内分権といった場合、「何らかの権限を自治体の一部の区域に設置される機関に降ろす」ことが想定されているが、日本のコミュニティ政策では権限移譲よりも協働、言い換えれば、公共的意思決定よりも公共サービスの提供に比重がおかれ、分権を狭義に解釈すれば、「協働の文脈にあるコミュニティ政策とは無関係だということになりかねない」

⁷ 高橋秀行，2007，「なぜ、自治基本条例が必要か」，（2017年2月20日取得，www.city.oshu.iwate.jp/htm/jitikihon/iinnkaisiryoyu/1/7%20kouwa.pdf）。

消防庁国民保護・防災部防災課（2009）によれば、コミュニティに関する条例を制定している自治体は、2009（平成 21）年 1 月現在 362 を数える。

(同: 44) とされる⁸。名和田 (2006) は、一つ目の理由について、地域自治組織制度は『協働』のためのコミュニティ・レベルの制度装置として構想されたのであり、〔中略〕現実の適用事例の中にコミュニティ論の論点を探る(同: 44) ことが重要であり、そこから二つ目の理由について、『協働』型のコミュニティ政策も都市内分権的な制度として位置付け(同: 44) る態度が必要であると述べている⁹。つまり都市内分権とコミュニティ政策は、協働を媒介に「あいおおうもの」になるのである。

以上を踏まえ、本研究では、岸和田市の「協働型のコミュニティ政策」の基本的な考え方や方向性、具体的な施策をまとめた『公民協働推進の指針』(2005 (平成 17) 年策定) が地域内分権のあり方を考える際にも前提となり、「協働」という関係性が市民(地域)と行政のあいだにどれだけ根づいているのかを明らかにすることが当面の課題ではないかという問題関心のもと、先進都市の事例(第 2 章)、足元の地域(協議組織)の状況(第 3 章)、庁内の取り組み(第 4 章)を調査し、「外堀から内堀へ、そして本丸へ」というアプローチで、「地域内分権の岸和田モデル」を析出することを目指す¹⁰。

1.2 地方分権改革

前節では、都市内分権が求められている背景として、①平成の合併とその後の地域づくり、②人口減少社会の到来と地域の絆づくり、③行財政効率化の要請、④ローカル・デモクラシーと都市内分権を挙げたが、それ以外にも、⑤地方自治制度の見直し(大藪 2015)も考えられる。地方自治制度の見直しは、1990 年代に第一次地方分権改革、2000 年代に第二次地方分権改革に取り組みされている。第一次地方分権改革は、『中央省庁主導の縦割りの画一行政システム』を、地域社会の多様な個性を尊重する『住民主導の个性的で総合的な行政システム』に変革すること(地方分権推進委員会 1996)を目的としており、機関委任事務制度の廃止と自治事務ないし法定受託事務への振り分け、国の関与の縮小廃止と手続きルールの法定化、係争処理制度の導入などが成果とされている。その一方で、国から地方への税源移譲、国庫補助負担金や地方交付税の減額などが積み残しとなり、2001 (平成 13) 年に発足した小泉内閣の下、国庫補助負担金の廃止・縮減、税財源の移譲、地方交付税の見直しを一体的に進める、いわゆる「三位一体の改革」が推進された。しかし

⁸ 都市内分権とコミュニティ政策が「完全にあいおおうものではない」理由としては、三つに都市部では市街地の膨張と連坦にたいして市町村合併という方策がとられたが、農村部では行政サービスに求められる質と量の拡大にたいして小規模自治体の連携という方策がとられたこと、つまり自治体連携がコミュニティ政策としての意味を持つためだとされる。ただし日本の近代地方制度では市町村とコミュニティが一致しておらず、「小規模市町村の連携制度はさしあたり視野の外においてよい」(名和田 2006: 45) とされる。

⁹ 第 27 次地方制度調査会の答申では、地域自治組織の一形態である地域協議会について、「住民に基盤を置く機関として、住民及び地域に根ざした諸団体等の主体的な参加を求めつつ、多様な意見の調整を行い、協働の活動の要となる」と述べられている。

¹⁰ アーンスタイン (Sherry R. Arnstein) が定式化した「市民参加の 8 階梯」では、第 6 段階に「行政と市民のパートナーシップ」(Partnership)、第 7 段階に「行政から市民への権限移譲」(Delegated Power) がおかれている。高橋・佐藤編著 (2013) を参照。

それは行政のスリム化に重点がおかれた結果、税財源の移譲は不十分で、かえって自治体財政を圧迫することになったと批判されている（外山 2014）。

第二次地方分権改革は、「国と地方の役割分担や国の関与のあり方について見直しを行い、これに応じた税財源配分などの財政上の措置のあり方について検討し、あわせて自治体の行政体制の整備を図ること」（外山 2014: 70）を目的としており、2009（平成 21）年に発足した鳩山内閣の下、「地域主権戦略大綱」が閣議決定された。同大綱では地域主権改革について、「住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」と規定しており、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲、国の出先機関の原則廃止、ひも付き補助金の一括交付金化、直轄事業負担金の廃止、自治体間連携・道州制などが検討材料とされた。

地方分権の推進には団体自治の拡充と住民自治の拡充という 2 つの拡充方策が考えられるが、第一次地方分権改革では前者、とりわけ国の関与の縮小廃止に比重がおかれ、後者については、「なお数多くの諸課題が将来の改革に託されている」（地方分権推進委員会 2001）と回顧されている¹¹。また「平成の大合併」と称される市町村合併は、地方分権の受け皿づくりを目的としており、合併特例債や合併算定替の延長といった手厚い財政支援措置により、また国や都道府県の積極的な関与により、強力に推進された。市町村合併には財政支出の削減、スケールメリットを活かした公共サービスの質的向上、行政の効率化などの効果の一方、新市の周辺部に位置づけられた旧市町村区域の活力喪失、住民と行政の距離感の拡大などの課題も指摘されている（大藪 2015）。前者の①平成の合併とその後の地域づくり、後者の②市町村合併の進展と関連するだろう。

このように「未完の分権改革」として残された住民自治の拡充方策として注目されるようになったのが地域内分権であり、その具体策として 2004（平成 16）年に改正された地方自治法により、「基礎自治体内の一定の区域を単位とし、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的とする組織として、地域自治組織を基礎自治体の判断によって設置できる」（地方制度調査会 2003）ようになった。上述したように、地域自治組織には法律による地域自治区や合併特例区、地域審議会のほか、自治体独自の条例等による「協議

¹¹ 団体自治の拡充は、国、都道府県、市区町村相互の関係を改善して地方公共団体による自己決定・自己責任の自由の領域を拡充する方策、住民自治の拡充は、地域住民とその代表機関（地方議会や首長など）の関係を改善して地域住民による自己決定・自己責任の自由の領域を拡充する方策とされる。団体自治の拡充方策としては、事務事業の移譲と関与の縮小廃止があり、前者は、国の事務事業の一部を都道府県へ、また都道府県の事務事業の一部を市区町村へ移譲することで、地方公共団体が所管する事務事業の範囲を拡充する方策、後者は、地方公共団体が所管している事務事業の執行方法や執行体制にたいする国や都道府県の義務付けや枠付けなどを縮小廃止することで、事務事業の執行方法や執行体制を地方公共団体の判断と責任において自由に取捨選択できる裁量領域を拡充する方策である。住民自治の拡充方策としては、地方公共団体の組織の形態にたいする地方自治法等による画一的な制度規制をどの程度まで緩和することが妥当なのか真剣に議論することがある（地方分権推進委員会 2001）。

会型住民自治組織¹²⁾（公益財団法人日本都市センター 2014）が含まれる。前者の法律による地域自治組織は、2016（平成 28）年 4 月 1 日現在、一般制度としての地域自治区が 15 団体（148 自治区）、合併特例としての地域自治区が 12 団体（26 自治区）、地域審議会が 40 団体（110 審議会）設置されている¹³⁾。後者の自治体独自の条例等による地域自治組織は、公益財団法人日本都市センターが 2013（平成 25）年に行ったアンケート調査によれば、調査対象のおよそ半数（48.9%）にあたる 248 の自治体で「協議会型住民自治組織」が設立されている。

1.3 地域内分権の概念整理

ここまで都市内分権と地域内分権を一括して扱ってきたが、ここで地域内分権の概念整理をしておこう。上述したように、地域内分権には都市内分権や自治体内分権、地域分権、都市内分散化など、類似した表現がある。近年は「『都市内分権』という表現が多くなりつつある」（元木 2006: 8）一方で、「その意味内容は基本的に同じととらえて差し支えない」（三浦 2009: 88）とされる。他方で、都市内分権といった場合、「大都市圏のみにあてはまるという印象を与える」（元木 2006: 8）おそれがあり、牛山（2004）は、「都市内分権と一口にいても、人口規模に応じてさまざまな対応が考えられる」（牛山 2004: 136）として、①政令指定都市における区役所分権、②中核市・特例市における地域分権、③一般市および町村におけるコミュニティ政策を挙げている。本稿は「岸和田市における地域内分権のあり方」について検討することを目的としており、「②中核市・特例市における地域分権」を想定するのが適当だろう。また牛山（2004）は、「単純に人口規模によって全国一律の政府の重層的な構造が形成されるとは言えないが、参加の単位や行政のあり方についての区割りや単位の設定の方向性がこれによって想定できるのではなかろうか」（同: 136）と述べており、都市内分権の分析を通して、「参加の単位や行政のあり方」を考えることも十分可能である。

これまで都市内分権といえば行政機構の問題とされてきたが、コミュニティの問題として捉え直されるなかで、「地域住民への分権」という本来の課題に引きつけられることになり、これを手がかりに牛山（2004）は、都市内分権を「行政の分権」と「市民の分権」に分けている。前者の行政の分権は、「本庁舎に集中している行政権限を、地域に分権化することを目的」（同: 137）とし、「地域の自己決定を保障するような行政体制の整備」を課題としている。後者の市民の分権は、「地域に分権化された権限の市民への分権」（同: 136）

¹²⁾ 協議会型住民自治組織は、「地縁型住民自治組織、ボランティア団体、NPO、学校、PTA、企業等の多様な主体による、地域課題の解決のための組織」（公益財団法人日本都市センター 2014: 163）と定義される。地縁型住民自治組織は、「自治会・町内会などの比較的狭い区域で住民に最も近い立場で住民相互の親睦や地域課題に取り組むために組織された任意の団体及びその連合会等」（同: 163）と定義される。

¹³⁾ 総務省、「地域審議会・地域自治区・合併特例区一覧」、総務省ホームページ、（2017年2月20日取得、<http://www.soumu.go.jp/gapei/sechijyokyo01.html>）。

を意味している。

これと同じ立場から元木（2006）も、地域内分権を「①地域における行政組織内での分権」（行政組織内分権）と、「②地域内における『住民代表的な組織』または『近隣自治政府¹⁴』等への行政権限の分権」（地域内分権）に分類している（表 1.1 参照）。①行政組織内分権はさらに「本庁内分権」と「行政内分権」に細分化される。前者の本庁内分権は、「本庁の行政組織内部での分権であり、それまで部門ごとに保有していた権限や事務を部や課などの各セクションに移譲すること」と定義される。たとえばそれまで人事部門だけで決めていた人事異動を部長に部内各課への配属を決める権限を移譲する場合や、財政部門が一括編成していた予算を部予算だけを査定する形に変更し、各課の予算については部長決裁で配分する場合などが考えられる。

後者の行政内分権は、「それまで本庁が保有していた権限や事務を出先機関に移譲すること」と定義される¹⁵。たとえば出先機関に市民参加やパブリック・インボルブメント¹⁶などの手法を導入する場合や、出先機関の職員が地域担当としてコミュニティを支援する場合などが考えられる。また①行政組織内分権は、行政経営のパフォーマンス向上や行政サービスの利便性向上なども含意し、その成果を住民自治の拡充につなげることも十分可能である。

②地域内分権は、「広義の地域内分権」と「狭義の地域内分権」に細分化される。広義の地域内分権は、「それまで本庁に集中していた権限や事務を出先機関に移譲することに加えて、より狭域の単位を設定し、各単位で『住民代表的な組織』を設立し、住民参加を拡充すること」と定義される。

狭義の地域内分権は、「それまで行政組織に集中していた権限や事務を、より狭域の単位を設定したうえで、民主的正統性を有する『近隣自治政府』に移譲すること」と定義される。

¹⁴ 「コミュニティや近隣生活圏における共通課題の共同処理のあり方をコミュニティの場で考え、政策やルールをその場で決定するという『決定機能』に着目し、その決定に関し、民主的正統性が確保されるという、参画・協働型タイプの先を行く類型」（間島 2004）と定義される。

¹⁵ 出先機関は、国または地方公共団体その他の機関がその所掌事務の一部を地域に分掌させることを目的に地方に設置する機関を総称している。

¹⁶ 「公募市民を中心とした市民会議が、条例や計画等の策定段階から参加すると同時に、メンバーみずから条例や計画等の内容や策定経緯を一般市民に説明し、市民の意見を聞き、市民との対話を重ねながら最終的に市民の総意として策定する手法」（高橋・佐藤編著 2013: 68）。

表1.1 地域内分権の定義

総称	区分	カテゴリー	定義
地域内分権	行政組織内分権	本庁内分権	本庁の行政組織内部において決裁権限・事務などを各セクションに移譲すること。
		行政内分権	これまで本庁が有していた権限・事務を出先機関に移譲すること。
	区分としての地域内分権	広義の地域内分権	これまで市町村の行政に集中していた権限・事務を、出先機関に移譲することとあわせ、より狭域の単位を設定して「住民代表的な組織」の設置などを行い、地区住民参加システムを拡充していくこと。
		狭義の地域内分権	これまで市町村の行政に集中していた権限・事務を、より狭域の単位を設定した上で、選挙や住民総会等による民主的正統性を有する「近隣自治政府」に移譲すること。

出典：元木（2006：11）

地域内分権は、市町村が「住民自治の展開の場」としての基礎自治体に役割転換を果たす手法としても積極的に捉えられる（元木 2006）。表 1.1 の各カテゴリーは単独で完結するものではなく、地域内分権の段階的なプロセスとして、相互に整合性をはかる必要がある¹⁷。つまり地域内分権の前提には行政内分権があり、その前段には本庁内分権がある。他方で本庁内分権は、住民ニーズを把握する手法や協働を推進する施策を講じなければ行政内部の改革にとどまるため、このカテゴリーを地域内分権に含めることへの疑問も提起されている。

元木（2006）にしたがえば、地域内分権の導入に際しては「狭域の単位」の設定が前提となり、広義の地域内分権では「住民代表的な組織」の設置、狭義の地域内分権ではそれを「民主的正統性を有する『近隣自治政府』」に深化させることが課題となる。

以上、地域内分権の導入では地理的範囲の確定が与件となり、また地域内分権を市町村の「役割転換」（住民自治の拡充の場、公民の役割分担の見直し）の契機にしようとするれば、狭義の地域内分権にまで踏み込んだ議論が求められる。

1.4 協働推進・地域支援の到達点と課題

最後に本研究の目的に照らして、協働推進や地域支援の到達点と課題を確認しておく必要があるだろう。『公民協働推進の指針』は平成 17 年に策定され、その前年に制定された『岸和田市自治基本条例』で、「市民が自治の主体、市政の主権者であることを認識し、自

¹⁷ 私見では、区分の「行政組織内分権」とカテゴリーの「行政内分権」を入れ替えた方が行政内分権と地域内分権の対比や、本庁内分権と（本庁と出先機関を含めた）行政組織内分権の相違が明確になると思われる。

らの地域は自らの手で築いていこうとする意思を明確にし、自ら考え、行動することで、常に安心していつまでも住み続けることができる、個性豊かな持続性のある地域社会」と規定されている『市民自治都市』実現に向けた3つのステップ——『市民と行政の信頼・思いの共有』、『市民と行政の連携・協力』、『市民と行政の協働によるまちづくり』——を達成していくためのものと位置づけられている（入江 2014: 6）。つまり協働は、『市民自治都市』を目指していく上でのツール（手法）（岸和田市 2005: 3）と考えられている。

『市民自治都市』実現に向けたステップは、一つに「2004（平成 16）年に創設された協働推進スタッフが、2011（平成 23）年度から市民生活部自治振興課内に『協働推進担当』として配置され、〔中略〕町会・自治会などの地縁組織を担当する『自治振興担当』と、テーマ型活動などの市民活動支援を担当する『協働推進担当』とが、ひとつの課の中で連携できる体制が整えられた」¹⁸。二つに「協働のとりくみを日常の業務内に根づかせていくために『協働推進員』を各課に1名ずつ配置（任命）し、研修や情報共有を行う『協働推進員制度』が整備された」。三つに「より市民団体と関わりの深い部署同士が密に情報交換を行えるよう、庁内の3課（自治振興課、生涯学習課、政策企画課〔現在の企画課：引用者注〕）と岸和田市立女性センター、岸和田市ボランティアセンターがメンバーとなる『協働推進チーム』が結成された」。四つに「2005（平成 17）年に『市民自治都市の実現に向けて、協働を推進するに当たり、市民と行政が互いにまちづくりの主体として、役割を分担し、共に公共を担い、新しい公共の実現に向けた取組みを効率的かつ効果的に行なっていくことを目的に』、協働のまちづくり推進委員会が設置された」（入江 2014: 8）。つまり協働推進の到達点としては、協働推進担当の配置、協働推進員制度の整備、協働推進チームの結成、協働のまちづくり推進委員会の設置が挙げられる¹⁹。

これら到達点の一方で、「地域支援・市民活動支援」をめぐる課題も指摘されている（入江 2014）。それは一つに具体的な協働推進体制確立の遅れ、二つに従来から行われてきた地域活動支援を含む総合的な支援のあり方についての検討が十分でないことである（同: 9-11）。一つ目の「具体的な協働推進体制確立の遅れ」については、上述した協働のまちづ

¹⁸ 協働推進スタッフは、2004（平成 16）年に企画調整部企画課内に設置された。

¹⁹ 協働推進員は、課等（企画課および自治振興課を除く）に属する職員のうちから当該課等の長が推薦する者をもって充て、「(1)課等と企画課及び自治振興課との連絡調整、(2)自治基本条例及び協働に関する情報集約のサポート、(3)課等の職員への自治基本条例の趣旨普及並びに協働意識の啓発及び促進、(4)その他自治基本条例の趣旨普及及び協働の推進に関すること」を担う（岸和田市自治基本条例・協働推進員及び協働推進チームの設置に関する要綱）。

協働推進チームは、「課等に属する職員のうちから当該課等の長が自治振興課長の依頼に基づき推薦した者」で構成され、「(1)市民及び事業者との協働事業の推進に関すること、(2)協働推進のシステム化に関する調査及び検討、(3)庁内における協働意識の啓発及び促進」を担う。ともに兼任（現所属のまま）で職務にあたる。

協働のまちづくり推進委員会は、学識経験者、社会福祉関係団体の代表者、市民活動団体の代表者、NPO 法人の代表者、市民などから市長が委嘱した 15 名程度の委員で組織され、「(1)本市における協働のあり方の検討に関すること、(2)市民と行政の新たな関係の創造に関すること、(3)協働を推進するための施策の検討に関すること、(4)その他協働の推進に関すること」を所掌する（岸和田市協働のまちづくり推進委員会設置要綱）。

くり推進委員会が平成 23 年以降休止となり、同委員会が提言した市民活動支援（補助金）制度の創設に向けた「庁内での検討も進んでいない状況にある」（同：9）。二つ目の「従来から行われてきた地域活動支援を含む総合的な支援のあり方についての検討が十分でないこと」については、市民協の制度的な位置づけ（「コミュニティ活動を小学校区単位で実現するための組織」（岸和田市自治基本条例））にもとづく「地域への働きかけや新たな制度の導入を行ってこなかった」（同：10）ことで、「市民協は地域運営を行う主体として地域が独自に活用している状況にあり、市の関係部署や市民活動団体等と協働して『市民自治都市』を実現していく主体であることは自覚されてはいない」（同：10）と述べられている。このように協働推進については市民活動にたいする財政的支援、地域支援（自治振興）については市民協の制度的な位置づけが課題といえよう。

以上を踏まえると、本研究の目的は次の 3 つに要約される。1 つに「公民協働」に根ざした「住民主体のまちづくり」について考える。2 つに「地域の課題を地域で考え、（行政と協力しながら）地域で解決する」地域力を高めるためにどのような施策が求められるのかを明らかにする。3 つに 2023（平成 35）年にスタートする次期総合計画と連動して策定をはかっていく地域計画（コミュニティ計画）を柱とする地域内分権の推進方策について考える。

以下の各章では、これら背景と目的に沿って立案・実施された調査の結果を報告する。

第2章 先進都市調査

2.1 地域内分権の類型と推進方策

先進都市調査について報告する前に、地域内分権の類型と推進方策を設定しよう。表 2.1 は、地域自治区制度と住民自治協議会システムを比較したものである。地域自治区には地方自治法にもとづく一般制度としての地域自治区と、合併特例法にもとづく特例制度としての地域自治区がある。両者の違いは、一つに前者が全区域での設置が義務づけられているのに対し、後者はその縛りが無い。二つに地域自治区の事務を処理する「区の事務所」の長は、前者では常勤一般職として任命されるのに対し、後者では常勤特別職として任命される。三つに前者が原則無期限で設置されるのに対し、後者は合併関係市町村の協議によって設置期間が設定される（中川編 2011）。

一方、住民自治協議会システムは、地方自治法や合併特例法に依拠せず、自治体独自の条例や条例に委任された規則等を法的根拠とする。名和田（2009）によれば、コミュニティに制度的な位置づけを与える「コミュニティの制度化」には、法律による制度化、条例による制度化、政策（要綱や内部文書）による制度化があり、地域自治区制度を「法律による制度化」と考えれば、住民自治協議会システムは、「条例による制度化」または「政策による制度化」になる²⁰。

他方、地域自治区を法制化した総務省も地域自治区の設置を強制しているわけではなく、「協働の態勢づくりに際して、各自治体独自の『まちづくり協議会』を使ってもいいし、地域自治区制度を使ってもよい」（名和田 2009: 37）との立場をとっている。実際、地域自治区制度が使いづらいと考えた自治体では、独自に条例を制定し、コミュニティを制度化する住民自治協議会システムが採用されている。

²⁰ コミュニティの制度化は、「身近な地域社会が、法律によるにせよ自治体の施策によるにせよ、制度的に認知され組織されること」（名和田 2007: 60）と定義される。また「多くの場合、自治体内分権制度としての意味を持っており」、「市町村と身近なレベルの地域的まとまりとが乖離するという現代的状況と関連している」（名和田 2009: 7-8）。

表 2.1 地域自治区制度と住民自治協議会システム

制度／システム	地域自治区制度		住民自治協議会システム
	地方自治法	合併特例法	
根拠法令	地方自治法	合併特例法	条例、規則、要綱
区域	市町村が定める区域 全区域での設置が条件	旧市町村単位 全区域に設置する必要はない	概ね小学校区ないし旧字単位 全区域に設置する必要はない
住民意思の決定機構	地域協議会	地域協議会	住民自治協議会
法人格	なし	なし	
構成員の選任	地域自治区の住民のなかから 市町村長が選任	地域自治区の住民のなかから 市町村長が選任	地域別、課題別、性別・世代別 代表性の担保、意欲ある個人の 参画・登用、構成員のバランス
構成員の任期	4年	4年	
権限・役割	諮問答申、自主的審議	諮問答申、自主的審議	
機能	審議会的機能	審議会的機能	議会的機能と行政的機能 (近隣政府)
事務所	地域自治区に事務所を置く 事務所の位置、名称及び所管区域は、条例で定める	地域自治区に事務所を置く 事務所の位置、名称及び所管区域は、合併関係市町村の協議で定める	
事務所の長	市町村職員（常勤一般職）	市町村職員（常勤特別職）	
財源措置	市町村の予算の範囲内	市町村の予算の範囲内	
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・団体自治や行政内分権を目指す方向ではあっても、住民自治の実体化にはつながらない ・行財政の合理化に逆行 ・地域協議会のあり方（住民の意見を反映させるしくみとしての正当性、政策審議の有効性） ・財源と機能の設計 ・担当行政機構（現場）への分権化の設計 		<ul style="list-style-type: none"> ・エリア設定 ・住民自治協議会の構成範囲（既存団体の位置づけ、多様な代表性の担保） ・議会との関係 ・行政との関係（地域支援センターの設置、地域担当の配置、地域予算制度の確立） ・住民自治協議会の財源確保と主体的な運営 ・事務局体制の強化 ・地域計画の策定

出典：中川編（2011）をもとに作成

たとえば横須賀市は、「地方自治法における地域自治区制度を採用しない理由」を二つ挙げている（中川編 2011）²¹。一つに「地域住民が主体となった地域の特性を活かしたまちづくりを実現するため」であり、地域の特性を活かしたルールを整備することで、よい意味での地域格差が生まれ、地域の特性を発揮した取り組みにも期待できるとしている。二つに「真の住民自治を確立するため」であり、地域自治区制度で設置される地域協議会は自治体の附属機関であり、構成員は市長が選任し、任期も4年以内とされ、定数その他の事項は条例で規定される。一方、横須賀市の地域運営協議会はこれら事項を独自に決定し、組織の自主性を尊重した仕組みとなっている。さらに区の事務所の長に自治体職員を充てることは、住民自治の確立に反するとの見解が示されている。

地域自治区制度と比べて住民自治協議会システムは、地域の特性を活かした柔軟な制度設計が可能な反面、「財源保障と権限の分権化をどのように設計するか、住民の総意を結集した協議体をどのように設計するか」（中川編 2011: 65）などの課題も指摘されている。具体的には、表 2.1 のような課題が考えられる。とくに地域支援センターについては、「個々の住民自治協議会を支援する、中間支援組織の役割を担う」（中川編 2011: 176）ことから、地域内分権の推進方策としては、①地域計画の策定、②地域予算の拡充、③地域組織（担い手組織）の整備、④地域担当の配置、⑤中間支援組織／市民活動サポートセンターの設立、⑥拠点施設の整備が想定される。

①地域計画を策定するメリットとしては、一つに②地域予算を効率的・効果的に運用できる、二つに地域の課題を地域で考え、（行政と協力しながら）地域で解決する「地域力」が高まることが考えられる。②地域予算を拡充するメリットとしては、③担い手組織を整備する「呼び水」となることに加え、既存団体の組織基盤を強化することにもつながると考えられる。その一方で地域予算の配分をめぐり、地域の一体性を分断するおそれもある。③担い手組織の整備には、「地域の窓口」を一本化するメリットがある反面、既存団体とのあいだに「上下関係」を作り出すおそれもある。④地域担当はヒトの支援として、③担い手組織の活動、とくに①地域計画の策定を支援する役割に期待される一方、行政にとっても施策の地域展開が容易になるメリットがある。⑤中間支援組織は行政と住民、住民相互の関係を再構築する役割を果たす。⑥拠点施設はモノの支援、また情報の結節点にもなる。

以上の推進方策（スキーム）を整理したのが、図 2.1 である。

²¹（仮称）地域運営協議会設置等検討委員会，2010，「地方自治法における地域自治区制度を採用しない理由」，横須賀市ホームページ，（2017年2月20日取得，<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2410/chiunkyou/kentouiinkai2/documents/1jitihoutiikijitiku.pdf>）。

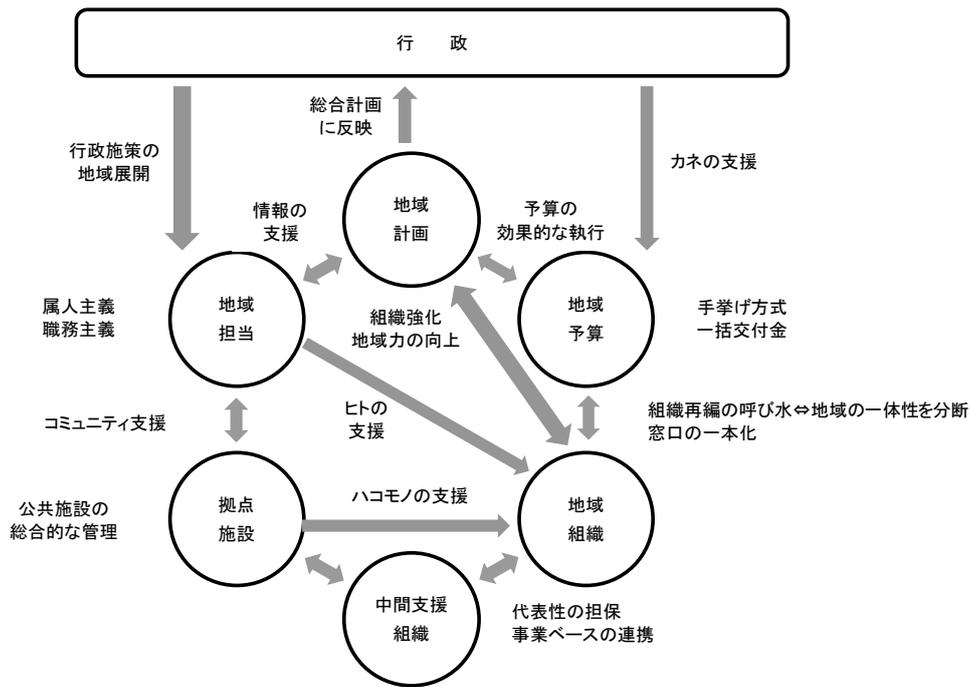


図 2.1 地域内分権のスキーム

2.2 地域内分権の先進事例

本節では、前節で設定された「地域内分権の類型と推進方策」をもとに設計された先進都市調査の結果を報告する²²。調査対象として、「住民自治協議会システム」を採用している自治体—池田市、八尾市、枚方市、名張市、高浜市—を選定し、共通の質問項目（大分類）として、①地域計画、②地域予算、③担い手組織、④地域担当制、⑤中間支援組織、⑥拠点施設を設定した。各項の冒頭で、各市の概要と地域内分権の経緯や背景について簡単に触れている。

²² 先進都市調査の概要（月日、インフォーマント）は、次のとおりである。池田市（平成 26 年 6 月 20 日、地域分権・協働課）、八尾市（7 月 31 日、人権文化ふれあい部・政策推進課）、枚方市（9 月 9 日、市民活動課）、名張市（10 月 27 日、地域部）、高浜市（12 月 22 日、総合政策グループ）

なお本稿は各自治体からご教示いただいた資料等をもとに筆者が独自に解釈・執筆したものであり、各自治体の見解を報告するものではない。本稿の内容に関する誤解は、すべて筆者の責任に帰する。

2.2.1 池田市

人口：103,060人（平成28年11月30日現在）、高齢化率25.9%（H27国調）

面積：22.14 km²

産業：第1次1.1%、第2次20.1%、第3次72.0%（22国調）

校区：10小学校区、5中学校区

所管：地域分権・協働課

条例：池田市みんなで作るまちの基本条例（平成18年4月施行）

池田市地域分権の推進に関する条例（平成19年6月施行）

地域分権制度

池田市は、地域分権制度について、次のように説明している²³。

共働き世帯の増加や核家族化の進行により、生活スタイルが昔と大きく変わってきました。また、住民ニーズが複雑化、多様化するとともに、地域においていろいろと課題が生じています。

こうした地域の課題を解決するために、これまで行政の判断により実施してきたサービス等を各地域の実情に応じて、各地域で意見や知恵を出し合い、地域の提案により実施していくほうが、より住民のニーズに的確に応えることができるのではないかと考えています。

そのため、各小学校区に「地域コミュニティ推進協議会」を設立し、皆さんが納めた税金の一定額を地域の問題解決など地域のために活用できるよう、同協議会に市に対する予算提案権をお渡しする制度です。

池田市の地域分権制度は、「地域の問題解決」を目的に、「地域コミュニティ推進協議会」を担い手組織に位置づけ、「市に対する予算提案権」を移譲する制度と要約できる。それでは「地域コミュニティ推進協議会」（以下、協議会と略記）とはどのような組織だろうか。池田市のホームページでは、次のように説明されている。

地域において、自治会やPTA、地区福祉委員会など様々な団体が「暮らしやすい地域」をめざして、それぞれに活動されています。

「地域コミュニティ推進協議会」は、このような地域の各種団体と地域住民とが連携・協力し、地域のまちづくりのために自発的に活動するための組織です。

²³ 池田市ホームページ，（2017年2月20日取得，<http://www.city.ikeda.osaka.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/8/02-03.pdf>）。

協議会と各団体は対等の関係であり、協議会では、個々の団体が各々実施してきたものを地域として取り組むことに意味があると考えます。また、個々の団体だけでは、取り組めない広域課題についても対応できるものです。

協議会は、各地域団体のネットワーク化、相互補完を図り、それぞれの地域の特色を生かした組織としていただきます。なお、協議会は既存の団体の活動を妨げるものではありません。

協議会は、「地域の各種団体と地域住民とが連携・協力し、地域のまちづくりのために自発的に活動するための組織」「各地域団体のネットワーク化、相互補完を図り、それぞれの地域の特色を生かした組織」とされる。要点は、「協議会と各団体は対等の関係であり」、「協議会は既存の団体の活動を妨げるものではありません」という部分であり、協議会の設立が「屋上屋を架すことにつながらないか」との疑問に答えている。

2016（平成 28）年には、地域分権制度が施行から 10 年目を迎えるにあたり、「これまでの活動実績を検証するとともに、原点に立ち戻って今後の制度のあり方について検討を行う」ことを目的とした地域分権検討会議が開催されている。

2.2.1.1 地域計画

池田市で地域計画を策定しているのは、^{ほそごう}細河校区のみである。細河校区では学識経験者（大阪大学加賀研究室）が入り、2 年がかりで地域計画を策定した。地場産業である植木業が斜陽となるなか、観光によるまちづくりを模索している。

地域計画については、「池田市の場合、ほとんどが住宅地なのであまり特色がなく、地域計画をつくる必要がない」との意見もある。しかし地域計画の策定過程で明らかになった課題に取り組むことで、細河校区は池田市の地域分権のトップランナーとなっている。こうした事例からも、地域計画を策定するメリットである「地域の課題を地域で考え、（行政と協力しながら）地域で解決する『地域力』の向上」を確認できるだろう。

2.2.1.2 地域予算

地域予算（予算提案権）について、池田市ホームページでは、次のように説明されている²⁴。

地域課題の解決法の一つとして、市から地域コミュニティ推進協議会に権限が付与されるもので、課題解消を図るための事業を市に提案することによって、翌年度に事業化することができます。なお、協議会が提案する事業は地域課題を解決するためのもので、市が実施します。

また、予算提案権の限度額は、当面個人市民税の 1%（約 7,000 万円）を上限とし、かつ各

²⁴ 池田市ホームページ，（2017 年 2 月 20 日取得，<http://www.city.ikeda.osaka.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/8/002.pdf>）。

地域ごとに人口割等も考慮して上限（600～700万円など）を設定するものとします。

市では協議会から提出された予算提案書について、法律・条例との適合性や公平性の確保、現行制度との整合性等の観点から審査し、必要に応じて協議会と調整を行います。

予算提案権は、当時の市長のマニフェストにしたがい、市民に税金の1%を使う権利を渡してみようという趣旨で導入された。つまり限度額は既存の補助金の積み上げではなく、市長の「トップダウン」で設定されたことになる。

2009（平成21）年度までは1小学校区あたり概ね700万円の予算規模で推移していたが、2011（平成23）年度に「市長の思いもあり」、900万円くらいに増額された。同年に市長が代わったこともあり、また予算を使い切れていない校区もみられたため、当初の「個人市民税の1%」に戻し、現在は700万円前後で推移している（2015（平成27）年度は平均7,963千円、表2.2参照）。また各協議会で目的を設定し、使い切れなかった予算については積み立てられるようにした。積み立てについて、「池田市地域分権推進基金条例」では、次のように規定されている。

池田市地域分権推進基金条例

（積立て等）

第2条 市長は、毎年度予算の定めるところにより、各協議会の事業提案について市長が定める額（以下「事業提案限度額」という。）から当該年度において各協議会が提案する事業に係る予算額を差し引いた額のうち、各協議会が当該年度の翌年度以後の年度において提案する事業に要すると認める額の総額を基金に積み立てるものとする。

積み立ての目的としては、「活動拠点の整備」という校区が多い。なお、「現金給付を行うもの」「地域に一律物品給付を行うもの」「営利を第一目的とするもの」「特定の宗教・政治活動」「公共の利益を害するもの（公序良俗に反するもの、法令に反するもの）」については、予算を提案できない。

表2.2 予算提案権（平成27年度執行分）

校区	予算額（千円）
池田	7,446
秦野	6,181
北豊島	9,277
くれは	5,458
石橋	6,348
五月丘	6,707
石橋南	7,561
鉢塚・緑丘	6,473
神田	9,293
ほそごう（細河）	8,155
ほそごう（伏尾台）	14,695
合計	87,594
平均	7,963

出典：池田市HP

予算提案権の活用の流れは、次のとおりである。

10月末	新年度事業提案書の提出
11月上旬～1月上旬	提案内容の検討・調整、協議会からのヒアリング……※1
1月中旬～下旬	予算査定・予算化
3月上旬	新年度予算案を協議会に送付
3月下旬	市議会で新年度予算を可決
4月上旬	提案事業の決定を協議会に通知 翌年度事業提案の限度額を協議会に通知
5月下旬	協議会会長会議を開催
5月末	前年度の事業評価書の提出、市・地域からのコメント
7月	地域分権の周知活動……※2 地域分権・地域サポーターの庁内公募
8月下旬	地域サポーターの辞令交付
9月下旬	協議会意見交換会を開催

※1 ヒアリングには、協議会の役員、地域分権・協働課、各事業の所管課が出席する。

「原課に予算をもたせて、地域に提案を挙げていただき、原課で執行する」との考えにもとづいている。

※2 2014（平成26）年度から市役所1階に「地域分権のひろば」を設け、制度の周知をはかっている。協議会の役員経験者などで構成される「池田市地域分権を推進する会」（IBS）が運営にあたり、協議会の活動を紹介したパネル展も開催している。

以下、予算提案権と補助金、PDCA サイクル、制度導入にともなう変化について検討する。

● 予算提案権と補助金

各協議会には補助金が交付されており、予算提案権は市が実施する事業、補助金は協議会が実施する事業に大別でき、大きくはハード事業とソフト事業の違いとされる。補助金の対象事業について、「池田市地域分権事業に係る補助金交付要綱」では、「事業提案を協議会が行い、池田市議会の審議を受けて予算化されたもの」（第2条）と規定されている。要綱の制定に際して、以下の9補助金が廃止された。

池田市地域分権事業に係る補助金交付要綱

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

(地域分権安全パトロール事業に係る補助金交付要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 地域分権安全パトロール事業に係る補助金交付要綱

(2) 地域分権防災備品配備事業に係る補助金交付要綱

(3) 地域分権の地域安全推進に関する事業に係る補助金交付要綱

(4) 地域分権コミュニティ紙等発行事業に係る補助金交付要綱

(5) 池田市地域分権イベント等補助金交付要綱

(6) 池田市地域分権事業補助金交付要綱

(7) 緑化及び自然環境の保全並びに公園の管理活用等に係る地域分権事業補助金交付要綱

(8) 旧北豊島公民館地域活用事業に係る補助金交付要綱

(9) 池田市地域コミュニティ給食宅配事業補助金交付要綱

協議会には補助金のほかに事務費も交付されている。「地域コミュニティ推進協議会事務費交付金交付要綱」では、交付対象事務費と交付金の額について、次のように規定されている。

地域コミュニティ推進協議会事務費交付金交付要綱

(交付対象事務費)

第 2 条 交付の対象となる事務費は、協議会の運営上必要な庶務的な経費のほか、地域住民への啓発及び周知に係る経費とし、役員等の人件費、食料費及び慶弔費には使用できないものとする。ただし、会議用のお茶等を除く。

2 交付金は、事業実施年度の前年度において、条例第 5 条に規定する事業提案を協議会が行い、池田市議会の審議を受けて予算化されたものとする。

(交付金の額)

第 3 条 各協議会に対する交付金の額は、各会計年度につき 10 万円を限度とする。

事務費は「役員等の人件費、食料費及び慶弔費には使用できない」、また「各会計年度につき 10 万円を限度とする」と規定されている。

● PDCA サイクル（事業の提案→実施→評価→改善のプロセス）

協議会には年度当初に翌年度の事業提案の限度額が通知され、協議会では当年度の事業実施と併せて、翌年度の事業提案に向けた要望の調整を行っている。5月末には前年度の事業評価書を市に提出し、評価を受けている。協議会と市の双方から事業を評価することで、運用面での改善をはかり、翌年度の事業提案にも活かしている。

● 制度導入にともなう変化

盆踊りや運動会といった行事の予算が増え、予算が増えたことで行事も活発になっている。一面では地域の要望が実現しているともいえるが、行事が活発になったからといって、それが地域課題の解決に結びついているとは一概には言えない。一方、市の事務量も増えており、事務量のスリム化（行政改革）には結びついていない。

2.2.1.3 担い手組織

「池田市地域分権の推進に関する条例」では、協議会の設立と権限について、次のように規定されている。

池田市地域分権の推進に関する条例

（協議会の設立）

第4条 市民は、市立小学校区ごとに一を限り、その地域内に居住する市民（その地域内で、働く者及び学ぶ者並びに事業所を有する法人その他の団体を含む。以下同じ。）により構成する地域コミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）を設けることができる。

2 協議会の設立に当たっては、その地域内に居住する市民の中から当該協議会の会員を募り、当該会員の中から当該会員の同意を得て代表者その他の役員を選任するとともに、名称、組織その他の規則で定める事項を規約として定め、これを市長に届け出るものとする。

（協議会の権限等）

第5条 協議会は、その地域内において実施する必要がある事業（廃止又は見直しを行う必要があるものを含み、公共の利益を害するおそれのあるものその他の規則で定めるものを除く。以下同じ。）を市に提案することができる。

2 協議会は、前項の提案に当たっては、事業の目的、内容、実施費用その他の規則で定める事項を記載した提案書を提出するものとする。この場合において、協議会は、市に助言等を求めることができる。

3 複数の地域にわたって実施する必要がある事業については、当該複数の協議会が合同で市に提案することができる。

4 前3項に定めるもののほか、協議会は、第3条の基本理念に則り、自ら必要と認める取組みを行うことができる。

協議会は小学校区ごとに設けられ、「その地域内に居住する市民」（在勤・在学者、事業所を含む）で構成されている。一方、協議会の会員は、「その地域内に居住する市民の中から」（傍点は引用者）公募されている。つまり協議会の構成員と会員のメンバーシップには「ズレ」がみられ、地方自治法上の地域自治区制度を導入している上越市の「住民組織」（NPO 雪のふるさと安塚など）や恵那市のまちづくり実行組織（NPO まちづくり山岡など）のような「全戸加入」組織にはなっていない²⁵。他方、協議会は「市立小学校区ごとに一を限り」設立されており、「領土のようにある地域空間を占拠し、地域内に一つしかない（地域占拠制）」（鳥越 1994: 9）町内会の特質と親和性がある²⁶。

協議会の権限は、「地域内において実施する必要がある事業」を「市に提案」できることにある。また協議会を設立するメリットは、「地域の一体性が確保される」「地域活動の相乗効果が期待できる」「地域内の課題解決が可能になる」「効率的な役割分担が可能になる」「一定額の予算提案権が与えられる」とされている²⁷。

協議会の設立の経過は下記とおりであり、ほぼ3か月で全校区に配置されたことになる。

平成 19 年 7 月 地域分権制度に関する説明会を開催（校区別 13 回、自治会要請 14 回）

準備委員の公募（465 人が応募）

10 月 全 11 小学校区で協議会を設立

準備委員を公募にしたのは、自治会や各種団体に要請すると、「市の業務の押しつけではないか」という誤解を与えるおそれがあったため。池田市でも他市と同じく自治会の加入率が低下しており、また自治会を対象とした補助金もすでに廃止されており、そうした事情が協議会のいち早い設立につながった。自治会も組織されている地域と組織されていない地域があり、その空白部を埋めるために協議会が設立されたと考えられる。

協議会の単位を小学校区にしたのは、「地域で一番目の届く範囲、イメージの湧く範囲」だから。人口約 10 万人の池田市は 11 の小学校区に分けられ、1 小学校区あたり約 1 万人の計算となり、「顔のみえる範囲」といえる。

²⁵ 上越市の「住民組織」については、山崎・宗野編（2013）、恵那市のまちづくり実行組織については、市原（2007, 2008）を参照。

²⁶ 地域自治会は、加入単位が世帯であること（世帯単位制）、領土のようにある地域空間を占拠し、地域内に一つしかないこと（地域占拠制）、特定地域の全世帯の加入を前提としていること（全世帯加入制）、地域生活に必要なあらゆる活動を引き受けていること（包括的機能）、市町村などの行政の末端機構としての役割を担っていること（行政の末端機構）などの特徴をもつとされる（鳥越 1994: 9）。

²⁷ 池田市ホームページ，（2017 年 2 月 20 日取得，

<http://www.city.ikeda.osaka.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/8/002.pdf>

● 協議会と構成団体の関係

上述したように、地域分権制度では協議会と各種団体は対等な関係であり、協議会は既存団体の活動を妨げるものではないとされている。

細河、伏尾台、神田の各校区には自治会の連合組織があり、とくに細河と伏尾台では自治会の連合会長と協議会の会長の連携がとれているという。また呉服校区には自治会の連合組織はないものの、すべての自治会長が協議会に名を連ねているという。

2.2.1.4 地域担当制

池田市では、協議会の運営を支援する「地域分権・地域サポーター」（以下、地域サポーターと略記）が配置されている。地域サポーターはボランティアという位置づけで、約 30 名が活動している。ボランティアとはいうものの、「手の挙げられなかった部分については、多少声がけした」という。

地域サポーターの役割は、必要に応じて協議会の総会や役員会等の会議に出席し、説明支援や情報提供を行う。地域の意見を担当部局等に伝え、対応を図る。地域分権に関する内容や手続きの助言等を行うとされている。当初は議事録の作成や広報紙の発行などの支援も行っていたが、現在は協議会も運営に慣れてきて、「行政と地域の橋渡しの役割が大きくなっている」（『ガバナンス』2014 年 6 月号）という。他方で職員の負担感や業務マニュアルの不備といった課題も指摘されている。

2.2.1.5 中間支援組織

池田市の公益活動の取り組みは、以下のとおりである。

平成 11 年	市の機構改革により、ボランティア推進室を新設 ボランティア市民会議が発足
平成 13 年	「池田市公益活動促進に関する条例」施行 ボランティア推進室を公益活動促進課に改称 池田市公益活動促進協議会が発足 池田市立公益活動促進センター（いけだ NPO センター）開設（池田市公益活動促進協議会に管理委託）
平成 14 年	公益活動助成金申請受付開始
平成 16 年	池田市公益活動促進協議会を、いけだ NPO センターの指定管理者に選定
平成 18 年	公益活動促進課を廃止、政策推進課に統合

「池田市公益活動促進に関する条例」では、登録制度、協働事業提案制度、池田市公益活動促進協議会、池田市立公益活動促進センター、池田市公益活動促進基金などについて

規定している。公益活動団体（公益活動を継続的に行う法人その他の団体）は、市に登録することで、「市の事務受託が可能となる」「関係情報がインターネットの利用その他の方法により公表される」「公共施設の利用に関し、当該施設の設置の目的に反しない限りで、特別の配慮を受けることが可能となる」「助成金の交付を受けることが可能となる」などのメリットがある²⁸。

協働事業提案制度は、公益活動団体が市と協働可能な事業を提案できる制度である。

池田市公益活動促進基金は、「公益活動の促進に要する経費に充てる」（池田市公益活動促進に関する条例）ことを目的に、「公益活動促進のために贈られた寄付金と同額を市が支出し、積み立てる」マッチング・ギフト方式が採用されている。

2.2.1.6 拠点施設

平成 26 年 3 月に答申された『『共同利用施設』の見直し方針について』では、「施設の稼働率が、全般的に低いこと」「他市と比較して、会館相互が距離的に近接していること」「今後 30 年間、仮に現状のまま 34 館を維持していくと、40～45 億程度のコストを要すること」などの課題が指摘され、「将来における人口・税収減、施設の老朽化の進行等を考慮すると、『縮減も含め見直しを行うこと』が適当」（池田市市有施設再編委員会 2014: 7）と述べられている²⁹。

²⁸ 池田市ホームページ，（2017 年 2 月 20 日取得，<http://www.city.ikeda.osaka.jp/soshiki/sogoseisaku/chiikibunken/gyomu/koueki/sokushinhoshin/1415931419590.html>）。

²⁹ 共同利用施設は、「高度経済成長期に、大阪国際空港の拡張（滑走路の増設）、航空機の大型化、国際線の運航等により、騒音被害が深刻化したことを受けて、〔中略〕騒音補償の一環として、地域住民の集会等に供する『共同利用施設』の設置が、国や府の補助のもと行われ、池田市においても昭和 44 年から 62 年までの間に 34 施設が設置された」（池田市市有施設再編委員会 2014: 3）。

2.2.2 八尾市

人口：268,562人（平成28年12月1日現在）、高齢化率27.4%（H27国調）

面積：41.72km²

産業：第1次0.9%、第2次29.1%、第3次63.2%（22国調）

校区：28小学校区、15中学校区

所管：市民ふれあい課

条例・規則：八尾市市民参画と協働のまちづくり条例（平成18年6月施行）

八尾市校区まちづくり協議会の設置に関する規則（平成24年10月施行）

地域分権

八尾市では第5次総合計画（2011～2021年）で「地域分権の推進」を謳い、市政運営の柱としてきた。人口減少や町会加入率の低下などを踏まえ、地域コミュニティの醸成をはかりながら行財政運営を持続可能なものとするために、行政がすべきことと地域がすべきことを切り分け、地域ごとに異なる課題にどのように対処すべきかという観点から、目標別計画と地域別計画で構成される基本計画を策定した。

2006（平成18）年には「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」を施行し、その第16条第1項にある「施行後5年を超えない期間ごとに、この条例が本市にふさわしいものであるかについて検討を行うものとする」との規定にしたがい、2012（平成24）年に条例の一部を改正した。改正された条例では、「校区まちづくり協議会」（以下、まち協と略記）と「わがまち推進計画」について、次のように規定されている。

（校区まちづくり協議会）

第10条の2 市民は、第5条に規定する議論の場又は前条に規定する対話の場では出された地域における社会的な課題の解決を図り、及び地域のまちづくりを推進する組織として、小学校区ごとに一を限り、校区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置することができる。

- 2 市は、協議会の設置に関し必要な事項を別に定めるものとする。
- 3 協議会は、民主的に、かつ、市民に開かれた運営を行うとともに、当該校区の市民の意見を反映した地域のまちづくりを行うものとする。
- 4 市は、協議会が策定したわがまち推進計画に基づき行う地域のまちづくりに対し、必要な支援を行うものとする。ただし、財政支援については、予算の範囲内で行うものとする。
- 5 市は、前項に規定する支援の実施に当たり、その支援の範囲、方法その他の必要な事項を別に定めるものとする。

(わがまち推進計画)

- 第10条の3 協議会は、暮らしに身近なまちづくり及び様々な地域活動を進めていくに当たり、当該校区の市民の意見を集約した上で、地域のまちづくりの目標、活動方針、活動内容等を定めたわがまち推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。
- 2 協議会は、策定した推進計画を当該校区の市民に公表した上で、その実現に向けて、適切な進行管理に努めなければならない。
- 3 市は、推進計画に掲載された事業が、法令、条例等及び八尾市総合計画の基本構想に即し、かつ、まちづくりに資するものであると認めるときは、市政運営に当たり、その実現に努めなければならない。

まち協は、「地域における社会的な課題の解決を図り、及び地域のまちづくりを推進する組織として、小学校区ごとに一を限り」設置されている。市はまち協のわがまち推進計画にもとづく事業にたいして財政支援を行うとともに、その事業が「まちづくりに資するもの」と認められるときは、「その実現に努めなければならない」と規定されている。なお財政支援は「予算の範囲内で行うもの」とされ、この規定は地域自治区制度の財政措置とも共通している（表 2.1 参照）。

2010（平成 22）年にまち協設立準備会が発足し、翌年まち協に移行するなかで、協議会づくりは「具体的な事業がないと成立しないため」、また「理屈だけでは進まないため」、具体的な事業資金として「地域まちづくり支援事業」が施行された。まち協の設立に向けた財政的支援といえ、地域の目指すまちづくりを後押しした。

2.2.2.1 地域計画

● 行政計画と地域計画

上述したように、八尾市ではまちづくりの目標ごとの計画である「目標別計画」と、それを地域別に整理した「地域別計画」が策定されている。行政計画である地域別計画には、「行政が主体的に行う取り組み」と「地域と行政が協働して行う取り組み」が記載されている。一方、地域計画であるわがまち推進計画には、「地域が主体的に行う取り組み」と「地域と行政が協働して行う取り組み」が記載されている（図 2.2 参照）。

● 地域別計画とわがまち推進計画の整合性

総合計画の策定過程では、「八尾市の未来を語るタウンミーティング」（平成 20～21 年度）、「『地域別計画』意見交換会」（平成 22 年度）、「元気で新しい八尾のまちづくりを考える市民懇談会」（平成 20～22 年度）などの「市民参加・参画」の手法が用いられた。とくに「『地域別計画』意見交換会」にはまち協のメンバーも参加し、地域別計画による印象をもっている。地域別計画を参考にわがまち推進計画を策定した校区も多い。

計画の数値的な指標については、目標別計画には導入されているものの、地域別計画やわがまち推進計画には導入されていない。今後どうするかは未定だが、事業を客観的に評価でき、進捗状況も把握できる指標を開発するのは容易ではない。



図 2.2 地域別計画とわがまち推進計画

出典：八尾市（2011）

2.2.2.2 地域予算—地域まちづくり支援事業から校区まちづくり交付金へ

● 地域まちづくり支援事業

地域まちづくり支援事業（以下、支援事業と略記）は、一般財源ではなく基金を活用し、事業期間は平成 22～24 年度の 3 年間であった。事業のプラス面とマイナス面を評価し、地域予算制度（校区まちづくり交付金）につなげる狙いがあった。

支援金の内訳は、「防犯・防災」50 万円、「地域福祉」50 万円である。支援金額は、各校区で主体的に事業を実施するために必要と考えられる金額から算出した。初年度である平成 22 年度は 1,000 万円（「防犯・防災」500 万円、「地域福祉」500 万円）を予算化した。結果的に 20 を超える校区が申請し、予算額を申請校区数で按分した。

支援事業制度をめぐっては、否定的な意見も少なくない状況であったが、「校区単位でジ

ヤンルを問わないネットワーク」という点においては一定の理解があった。こうした経過を踏まえて庁内外で議論を重ねた結果、初年度の予算執行は平成 22 年度後半からとなった。

● 校区まちづくり交付金

校区まちづくり交付金（以下、まちづくり交付金と略記）は平成 25 年度に導入され、「補助率を設けない交付金として、〔中略〕『わがまち推進計画』に基づく地域で共有された事業で、市の施策及び関係法令に整合するものであれば」（「八尾市校区まちづくり交付金の手引き」）、活用できる。交付金額は、「均等割の額、人口割の額及び加算を合算して得た額」（「八尾市校区まちづくり協議会の支援に関する規則」）とされている。

八尾市校区まちづくり協議会の支援に関する規則

（交付金の額）

第 5 条 交付金の額は、別表に定める均等割の額、人口割の額及び加算を合算して得た額とし、第 7 条の申請において見積もられた交付対象事業に係る事業費を積算して得た額の範囲内の額とする。

交付金についての地域への説明として、「準備会から協議会へ移行後、わがまち推進計画を作成し、その計画にもとづいた事業にたいする財政支援」としてきた。当初は地域に支出されている既存補助金の統合も検討されたが、結果的には実現せず、支援事業制度を発展させた形で設計された。

「わがまち推進計画」の位置づけによる交付金事業となることから、防犯・防災や地域福祉以外にも、歴史・地域の魅力発信、子育て支援等、よりきめ細やかな取り組みへと活動の幅を広げた。

まちづくり交付金を今後も 200 万円ずつ（志紀小学校区と南高安小学校区は 225 万円）交付するのにかについても未定であり、平成 25 年度の実績だけでは判断できない。交付金の効率的・効果的な運用も課題であり、総額を変えずに地域性をもたせる、増額する場合でも段階を設けるなどのバリエーションが考えられる。特定の事業に取り組みば「ボーナス」を支給するなどのアイデアもある。ただしあまりメニューを固定化しすぎると、補助金化するおそれもある。

区分	交付金の上限額	
均等割額	1 協議会につき、500,000 円とする。	
人口割額	1 協議会につき、次の各号に掲げるその校区を構成する地域の人口の総数（前年9月末日現在）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 5,000 人未満 1,000,000 円 (2) 5,000 人以上 10,000 人未満 1,250,000 円 (3) 10,000 人以上 15,000 人未満 1,500,000 円 (4) 15,000 人以上 1,750,000 円	
加算額	事業の目的が次の各号に掲げる事業に合致すると認められる場合は、1 協議会につき、当該各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	
	加算項目	加算額
	(1) 安全安心加算	800,000 円
	(2) 健康増進加算	150,000 円 ※複数の加算事業を申請した場合でも加算上限額は変わらない。
	(3) 次世代育成加算	
	(4) 情報発信加算	
	(5) 組織基盤強化加算	
	(6) 協働広がり加算	
※上記の表は、平成 28 年度事業実施分から適用されます。		

● 交付の流れ

交付の流れは、①交付申請書の提出→②申請内容の書類審査→③交付金の交付決定→④交付金の振込（前金払）→⑤事業の実施→⑥実績報告書の提出→⑦活動成果報告会となっている。

①交付申請書の提出については、事業計画書や収支予算書などを添付する必要があり、「書き方見本 Q&A 集」を作成して、まち協の会長連絡会で配布した。所管課（市民ふれあい課）とコミュニティ推進スタッフ（後述）のあいだで書類の記入方法などを共有しておく必要があり、マニュアルがあれば担当者が異動した際にも申し送りに使える。

④交付金の振込（前金払）は、まち協の会長または会計名義で専用の口座をつくってもらい、「債権者登録」を行っている。専用の口座には肩書き（役職名）を記載し、相続の問題などが起こらないようにしている。

● 申請スケジュール

校区のなかには早く予算が欲しいところとしっかり考えたいところがあり、両方のニーズを満たすために申請時期を5回設けた（平成28年度は4月、6月、8月の3回）。申請数が多いのは6月で、それは4月に役員が交代し、5月に総会を開く校区が多いため。締切を複数回設けることで、事務が分散する効果もみられた。

● まちづくり交付金のポイント

- ① 事務管理経費（まち協で使用する設備や備品の維持管理にかかる費用）
1校区50万円を上限とする。
- ② 年度間調整（当年度計画事業と翌年度計画事業のあいだで事業費を調整する）
1回目の締切である4月末に申請し、5月下旬に交付が決定しても、交付金が振り込まれるのは6月中旬以降となり、そのあいだはまちづくり交付金を使えない。たとえば青色防犯パトロール事業では、車両をリースするにも固定費がかかり、これまではまち協の役員が自腹で立て替えていたという。年度間調整を活用することで、こうした不便も解消する。また年度間調整は、まちづくり交付金を無理に使い切らなくてもよいということを示している。
- ③ 積立（事業費が高額で単年度で実施できない事業について、事前協議により交付金を計画的に積み立て、将来の事業費に充当する）
平成25年度は南高安小学校区で「防犯・防災拠点整備事業」、竹淵小学校区で「地域交通研究事業」を目的とした積立が行われている。
- ④ 事業間調整（同一年度内において、事前に申請している事業間で事業費を調整する）
変更申請は不要とされ、ただし実績報告額が事業予算額の25%を超えて増減する場合は、事業報告書にその理由を記載する必要がある。

● PDCA サイクル（計画→実施→評価→改善のフロー）

市の施策とまち協の事業をマッチングすることを目的に、コンサルタント会社に制度の検証を委託している。将来的にはまち協自身で事業を振り返り、評価も行ってほしいと考えている。市では第5次総合計画の前期基本計画の見直し作業に着手しており、地域でも早いところでは今年度から、わがまち推進計画の手直しに着手するだろうとみている³⁰。

まちづくり交付金の効果としては、防犯・防災の活動が広がり、各校区で趣向を凝らした防災訓練を行っている。たとえば小学校と連携して児童に独居高齢者を介助させたりしている。そうした「身近な防災」は行政の手が届かず、学校だけでも手に負えない。各種団体が参画するまち協だからこそ取り組める事業だといえる。地域福祉の分野では、社協

³⁰ 2015（平成27）年3月には、『わがまち推進計画』改定の手引きが策定されている。

の小地域ネットワーク活動でカバーされない部分を補っており、たとえば町会や婦人会が中心となってふれあいサロンを開いている。

2.2.2.3 担い手組織

まち協の設立に際して、地域からの意見・議論は思いのほか大きかった。その背景には、まち協が地区福祉委員会や自治振興委員会（町会・自治会の連合組織）などの「既存組織をないがしろにしている」と受け止められてしまったことにある。地域との話し合いを重ね、既存組織のこれまでの活動を最大限尊重するというスタンスをとることで、まち協の設立が実現した。

自治振興委員会にはまち協が設立されることで地域内の組織体系に混乱が生じることを危惧する声もあった一方で、地区福祉委員会や自治振興委員会の役員をまち協に参画させている校区もあり、そうした校区では会長がまち協の会長を兼務しているところが多い。

まち協の役員を公募している校区は少ないが、青色防犯パトロールなどの活動で担い手を公募している校区もみられ、地域分権は広がりつつある。

2.2.2.4 地域担当制

八尾市の地域担当制は、地域拠点に配置される①地域拠点所属長、②コミュニティ推進スタッフ（以下、コミスタと略記）、③出張所等保健師、④地域拠点担当職員、各部局から選任される⑤部局統括者、⑥所属調整者で構成されている。

②コミスタは 2008（平成 20）年度から、⑤部局統括者（部局地域調整担当者）と⑥所属調整者（部局地域担当者）は 2011（平成 23）年度から配置されている。①コミスタは概ね中学校区ごと、つまり市内 10 か所の出張所に併設されているコミュニティセンター、市内 2 か所の人権コミュニティセンター、八尾小学校区では本庁（市民ふれあい課）に専任で配置されている。「担当地域の地域資源の整理及び地域の課題や行政ニーズの把握」「部局地域会議への情報整理」を担い³¹、交付金班（要綱づくり）、地域担当制班（職員研修）、情報発信班（写真展など）に分かれて活動している。17 名いるコミスタのうち、15 名が課長補佐級、2 名が参事級で（平成 26 年度）、部局地域調整担当者や部局地域担当者も管理職が任命されている（⑤部局統括者は部次長等、⑥所属調整者は所属長）。地域担当に管理職を充てているのは、一つに課の業務を把握している職員を配置することで部局間の連携が進む、二つに超勤手当が考慮されたという。

2.2.2.5 中間支援組織

八尾市では 2004（平成 16）年に「八尾市市民活動支援ネットワークセンター」（つどい）

³¹ 八尾市ホームページ，（2017 年 2 月 20 日取得，<http://www.city.yao.osaka.jp/0000014792.html>）。

を開設し、平成 24 年に「つどい」の登録団体、まち協、所管課を対象としたアンケート調査を実施、中間支援組織としての役割の明確化、ボランティアセンターとの連携、多様な主体との関係構築などの課題を析出した。翌年、「つどい」の業務を「特定非営利活動法人やお市民活動ネットワーク」に委託し、同法人の副理事長がまち協の会長や自治振興委員会の副委員長を兼ねている機会をとらえ、「地域に根ざした活動と NPO などのテーマ型の活動」の連携を目指している³²（図 2.3 参照）。

2.2.2.6 拠点施設

1948（昭和 23）年に八尾町、龍華町、久宝寺村、大正村、西郡村の 2 町 3 村の合併で誕生した八尾市では、旧町村単位に出張所が置かれている。平成 26 年の「八尾市地域拠点あり方検討委員会」の提言を受け、出張所の地域の拠点施設としての再編が進められている。具体的には、出張所の窓口機能（公金収納、諸証明の発行届出）を段階的に廃止し、地域のまちづくり支援の拠点、市民に身近な行政サービスの拠点、コミュニティの推進・生涯学習の支援の拠点に再編し、窓口機能の廃止によって確保された人的資源を、「地域と向き合う視点での施策展開」やコミュニティセンターの機能強化につなげている。

市内 10 か所の出張所に併設されているコミュニティセンターの管理運営は、出張所の職員が担っており、また出張所には保健師が配置されている。

³² 第 5 次総合計画では、「地域に根ざした活動と NPO などのテーマ型の活動、地域と事業者など、多様な地域や活動主体が、それぞれの持ち味を活かしながら連携、協働を拡大していけるようコーディネート機能を有する中間支援組織の体制・ネットワークを充実し、八尾の元気をつないでいきます」と述べられている。

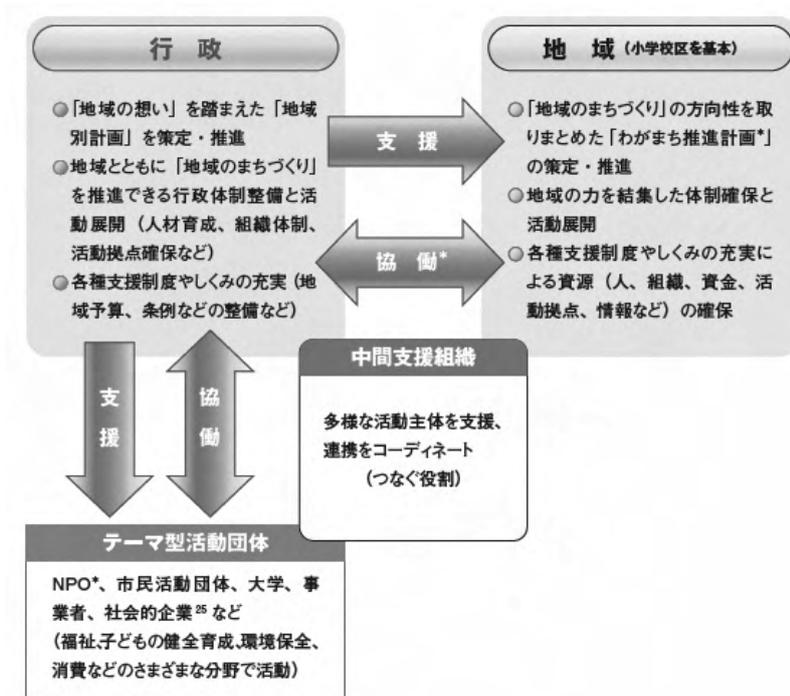


図 2.3 「地域のまちづくり」における地域と行政などとの協働・支援の姿

出典：八尾市（2011）

2.2.3 枚方市

人口：405,269人（平成28年12月1日現在）、高齢化率26.5%

面積：65.12km²

産業：第1次0.5%、第2次23.5%、第3次70.3%（22国調）

校区：45小学校区、19中学校区

所管：市民活動課

2.2.3.1 地域計画

枚方市では地域計画は策定されていないが、社会状況の変化とともに地域の課題が多様化・複雑化しているなかで、これらを解決していくためにさまざまな主体とまちづくりの目標や課題を共有し、信頼関係をより深めながら、適切な役割分担を行う協働によるまちづくりを推進している。

2.2.3.2 地域予算

枚方市の地域予算には、校区コミュニティ活動補助金と地域づくりデザイン事業がある。

● 校区コミュニティ活動補助金

校区コミュニティ活動補助金は、使途に弾力性をもたせた基礎額（基礎事業）と、①小地域ネットワーク活動、②自主防災活動、③青色防犯パトロール活動に使途を特化した特別事業で構成される（表2.3参照）。基礎事業は、地域の特色に応じてさまざまな対象事業に活用できるが、特別事業は、特化した分野の活動にたいして補助を行っている。なお、①小地域ネットワーク活動と②自主防災活動は、すべての校区で取り組まれている。使途を上記3つの活動に絞ったのは、「地域コミュニティ活動の中でも重要であり、地域要望の高い活動」（岸和田市視察質問事項に係る回答）であることによる。

表2.3 平成27年度 校区コミュニティ活動補助金 交付確定額

校区名		基礎事業 地域活動	特別事業 自主防災事業	特別事業 小地域ネットワーク事業	特別事業 青パト活動	27年度補助金総額
1	枚方	551,300	200,000	500,000		1,251,300
2	枚方第二	518,900	200,000	500,000		1,218,900
3	蹠跏	504,400	200,000	500,000		1,204,400
4	香里	533,200	200,000	500,000	20,000	1,253,200
5	開成	478,300	200,000	500,000	20,000	1,198,300
6	五常	478,300	200,000	500,000		1,178,300
7	春日	513,100	200,000	500,000		1,213,100
8	桜丘	544,100	200,000	500,000		1,244,100
9	山田	447,100	200,000	500,000		1,147,100
10	明倫	453,700	200,000	500,000		1,153,700
11	殿山第一	475,300	200,000	500,000		1,175,300
12	殿山第二	509,300	200,000	500,000	20,000	1,229,300
13	樟葉	560,800	200,000	500,000		1,260,800
14	津田校	538,100	200,000	500,000		1,238,100
15	菅原	518,200	200,000	500,000	20,000	1,238,200
16	氷室	467,000	200,000	500,000	20,000	1,187,000
17	高陵	435,700	200,000	500,000		1,135,700
18	山之上	535,600	200,000	500,000		1,235,600
19	牧野	557,300	200,000	500,000		1,257,300
20	交北	478,400	200,000	500,000		1,178,400
21	香陽	480,100	200,000	500,000		1,180,100
22	招提	486,100	200,000	500,000	20,000	1,206,100
23	中宮	509,800	200,000	500,000		1,209,800
24	小倉	502,600	200,000	500,000		1,202,600
25	樟葉南	498,500	200,000	500,000	20,000	1,218,500
26	磯島	481,400	200,000	500,000		1,181,400
27	蹠跏西	510,600	200,000	500,000		1,210,600
28	樟葉西	536,800	200,000	500,000		1,236,800
29	田口山	511,800	200,000	500,000		1,211,800
30	西牧野	444,600	200,000	500,000		1,144,600
31	川越	471,600	200,000	500,000		1,171,600
32	蹠跏東	503,800	200,000	500,000		1,203,800
33	桜丘北	493,500	200,000	500,000	20,000	1,213,500
34	津田南	556,200	200,000	500,000		1,256,200
35	樟葉北	455,900	200,000	500,000		1,155,900
36	船橋	530,400	200,000	500,000	20,000	1,250,400
37	菅原東	556,700	200,000	500,000		1,256,700
38	中宮北	431,400	200,000	500,000		1,131,400
39	山田東	454,300	200,000	500,000	20,000	1,174,300
40	藤阪	497,000	200,000	500,000	20,000	1,217,000
41	平野	488,400	200,000	500,000	20,000	1,208,400
42	長尾	525,200	200,000	500,000	20,000	1,245,200
43	東香里	464,000	200,000	500,000		1,164,000
44	伊加賀	507,500	200,000	500,000		1,207,500
45	西長尾	492,000	200,000	500,000		1,192,000
	合計	22,488,300	9,000,000	22,500,000	260,000	54,248,300

出典：枚方市HP

校区コミュニティ活動補助金の導入に際して、これまで小学校区単位で交付されていた市単費の6補助金（地域コミュニティ活動補助金、小学校区体育祭補助金、地域青少年参加モデル事業補助金、青少年を守る会連絡協議会補助金、交通対策協議会に係る校区支部活動助成金、防犯協議会に係る校区支部活動助成金）を、2005（平成17）年度と2006（平成18）年度の2段階に分けて廃止・統合し、既存の補助金要綱等に代わる「校区コミュニティ活動補助金交付要綱」を制定した（図2.4参照）。

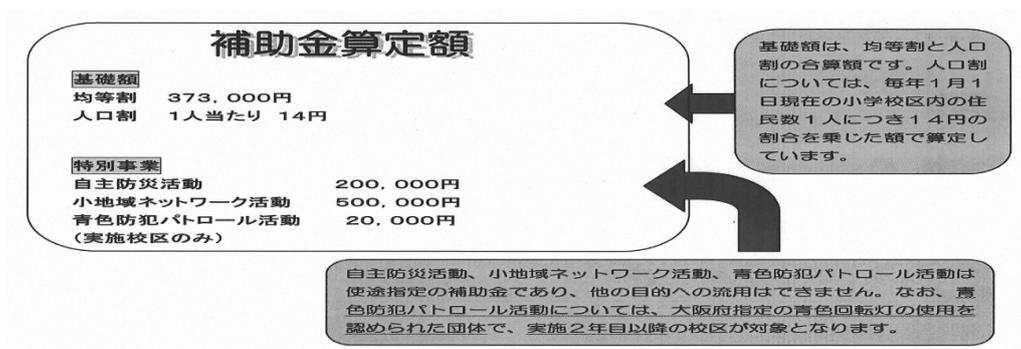


図 2.4 補助金の概要

出典：「校区コミュニティ活動補助金利用の手引き 平成28年度版」

①小地域ネットワーク活動は、大阪府の行財政改革にともなう事業の見直しを受けて、平成21年度から福祉分野に特化した特別事業補助金として校区コミュニティ活動補助金に統合され、平成23年度以降、38万円から50万円に増額されている。これにともない、それまで社協から交付されていた地域福祉活動支援助成事業（最大12万円）は廃止された。

1校区あたり平均約120万円交付している補助金の半分近くを①小地域ネットワーク活動が占めており、校区コミュニティ協議会（以下、コミ協と略記）の参画組織で福祉部門を担っている校区福祉委員会を中心に活用されている。

②自主防災活動は、平成24年度以降3万円から20万円に増額されるとともに、防犯活動、交通対策活動、青少年活動を基礎額に統合し、各校区で弾力的に活用できるようになった。

③青色防犯パトロール活動は、平成22年度に追加され、これまでに13校区で取り組まれている。

● **地域づくりデザイン事業**

地域づくりデザイン事業は、「各校区の特色を活かして行う地域づくりへの主体的な取り組みを支援し、地域づくりデザイン事業を通じて地域に対する住民共通の理解及び関心を

深め、もって地域力の育成及び地域自治の促進に資すること」(枚方市地域づくりデザイン事業補助金交付要綱)を目的としている。平成18年度の枚方市コミュニティ連絡協議会(各コミ協の会長で組織、以下、連協と略記)の総会で、市長から校区の特色を生かした地域づくりのデザインを住民自ら描く「コミュニティ・マニフェスト」に関する提案があり、その年の9月議会で地域づくりデザイン事業の実施が表明された。連協の校区代表者会議(後述)でも事業計画について協議し、2007(平成19)年9月に「枚方市地域づくりデザイン事業補助金交付要綱」(以下、「要綱」と略記)が施行された。

地域づくりデザイン事業は、計画策定にたいする補助金(最大10万円)と、事業実施にたいする補助金(最大300万円)の二本立てとなっている。申請できるのはコミ協に限られ、つまりコミ協には地域の課題を協議する場としての役割が期待されている。申請書類は、「地域づくりデザイン事業審査委員会³³」(以下、審査委員会と略記)が、①創造性、②地域活性化、③持続性、④発展性、⑤主体性から総合的に評価している。これまでに7校区が選定されている。また同事業では、計画策定にたいする補助金の段階で、事業実施にたいする補助金につながるかを判定している。「要綱」では、「校区コミュニティ協議会が実施する地域づくりデザイン事業のうち、前号〔地域課題の精査、事業実施に係る調査及び地域住民の意見集約等：引用者注〕の活動に係る補助金の交付を受けてその事業計画が策定されたもので、かつ、当該事業に持続性、発展性及び地域の主体性が見込まれるもの(従来に関連する事業にあっては、新たな取り組み又は要素が付加されているものに限る。)」と規定されており、つまり事業実施にたいする補助金は、計画策定にたいする補助金を受けて策定された事業計画によらなければ、交付対象にならない。また地域づくりデザイン事業補助金は、「事業の内容に応じて事業開始年度から起算し最大5年間に分けて交付することができる」(枚方市地域づくりデザイン事業選定審査会概要)とされ、6年目以降も継続して取り組める「長期的な」事業に交付することが想定されている。

● 予算額と事務量

予算額は、校区コミュニティ活動補助金の事業枠が拡大したことで増えており、予算執行にかかる事務量も、校区コミュニティ活動補助金では実績報告のチェック、地域づくりデザイン事業では審査委員会の運営などにより、実質的に増えている。

2.2.3.3 担い手組織

枚方市では、1987(昭和62)年に区長制度が廃止され、新たな組織として小学校区内の各種団体が結集する「校区コミュニティ」づくりが提起された。平成17年には全45小

³³ 審査委員会は、(1)学識経験のある者、(2)市民団体又は関係団体を代表する者(現在は枚方市コミュニティ連絡協議会、ひらかた市民活動支援センターからそれぞれ1名ずつ委員を選出)等のなかから5人以内の委員で構成される。

学校区でコミ協が組織され、現在では行政との連携を深めながら、地域の中心的な役割を担っている。それが可能となったのは、校区コミュニティ活動補助金という財政的支援によるところも大きい。

昭和 45 年	校区内の協議組織として、社会福祉協議会の呼びかけで校区福祉委員会が組織される（～平成 14 年）
62 年	区長制度の廃止（当時 297 区長）
平成 2 年	校区コミュニティ活動補助金制度の開始
9 年	枚方市コミュニティ連絡協議会の結成 各校区で自主防災組織を設立（～平成 19 年）
17 年	全校区で校区コミュニティ協議会を設立 校区組織にたいする補助金の一元化

平成 9 年には連協が結成されている。連協は「安全・安心で魅力ある地域づくり」を推進すること（枚方市コミュニティ連絡協議会会則）を目的としている³⁴。年 1 回の総会、年 4 回程度の校区代表者会議と役員会を開き、適宜ブロック会議（東中南北の 4 ブロック）も開催されている。具体的には校区コミュニティ協議会の連絡及び意見・情報交換、地域活性化をはかるための事業、行政等関係機関との連携などを行っている。

2.2.3.4 地域担当制

地域と行政が一体となって協働のまちづくりを進めるため、平成 28 年度から「地域担当職員制度」を導入している。連協の東部・中部・南部・北部の 4 つのブロックに 3 名ずつの職員を配置し、地域の公共的課題の解決に向けた活動を行っている。

2.2.3.5 中間支援組織

平成 13 年にサプリ村野内に「ひらかた NPO センター」を開設し、翌年「特定非営利活動法人ひらかた NPO センター運営協議会」と連携して市民活動の支援機能を強化した。「特定非営利活動法人ひらかた NPO センター運営協議会」は、平成 19 年に「特定非営利活動法人ひらかた市民活動支援センター」（以下、「ひらせん」と略記）に名称変更している。「ひらせん」は、市との共催行事である「ひらかた防災学校」や、地域の自主防災活動を支援する「防災小学校」を実施している。「防災小学校」は、NPO が開発した防災訓練のメニューをコミ協や自治会からの依頼に合わせて「ひらせん」が提案・コーディネートしている。「ひらかた NPO センター」は、平成 25 年に一時・長期利用室、貸ロッカーな

³⁴ 会則は平成 27 年 3 月に改正されている。

どを備えた「サプリ村野 NPO センター」としてリニューアルされている。

枚方市 NPO 活動応援基金は、「枚方市で公益的な活動を行う NPO 法人を支援するため、市民からの寄附を基金に積み立て、審査会での審査を経て補助」する仕組みであり、登録団体（平成 28 年度現在 16 団体）や 7 つの活動分野（①保健・医療・福祉、②学術・文化・芸術、③環境、④まちづくり、⑤国際・平和・人権、⑥子ども・男女共同参画、⑦その他（経済活動の活性化・団体支援））のなかから用途を選択できるため、「寄附者の意向が反映されやすい基金」になっている。寄附は「一般寄附」、「団体希望寄附」、「活動分野希望寄附」に分けられ、税法上の優遇措置（個人の場合、所得税・地方税の寄附金控除、法人の場合、損金算入）が受けられる。

2.2.3.6 拠点施設

枚方市では、平成 2 年の「生涯学習の振興のための法整備」等を踏まえ、幅広い市民の学びを支え、その成果を生かすため、平成 18 年に社会教育行政の枠組みのなかで利用者を制限してきた登録制度を廃止し、生涯学習活動であれば全ての市民が利用できる生涯学習の拠点、総合行政部門の生涯学習市民センターに位置づけ、生涯学習推進体制を再編した。

生涯学習推進体制の再編について、『広報ひらかた』（平成 18 年 10 月 20 日号）では、「すべての市民が身近に学べる環境をつくり、学びの成果を地域社会の子育てや福祉、環境など幅広い分野に生かして地域力を高め、様々な公共的課題を協働で解決していく仕組みを築くための総合的な政策」と説明されている。

市内 9 か所の生涯学習市民センターは、さまざまな学びの拠点として多くの市民に利用され、あらゆる世代の交流の場としての役割を果たしている。生涯学習市民センターには生涯学習や地域活動などの経験を有する職員を配置し、単に部屋の貸し借りや再編時から開始された料金の徴収にとどまらない運営を行っている。一連の改革には市民活動団体が 26,250 人分の署名を集めて「公民館存続の是非を問う住民投票条例」制定の直接請求を行うなど、反発が大きかった。平成 26 年度に生涯学習市民センターと図書館を複合した 6 施設の管理運営について、民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費削減を目指し、平成 30 年度から指定管理者制度を導入することとし、平成 28 年度に蹉跎、牧野の 2 館に先行して導入された。指定管理者制度の導入にたいしては、「市と市民の協働はどうなるのか」などの意見も寄せられたが、制度導入に関し、市による継続した関与を基本としつつ、指定管理者に学習支援事業の参画等を求めている。

2.2.4 名張市

人口：79,994人（平成28年12月1日現在）、高齢化率30.3%

面積：129.77km²

産業：第1次0.5%、第2次35.9%、第3次62.9%（H25）

校区：14小学校区、5中学校区

所管：地域経営室

条例：名張市自治基本条例（平成17年1月施行）

名張市地域づくり組織条例（平成21年4月施行）

地域内分権

名張市では1995（平成7）年頃から、国津地区をはじめとする市内のいくつかの地域でまちづくり協議会が結成され、2001（平成13）年までに5つの地区で「まちづくり計画」が策定されていた。市も兼務職員である地域振興推進チーム員を派遣し、計画策定にたいする助言や情報の提供、関係部局との連絡調整などを担わせた。

名張市の地域内分権は、第1ステージ（補助金の交付金化）、第2ステージ（組織の見直し）、第3ステージ（地域ビジョンの策定）に区分される。第1ステージの補助金の交付金化は、2002（平成14）年4月に就任した亀井市長の「財政非常事態宣言」のもと、「市政一新プログラム」が策定された。翌年3月には「名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例」が制定され、その推進主体として市内14地域で「地域づくり委員会」が設立された。条例の制定にあわせて既存の6つの補助金（ふるさと振興事業補助金、資源ごみ集団回収事業補助金、ごみ集積場施設設置事業補助金、地区婦人会活動補助金、名張市青少年育成市民会議活動補助金、老人保健福祉週間事業、総額約3,700万円）が廃止され、「使途自由で補助率や事業の限定がない」一括交付金（ゆめづくり地域交付金の基本額に相当）に統合された。既存の補助金を廃止・統合できたのは、財政非常事態宣言が背景にあり、市長のトップダウンで進められたといえる。

第2ステージの組織の見直しは、平成21年4月に「名張市地域づくり組織条例」が施行され、二つの見直しが行われた。一つは区長制度の廃止、二つは地域組織の再編（基礎的コミュニティ（区・自治会）と地域づくり組織の二層構造）である。また、それまで区長に支払われていた行政事務委託料と区長会運営費を廃止し、ゆめづくり地域交付金（加算額）に統合した。

第3ステージの地域ビジョンの策定は、平成24年3月までにすべての地域で地域ビジョンが策定されている。翌年4月には「ゆめづくり協働事業提案制度」（後述）が施行され、地域の特性を活かした個性あるまちづくりが進められている。

2.2.4.1 地域計画

地域ビジョンは、「地域で何をしたいのか、まとめてください」ということで、とくにフォーマットも示さず、自由に考えてもらったという。そのため様式も分量もさまざまとなっている。アンケートだけで終わっているところや、「地域の思い」を書いているところもある。ただし「防犯・防災」「福祉」「環境」については、すべての地域ビジョンに盛り込まれている。

平成 25 年 3 月には地域ビジョンを最大限尊重した「名張市総合計画後期基本計画（地域別計画編）」が策定されている。地域ビジョンを策定するメリットは、「第 48 回市政一新市民会議・会議録」（以下、「会議録」と略記）によれば、「『きちっとしたビジョンを持って地域づくり組織が動き出した』という対外的な部分については、一つクリアしたかなあと思う」と述べられており、地域づくり組織の計画にもとづく活動を後押しする点にあったと考えられる³⁵。

2.2.4.2 地域予算

地域づくり組織は、①ゆめづくり地域交付金（表 2.4 参照）、②ゆめづくり協働事業交付金（表 2.5 参照）、③公民館の指定管理料を財源としている³⁶。

① ゆめづくり地域交付金

ゆめづくり地域交付金は、基本額、コミュニティ活動費、特別交付金で算定されている。

³⁵ 名張市ホームページ，（2017 年 2 月 20 日取得，<http://www.city.nabari.lg.jp/ct/other000022000/129000300-48gijiroku.pdf>）。

³⁶ ③公民館の指定管理料の内訳は、公民館事業運営費、建物維持管理費、地域事務員人件費となっている。

表2.4 平成28年度ゆめづくり地域交付金等額一覧

単位 (円)

地域づくり組織名	地域交付金				地域交付金 合計	市民センター の指定管理料	総計	地域の 特徴
	基本額	コミュニティ 活動費	特別交付金 地域事務費	特別交付金 地域調整額				
名張地区まちづくり協議会	2,603,000	3,093,400	3,200,000	300,000	9,196,400	8,212,320	17,408,720	市の中心市街地
中央ゆめづくり協議会	1,509,000	1,502,000	1,500,000	300,000	4,811,000	3,691,440	8,502,440	市役所を含む新市街地
蔵持地区まちづくり委員会	1,792,000	1,299,800	1,500,000	300,000	4,891,800	4,295,160	9,186,960	農村部と住宅団地
川西・梅が丘地域づくり委員会	2,856,000	2,871,600	2,350,000	300,000	8,377,600	5,296,320	13,673,920	住宅団地と農山村部
藤原地域づくり委員会	1,336,000	1,194,400	1,500,000	400,000	4,430,400	4,779,000	9,209,400	農山村部と住宅団地
地縁法人 美旗まちづくり協議会	3,217,000	3,690,600	3,200,000	300,000	10,407,600	9,561,240	19,968,840	農村部と住宅団地
ひなち地域ゆめづくり委員会	2,224,000	1,583,600	1,500,000	300,000	5,607,600	5,101,920	10,709,520	農村部と住宅団地
すずらん台ゆめづくり協議会	1,833,000	1,132,600	1,500,000	300,000	4,765,600	5,395,680	10,161,280	住宅団地
地縁法人 錦生自治協議会	1,240,000	1,422,000	1,500,000	400,000	4,562,000	4,491,720	9,053,720	農山村部 (一部住宅団地)
赤目まちづくり委員会	1,874,000	1,741,400	1,500,000	300,000	5,415,400	4,921,560	10,336,960	農村部と住宅団地
箕曲地域づくり委員会	1,597,000	1,074,600	1,500,000	400,000	4,571,600	4,644,000	9,215,600	農山村部 (一部住宅団地) と沿道商業地
一般社団法人 青蓮寺・百合が丘地域づくり協議会	3,006,000	2,873,400	2,350,000	300,000	8,529,400	6,577,200	15,106,600	住宅団地と農山村部
国津地区地域づくり委員会	904,000	1,007,200	1,500,000	300,000	3,711,200	3,662,280	7,373,480	農山村部
桔梗が丘自治連合協議会	4,926,000	5,104,400	4,700,000	500,000	15,230,400	11,047,320	26,277,720	住宅団地
つづが丘・春日丘自治協議会	4,074,000	3,380,800	3,200,000	300,000	10,954,800	8,023,320	18,978,120	住宅団地
合計	34,991,000	32,971,800	32,500,000	5,000,000	105,462,800	89,700,480	195,163,280	

出典：名張市地域部地域経営室 (2016)

表2.5 平成27年度 ゆめづくり協働事業一覧表

地域づくり組織名	事業名	交付金等 (円)	財源
名張地区まちづくり協議会	①地域住民のチカラ活性化推進事業 ②先駆的で多様な地域活性化推進事業	1,200,000	
中央ゆめづくり協議会	シンボル公園整備の継続事業	600,000	
蔵持地区まちづくり委員会	防災対策事業	1,800,000	
川西・梅が丘地域づくり委員会	川西・梅が丘地域防犯カメラ等設置事業	932,970	
薦原地域づくり委員会	防災・防犯対策推進事業	1,000,000	
地縁法人 美旗まちづくり協議会	だれもが生きいき「安心安全のまちづくり」事業	2,500,000	コミュニティ助成事業費補助金 (2,500千円)
ひなち地域ゆめづくり委員会	地域支え合い事業 ((仮称) 富貴の森センター) 解説の為の備品調達事業	3,000,000	地域介護・福祉空間整備推進交付金 (3,000千円)
	東山ふれあいの森整備事業	900,000	森とみどりの県民税 (900千円)
すずらん台町づくり協議会	遊休地活用による地域住民のための公園整備及び地区避難所防災対策事業	1,700,000	
	すずらん台きずな公園の整備事業	300,000	森とみどりの県民税 (300千円)
地縁法人 錦生自治協議会	「木の子の里錦生」生産推進事業	1,300,000	
赤目まちづくり委員会	平成27年度 安全・安心・安住のまちづくり活性化事業	1,000,000	
箕曲地域づくり委員会	平成27年度 桃のほほえむ地域活性化事業	550,000	
一般社団法人 青蓮寺・百合が丘地域づくり協議会	高齢者介護予防事業	1,300,000	
国津地区地域づくり委員会	国津地区地域環境保全整備事業	1,000,000	
桔梗が丘自治連合協議会	桔梗が丘お助けセンター事業	850,000	
	ききょう農楽園事業	630,000	
	桔梗が丘住居表示設置事業	270,000	
つつじが丘・春日丘自治協議会	・生活環境向上事業 ・地域コミュニケーション公園の融合整備事業及び地域環境整備事業 ・文化創生・育成事業	800,000	
合計		21,632,970	

出典：名張市地域部地域経営室 (2016)

基本額	均等割	$(3,500 \text{ 万円} \times 30\%) \div 15$ (地域づくり組織数)
	人口割	$(3,500 \text{ 万円} \times 70\%) \times \text{各地域人口} \div \text{市人口}$
コミュニティ活動費	基礎的コミュニティ代表者協力事務費	72,000 円 \times 基礎的コミュニティ数 (174)
	基礎的コミュニティ活動費	25,000 円 \times 基礎的コミュニティ数 (174) 200 円 \times 基礎的コミュニティの人口
特別交付金	地域調整額	1 地域 30 万円 但し、国津地域：50 万円 薦原地域、錦生地域、箕曲地域：各 40 万円
	地域事業費	基本額 150 万円に人口数や基礎的コミュニティ数を勘案して加算した額 (平成 24 年度から)

※ 上記の積算根拠に基づき算定された交付金を、一括して地域づくり組織へ交付。

※ 人口は 1 月 1 日現在 基礎的コミュニティ数は 4 月 1 日現在

※ 地域調整額：事務局経費

※ 地域事業費：地域づくり組織が雇用する地域事務員の人件費

出典：名張市地域部地域経営室 (2016:2)

交付金の申請および交付にかかる手続きは、以下のとおりである（「名張市地域づくり組織条例施行規則」を参照）。

- ① 地域づくり組織⇒交付申請書に事業計画書等を添付して市長に提出
- ② 市長⇒交付の決定および決定の通知
- ③ 地域づくり組織⇒交付金の請求
- ④ 市長⇒交付金の交付
- ⑤ 地域づくり組織⇒事業実績報告書に事業決算報告書、事業決算監査報告書を添付して市長に提出

② ゆめづくり協働事業交付金（ゆめづくり協働事業提案制度）

ゆめづくり協働事業提案制度は、「地域だけ、市だけでは解決ができない地域ビジョンや地区別計画に基づく共通の課題について、地域と市が協議しながら、新たなサービスや価値を生み出すための協働事業を進めることを目的」（名張市 2012: 1）としている。

制度化の理由は、一つにゆめづくり地域交付金だけではハード事業に取り組む原資がない、二つに地域ビジョンに記載された事業には、市が実施すべきものと地域が実施すべきものが含まれており、地域ビジョンを総合計画に反映させようとするれば事業実施の原資が

必要となるためとされる。

事業の流れは、以下のとおりである。

- ① 地域ビジョン取組課題の検討（5月）
- ② 協働事業の骨子作成（5～6月）
- ③ プロジェクトチームの結成（7月）
- ④ 協働事業提案書（案）の策定（7～8月）
- ⑤ 必要に応じて、第三者機関に意見を求める、地域づくり代表者会議（9月）
- ⑥ 協働事業提案書の作成（決定）（10月）
- ⑦ まちづくり予算会議の開催（10月）
- ⑧ 事業所管室が予算要求（11月上旬）
- ⑨ 市と地域づくり組織が協議（11～3月）
- ⑩ 市議会で審議（3月～）
- ⑪ 協働事業に関する協定書の締結・事業実施（4月～）
- ⑫ 事業実施実績報告書の提出（3月末まで）

協働事業に応募できるのは、地域づくり組織に限定されている。提案事業数は1地域につき年間3事業以内、1地域の事業目標額（市が支出する事業経費の総額）は、200万円に設定されている。提案事業数を「1地域につき年間3事業以内」としたのは、「五つ六つとすると、一つに費やすお金が減ってくる」（「会議録」）ためであり、対象となる事業は、「地域づくり組織から提案された事業で、市と協働して実施することにより、効果的かつ効率的な地域ビジョンの実現が期待でき、又は地域の課題解決を図ることが期待されるもの」（名張市ゆめづくり協働事業交付金交付要綱）とされている。

③プロジェクトチームは「2、3年続くような大きな事業」のときに組織される。

④協働事業提案書は、地域、地域担当監（後述）、事業所管室の3者で策定し、地域担当監が地域と事業所管室の調整を担っている。第三者機関としては、市民公益活動促進委員会（後述）などが想定されている。協働事業提案書は、副市長をトップとする「まちづくり予算会議」で審査され、⑧事業所管室が予算要求を行う。

⑦まちづくり予算会議は、協働事業提案書を評価する場というよりも、予算を審査する場となっている。地域から提案された事業のなかには、コミュニティビジネスの「シーズ」となるものもある。

⑨市議会での審議・議決を経て、⑩市と地域づくり組織のあいだで協定書を締結する。

審査基準は、下表のとおりである。

審査基準

	審査項目	詳細
総合計画との 整合	①市の各種計画との整合性	協働事業の提案内容が、市の総合計画や各種市計画と整合しているか。
	②市事業との優先度	協働事業の提案内容が、市の同分野の未実施事業よりも優先して行うべきものか。
協働事業とし ての特性	③地域・社会の課題解決	協働事業を行うことで、地域社会の課題解決につながるか。また、その手法として適切か。
	④市民サービスの向上	協働事業の実施により、具体的な効果や成果が期待でき、市民サービスの向上につながるか。
	⑤役割分担と相乗効果	市と地域づくり組織との役割分担が明確かつ妥当であるか、また、協働事業を行うことにより、それぞれが独自にするより効果が期待できるか。
	⑥市民活動の特性	新たな視点の事業であるか。すでに市が類似の事業を行っていないか。
事業の実現 性・具体性	⑦実現性	協働事業に、具体性があるか、関係法令に照らして、実現が可能か。
	⑧実施能力	市と地域づくり組織双方に協働事業を実施する能力があるか。
	⑨適正な予算見積もり	予算の見積もりが適正であるか。
	⑩継続性	次年度以降、事業を継続していけるのか。
ゆめづくり地 域交付金の活 用	⑪ゆめづくり地域交付金の 実現性	既存のゆめづくり地域交付金で行うことはできないか。ゆめづくり地域交付金が、すでに十分活用され、さらなる地域課題解決のために、新たな予算が必要か、他地域で、ゆめづくり地域交付金を活用して類似の事業を行っていないかなど。

出典：名張市（2012：4）

ゆめづくり協働事業提案制度は、3,000万円の予算で始められた。積算根拠は、「会議録」によれば、「かつて地域へ交付金として出していた額が、ちょうど1億だった。それを21年度、22年度、23年度と毎年1,000万ずつ減額してきた。その減額した分に相当する額として3,000万としている。元のとおり1億を人口割りや地域割りで交付金として渡せば以前と同じになるが、そうするのではなく、地域力を強化する、それぞれの地域に合った特

色ある事業をしていただくために、敢えて提案制度という形にして、目標額を 3,000 万と
している」という。市ではもともとある程度地域を競争させるイメージをもってしたが、
地域づくり代表者会議で、「初めての事なので、総額を 15 地域で均等に割って、それに見
合うような事業をして行く方がスムーズにいくであろうということになり」（「会議録」）、
均等割になったという。平成 26 年度以降事業を精査するなかで、200 万円くらいの地域
格差が生じており、「第 5 期市政一新市民会議提言書」（以下、「提言書」と略記）では、「地
域ビジョンに関しては、人材的な面や活動体制など地域間格差が心配である。そのために、
ゆめづくり協働事業提案制度が、地域力を高める取組となるよう工夫してもらいたい」と
述べられている³⁷。

事業期間は単年度で設定されている。「会議録」には、「予算が単年度であることについ
ては、行政の予算は、議会の審議というプロセスが必要なためであり、行政も中・長期の
計画をもって事業展開するが、予算は単年度にならざるを得ない」と記されている。一方
「提言書」では、「地域の資産形成にどう使われるのか、何を残すのか、明確にしてもらい
たい」と述べられている。このように事業期間の弾力的な設定についても、今後の課題と
なてこよう。

ゆめづくり地域交付金とゆめづくり協働事業交付金のバランスについては、「地域でない
とできないことや地域が自主的に取り組んだほうがより効果・効率が期待できる事業」は
ゆめづくり地域交付金、「地域と市が協働で取り組んだほうがより効果・効率が期待できる
事業」はゆめづくり協働事業交付金で実施するとされている（市政一新市民会議資料）。

2.2.4.3 担い手組織

名張市では、公民館単位の市内 15 地域で地域づくり組織が設立されている。「名張市地
域づくり組織条例」では、地域づくり組織を「一定のまとまりのある地域の住民により設
置された一地域にひとつの包括的な自治組織」（第 2 条）と規定している。また「名張市
自治基本条例」では、「市は、各種計画の策定や政策形成に当たっては、地域づくり組織の
自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない」
（第 34 条）と謳われている。つまり地域づくり組織は、条例を根拠に正当性を担保され
た主体といえる。

2.2.4.4 地域担当制

名張市の地域担当制については、まず平成 7 年頃からまちづくり協議会が発足した 5 地
域に地域振興推進チーム員が派遣され、「まちづくり計画」の策定支援を行った。続いて平
成 15 年度から地域振興推進チーム制度として、市内 14 地域に 124 名の職員を派遣し、平

³⁷ 名張市ホームページ, (2017 年 2 月 20 日取得,
<http://www.city.nabari.lg.jp/ct/other000024400/139000300-dai5kiteigensyo.pdf>).

成 21 年度に地域担当職員制度に移行した。地域担当職員制度では 1 地域 2 名ずつの管理職が派遣され、地域ビジョンの策定を支援した。以上の地域担当が「兼任」で派遣されていたのに対し、平成 24 年度から導入されている地域担当監は「専任」である。地域担当監は「地域が市の予算を取りに行く」橋渡しを担い、3 名で 15 地域を分担している。「提言書」では「1 人で 5 地域担当することは困難ではないか。〔中略〕地域担当監の増員が必要と考える」と述べられている。

2.2.4.5 中間支援組織

名張市では、「市民公益活動の促進に関して必要な事項を調査審議する」（名張市市民公益活動促進条例第 9 条）ことを目的とする市民公益活動促進委員会が設置されている。同委員会は、「市民公益活動を促進するための具体的な目標設定と目標達成のための方策、事業を位置付けることにより、市の施策を効果的・計画的に展開する」役割を担うアクションプランの推進に向けた必要事項を調査審議する機関として、市民活動支援センター事業の展開、補助金事業のあり方、市民活動団体と地域づくり組織の連携強化などについて協議している。

2.2.4.6 拠点施設

名張市では、平成 17 年に市内 14 の公民館に管理委託制度が導入され、翌年、指定管理者制度に移行した。平成 24 年度以降、公民館の管理運営にかかる教育委員会の事務を地域部で補助執行するようになったが、補助執行するのは公民館の管理運営にかかる事務だけで、生涯学習に関する事務については従来どおり教育委員会が所管している。平成 26 年に「公民館の活用推進」について社会教育委員に諮問がなされ、「地域住民の多様化・高度化するニーズや課題に対応し、魅力ある社会教育の実践やコミュニティビジネスなど幅広い地域活動を行える可能性を広げるためには、そうした〔学ぶ・集う・結ぶ：引用者注〕機能の融合を図ることが重要であり、現在の公民館をコミュニティセンター化することが、もっとも有効な方策であると考えられる」との意見具申がなされている³⁸。

³⁸ 名張市ホームページ, (2017 年 2 月 20 日取得,
<http://www.city.nabari.lg.jp/s061/020/000/120/26tousin.pdf>).

2.2.5 高浜市

人口：47,389人（平成28年11月30日現在）、高齢化率18.8%

面積：13.11km²

産業：第1次2%、第2次47%、第3次45%（H17国調）

校区：5小学校区、2中学校区

所管：総合政策グループ

条例：高浜市自治基本条例（平成23年4月施行）

高浜市まちづくり協議会条例（平成27年4月施行）

地域内分権

高浜市の地域内分権は、市町村合併をめぐる動きを背景としている。平成14年に旧碧海郡5市（碧海市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市）の法定合併協議会の設置が否決されたのを受けて、高浜市では単独自立の道が模索されるようになった。当時の市長の口癖である「余力のある“今なら”“今だからこそ”次の手が打てる」「選択肢がたくさんあるうちに挑戦する」というスローガンのもと、構造改革に着手された。平成16年5月に「高浜市構造改革推進検討委員会」が設置され、「持続可能な財政基盤の確立と新しい公共空間の形成」という基本理念のもと、「財政力の強化、住民力の強化、職員力の強化」という3つのキーワードと、それを達成するための「組織構造改革、アウトソーシング戦略、地域内分権の推進、受益と負担の改革、人事・給与制度改革」という5つの改革の柱が掲げられた。とくに「住民力の強化」の具体的な方策としての「地域内分権の推進」の担い手として、まちづくり協議会が設立された。

まちづくり協議会は、平成17年3月の「高浜南部まちづくり協議会」を皮切りに、平成19年3月に「吉浜まちづくり協議会」、平成20年3月に「翼まちづくり協議会」、同年8月に「高取まちづくり協議会」、平成21年5月に「高浜まちづくり協議会」が発足し、すべての小学校区に配置されることになった。

平成26年度の12月議会で「まちづくり協議会条例」が可決され、翌年4月から施行されている。まちづくり協議会条例は、「まちづくり協議会を、自治基本条例に設置根拠を持つ公共的団体として位置付け、高浜市の地域自治のしくみとして担保」（『〔仮称〕高浜市まちづくり協議会条例素案について』）するねらいがある。これまで積み重ねられてきたまちづくり協議会の活動を縛るものではなく、実践を通して見えてきたものを明文化したという。

2.2.5.1 地域計画

高浜市では、第6次総合計画にあわせて平成21年度までにすべての小学校区で「地域計画」(まちづくり計画)が策定されている。まちづくり計画の計画期間は2020(平成32)年度までとされ、5年ごとに見直すとされている。一方、総合計画(基本構想)の計画期間は、首長任期にあわせて2021(平成33)年度までとされており、また基本計画は前期3年、中期4年、後期4年に区分されており、「5年、5年の地域計画とうまく合わないところ」もある。平成26年度に中期基本計画がスタートする際に、まちづくり計画についても「見直せるところは見直してくださいね」と呼びかけたが、「あえて要請みたいなことはせずに来た」という。しかし平成27年にまちづくり協議会条例が施行され、次のステージを見据えた場合、まちづくり計画の見直しについても本腰を入れていかなければならない。そこで「平成27年度から各まちづくり協議会が主体となって、地域の意見を取りまとめ、地域課題の変化に応じた見直し」を行っている³⁹。その際、「何となく地域がこうしてみたいな」という形ではなく、「本来の意味での地域計画を意識してもらい、限られた財源をどのように地域の課題に充てていくのかを考えるような、ある意味総合計画に近い」形にしていくべきと考えられている。同年1月に作成された「地域カルテ」もその仕掛けの一つであり、地域カルテは「地域の概要を統計的にみて、分析してもらいたいのも大事じゃないか」ということで作成された。ただし、「まだまだ積極的に活用されているとはいえない」という⁴⁰。

地域によっては、計画よりも実際の活動が先行しているところもある。市民からは「実態に合わなくなってきたんじゃないの」という声も聞かれ、行政からも市民予算枠事業(後述)の提案が「場当たりの」になることで、「要望されてもそれがいいのか悪いのか判断できない。3年後はこうしたい、だから今年はどうするみたいなの、何となくの展望がほしい」という意見が寄せられている。

地域計画の進行管理については、「厳密な管理はしていない」「毎年度の事業計画の指針として使ってもらっている」という。

地域計画と総合計画の整合性については、基本構想に「地域展望」という項目を設けて地域計画を尊重することを謳い、基本計画にも「地域との協働」が盛り込まれている。

2.2.5.2 地域予算

高浜市の地域予算は、市民予算枠で枠づけられている。市民予算枠は平成22年度に導入され、「個人市民税の5%の額」に設定されている。市民予算枠事業交付金、地域内分権推進事業交付金、子ども医療費の無料化で構成され、子ども医療費の無料化は、市長のマ

³⁹ 高浜市ホームページ, (2017年2月20日取得, <http://www.city.takahama.lg.jp/grpbetu/seisaku/shigoto/tiiki-keikaku/kaitei/index.html>).

⁴⁰ 地域カルテの活用方法としては、①地域情報の共有・伝承、②地域活動の活性化、③地域計画の策定資料などが考えられる。

ニフェストであった。

市民予算枠（平成 25 年度）

	金額（円）	個人市民税に占める割合（％）
個人市民税	2,683,082,592	100.0
市民予算枠	134,154,129	5.0
市民予算枠事業 （地域内分権推進型）	45,539,000	1.7
市民予算枠事業 （協働推進型）	5,115,000	0.2
地域内分権推進事業交付金	12,677,000	0.5
子ども医療費の無料化	32,898,335	1.2

出典：高浜市役所企画部総合政策グループ（2015）をもとに作成

市民予算枠は、市民に税金の使途を考えてもらうことをねらいとしており⁴¹、たとえば子ども医療費を使いすぎると市民予算枠からはみ出してしまう。市民予算枠の使途は基本的にソフト事業に限られ、「汗をかかないとダメ、どんなにやりたくても限界がある」という。

● 市民予算枠事業交付金

市民予算枠事業には、①地域内分権推進型、②協働推進型、③市民提案型がある。

① 地域内分権推進型

地域内分権推進型は、まちづくり協議会とその構成団体（町内会や PTA など）が主体となって地域の長所や課題を考え、地域をよくするために必要なプランを提案し、それを小学校区単位で実施するものである。

交付金の内訳は、1.自主事業加算額、2.設立奨励費、3.継続活動費（均等割）、4.継続活動費（世帯割）となっている。

⁴¹ 前市政のときに個人市民税の1%を「まちづくりパートナーズ基金」として積み立て、まちづくりの原資とするスキームが導入され、まちづくり活動が発展するなかで予算枠が拡大された。

市民予算枠事業交付金（地域内分権推進型）の内訳

1.自主事業加算額	余った交付金については、まず、その他の事業を充実させるために使い、それでも残額が生じた場合は、年度精算を行う。														
2.設立奨励費	設立から5年間交付（一律50万円） 平成25年度の高浜まちづくり協議会への交付をもって終了														
3.継続活動費（均等割）	一律50万円交付														
4.継続活動費（世帯割）	前年10月1日現在の世帯数をもとに算定 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>小学校区の区域内の世帯数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2000世帯以下</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>2000世帯超～2500世帯以下</td> <td>110万円</td> </tr> <tr> <td>2500世帯超～3000世帯以下</td> <td>120万円</td> </tr> <tr> <td>3000世帯超～3500世帯以下</td> <td>130万円</td> </tr> <tr> <td>3500世帯超～4000世帯以下</td> <td>140万円</td> </tr> <tr> <td>4000世帯超</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table>	小学校区の区域内の世帯数	金額	2000世帯以下	100万円	2000世帯超～2500世帯以下	110万円	2500世帯超～3000世帯以下	120万円	3000世帯超～3500世帯以下	130万円	3500世帯超～4000世帯以下	140万円	4000世帯超	150万円
小学校区の区域内の世帯数	金額														
2000世帯以下	100万円														
2000世帯超～2500世帯以下	110万円														
2500世帯超～3000世帯以下	120万円														
3000世帯超～3500世帯以下	130万円														
3500世帯超～4000世帯以下	140万円														
4000世帯超	150万円														

出典：高浜市資料をもとに作成

1.自主事業加算額は、「事業に必要な経費を毎年度ごとにお渡しするという考え方から」、平成24年度以降精算手続きが行われている。

2.設立奨励費、3.継続活動費（均等割）、4.継続活動費（世帯割）が交付されているのはまちづくり協議会だけで、主に管理費（事務局経費）に充当されている。精算手続きの対象外のため、繰り越しが認められている。

2.設立奨励費は、まちづくり協議会の設立から5年間、毎年50万円ずつ交付されていたが、平成25年度の高浜まちづくり協議会への交付をもって終了している。

平成28年度は、港小学校区で2事業（まちづくり協議会1、構成団体1）、吉浜小学校区で2事業（まちづくり協議会1、構成団体1）、翼小学校区で3事業（まちづくり協議会1、構成団体2）、高取小学校区で4事業（まちづくり協議会1、構成団体3）、高浜小学校区で2事業（まちづくり協議会1、構成団体1）の13事業（12団体）が採択されている。交付金の総額は39,552千円で、金額が多い校区（吉浜小学校区）で12,709千円、少ない校区（翼小学校区）で5,583千円が交付されている（表2.6参照）。

地域内分権推進型は、校区の合意にもとづいて事業が決定されることから、第三者機関等による審査は行われていない。市は書面上の体裁や交付対象・対象外経費の確認、提案に対する助言のみを行っている⁴²。

⁴² こうした仕組みが他の団体（構成団体や市民公益活動団体）とは異なるまちづくり協議会の「正当性」を表していると考えられる。まちづくり協議会の「正当性」の裏づけとなる「代表性」（住民の意見の代弁）がどのように確保されているかについては、より詳細な検討が必要となる。他日を期したい。

表2.6 平成28年度 市民予算事業（地域内分権推進型）採択一覧

小学校区名	事業名称	提案者	主な内容	交付金額（円）
港	高浜南部まちづくり協議会活動事業	NPO法人高浜南部まちづくり協議会	「すべての住民がともに支えあい、ふれあいのある心豊かな地域共生によるまちづくり」をめざし、地域が一体となって各事業を展開 ・チャレンジの自立支援 ・子どもの健全育成 ・地域資源活用活性化 ・介護予防 など	3,922,000
	1 おやじの会ふれあい事業 2 学区内防犯パトロール事業 3 市内緊急時メール連絡システム運用事業	港小学区おやじの会	港小学区内が一体となって「青少年育成・教育環境の整備」を推進することを目的に、各事業を展開 ・ふれあいサンデーや地域交流会などの実施 ・登下校時を中心とした防犯パトロール ・市内緊急時メール連絡システムの継続運用 など	1,800,000
吉浜	吉浜まちづくり協議会活動事業	吉浜まちづくり協議会	「誰もが住みやすく安心・安全で活気のあるまち」をめざし、地域が一体となって各事業を展開 ・子どもの健全育成 ・高齢者のいきがい創出 ・伝統文化の発展 など	8,557,000
	人形小路の賑わい創出事業	人形小路の会	「吉浜細工人形」（愛知県無形文化財指定）を永く継承・発展させ、地域を活性化することを目的に、各事業を展開 ・人形小路の景観整備 ・「花まつり」や「菊まつり」などのイベントの実施 ・人形小路のPR活動 など	4,152,000
翼	翼まちづくり協議会活動事業	翼まちづくり協議会	「安心・安全に暮らせるまち 翼」をめざし、地域が一体となって各事業を展開 ・防犯パトロールなどの防犯活動 ・防犯力・コミュニケーション向上事業 ・翼まち協運動会の実施 ・健康体操・男のレシビ教室・認知症講座の実施 など	3,872,000
	湯山公園づくりと地域のふれあい事業	湯山クラブ	公園整備を進め、親しみあふれる「交流と憩いの場」へと成長してきた湯山公園のさらなる発展と地域の安全・安心の向上をめざして、事業を展開 ・湯山公園の維持管理 ・公園清掃会・親子グラウンドゴルフ大会・夏休みラジオ体操などの地域ふれあいイベントを実施	761,000
	1 餅つき・グラウンドゴルフ大会 2 とうもろこし狩り 3 翼テント村 4 ふれあい地引綱 5 だるま祭り in 翼	飛翔の会	子どもたちに多くの出会いを体験させ、大人同士知り合いを増やし、地域ぐるみで、たくましく心豊かな、次代を担う子どもたちを健全に育成することを目的に、各事業を展開 ・左記1～5の地域と連携したふれあい事業を実施	950,000
高取	高取まちづくり協議会活動事業	高取まちづくり協議会	「心ふれあう 安全・安心なまち」をめざし、地域が一体となって各事業を展開 ・防犯パトロールなどの防犯活動 ・防災体制の構築 ・環境美化活動 など	5,583,000
	たかとり納涼夏祭り事業	高取公民館	「環境学習」「防災・防犯活動」「異世代・異文化交流」を基軸としたコミュニティー「学区内大家族」を築き、高取の新たな地域文化の創造と郷土意識を高めるために、総合型夏祭りイベントを実施	1,275,000
	ホテルの飛翔復活事業	清水町町内会	自然資源を活用した地域活性化、愛着と誇りの醸成、次世代に渡せる自然環境の創出をめざして、各事業を展開 ・ホテルなどの飼育 ・生育環境の整備 ・学習会の実施 ・ホテル幼虫などの放流会やホテル観賞会などの実施	254,000
	「地域の絆」向上事業	清水町町内会	町内にある稗田川・鮫川、からす山といった地域の財を活用して、地域内の住民の絆の向上をめざして、各事業を展開 ・世代間交流事業 ・環境美化活動 ・自主防犯・防災活動 など	382,000
高浜	高浜まちづくり協議会活動事業	高浜まちづくり協議会	「豊かな絆を結び合う 愛着と誇りを持てるまち」をめざし、地域が一体となって各事業を展開 ・絆深め合い事業 ・地域の「茶の間」運営事業 ・大山魅力アップ事業 ・防犯・防災活動 など	7,582,000
	3世代交流事業	高浜小学校PTA	児童およびPTA（保護者・教員）と地域住民の「絆」を育み、地域一丸となった子どもの健全な育成をめざして、事業を展開 ・夏休み高小デー など	462,000
			合計	39,552,000

出典：高浜市HP

地域内分権推進型の成果としては、地域の合意形成力の向上、まちづくり協議会と構成団体の協力関係の強化、税の使途にたいする意識の向上、まちづくり意欲の向上、地域の特性やニーズにもとづいた多様な事業を市民1人あたり約1,000円の負担で実施できていることなどが挙げられている。

② 協働推進型

協働推進型は、まちづくりパートナーとして市に登録された団体が市内全体の利益や課題解決につながる実行可能なプランを提案し、市民予算枠事業審査委員会で採択された場合にまちづくりパートナーが実施するものである。

まちづくりパートナーの登録資格は、

- (1) 市民公益活動団体
- (2) 市民公益活動団体以外の団体で、以下の要件を満たすもの
 - ・ 市民公益活動に準ずる活動を行う団体であること
 - ・ 規約その他の定めがあり、かつ当該団体の活動を継続的に実施できること
 - ・ 代表者及び会員の2分の1以上の者が、市内在住・在勤在学者であること
 - ・ 当該団体の主たる活動の場が高浜市内であること
 - ・ 協働事業を実施する能力を有するものであること

とされている。

協働推進型については、市民予算枠事業審査委員会による書類審査、公開プレゼンテーション、ヒアリングの審査がある。

市民予算枠事業（協働推進型）の採択に係る評定区分表

評定	評点	算定基準
A	80点以上	交付対象経費（新規）または初年度交付額（継続）の10分の10の額
B	60点以上80点未満	交付対象経費（新規）または初年度交付額（継続）の10分の8の額
C	50点以上60点未満	交付対象経費（新規）または初年度交付額（継続）の10分の5の額
D	50点未満	不採択

交付上限額は1事業につき100万円で、平成28年度は5つの事業が採択されている（交付金の総額は3,995千円）（表2.7参照）。

③ 市民提案型

市民提案型は、市民と行政がおたがいの持ち味を活かして連携することで、市内全体の利益や課題解決につながる実行可能なプランを提案し、それが採択された場合に市が予算化・実施するものである。

表2.7 平成28年度 市民予算枠事業（協働推進型）採択一覧

事業名称	まちづくり パートナー (団体名)	主な内容	平成28年度事業費 (計画額/ 円)	平成28年度 交付金額 (円)
「美しい海をふたたび」事業 【再々再提案2年目】	渡し場 かもめ会	海の環境保全と地域文化の次世代継承をめざす。 ・芳川町海岸線の清掃活動（月1回） ・高浜の干潟の生き物調査の実施 ・芳川渡し場まつりの実施 など	1,170,000	895,000
子ども防災リーダー 養成事業 【再提案1年目】	高浜の防災を 考える市民の 会	高浜市の将来を担う子どもたち（小学4～6年生）を子ども防災リーダーに養成する。 ・専門家研修 ・東日本大震災被災地訪問 ・総合防災訓練参加 ・避難所運営体験 ・まち点検・防災マップ作成 など	1,516,540	1,000,000
“昭和”で元気になる事業 【再提案1年目】	“昭和”で元 気になる会	回想法による高齢者の閉じこもり防止や地域からの孤立防止および介護予防を行う。 ・介護予防活動の実施 ・回想法研修会などによる担い手の創出 ・認知症カフェ など	340,000	300,000
次世代を担うこども若者の 成長応援事業 【3年目】	高浜づくり市 民会議	将来のタカハマを担う人材を応援・育成する。 ・子どもや若者が主体となった市民ムービー「タカハマ物語2 心のツバサ」の普及活動 など	1,000,000	1,000,000
高浜市中中学生防災・減災ア カデミー事業 【2年目】	高浜の防災を 考える市民の 会	常に地元で活躍している中学生を防災リーダー上級者として養成する。 ・防災に関するワークショップの実施 ・東日本大震災被災地でのボランティア活動 ・避難所開設運営体験 ・総合防災訓練参加 など	1,490,720	800,000
			5,517,260	3,995,000

出典：高浜市HP

● 地域内分権推進事業交付金（移譲事業交付金）

地域内分権推進事業交付金は、委託事業と呼ばれている。これまで市が行っていた事業のうち、地域で取り組んだ方がよりよいサービスにつながるものをまちづくり協議会が自主的・主体的に実施する場合、その財源として移譲事業交付金が交付される。移譲事業交付金は平成 17 年度から交付され、もともと市民予算枠事業交付金（協働推進型）と移譲事業交付金は、「2 つとも一緒に、1 本で地域内分権推進事業交付金と言っていた」という。そして、まちづくり協議会には地域内分権交付金、テーマ型団体には協働事業推進事業交付金（平成 18～21 年度）が交付されていた。平成 22 年度に市民予算枠が設定された際に、協働事業推進事業交付金は②協働推進型に移行し、地域内分権交付金については、まちづくり協議会が実施していた事業は①地域内分権推進型、市が実施していた事業は移譲事業交付金というように、「性格をしっかりと分けて」交付するようになった。移譲事業交付金は平成 23 年度の事業仕分けの後、市民予算枠の範囲内で運用されるようになり、平成 26 年度は約 12,000 千円が交付されている。移譲事業交付金の成果としては、公共サービスにたいする満足度の向上、地域への愛着と費用の削減などが挙げられている。

2.2.5.3 担い手組織

高浜市では、小学校区単位にまちづくり協議会が設けられている。

まちづくり協議会の概要

小学校区	高浜	吉浜	高取	港	翼
人口	10,237 人	12,312 人	7,728 人	6,514 人	9,504 人
世帯	3,981 世帯	5,117 世帯	2,725 世帯	2,537 世帯	3,767 世帯
面積	2.14 km ²	3.93 km ²	2.43 km ²	2.35 km ²	2.17 km ²
まちづくり協議会	高浜まちづくり協議会	吉浜まちづくり協議会	高取まちづくり協議会	(特活) 高浜南部まちづくり協議会	翼まちづくり協議会
設立	平成 21 年 5 月	平成 19 年 3 月	平成 20 年 8 月	平成 17 年 3 月	平成 20 年 3 月
地域計画の計画期間	2016～2021	2011～2020	2016～2021	2011～2020	2016～2021
市民予算枠事業交付金	7,808 千円	10,039 千円	6,456 千円	5,529 千円	4,571 千円
地域内分権事業交付金	885 千円	6,141 千円	879 千円	3,876 千円	896 千円

※人口、世帯は平成 27 年 1 月 1 日現在、市民予算枠事業交付金、地域内分権事業交付金は平成 25 年度

出典：高浜市資料⁴³をもとに作成

⁴³ 高浜市ホームページ, (2017 年 2 月 20 日取得, <http://www.city.takahama.lg.jp/grpbetu/seisaku/shigoto/kenkyujyo/kenkyu/nextsyosai.pdf>).

平成 22 年に制定された自治基本条例では、まちづくり協議会について、「地域内分権を推進する組織として、小学校区ごとに一を限り、その地域の市民で構成するまちづくり協議会を設置することができます」（第 17 条）と謳われている。また、まちづくり協議会条例では、「小学校区を単位とする地域の市民により構成され、その地域内に所在する町内会その他の市民公益活動団体の参加を得ている団体であって、市長の認定を受けたもの」（第 2 条）と規定されている。まちづくり協議会は、町内会、公民館活動、小学校活動関係（PTA、おやじの会、子ども会など）、社会福祉協議会、婦人会、NPO などで構成され、その連携をまちづくり協議会特派員（後述）が支援している。

2.2.5.4 地域担当制

高浜市では平成 20 年度から、まちづくり協議会特派員制度を導入している。特派員は、若手職員からベテラン職員まで所属部署を超えた 4 人 1 組でチームをつくり、各チームには採用 1～3 年目の職員を入れ、管理職をチーフに任命する。たとえば財政担当（課長級）、税務担当（係長級）、子ども育成担当（3 年目）、農業担当（2 年目）の 4 人 1 組でチームをつくり、「ヨコ割り体制」で、まちづくり協議会の活動を支援している。特派員は兼任で派遣され、「特派員の仕事は主の業務とは別に、地域と関わりを持ってほしい」ためだとされる。

任期は 3 年間で、「1 年目は顔と名前を覚えるのに精一杯、2 年目くらいでようやく慣れてくる。4 年だと疲れる。3 年くらいだと頑張れるかな」「3 年やってみると、やってよかったという感想や、苦労したけど時間がたつとそれもまた自分の財産になって返ってくるという意見も聞かれるようになった」という。

● 特派員と所管課（総合政策グループ）の役割分担

特派員は、「まち協の各種事業が円滑に進むように、各種事業・活動に出席・参加し、各グループ活動をバックアップする」。また地域担当制を所管している総合政策グループは、「まち協の運営が円滑に進むように、各種会議へ出席するほか、事前打合わせなどを行い、理事長（会長）や事務局などをバックアップする」。つまり特派員は「実践的」な支援、総合政策グループは「全体的」な支援を行っていると考えられる。ただし 1 年目では「なかなかそこまでやれない」ため、総合政策グループが特派員をバックアップするようにしている。

一方、保健福祉グループや都市防災グループといった専門的な部署でも、特派員制度とはべつに「地域担当制」を布いており、「小学校区ごとに担当を決め、まち協の各種事業が円滑に進むように、各グループ会議・活動等へ出席・参加し、福祉や防犯・防災など専門的な立場から活動をバックアップする」。つまり各グループの担当者は「専門的」な支援を行っていると考えられる。

2.2.5.5 中間支援組織

高浜市では、平成 17 年に「高浜市まちづくりパートナーズ基金」が創設され、NPO 法人設立支援事業や協働事業ハード整備事業などの財源として活用されている。NPO 法人設立支援事業は、市民公益活動団体（ボランティア団体やコミュニティ組織など）の NPO 法人認証取得申請に必要な経費を支援するものであり、1 団体につき 10 万円を限度とする交付金が交付される。

2.2.5.6 拠点施設

高浜市では、まちづくり協議会の活動拠点として小学校区単位に「ふれあいプラザ」が設けられている。ふれあいプラザの管理はまちづくり協議会に委託され、南部ふれあいプラザには指定管理者制度が導入されている（指定管理者は高浜南部まちづくり協議会）。障害者グループが運営する喫茶店やパン工房（南部ふれあいプラザ）、談話室、会議室、交流スペースなどを設けているふれあいプラザもある。

高浜市では翼小学校区を除くすべての校区に公民館が置かれているが、そのほとんどが貸館中心の利用になっているという⁴⁴。一方、ふれあいプラザにも貸館スペースはあるが、健康づくり体操などまちづくり協議会の独自事業に利用されている。

平成 23 年に公表された『高浜市公共施設マネジメント白書』では、「コミュニティプラザと公民館の機能重複」が指摘されているが、担当課によれば、両者は性格が異なり、どちらも集会施設に分類されているが、ふれあいプラザは住民の面識的な交流を通じて「福祉コミュニティ」の形成に寄与しているという⁴⁵。

⁴⁴ 公民館の運営は、第三セクター（高浜市総合サービス株式会社）に委託されている。

⁴⁵ 公共施設は用途別に集会施設、図書館、博物館等、スポーツ施設、学校施設、幼保こども園、幼児児童施設、高齢福祉施設、福祉施設、保健施設、庁舎等（窓口）・いきいき広場、市営住宅、その他施設に分類されている。

2.2.6 小括

2.2.6.1 地域内分権のスキーム

表 2.8 は、先進都市調査の結果を地域内分権の推進方策（スキーム）に沿って整理したものである。下記の内容は、地域内分権の「一般モデル」を構成している。

① 地域計画

地域計画を策定しているのは、八尾市、名張市、高浜市である。池田市では細河校区のみで策定されている。各市とも総合計画の計画期間にあわせて地域計画を策定しているが、総合計画（基本構想—基本計画—実施計画）のように体系化されたものにはなっていない。高浜市では計画期間をあわせることに加えて、基本構想に「地域展望」、基本計画に「地域との協働」を盛り込むことで、地域計画との整合性をはかっている。

地域計画を策定するメリットとしては、地域予算の効率的・効果的な執行がはかられること、担い手組織が計画にもとづく建設的な活動を推進できること、地域の課題を地域で考え、（行政と協力しながら）地域で解決する「地域力」の向上がはかられることなどが挙げられる。

地域計画の進行管理については、現在のところ、数値的な指標は導入されていない。

② 地域予算

地域予算は、一括交付金型（校区まちづくり交付金（八尾市）、校区コミュニティ活動補助金（枚方市）、ゆめづくり地域交付金（名張市）、市民予算枠事業（地域内分権推進型）（高浜市））と、事業提案型（予算提案権（池田市）、地域づくりデザイン事業（枚方市）、ゆめづくり協働事業交付金（名張市）、市民予算枠事業（協働推進型）（高浜市））の二本立てとなっている。前者の「一括交付金型」の交付金額は、1 校区あたり 120 万円のところから 1,500 万円を超えるところまで幅がみられる。池田市、枚方市、名張市では、地域予算を導入する際に既存の補助金を廃止している（スクラップ&ビルド）。廃止された補助金は、下表のとおりである。地域予算の「受け皿」としては、地域協議組織（まちづくり協議会やコミュニティ協議会など）に限定しているところが多い。

地域予算を導入するメリットとしては、既存団体を再編して担い手組織に統合する「呼び水」になること、防犯・防災や地域福祉の活動が広がることなどが考えられる。他方で事務量や予算額など、行政コストの削減には結びついていない。

表2.8 地域内分権のスキーム

	池田市	八尾市	枚方市	名張市	高浜市
① 地域計画	・地域計画を策定しているのは、細河校区のみ	・第5次総合計画（前期基本計画）の最終年度（2015年度）にあわせて、全28校区で「わがまち推進計画」を策定	・策定していない。	・2011年度中に全15地域で「地域ビジョン」を策定 ・2012年に地域ビジョンを最大限尊重した総合計画後期基本計画（地域別計画編）を策定	・第6次総合計画（2011年～）の策定にあわせて、2009年度中に全5小学校区で地域計画（まちづくり計画）を策定
② 地域予算	・予算提案権と補助金 予算提案権は、地域コミュニティ推進協議会（コミ協）からの提案にもとづいて市が実施する事業、補助金は、コミ協が実施する事業、大きくはハードとソフトの違い。 予算提案権は、個人市民税の1%（約7,000万円）を上限とし、1校区あたり約700万円	・地域まちづくり支援事業から校区まちづくり交付金 地域まちづくり支援事業は、校区まちづくり協議会の設立に向けた財政的支援、使途を「防犯・防災」（50万円）と「地域福祉」（50万円）に限定 校区まちづくり交付金は、1校区200万円（均等割）+人口割、志紀小学校区と南高安小学校区は225万円	・校区コミュニティ活動補助金と地域づくりデザイン事業 校区コミュニティ活動補助金は、基礎額と特別事業（自主防災、小地域ネットワーク、青バト）で構成 地域づくりデザイン事業は、計画策定にたいする支援として最大10万円、事業実施にたいする支援として最大300万円を補助	・ゆめづくり地域交付金とゆめづくり協働事業交付金 ゆめづくり地域交付金は、基本額、コミュニティ活動費、特別交付金（地域訓練額、地域事務費）で算定 ゆめづくり協働事業交付金は、1地域の事業目標額を200万円に設定	・市民予算枠 市民予算枠は「個人市民税の5%の額」に設定、市民予算枠事業交付金、地域内分権推進事業交付金（委託事業）、こども医療費無料化で構成。 市民予算枠事業交付金には、①地域内分権推進型、②協働推進型、③市民提案型がある。 委託事業は、市の事業をまちづくり協議会に委託し公共サービスを担ってもらうもの。
③ 担い手組織	・小学校区単位で地域コミュニティ推進協議会を設立	・「市民参画と協働のまちづくり基本条例」では、校区まちづくり協議会を「地域における社会的な課題の解決を図り、及び地域のまちづくりを推進する組織」と規定	・1987年の区長制度の廃止から約20年かけて、全45小学校区に校区コミュニティ協議会を配置	・公民館単位の市内15地域で地域づくり組織を設立 ・「地域づくり組織条例」では、「一定のまとまりのある地域の住民により設置された一地域にひとつの包括的な自治組織」と規定	・小学校区単位で「まちづくり協議会」を設立 ・「まちづくり協議会条例」では、「小学校区を単位とする地域の市民により構成され、その地域内に所在する町内会その他の市民公益活動団体の参加を得ている団体であって、市長の認定を受けたもの」と規定
④ 地域担当制	・地域分権・地域サポーター 市内公募、ボランティアという位置づけ	①地域拠点所属長、②コミュニティ推進スタッフ、③出張所等保健師、④地域拠点担当職員、⑤部局統括者、⑥所属調整者で構成	・2016年度から、東部、中部、南部、北部の4ブロックに3名ずつの地域担当職員を配置	・1995年度からまちづくり協議会が発足した5地域に地域振興チーム員を派遣、2003年から地域振興推進チーム制度を導入、2009年から地域担当職員制度に移行、2012年から地域担当（専任3名）を配置	・まちづくり協議会特派員 手挙げ方式、兼任、任期3年、4人1組のチーム編成 ・特派員制度とはべつに専門的な部署でも地域担当制を施行
⑤ 中間支援組織	・2001年に池田市民活動促進センターを開設、2004年から池田市民活動促進協議会を指定管理者に指定	・八尾市民活動支援ネットワークセンター（つどい）の役割の明確化や、ボランティアセンターとの連携などが課題、2005年に「つどい」の業務を（特活）やお市民活動ネットワークに委託	・2001年にひらかたNPOセンターを開設、翌年（特活）ひらかた市民活動支援センターと連携して市民活動の支援機能を強化	・2006年に市民公益活動促進委員会を設置	・2005年に「高浜市まちづくりパートナーズ基金」を創設
⑥ 拠点施設	・2014年に「共同利用施設の見直し方針」答申	・旧町村単位（市内10か所）に設けられている出張所の窓口機能を段階的に廃止し、地域のまちづくり支援の拠点、市民に身近な行政サービスの拠点、コミュニティの推進・生涯学習の支援の拠点を再編	・2006年に公民館を生涯学習市民センターとし、2008年に読記、牧野の2館に指定管理者制度を先行導入	・2005年に市内14の公民館に管理委託制度を導入、翌年、指定管理者制度に移行 ・2012年から公民館の管理運営にかかると教育委員会の事務を地域部で補助執行	・まちづくり協議会の活動拠点として、各小学校区に『ふれあいプラザ』を設置

池田市	枚方市	名張市
① 地域分権安全パトロール事業に係る補助金交付要綱	① 地域コミュニティ活動補助金	① ふるさと振興事業補助金
② 地域分権防災備品配備事業に係る補助金交付要綱	② 小学校区体育祭補助金	② 資源ごみ集団回収事業補助金
③ 地域分権の地域安全推進に関する事業に係る補助金交付要綱	③ 地域青少年参加モデル事業補助金	③ ごみ集積場施設設置事業補助金
④ 地域分権コミュニティ紙等発行事業に係る補助金交付要綱	④ 青少年を守る会連絡協議会補助金	④ 地区婦人会活動補助金
⑤ 池田市地域分権イベント等補助金交付要綱	⑤ 交通対策協議会に係る校区支部活動助成金	⑤ 名張市青少年育成市民会議活動補助金
⑥ 池田市地域分権事業補助金交付要綱	⑥ 防犯協議会に係る校区支部活動助成金	⑥ 老人保健福祉週間事業
⑦ 緑化及び自然環境の保全並びに公園の管理活用等に係る地域分権事業補助金交付要綱		
⑧ 旧北豊島公民館地域活用事業に係る補助金交付要綱		
⑨ 池田市地域コミュニティ給食宅配事業補助金交付要綱		

③ 担い手組織

各市とも概ね小学校区単位に担い手組織を配置している。名張市や高浜市では、担い手組織を自治基本条例とは異なる条例（地域づくり組織条例やまちづくり協議会条例）で規定している。担い手組織を設立するメリットとしては、地域の窓口が一本化されることなどが考えられる。

④ 地域担当制

地域担当は、専任や兼任、ボランティアという位置づけで、本庁または出先機関に配置されている。高浜市では特派員制度とはべつに保健福祉や都市防災といった専門的な部署でも独自の「地域担当制」を布いている。地域担当は情報提供、計画策定・事業提案の支援、地域と行政の橋渡し役などを担っている。

⑤ 中間支援組織

八尾市や枚方市では、サロン活動や防災活動を媒介とした担い手組織と NPO の事業ベースの連携がみられる。

⑥ 拠点施設

各市とも公共施設の整理・再編が課題となっており、公民館のコミセン化や指定管理者制度の導入などが施行されている。高浜市では公民館とコミュニティプラザの機能重複が

課題とされ、枚方市や名張市では公民館業務を教育委員会から市長部局に移管している。

生涯学習の成果を地域課題の解決に活かす「地域力の創成」が今後の課題といえる。

2.2.6.2 地域内分権のプロセス

表 2.9 は、先進都市調査の結果を地域内分権のプロセスに沿って整理したものである⁴⁶。表 2.8 が、先進都市調査の結果を地域内分権のスキームに沿って「横串」に串刺したものだとなれば、表 2.9 は、地域内分権のプロセスを時系列に沿って「縦串」に串刺したものだといえる。

全市的に地域計画を策定している八尾市、名張市、高浜市では、地域計画の策定に先がけて担い手組織、つまり策定主体が設立されているのは当然として、地域担当の配置や地域予算の創設などのスキームを先行させている。

池田市（3 か月）を除き、各市とも担い手組織の設立には相当時間をかけている（八尾市で約 3 年、枚方市で約 18 年、名張市で約 8 年、高浜市で約 4 年）。地域に丁寧に説明したことがうかがえる。

各市とも比較的早い段階で、市民活動サポートセンターを開設している。

2.3 地域内分権の一般モデルと岸和田モデル

表 2.10 は、先進都市調査の分析視角である 6 つのスキームに沿って各市の取り組みを整理した地域内分権の「一般モデル」と、それを参考に地域内分権の岸和田モデルを想定した場合の施策をまとめたものである。以下では岸和田モデルのアウトラインを素描する。

① 地域計画

地域計画については、2023（平成 35）年度にスタートする第 5 次総合計画の計画期間にあわせて地域計画の策定をはかっていく必要がある。地域計画の計画期間は、第 4 次総合計画に準拠すれば、当面（2026（平成 38）年度までの計画期間が想定される第 1 期戦略計画を経て）、第 2 期戦略計画の計画期間となる 2030（平成 42）年度までの 8 年間とするのが適当と考えられる。上述したように、高浜市では第 6 次総合計画にあわせてすべての小学校区で地域計画（まちづくり計画）が策定されている。総合計画（基本構想）の計画期間は平成 33 年度まで、まちづくり計画の計画期間は平成 32 年度までに設定され、また総合計画（基本計画）は前期 3 年、中期 4 年、後期 4 年に区分されているのに対し、まちづくり計画は前期 5 年、後期 5 年に区切られている。このように総合計画とまちづくり計画の計画期間は必ずしも一致していなかったが、平成 27 年度の見直しで、まちづくり

⁴⁶ 牛山（2004）によれば、概ね 10 万人以上の一定規模を確保した自治体の都市内分権は、①従来のコミュニティを十分に踏まえた上でのゾーニング、②それによって新たに形成された地域への行政分権、③それぞれの地域における新しい地域住民組織の形成、④地域行政機関への地域住民組織の参加システムの形成というプロセスを通じて推進されるという。

表2.9 地域内分権のプロセス

年度	池田市	地域内分権のスキーム	八尾市	地域内分権のスキーム	年度	枚方市	地域内分権のスキーム
H13	池田市立公益活動促進センター（いわだNPOセンター）の開設、池田市公益活動促進協議会に管理委託 「池田市みんなでつくるまちの基本条例」の施行 池田市地域分権の推進に関する条例の施行 地域分権・地域サポーターの市内公募 地域分権制度に関する説明会を開催 地域コミュニティ推進協議会準備委員会の開催 地域コミュニティ推進協議会の設立（全11小学校区） 予算提案事業の開始	地域内分権のスキーム 市民活動サポーター・中間支援組織	八尾市 八尾市市民活動支援ネットワークセンター（つどい）の開設 「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」の施行 八尾市の未来を語るタウンミーティング 元気で新しい八尾のまちづくりを考える市民懇話会 コミュニティ推進スタッフの配置 校区まちづくり協議会設立準備会の発足 地域まちづくり支援事業を施行 「地域別計画」意見交換会、計画策定 部局地域調整担当者、部局地域担当者の配置 「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」の一部改正 八尾市校区まちづくり協議会の設置に関する規則 八尾市校区まちづくり協議会の支援に関する規則 校区まちづくり交付金の導入	地域内分権のスキーム 市民活動サポーター 条例 地域担当制 担い手組織 担い手組織 地域予算 地域担当制 要綱 条例 地域分権の促進に関する業務を政策推進課から新設の地域分権・協働課に移管 共同利用施設の見直し方針について（池田市市有施設再編委員会答申） 地域分権検討会議を開催	年度 S45 S62 H9 H13 H17 H18 H19 H21 H25	枚方市 校区福祉委員会の設立 校区コミュニティ協議会づくりを提起 枚方市コミュニティ連絡協議会の発足 ひらかたNPOセンターの開設 校区コミュニティ協議会の設立（全45小学校区） 校区コミュニティ活動補助金を交付要綱の策定 公民館を生徒学習市民センターに再編 枚方市地域づくりデザイン事業補助金交付要綱の施行 ひらかたNPOセンターが、NPO法人ひらかた市民活動支援センターに名称変更 小地域ネットワーク活動補助金を校区コミュニティ活動補助金（特別事業）に統合 ひらかたNPOセンターが、サブリエ村野NPOセンターにリニューアル	地域内分権のスキーム 担い手組織 市民活動サポーター 担い手組織 地域予算 拠点施設 地域予算 中間支援組織 地域予算 市民活動サポーター
H16			H16	市民活動サポーターセンターの開設→条例施行→市民参画の取り組み→地域担当制の導入→担い手組織づくり→地域予算の創設→地域担当制の拡充→条例改正→「一括交付金型」地域予算の創設→「一括交付金型」地域予算の拡充→拠点施設の再編	H16		
H18			H18		H18		
H19			H20		H20		
H20			H22		H22		
H20			H23		H23		
H20			H24		H24		
H20			H25		H25		
H20			H26		H26		
市民活動サポーターセンターの開設→条例施行→地域担当制の導入→担い手組織づくり→「事業型」地域予算の創設→条例施行							

年度	名張市	地域内分権のスキーム	年度	高浜市	地域内分権のスキーム
H7	市内のいくつかの地域で、まちづくり協議会が発足	担い手組織	H15	港小学校区で地域内分権検討委員会が発足（厚労省未来志向研究プロジェクト）	地域内分権のスキーム
H13	地域振興推進チーム員（兼任）の任命	地域担当制	H16	高浜市構造改革推進検討委員会が発足	担い手組織
H14	5つのまちづくり協議会がまちづくり計画を策定	地域計画	H17	高浜市南餅まちづくり協議会の設立	地域予算
H15	「市政一新プログラム」を策定	地域担当制		高浜市まちづくりパートナーズ基金の創設	地域予算
H16	地域予算制度について全区長・地域に説	担い手組織	H18	地域内分権推進事業交付金の施行	地域担当制
H17	地域振興推進チーム制度	地域予算	H19	協働事業推進事業交付金の施行	担い手組織
H18	地域づくり委員会を設立（全14地域）	担い手組織	H21	まちづくり協議会特派員制度の導入	地域計画
H19	ゆめづくり地域交付金の施行	地域予算	H22	全小学校区にまちづくり協議会を配置	地域予算
H20	地域づくり協議会（現在の地域づくり代	担い手組織		全小学校区で地域計画（まちづくり計	
H21	表者会議）の発足	市民活動サポートセン		画）を策定	
H22	市民活動支援センターの開設	ター		市民予算枠の導入	
H23	「名張市自治基本条例」の施行	条例	H23	「高浜市自治基本条例」の施行	条例
H24	「名張市市民公益活動促進条例」の施行		H25	地域カルテの作成	条例
H25	名張市市民公益活動促進委員会の設置		H27	「まちづくり協議会条例」の施行	
H26	公民館の管理運営を管理委託制度から指	拠点施設			
H27	定管理者制度に変更	地域予算			
H28	ゆめづくり地域予算制度の見直し（区長	条例、担い手組織			
H29	設置規則の廃止、地域内組織の整理）	地域予算			
H30	「名張市地域づくり組織条例」の施行				
H31	行政事務委託料と区長会運営費をゆめづ				
H32	くり地域交付金の加算額に統合				
H33	地域担当職員制度（兼任）	地域担当制			
H34	全15地域で地域ビジョンを策定	地域計画			
H35	地域担当監（専任）の配置	地域担当制			
H36	公民館の管理運営にかかると教育委員会の				
H37	事務を地域部が補助執行	地域予算			
H38	ゆめづくり協働事業提案制度の施行				
<p>市内の先進的な地域で担い手組織づくりと地域担当の配置、地域計画の 策定が先行 地域担当制の拡充→担い手組織の設立→「一括交付金型」地域予算の創 設→市民活動サポートセンターの開設→条例施行→拠点施設の再編→条</p>					
<p>担い手づくり→地域予算の創設→地域担当制の導入→担い手組織の設立 →地域計画の策定→地域予算の拡充→条例施行</p>					

表2.10 地域内分権の一般モデルと岸和田モデル

	一般モデル	岸和田モデル	モデル推進に向けた課題	アクション
①地域計画	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画の計画期間にあわせて地域計画を策定している。 ・計画期間をあわせることに加え、総合計画に「地域」という視点を盛り込むことで地域計画との整合性をはかっている（高浜市）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2023（平成35）年にスタートする次期総合計画の計画期間にあわせて、地域計画の策定をはかっていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の趣旨が（地域にも行政にも）理解・共有されていない。 ・地域課題について話し合う（熟議する）場や機会がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題の把握と分析、共有 ・計画策定の趣旨やメリット（地域予算の効果的・効率的な執行、地域力の向上）を丁寧に説明する。 ・計画策定（地域内分権）を推進する主担課やプロジェクトチームの設置
②地域予算	<ul style="list-style-type: none"> ・一括交付金型と事業提案型の二本立て ・地域予算を導入する際に、既存の補助金を廃止・統合（スクラップ&ビルド） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「一括交付金型」地域予算（地区市民協議会補助金）の拡充と「事業提案型」地域予算の創設 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の財政状況 ・地域計画の策定を補助金交付の条件とするか ・条件とした場合、現在行われている活動も縮小化するおそれがある（コミュニティの喪失） 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の事業や予算の棚卸し（行政、地域とも） ・財政面での調整
③担い手組織	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね小学校区単位で担い手組織を設立 ・担い手組織の正当性を担保する条例の制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内分権の単位設定（ゾーニング）とコミュニティ活動の拠点となる「公共施設の最適化」という視点の両立 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の担い手不足と活動のマンネリ化 ・市民協と校区連合町会の役割分担、「地域を代表する組織」としての位置づけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手組織の措置 ・組織基盤（とくに事務局体制）の強化、地域担当や中間支援組織などによる民主的・開放的、効率的な組織運営への助言・支援
④地域担当制	<ul style="list-style-type: none"> ・地域担当を専任、兼任、ボランティアとして、本庁または出先機関に配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・①「協働推進員」の役割強化（地域担当は本庁に配置、研修の意義も）、②公民館長の役割強化（地域担当は出先機関に配置、再任用職員の経験・ノウハウの活用）、③庁内ボランティアの公募という選択肢、併用も想定 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域担当制の意義やメリット（地域と向き合う視点での施策展開、コミュニティ活動が活発になる等）が理解・共有されていない。 ・受け入れ態勢（出先機関、地域） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援に必要なスキル（コーディネーターやファシリテーション）を高める研修の実施 ・出先機関への行政内分権
⑤中間支援組織	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手組織とNPOの事業ベースの連携（福祉のサロン活動や防災活動など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動サポートセンターの機能強化、さらに6圏域－校区への展開をはかる。 ・専門的な視点と地域特性を踏まえた担い手組織の組織運営への助言・支援 ・地域担当や公民館、ボランティアセンターとも連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・中間支援組織の役割や意義（情報提供、仲介調整、人材育成、マネジメント、ネットワーキング、コーディネート、アドボカシーなど）があまり理解されていない。 ・中間支援の機能を担うとともに、地域に精通した主体に限られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動サポートセンターの機能強化、市民活動支援（補助金）制度（基金など）の創設
⑥拠点施設	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館のコミセン化、指定管理者制度の導入 ・公民館業務を教育委員会から市長部局に移管 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館の運営協議会と市民協の役員会の連携強化 ・教育委員会と市長部局の垣根を越えた全庁的な取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民センターの業務と条例で規定されている目的（「市民の自発的なコミュニティ活動の拠点として、市民センターを設置する」）と合致していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館条例、市民センター条例の実体化 ・出先機関（市民センター、公民館）への行政内分権

計画と「総合計画との整合をとるため、平成 28 年度から 33 年度までの 6 年間」に設定し直している校区（翼、高取、高浜）が多くなっている。

② 地域予算

地域予算については、すでに施行されている「一括交付金型」地域予算である「地区市民協議会補助金」を拡充する必要があり、たとえば名張市のように事務局経費を補助することも考えられる⁴⁷。名張市のゆめづくり地域交付金は、基本額、コミュニティ活動費、特別交付金で算定され、特別交付金には事務局経費としての地域調整額と、地域づくり組織が雇用する事務員の人件費である地域事業費が算入されている。

「一括交付金型」地域予算の拡充に加えて、「事業提案型」地域予算の創設についても検討する必要がある。名張市では、ゆめづくり地域交付金だけではハード事業に取り組む原資がない、地域計画（地域ビジョン）に記載された事業には市が実施すべきものと地域が実施すべきものが含まれており、地域ビジョンを総合計画に反映させようとするれば事業実施の原資が必要となることから、ゆめづくり協働事業交付金が創設されたという経緯がある。

名張市のゆめづくり協働事業に応募できるのは地域づくり組織に限られているが、高浜市の市民予算枠事業（協働推進型）では、市民公益活動団体をはじめとする「まちづくりパートナー」も交付対象とされている。

③ 担い手組織

担い手組織については、岸和田市では、「コミュニティ活動を小学校区単位で実現するための組織」（自治基本条例第 15 条）である地区市民協議会（以下、市民協と略記）が設立されており、市民協が担い手組織の「本命」だとしても、現在の組織体制のままで幅広い住民の参画や民主的な意思決定を担ってもらうには不安が残る。さらに市民協の組織再編や体制強化については、地域内分権の単位（ゾーニング）も視野に入れた慎重な議論が必要であり、活動拠点となる「公共施設の適正管理」という論点も加味した総合的な判断が求められる。

一方、名張市や高浜市では、担い手組織を自治基本条例とは異なる条例で規定している。名張市の地域づくり組織条例では、「(1)名称、事務所の所在地、代表者の選出方法、総会の方法、監査その他地域づくり組織を民主的に運営するために必要な事項が、規約に定められていること、(2)地域づくり組織の代表者及び役員が、その構成員の意思に基づいて選出されていること、(3)基礎的コミュニティの代表者が、地域づくり組織の運営に参画していること」のいずれにも該当する団体を地域づくり組織として規定している。また高浜市

⁴⁷ 地区市民協議会補助金は、「37 万円＋当該地区世帯数×50 円」という基準で交付されている。

のまちづくり協議会条例では、「(1)団体の名称、事務所の所在地、総会の方法、代表者及び役員を選出方法及びその役割、予算の編成及び決算の報告、規約の改廃方法、監査その他団体を運営するために必要な事項が、規約に定められている団体、(2)団体の代表者及び役員を選出その他の団体運営が、規約に基づき行われている団体、(3)町内会が参画している団体、(4)地域の市民が、希望に応じて活動に参加することができる団体」のいずれにも該当する団体をまちづくり協議会として認定している。つまり担い手組織の要件としては、民主的な組織運営を定めた規約と「定款自治」、地縁型住民自治組織（基礎的コミュニティや町内会）の参画、開放性などが考えられる。とくに開放性がポイントとなろう。

④ 地域担当制

地域担当制については、一方で現在各課で選任されている「協働推進員」の役割を拡大する方向（地域担当は本庁に配置）が考えられる。八尾市の部局統括者や所属調整者、高浜市のまちづくり協議会特派員が参考になるだろう。八尾市の部局統括者（部次長等）は、部局地域会議の調整・とりまとめ、地域情報に関する部局マネジメントへの反映を調整、部局の地域拠点との調整窓口を担い、所属調整者（所属長）は、地域情報に関する部局マネジメントへの反映、実施計画への反映、所属の地域拠点との調整窓口を担っている⁴⁸。高浜市のまちづくり協議会特派員は、若手からベテランまでさまざまな部署の職員が4人1組でチームをつくり、会議への出席、イベントの手伝い、事業の企画立案への助言などを担っている。

他方で公民館長が「囃らずも」担っている役割に注目し、その機能を強化する方向（地域担当は出先機関に配置）が考えられる。名張市の地域担当監が参考になるだろう⁴⁹。さらに職員の自発性を考慮すれば、池田市の地域サポーターのようにボランティアという位置づけも想定される。

⑤ 中間支援組織

中間支援組織については、市民活動サポートセンターの開設が急務といえる。岸和田市では2017（平成29）年度にようやく、新たに整備される福祉総合センターに併設されることになった。

⑥ 拠点施設

拠点施設については、公民館の運営協議会と市民協の役員会の連携強化や一体化、さらには教育委員会と市長部局の垣根を越えた全庁的な対応が求められる⁵⁰。八尾市では平成

⁴⁸ 八尾市ホームページ，（2017年2月20日取得，<http://www.city.yao.osaka.jp/0000014792.html>）。

⁴⁹ 地域担当監は、生涯学習推進担当監を兼任している。

⁵⁰ 事業の企画や委託料の監査などを担う公民館運営協議会には、地域の主だったメンバーが参画してい

26年度から出張所を「市民に身近な地域の拠点」に位置づけ、「地域と向き合う視点での施策展開」として、地域のまちづくり支援、コミュニティの推進・生涯学習の支援、健康づくりや介護予防、子育て支援の充実をはかっている。

本章では、「地域内分権の岸和田モデル」の析出を目的とする先進都市調査の結果を分析してきた。地域内分権は、行政側の住民と協働する必然性（「未完の分権改革」として残された住民自治の拡充方策）と、住民側の地域力が分散し、疲弊している現状に地域が丸となって対処する合理性から注目されている。また地域内分権は、行政サービスの質的向上を目的にサービス供給に関する一定の権限と責任を出先機関に移譲する行政内分権と、地域民主主義の促進を目的に一定の政策決定権限を住民代表組織に移譲する地域内分権で構成される。2つの分権は一連のものとして捉える必要があり、地域内分権の推進には行政内分権が前提となる。こうした見方は、「行政が変わらなければ、地域は変わらない」というナラティブとも符合するだろう。

本章では、先進都市調査から演繹された地域内分権の一般モデルをもとに地域内分権の岸和田モデルのアウトラインを描出した。ただしそれはあくまで素描（デッサン）であり、モデルの精緻化に向けた課題が残されている。

①地域計画については、総合計画と地域計画の計画期間をあわせることで両者の整合性をはかる必要があるが、そのロードマップを作成することが課題となる。②地域予算については、「一括交付金型」地域予算を拡充した場合のコスト・シミュレーションと、「事業提案型」地域予算のグランドデザインを描くことが課題となる。③担い手組織については、市民協の成果と課題をこれまでの活動の整理と体系化を視野に精査することが課題となる。④地域担当制については、一つに協働推進員制度の検証と拡充、二つにコミュニティ支援を「囿らずも」、また属人主義的に担っている公民館長の役割分析が課題となる。⑤中間支援組織については、市民活動サポートセンターの意義や機能に関して関係課との協議や情報共有が課題となる。⑥拠点施設については、「公共施設の適正管理」という観点と八尾市でみたように「地域と向き合う視点での施策展開」という方向性の折り合いや着地点を探るべく議論を深化させることが課題となる。

る。たとえば春木地区公民館・春木青少年会館の運営協議会には、校区町会連合会、地区市民協議会、民生児童委員、老人クラブ連合会、連合子ども会、青少年指導員、小中学校長、小中学校PTA、クラブ等利用者連絡会、市議会議員などが参画している。

第3章 地区市民協議会調査

3.1 地域自治組織の機能と力量

岸和田市には、独自の「地域自治組織」である地区市民協議会（以下、市民協と略記）が小学校区単位に設けられている。地域自治組織は、「小学校区など一定の区域を定め、当該区域の住民をはじめ、町内会・自治会等の地縁団体、地区社会福祉協議会、老人クラブ等の地域団体、企業、NPO、学校等の法人、ボランティアなどの市民活動団体等、地域社会を構成する多様なまちづくりの担い手が参加・協議・活動するための組織・体制」（財団法人地方自治研究機構 2010: 22）と定義され、財団法人地方自治研究機構が2008（平成20）年に行ったアンケート調査によれば、調査対象の34.6%にあたる293の市町村で整備されている。その目的は、①地域社会の一体性の確保、②地域社会の人材・団体等の統合や組織化による地域力の向上、③地域資源（財源、情報、ノウハウ、人材等）の集約と効率的活用、④地域の代表性・正当性の確保、⑤「地域協働」による新たなまちづくりや地域活性化の実現にあるとされ（同: 22）、これら目的に照らして、市民協が設けられていることで、地域社会の一体性が確保されているか、地域力が向上しているか、地域資源が集約され効率的に活用されているか、地域の代表性や正当性が担保されているか、地域活性化が実現しているかなどを精査する必要がある。

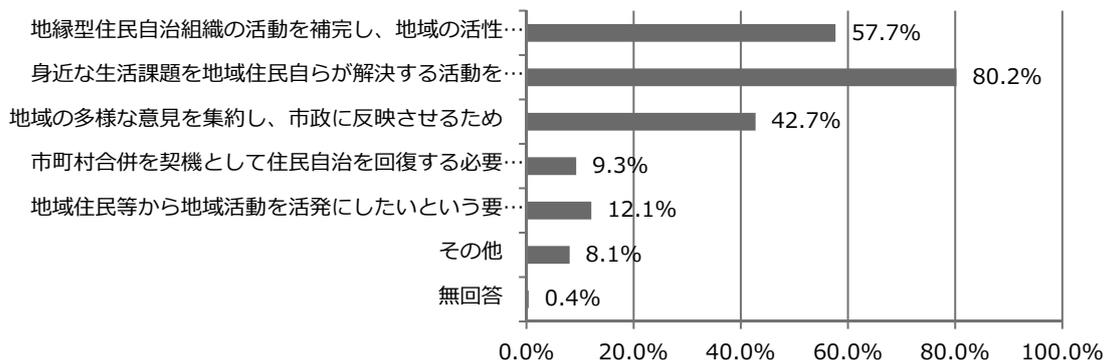
一方、三浦（2014）によれば、大都市で自治体独自の地域自治組織の設置が進む背景として、一つに大都市特有の人口規模の大きさゆえに住民と政治・行政との距離が今日でも依然として大きいこと、二つに大都市でも地域課題が顕著に複雑化し、住民ニーズも多様化する一方で、自治体行政は資源の制約により従来のような地域課題の解決が困難となっていること、三つに今日まで地域社会で大きな役割を果たしてきた地縁団体、とりわけ町内会が加入率の低下や担い手の高齢化、後継者不足などの課題に直面しており、地域自治組織の形成を契機とした状況改善が求められていることが挙げられる。地域自治組織には住民自治を拡充する役割が期待され、そこでの議論をもとにした政策提言が行われ、自治体行政もその提言を踏まえた施策を展開する段階に至れば、「住民自治が団体自治を規定する」（三浦 2014: 136）方途もひらかれる。そこで問題となるのが、地域自治組織の設置の目的と根拠（法的性格）、権限付与などであろう。公益財団法人日本都市センター（2014）によれば、地域自治組織は、「身近な生活課題を地域住民自らが解決する活動を活発にする」「地縁型住民自治組織の活動を補完し、地域の活性化を図る」「地域の多様な意見を集約し、市政に反映させる」ことなどを目的に、法律（地方自治法、合併特例法）のほか、自治体独自の条例、要綱、総合計画、予算措置などを根拠に設置されている。地域自治組織に「助成金等の使途の決定権」や「自治体に政策を提案する権限」などの権限を付与している自治体もあるが、過半数の自治体は「特定の権限は付与していない」（図 3.1 参照）。これらを踏まえると、一括交付金制度や予算提案制度など地域予算の拡充、つまり「財政分権」（森 2012）や、参加と協働に関する権限の移譲などが地域内分権のメルクマールとなる

だろう。

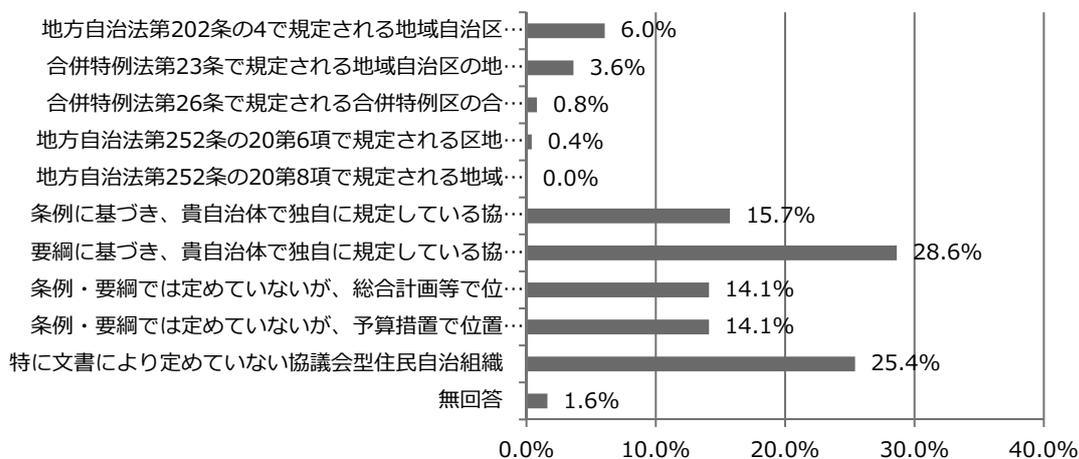
上述したように、地域自治組織は法律を根拠とするものと自治体独自の条例等を根拠とするもの（協議会型住民自治組織）に大別されるが、中川編（2011）は、「自治法上の地域自治区は、団体自治、特に行政機能の分権化を目指す方向ではあっても、住民自治の実体化にはつながらない」（中川編 2011: 64）としており、「住民自治の実体化」を図ろうとすれば、法定の地域自治組織よりも自治体独自のそれに軍配が上がる。岸和田市には「自治体独自の地域自治組織」としての市民協が各小学校区に設けられており、地域内分権を導入する際にも、市民協のこれまでの成果と課題を踏まえた実態的・現実的な制度設計が求められる。また「協議会型住民自治組織」としての市民協には意思決定と執行の2つの機能を一体的に整備することで、コミュニティ活動を効率的・効果的なものにする役割が期待されるが、2つの機能はどのように整備され、またどのような主体によって分担されているのかなどを問う必要がある。

本章ではこうした問題関心のもと、市民協を対象とするヒアリング調査とアンケート調査の結果から上記の問い、つまり市民協の力量と機能を明らかにすることを目的とする。

地域自治組織の設置の目的



地域自治組織の設置の根拠（法的性格）



地域自治組織への権限付与

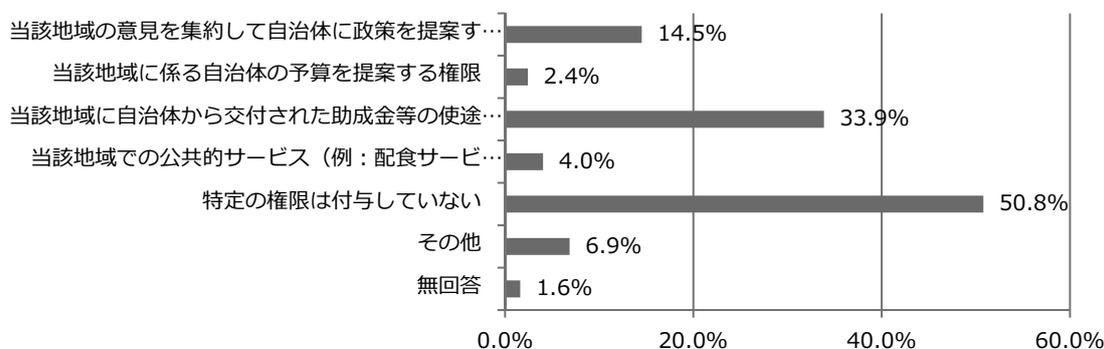


図 3.1 地域自治組織の目的、根拠、権限

出典：公益財団法人日本都市センター（2014）

3.2 ヒアリング調査

3.2.1 先行調査（平成 22 年度地区市民協議会ヒアリング調査：平成 22 年度調査）の批判的検討

岸和田市企画調整部企画課（当時）は、2010（平成 22）年に、地区市民協議会（以下、市民協と略記）を対象とするヒアリング調査を実施している。その目的と背景は、次のとおりとされている（岸和田市企画調整部政策企画課 2011b）。

市民協の設置は、1971（昭和 46）年にはじまる自治省コミュニティ施策を契機としており、それは「当時の急速な都市化の下、既存の地域コミュニティの解体と崩壊が進むことを危惧した国の対応策として提案されたもの」（同 2011: 2）であった。つまり「市民協設置の構想は、当時の時代的潮流へのいち早い対応」であり、それは「昭和 55 年策定の『第 1 次総合計画』において、コミュニティ施設の整備とセットで打ち出され、〔中略〕既存の地域活動団体同士の情報共有の場、市民主体の『コミュニティ計画』づくりの場となることで、行政と地域とを 1 本のパイプでつなぐこと」を目指していた⁵¹。このように市民協にはコミュニティ計画づくりの場、「公民協働の仕組みづくりの端緒」（同: 2）としての役割が期待されていた。

一方、広原（2011）によれば、1970 年代の「開発主義型コミュニティ政策」と 21 世紀初頭の「新自由主義型コミュニティ政策」を比べると、両者の政策意図には隔たりがあり、前者が『『コミュニティ計画』の名のもとに地域生活環境の改善によって保守的地域支配体制を維持強化し、地域社会の再統合と存続を図ろうとするものであった』のに対し、後者は高度成長期の「開発型コミュニティ問題」後に浮上した「限界集落」に象徴される「衰退型コミュニティ問題」の「解決の主体や方法を『地域のことは地域で』『コミュニティのことはコミュニティで』と主張し、それを『新しい公共』とネーミングすることによって国家責任や行政責任を回避しようとする分権改革イデオロギーとみなされている（広原 2011: i - ii）。また前者が「高度成長時代の地域問題に対応できなかった保守的住民組織と自治体行政をコミュニティ計画の策定と参加を通して立て直し、草の根保守主義を近代化することによって地域社会の政治的安定を図ろうとした」のに対し、後者は「一方では国土形成計画の策定や道州制導入などを掲げてさらに大都市圏中心の国土地域再編を強行し、他方では格差社会を前提としたコミュニティ再編を推進しようとする動き」を止めておらず、「地域社会再編政策の一環としてのコミュニティ政策の発動に他ならない」と述べられている（広原 2011: 15-16）。つまり 1970 年代と 21 世紀初頭では、コミュニティ問題にたいする認識が異なっており、その捉え方は、岸和田市企画調整部政策企画課（2011b）

⁵¹ 1976（昭和 51）年に策定された『岸和田市総合計画基本構想』では、「市の総合計画を地域単位にかみくだきながら、一方で地域からわいてきた要求を土台にしてよりきめ細かなまちづくり計画を市民協議会を中心に立案します」、また 1980（昭和 55）年に策定された『岸和田市総合計画基本計画 1980』でも、「地区市民協議会中心となって、地区がかかえる生活環境の点検、住民要求の整理をふまえたコミュニティ計画づくりができるよう、基礎資料の提供、調査活動の援助などをおこなう」と述べられている。

の「地方分権の推進が謳われる今日においては、昭和 40 年代とは異なる文脈で改めて地域自治組織に対する期待が高まっている」（岸和田市企画調整部政策企画課 2011b: 2）との見方とも共通する部分がある。岸和田市企画調整部政策企画課（2011b）によれば、「地域自治組織に対する期待」は、『まちづくり条例』や『自治基本条例』の施行とセットになっているところに特徴があり、「（地域自治組織を伴う）地域コミュニティもまた、『新しい公共』を実現する主体として、定義し直されている」（岸和田市企画調整部政策企画課 2011b: 2）という。ここでいう「（地域自治組織を伴う）地域コミュニティ」や『新しい公共』を実現する主体」が、具体的に何を指示しているのかは明らかでないが、地域コミュニティに再び注目が集まっているのは確かなようである。同じく広原（2011）も、「“第二次コミュニティブーム”とまではいかないまでも、そこにはしばらく鳴りを潜めていた休火山がふたたび活動を開始しつつあるかのような予兆が感じられるのである」（広原 2011: 13）と述べている。

このように地域コミュニティにたいする期待が高まる一方で、市民協については、「統一的に把握できるデータや資料はなく、当事者以外にはその実態がみえにくいものになっている」（岸和田市企画調整部政策企画課 2011b: 3）とされ、また「市民協の活動は設置当初から地域ごとに自主的に行われており、組織体制や活動内容も多種多様で、ひとつのモデルとして表すのは難しいと言われてきた。〔中略〕あるいはまた、設立時には行政の意図を色濃く反映していた組織体制や運営方法であったものが、年月を重ねる中で変容し、現在は全く別の仕組みで動いているということも考えられる」（同: 3）と述べられている。こうした見方からも、市民協の多様性や変化を考慮した実態把握が当面の課題であるといえる。その場合、市民協が「多種多様で」、「年月を重ねる中で変容し」てきたというのは、ヒアリング調査の「仮説」にあたり、「時代に即応した地域と行政との関係はどのようなものか、あるいはまた、市民協は昨今議論されている地域自治組織としての機能を担うものとなりうるのか等について検討すべきであろう」（同: 3）というのは、ヒアリング調査の「問題関心」または「論点」にあたる。それでは岸和田市企画調整部政策企画課（2011b）は、これら「仮説」や「問題関心」、「論点」をどのように分析しているのだろうか。

平成 22 年度調査は、旭・太田、常盤、東光、天神山の 4 地区を対象としており、その選定理由は、地区の特徴、小学校区ごとに設置されている校区青少年問題協議会（校区青少協）や地区福祉委員会といった協議会組織との関係が考慮されている。ヒアリング結果をまとめた報告書では、「フェイス項目」として、世帯数、沿革、組織体制・構成団体、会計、規約、年間スケジュール、特色あるとりくみ、「共通項目」として、組織の概要、活動・運営の現状と問題点、市のまちづくり・コミュニティ支援、地域との協働の現状と課題が整理されている。

表 3.1 は、平成 22 年度調査の概要である。旭・太田地区では旭小学校区と太田小学校区という「2つの小学校区が合同で市民協活動を行っている」（同: 4）。もともと旭地区とい

表3.1 平成22年度調査の概要

地区（小学校区）	旭・太田	常盤	東光	天神山
中学校区—6 圏域	土生—葛城の谷	桜台—岸和田中部	光陽—都市中核	葛城—葛城の谷
特徴（選定理由）	○市民センター第1号の「東岸和田市民センター」を拠点に活動している。 ○初期に設置された市民協として、地域活動の長い歴史がある。 ○2つの小学校区が合同で市民協活動を行っている。	○市役所職員の地域活動ボランティア・グループ（GVK）が市民協の登録団体として活動を行っている。 ○校区の青少年指導員が市民協の一部会を担っている。	○校区の青少年指導員が市民協活動の一翼を担っている。 ○「新春マラソン大会」や「子どもの安全見守り隊」など特色ある活動を行っている。	○住宅地として開発された新しいまちとして、独自の工夫をしながら地域活動を行っている。 ○地域福祉活動が盛んである。
協議会組織との関係	かつては青少年指導員が担当を決めて部会に参加していたが、現在は青指協の校区長だけが運営委員会や部会に出席している。	校区青少年指導員会と青少年部会のメンバーは重なっている。	設立当初、校区青少年指導員会は市民協に入っていなかった。校区青少年指導員と青少年部会は同じ組織。地区福祉委員会と市民協の福祉部会のメンバーは重なっている。	青指協の校区長が青少年部会長を兼任しており、青指協の行事の一部は市民協の活動として実施されている。市民協の会長が地区福祉委員会委員長、福祉部会長が小地域ネットワーク活動推進委員長に就いている。
特色あるとりのくみ	・体育大会 ・津田川一斉清掃及び孟正寺池美化活動 ・凧揚げ大会	・常盤ふれあいカーニバル ・GVK（Group Volunteer Kishiwada）常盤 ・春木川・轟川一斉清掃	・新春マラソン大会 ・趣味の作品展 ・東光子どもの安全見守り隊	・天神山夏祭り ・津田川一斉清掃 ・天神山小学校餅つき大会
ヒアリング内容	・9町で構成 ・事務局員として、18名（9町×2名）が召集されている。 ・部会は5つ（環境、青少年、福祉、文化、広報）、部会長は事務局員から選任 ・1983（昭和58）年に太田小学校ができたとき、「旭校区の前に旭地区なのだから」という理由で地区を分割することに反対したが、「小学校区単位で市民協をつくる」という市の方針のもと、太田地区市民協がつけられた。	・10町で構成 ・もともと6部会（青少年、環境、福祉、人権啓発、体育、文化広報）だったが、防災が加わり、7部会になった。 ・新設ないし高齢化した自治会で、校区連合町会（連町）に未加入の自治会や連町から脱退したところもある。 ・だんじりのある町とない町でコミュニティ活動にたいする温度差が大きい。 ・「看板」が違うだけで、校区青少年指導員会と青少年部会のメンバーは同じ。校区青少年指導員会は報償費などの予算を独自にもつ一方、青少年部会としての活動には市民協から助成金が出ている。	・3町で構成 ・部会は5つ（環境、青少年指導者、福祉、体育、人権・文化）、部会どうしのつながりはほとんどない。 ・青指の報償費を個人で受け取らずに、地区の活動のためにプールしている。 ・ボランティアは地区福祉委員会の行事である高齢者の見守りや子育てサロンには来てくれるが、市民協の活動であるいきいきサロンや合同文化祭には来てくれない。	・8自治会で構成 ・事務局員は「一本釣り」で集める。「5～10年選手」も多い。 ・部会は7つ（環境、青少年、福祉、人権、文化、体育、広報）、部会員として、各自治会から2名、各種団体から1名ずつ選出してもらっている。

岸和田市企画調整部企画課（2011b）をもとに作成

う 1 つの地域であったものが、児童数の増加にあわせて太田小学校が開設され、「小学校区ごとに市民協をつくる」という市の方針にしたがって、太田地区市民協が設立された。つまりもともと 1 つのコミュニティであったものが、人口変動にともない、また行政区画として 2 つの地区に分けられ、それに合わせて組織も分けられたと考えられる。岸和田市企画調整部政策企画課（2011b）は、「市民協の設置は、地域の実情を考慮しながら進められ」（同 2011: 2）たとしているが、やはり行政の都合で地域が再編されたといわざるを得ない。一方、常盤、東光、天神山の各地区では、青少年指導員が市民協活動の一翼を担っており、校区青少協と市民協青少年部会の顔ぶれが重なっている。また東光と天神山地区では、地区福祉委員会と市民協福祉部会のメンバーが重複している。

以上、平成 22 年度調査の概要をみてきたが、岸和田市企画調整部政策企画課（2011b）によれば、ヒアリング調査を通して明らかになった点として、

- ① どの市民協も、設立時の組織形態（部会制、参加団体等）と活動がおおむね引き継がれているが、一部、統合されたり追加されたりした部会や行事もあり、実際の活動・組織体制と総会文書に掲載されている規約や組織図とに齟齬がみられる部分が少なからずあった。
- ② 民生児童委員や青少年指導員などの委嘱員が市民協活動に果たす役割は大きい。
- ③ 市民協の財政基盤の確保や担い手の再生産には、校区連合町会（加盟町会・自治会）の積極的な関与がみられた。
- ④ 「校区青少年問題協議会」、「地区福祉委員会」、市民協には組織的な関係があるものの、その現状と歴史的な経緯については、地域ではほとんど情報共有されていなかった。ことが指摘されている（同 2011: 80）。

こうした点を批判的に検討すると、まず①で、市民協の部会や行事が「統合されたり追加されたりし」、また組織体制や運営方法が「年月を重ねる中で変容」（同 2011: 3）してきたことは指摘されているが、それらがなぜ変容したのかについては明らかにされていない。つぎに②～③で、市民協の活動や運営に委嘱員や校区連合町会が大きな役割を果たし、積極的に関与していることは指摘されているが、市民協と委嘱員や校区連合町会がどのような関係にあるのかについては具体的に明らかにされていない。つまりヒアリング調査の「課題」である市民協の実態についてはある程度明らかにされているものの、市民協が「多種多様で」、「年月を重ねる中で変容し」てきたというヒアリング調査の「仮説」については、十分に検証されていない。さらに地域と行政との関係や市民協の「地域自治組織としての機能」という「問題関心」や「論点」については、ほとんど言及されていない。

なお、岸和田市企画調整部政策企画課（2011b）をもとにまとめられた岸和田市企画調整部政策企画課企画担当（2012）では、まず地域と行政との関係について、「地縁組織の連合体である町会連合会との協力関係を基盤に作られてきた」（同: 66）としたうえで、行政によるコミュニティ支援が、「既存の組織とその活動を維持していくための支援だけでは

なく、〔中略〕コミュニティ活動の担い手を育成するための支援を行っていく段階にきている」(同: 66) と指摘している。つぎに市民協の「地域自治組織としての機能」については、市民協は「地域自治組織というよりも小学校区単位のコミュニティ活動を行う地域内連携組織」(同 2012: 4) であり、他方で、「これ〔地域内連携組織としてコミュニティ活動を実現すること：引用者注〕自体が市民協設置の主要な目的」ではなく、市民協は「当該地域の課題の把握やその解決のための住民の意見の調整を担う組織として設置された」のであり、市民協の設置やコミュニティ計画づくりなどの方策は、「市と地域との関係を大きく変えうるものであった」と述べられている。

前者の「地域と行政との関係」については、地域といった場合、それは誰が代表しており、誰が窓口となっているのか、市民協なのか、校区連合町会なのか、また「コミュニティ活動の担い手を育成するための支援」というのは、コミュニティとアソシエーションを包括したシビル・ソサエティ（市民社会）の領域が広がっている今日、行政というよりも中間支援組織など民間の主体が担うべき役割と考えられる。

後者の「市民協の『地域自治組織としての機能』」については、「市民協設置の主要な目的」であったはずの「当該地域の課題の把握やその解決のための住民の意見の調整を担う組織」としての役割が現在も重要であることには変わりはなく、その今日的な役割を誰がどのように担うのか、またその前提となる「コミュニティ計画づくり」をいかに進めていくのかが、地域内分権の分水嶺ともいえる。

以上、平成 22 年度調査の批判的検討を通じて、市民協が地域にとっても、また行政にとっても、「コミュニティづくりの主体」であることがうかがえた。こうした市民協の機能を「自治体内の公共サービスの提供を行政とともに担う責任ないし義務」(名和田 2009: 9) としての「協働」(執行) だとすれば、「自治体の公共的意思決定に関わることのできる権利」(同: 9) としての「参加」(意思決定) は誰が担うのかが問題となる。つまり参加(参画)の権限を精査したうえで、それを担うのは誰なのか、市民協なのか、それとも校区連合町会なのか、市民協と校区連合町会が分担するのか(ほとんどの地区で「長」は重なっている!)、その場合どのような役割分担があり得るのかなどを検討し、「地域を代表する組織」としての位置づけを明確にする「段階にきている」と考えられる。

以上の問題関心を踏まえて、次項では平成 27 年度地区市民協議会ヒアリング調査の概要を説明する。

3.2.2 現行調査(平成 27 年度地区市民協議会ヒアリング調査:平成 27 年度調査)の設計

岸和田市企画調整部政策企画課企画担当(当時、現在の企画課都市政策担当)は、平成 22 年度調査を踏まえて、2015(平成 27)年に、市民協を対象とするヒアリング調査を行った。調査設計の段階で次の点、つまり調査対象の選定、平成 22 年度調査の質問項目との関連、調査体制などが問題となった。まず調査対象の選定については、平成 27 年度調

査は、たんに研究にとどまらず、地域内分権の導入も視野に入れたモデル地区選定の参考資料としても活用することを想定しているため、多角的な視点から検討する必要がある。たとえば地域内分権の単位、担い手組織の構成と運営体制、活動拠点となる施設の配置などである。つぎに平成 22 年度調査の質問項目との関連については、①フェイス項目では「特色あるとりくみ」、②共通項目では「活動・運営の現状と問題点」を引き継ぐことで、市民協の成果と課題を浮き彫りにするとともに、「地域自治組織としての機能」や「地域内分権の担い手としての力量」についても精査できると考えられる。最後に調査体制については、平成 22 年度調査と同じく、専門研究員が学識経験者の助言・指導のもとに調査計画・項目を立案した。また市民協を所管している自治振興課にも調査内容の確認と調査実施に必要な準備、ヒアリング結果の検討などの協力を依頼した。調査方法は、事前に送付した質問項目（巻末資料①参照）に沿って聞き取りを行う半構造化インタビューを採用した。これは平成 22 年度調査の「今後、範囲や規模を拡大して 2 次・3 次調査等を行う場合にも、今回のような対面でのヒアリング調査が望ましいだろう」（同 2012: 80）との引き継ぎに応えることにもなると考えられた。

平成 27 年度調査の目的は、市民協の設立の経緯や特色ある取り組み、担い手の確保、意思決定と執行の分担、行政との関係などを分析することで、平成 22 年度調査から 5 年が経過した市民協の現状を把握するとともに、2023（平成 35）年にスタートする次期総合計画と連動して策定をはかっていくコミュニティ計画づくりの担い手として市民協を想定できるか精査することも課題としている。

平成 27 年度調査は、天神山、八木、城北、大芝の 4 地区を対象に、一次調査として市民協の会長または事務局から聞き取りを行った。その選定理由（地区の特徴）は、表 3.2 のとおりである（図 3.2 参照）。さらに一次調査の内容を確認してもらうとともに、組織（地域）内の立場の異なる人からも話を聞くことで、市民協の運営と地域自治のありようについて多面的に理解することを目的に追加調査を実施した。

次項ではヒアリング調査の結果を、とくに活発な活動（特色ある取り組み）、役員構成、組織運営、成果と課題という切り口で、さらに各地区の特徴を表していると思われる項目を設けて、モノグラフとして記述する。

表3.2 平成27年度調査の概要

地区	天神山	八木	城北	大芝
設立年	1992	1984	1973	1980
町会・自治会数	8	19	6	8
部会	環境、青少年、福祉、人権、文化、体育、広報	環境、青少年、福祉、文化体育、広報、人権	防災、環境、事業、青少年、人権、広報	環境、青少年、広報、体育、生涯学習、福祉、人権、
調査年月	一次調査：2015年8月6日 追加調査：2016年3月4日	一次調査：2015年8月24日 追加調査：2016年2月22日	一次調査：2015年9月7日 追加調査：2016年3月7日	一次調査：2015年10月5日 追加調査：2016年3月1日
特徴（選定理由）	○平成22年度調査の対象地区 ○事務局体制がしっかりしている。	○八木、八木北、八木南の3校区が合同で活動している。 ○小学校区一中学校区一6圏域をカバーしている。 ○「コミュニティ活動の拠点」として、八木市民センターが整備されている。	○1971年度自治省モデルコミュニティ地区 ○市民協第一号	○小地域ネットワーク活動が盛ん。
とくに活発な活動	夏祭り	避難所開設訓練	避難訓練、ファミリロードの清掃	大芝地区文化祭、校区防災訓練
意思決定	運営委員会の議題は事務局会議で調整	運営委員会は定例では開かれておらず、三役と事務局で構成される役員会と連長会議がその代わりとなっている。	意思決定機関として、会長、副会長、事務局で構成される役員会と、顧問、役員、幹事からなる幹事会が扱われている。幹事会の議題は、役員会で調整している。	校区長会議の翌日に開かれている町会長会議に部会長も出席するとともに、八部会でも毎月部会長会議を開いている。
執行	部会長は事務局員のなかから推薦で選ばれ、部会員は自治会から2名、各種団体から1名ずつ選出	部会長は部会員の互選で選ばれ、部会員は町会から選出	部会長はその分野に詳しい人を選び、部会員は団体ごとに割り当てている。	各町の輪番制で部会を分担し、町ごとに部会長と部会員を選出
成果	自発的である気のある担い手を確保することで、活発な活動を実現している。事務局員が増えるとともに定着しており、市民協の運営は「事務局ではほぼ賄えている」。	避難所開設訓練を通して、これまで縦割りで活動していた部会の連携が図られるようになった。	事務局書記が事務局として地区公民館に常勤しており、書類もすぐに集まるなど運営が効率化している。また「地域の窓口」ができたことで、福祉や子育てなどの課題にも対処しやすくなった。	市民協と公民館の連携がとれている。たとえば文化祭を共催したり、公民館だよりに八部会の記事を掲載したり、研修会の参加者を確保するために公民館クラブの会員に「動員」をかけたりしている。
課題	現在の行事中心の運営から、高齢者の見守りなど、責任をともない課題解決につながる活動を担える体制にシフトしていかけるかが課題	現在のような役員・部会員を町会から選出する体制では、担い手は安定的に確保できるが、すべての役員・部会員が市民協の運営に主体的に関わってくれる保証はなく（1年で交代する町会長も多い）、役員の固定化、負担集中が課題。	定型的な業務が一部メンバー（事務局書記）に集中している。	行事が多い。部会数も多く、複数の部会長を兼任するなど、一部メンバーに負担が集中している。
		子どもの安全見まもり隊や防犯パトロールなどの活動でも町単位では動くが、広域（校区や地区など）になるとつながらない。		組織のスリム化をはかる一方で、地域の包括的な機能を担える体制づくり、担い手の裾野拡大が課題

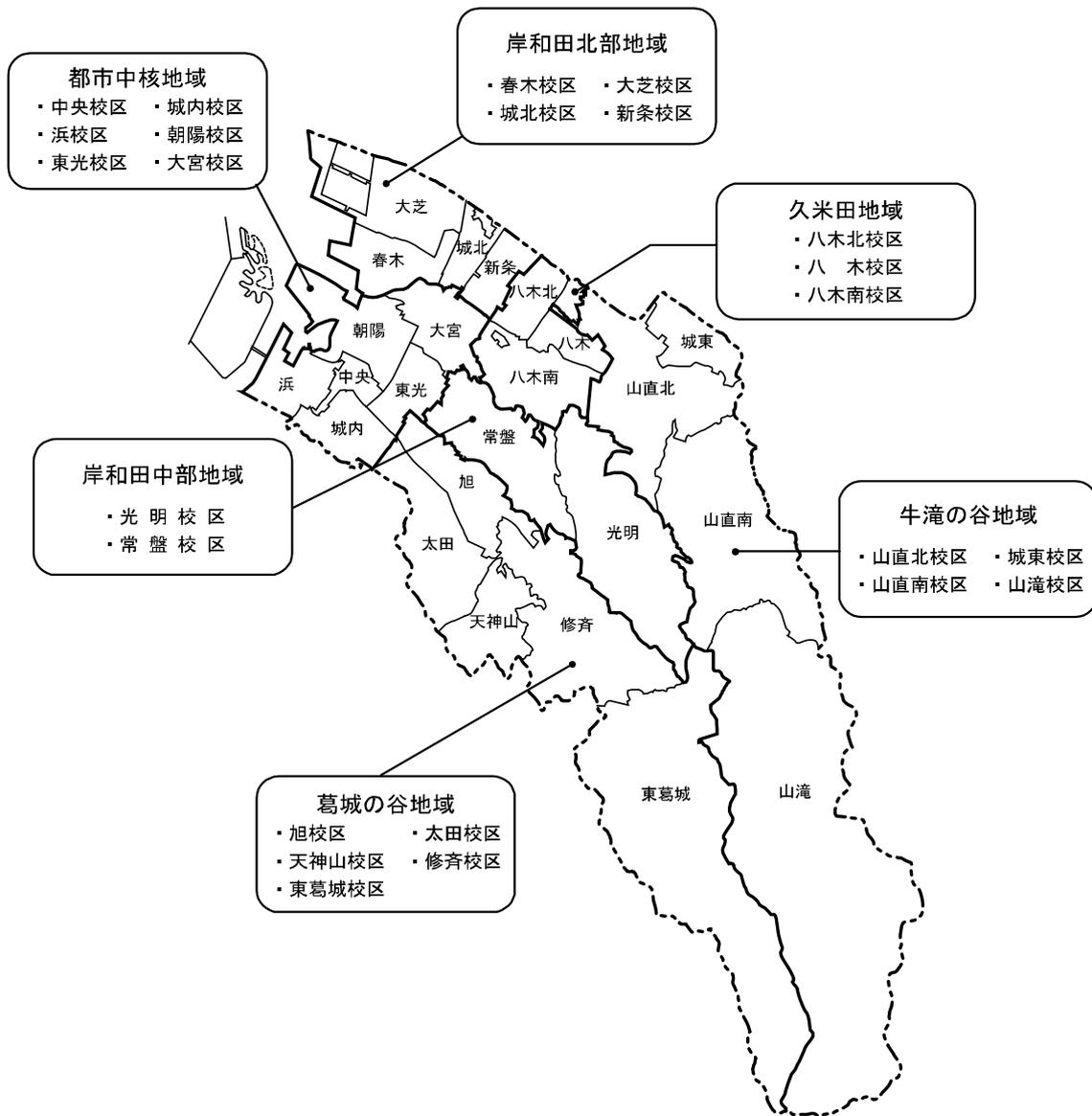


図 3.2 6 圏域と 24 小学校区

3.2.2.1 各地区のモノグラフ

① 天神山地区

とくに活発な活動（特色ある取り組み）

天神山地区では、夏祭りが最大の行事となっている。夏祭りは8月の第1土曜日に催され、花火が上がる夜の8時頃には、小学校のグラウンドに3,000人以上が集まる。課題としては、人が集まるのはよいが、事故が起こらないか心配だという。当日は警備員を2名配置し、青少年指導員やPTAも巡回にあたっている。参加費として各戸から1,000円を徴収し、それと引き換えにうちわを配っている。うちわはくじ引きの抽選券になっている。夏祭りは文化部会が担当部会になっているが、部会とはべつに実行委員会を立ち上げ、予算も一般会計とはべつに処理している。市民協からの持ち出しはない。実行委員会は市民協の運営委員（役員および各種市民組織の代表）で構成され、「役員総出」で夏祭りを盛り上げている。そのほかの行事でも「組織的にはあまり分けていない。みんなでやる」という。予算の内訳は、参加費が約140万円、寄付が約60万円で、花火に約50万円を支出している。会計報告は自治会長に対してなされ、それを全戸配布しようが、回覧板で回そうが、役員だけでみて終わりにしようが、各自治会の判断に任せている。ほとんどの実行委員が寄付を行っており、使途に異論は出ないという。

夏祭りは祭礼（だんじり祭）のない天神山地区で、「天神山を故郷と思ってもらえるような、帰省のきっかけとなるような行事を」ということで企画された。今年（平成27年）で22回を数えるが、やり方は大筋では変わっておらず、事務局も慣れてきて、年々効率的になっている。天神山地区では自発的でやる気のある担い手を確保できており、それが活発な活動につながっている。なぜ「自発的でやる気のある担い手を確保できて」いるかというと、新興住宅地の天神山地区では「しがらみがない」からだという。つまり天神山地区では「新旧住民の問題」は存在しないか、あまり顕在化していない。逆に新興住宅地だから、また団地だから運営しにくいということはないという。何かを始める際にはいろいろな意見が出るが、一度決まればそれに従う。「長老」はおらず、若い人でものびのびと活動している。

役員構成

天神山地区では、会長は校区連合町会長が兼任しており、副会長は会長を選出した町以外の町会長（自治会長）が務めている。つまり自治会長の充て職である。部会長は事務局員のなかから選ばれ（各種団体の「横滑り」ではない）、部会員は自治会から2名、各種団体から1名ずつ送り出されてくる（割り当て）。そのほか事務局員も「部会に張りついている」。事務局員は自治会やPTAの役員を「一本釣り」で集めている。各種団体には老人クラブ連合会、連合子ども会、民生委員児童委員会、スポーツ推進委員、防犯委員、幼稚園・小中学校PTA、保護司、水防団、青少年指導員などがある。

組織運営

天神山地区では、市民協の運営に「自発的」に協力してくれる事務局員の存在が大きい。事務局員は 30 名を数え、こうした「自発的」な担い手を確保できている理由についてあるインフォーマントは、「活動に参加してくれている人に感謝する」「参加しない人やミスをした人を責めない」ことが重要だと述べている。こうした発言はすべて市民協の活動が「所詮ボランティアであり、仕事ではない」という考え方にもとづいている。その一方で、自治会や各種団体から送り出された充て職の役員とそうではない事務局員とのあいだには、「温度差もみられる」という。「市民協の組織と構成団体は分けている」という天神山地区では、市民協が自立化（自己組織化）しており、それが地区の強みにもなっている。

事務局と参加団体

上述したように、天神山地区では、事務局員が「部会に張りついている」。事務局員は各部会が担当する行事にオブザーバーとして参加し、部会長をサポートしている。たとえば環境部会が担当する津田川一斉清掃では、清掃道具やお茶を準備し、清掃が始まると一緒に作業する。また夏祭りでは実行委員として会場の設営や本部での来客対応にあたっている。

毎月事務局会議が開かれ、そこで『市民協』の運営事項について協議する運営委員会の議題を調整している。運営委員会の議題は年間行事を中心にほぼ固まっているが、それ以外に市民協の会長や事務局、自治会、参加団体などから提案された議題について、運営委員会で議決をとるか、事務局で判断するかなどを協議している。事務局会議には事務局員の約 3 分の 1 にあたる 10 名程度が毎回参加している。普段会議に來れない人も、夏祭りや体育祭といった大きな行事のときには手伝いに來てくれる。事務局員は 40 代から 70 代まで幅広い年代で構成され、女性も多い。また部会長も事務局員のなかから選ばれるケースが多い。部会長に欠員が出ると、会長と事務局長が話し合い、後任を引き受けてくれそうな人に打診し、運営委員会に諮って決めている。部会長でなくなってからも事務局には残ってもらい、何らかの形で市民協の運営に関わってもらっている。

自治会長の充て職である副会長のなかには事務局と「温度差」のある人もいるが、市民協の最大の行事である夏祭りを一緒にやることで一体感が生まれ、それを契機に市民協の活動に理解を示してくれるようになるという。自治会は戸数の多い少ないにかかわらず、身の丈にあった「できる範囲」の活動をしている。天神山地区では自町の課題は自町で解決し、地区全体の課題は市民協で対処するという「補完性の原理」が根づいている。

もともと青少年部会の部会長は青少年指導員の校区代表（校区長）が兼務していたが、「仕事がありすぎて大変だから」という理由で長を分けることになり、組織的には「今は完全に分かれている」。青少年指導員は校区単位で連合組織（青少年指導員協議会）を組織しており、活動範囲が重なる市民協との役割分担が難しいという。

成果と課題

天神山地区では、最大の行事である夏祭りの規模が年々拡大し、他地区から訪れる人も増え、夏の風物詩となっている。その運営は補助金に頼るのではなく、各戸から徴集された参加費をもとに住民主体で行っているところに天神山地区の「地域力」がうかがえる。また事務局機能を強化し、自立的な組織運営をはかっているところに、「地域内連携組織」から「地域自治組織」への道筋がみえる⁵²。

市内でも先進地区とみられることの多い天神山地区だが、子育てや介護など課題解決型の活動についてはこれからの部分があり、「見守りもできないことはないが、だれが責任をもつのか、やるんだったらもっときちんとした体制をつくらんと、そういう形にしていかなと」と述べられている。また地域課題は「あまり思いつかない」というように、具体的・体系的に整理されているとはいえない。天神山地区独自の課題を発見し、それを切り口に「これからの天神山について考える」組織にまで高められるのか、それとも「枠をはめられた仕事はきつい」というように、活動の実践を、地域計画の作成から個別事業の計画的な立案と実施、それにたいする補助金の手当てという枠付けを自立的に担える体制につなげていけるのかが地域内分権の試金石となろう。さらに「所詮ボランティアであり、仕事ではない」というコミュニティ活動の捉え方をいかに責任ある活動につなげていけるのかが、制度的な位置づけも含めて行政側の課題といえよう。

② 八木地区

とくに活発な活動（特色ある取り組み）

八木地区では、地区を構成している3つの小学校区（八木・八木南・八木北）の「全八木」で、避難所開設訓練を実施している。避難所開設訓練は、「全八木で避難所開設訓練を実施することにより、八木・八木南・八木北それぞれの地域で実際に避難訓練を実施するときの人材を育てる」（第1回全体会次第）ことを目的としている。災害時には「こんな役割がいるな」ということで設けられた救護や衛生、食糧物資などの班の活動をみるのが目的であり、ある程度経験者が増えるまで続けようと考えている。その一方で、「全八木」では広域すぎて避難訓練を実施できないため、町単位で実施するよう呼びかけている。狭域で避難訓練を実施することで、地域を細かく把握できるメリットもある。

避難所開設訓練は平成26年度から始められ、8月に第1回、11月に第2回、2月に第3回と全体説明会を重ね、2月の本番には約100人が参加した。予算は「全八木」で支出し、平成27年度は「防災福祉コミュニティ事業費」として50万円（収入の部）、「防災資機材費」として75万円（支出の部）が計上されている。財源は市の補助金で、計画書等を所管課（危機管理課）に提出し、事業費の2/3（上限50万円）が補助される仕組みである。

⁵² 「地域内連携組織」「地域自治組織」については、岸和田市企画調整部政策企画課企画担当（2012）を参照。

しかしこの仕組みでは、「行事をやるたびに市民協が貧乏になってしまう」として、減額調整でも構わないので 100%の補助にしてほしいという。また「全八木」で取り組んでいる実情からすれば、校区単位ではなく、3 校区合同で申請できるようにしてほしいという。さらに避難所開設訓練以外でも、「使ったら使った分だけ、余ったら返すという形の補助金のほうが有難い」という。

避難所開設訓練は、「地区全体で取り組めることは何か」ということで企画され、訓練を契機に水防団や婦人会も市民協の活動に協力してくれるようになり、また部会長が顔を合わせる機会も増えるなど、地域内の連携を強化している。もともと「全八木」の各種団体を巻き込んで一緒に活動させようというねらいだった。

役員構成

八木地区では、3 校区の連合町会長（校区長）が「三役」（会長、副会長（庶務・会計））に就き、3 校区、つまり「全八木」を構成している 19 町の町会長（三役を除く）が「参事」を務めている。単位町会（単町）を束ねている校区長（＝市民協の三役）から依頼されて断る町会長はいない。しかし町会長にとっては市民協の活動よりもだんじり祭をはじめとする町会の行事に忙しく、お互いの活動を知らないということはないものの、市民協と連合町会の役割分担については、あまり意識されていない。

部会長は部会員の互選で選ばれ、できるだけその活動の経験者を選ぶようにしている。部会員の人選は単町が担っており、町会の総会を経て、部会員の名簿が出揃うのが毎年 5 月頃で、そのあと部会長に名簿が届き、部会長も名簿を見るまでどんな人が選ばれたのかわからない。部会長の権限が大きい一方で、初めて部会長になる人もおり、慣れるまで時間がかかる。

事務局は町会長（参事）がやろうとしていることを補佐する役割を担い、町会長が地域の課題を発見し、それを三役に伝え、三役の意思決定をサポートするのが事務局の役割といえる。しかし 1 年で交代する町会長も多く、地域の課題を見つけること自体困難になっている。

組織運営

八木地区では、「運営事項について協議」する各種団体を交えた運営委員会は定例では開かれておらず、三役と事務局で構成される役員会と、19 の町会長が集まる連長会議がその代わりとなっている。運営委員会が定例で開かれていないことに「不都合はあまり感じない」といい、「連長会議に市民協の事務局が関わっているような感じ」と捉えられている。つまり地域の「意思決定」は、市民協というよりむしろ連長会議が担っており、町会を基盤とした地域運営が根づいている。各部会で年間計画を立て、予算（助成金）を割り振れば、年度を通して部会単位で活動し、年度末に事業経過報告書と収支決算報告書を提出し

てもらう。部会のあいだで助成金の割合が変わることは「ほぼない」といい、行政の「縦割り」と相似した組織運営となっている。

校区連合町会と役員の選出

八木地区では、市から交付されている補助金（地区市民協議会補助金）だけでは予算が足りない場合があり、そうした場合は校区連合町会（連町）からの助成金で補っている。たとえば連合子供会からテントが欲しいという要望があった場合、市民協の予算だけでは足りないため、連町が費用の1/2を助成し、残りを連合子供会に負担させて新調している。また市民センターが新設された際に市民協の倉庫も欲しいということになり、テントのときと同じく、連町が費用の1/2を助成し、市民センターのガレージに設置した。

毎年7月に開催されている久米田池夏祭りも文化体育部会が協力しており（主催は久米田池夏祭り実行委員会）、文化体育部会には市民協から助成金（15万円）が支出されているが、来年はもう少し上乘せして、花火を上げることも考えている。こうした高額な備品や大きな行事の費用は連町からの助成金で賄っており、逆に市民協の予算を連町が使うことは「全然ない」という。連町は単町の負担金（基本額と世帯割で各町10～15万円）で運営されており、残った予算を繰越金として積み立てている。連町や単町には市から補助金は交付されていないため、とくに会計報告は行っていない。

八木地区では市民協と連町が一体的に運営されており、市民協の行事に連町の役員が出席したり、連町の行事に市民協の役員が協力したりしている。他方で、市民協と連町が一体化していることで市民協の影が薄くなるというデメリットもある。住民には市民協といっても通じず、連町といえば通じる。

八木地区では八木・八木北・八木南の3校区が一緒に活動しており、19町が一堂に会している。各町から1人ずつ出てきてもらっても19人になる。つまり住民一人ひとりに声をかけなくても、ある程度の人数を見込める体制となっている。このように市民協は「動員」に長けた組織といえるが、行事によっては少ない人数しか集まらないものもあり、市民協としては少ない人数でも構わないので出てきてもらい、その経験を単町に持ち帰り、町会の活動に活かしてもらいたいと考えている。

近年八木地区でも役員の選出が困難になりつつあり、若い人が部会に入ってくれず、リーダーとなる人材もみつからない。祭礼団体の役をお願いするのと市民協の役をお願いするのでは、反応が「まるで違う」。部会員どうして部会長を選出できず、会長が指名してようやく決まるような状態だという。民生委員や交通指導員などの行政委嘱員も、市の「ノルマ」（委嘱数）を果たすために町会長が頭を下げ、それでも決まらなかったり、途中で欠員が出たりして、町会長が兼任しているケースが多い。このように負担となっている役は整理できないかという点、行政委嘱員の定数は行政側が決めており、市のほうで調整してほしいという。

子どもの安全見まもり隊や防犯パトロールなどの活動でも、町単位では動くが、広域（校区や地区など）になるとつながらない。それはだんじりの有無や役員の選出方法など町ごとに事情や背景が異なるためであり、たとえば町会長を選挙で選んでいるところもあれば、抽選で選んでいるところもあり、多様な町会を束ねるのは容易ではない。

市民協も計画にもとづいて運営すべきだと思うが、役員の任期は会則上2年とされ、つまり2年で人が入れ替わり、初めて役に就いた人が「今年はこの風風に運営していきます」とはなかなか言えない。長期的な視点に立って市民協を運営しようにも、会則をはじめとする「制度」がネックとなっている。

成果と課題

八木地区では、避難所開設訓練を通して、それまで「基本的には計画を出してもらって、あとは各部会にお任せ」だった部会の連携がはかられ、地域の「窓口の一本化」も射程に入っている。さらに町単位で避難訓練を実施することで、地域を細かく把握でき、近隣の助け合い（互助）を強化する役割にも期待される。そのほかの活動でも、地域の土台となる町会の足腰がしっかりしていないと活動の成果も上がらず、端的に言えば、町会の体力が地域内分権の行方を左右する。他方で個人情報保護の縛りや町会加入率の低下などがボトルネックとなっている。喫緊の課題として、「独居老人」など高齢化の問題と幼児虐待を含めた安全・安心の問題が指摘されている。

八木地区では町会を基盤とする地域運営が根づいており、市民協の「実働部隊」である部会員も町会から選出され、担い手（漕ぎ手）は安定的に供給・確保されているが、三役をはじめとする地域の「舵取り」を担う人材については、後継者の発掘・育成が課題となっており、負担が一部メンバーに集中している状況もうかがえた。こうした人材確保のあり方は、ネットワーク型というよりも組織型（ヒエラルキー型）の主体形成につながり、地域自治を硬直化させるおそれがある。ネットワーク型の主体が緩やかに結びつき、「当該地域の市民に開かれた」（岸和田市自治基本条例）市民協を実現するためには、町会選出以外の「公募枠」を広げる工夫も必要となつてこよう。

③ 城北地区

とくに活発な活動（特色ある取り組み）

城北地区では、地区（校区）単位で避難訓練を実施している。防災部会が担当部会になっているが、防災と福祉は切り離せないため、市民協と地区福祉委員会の共催という形にしている。防災部会は2012（平成24）年に発足し、地区福祉委員会は社協の要請で平成21年に市民協から切り出された。地区福祉委員会は町会長、民生委員、老人クラブ、婦人会、ボランティアなどで構成されている。本当のところは、避難訓練は町単位で実施した方がよいと思うが、校区単位で引っ張っていかないと、町単位で実施するのは困難だとい

う。とくに吉井町は町域が広く、避難所に指定されている小学校まで行くのが大変だという。

避難訓練は今年（平成 27 年）で 4 回目を数え、昨年は約 850 人が参加した。小学校からも約 70 人が参加し、三角巾の使い方や応急処置などの講習を受けた。小学校の年間スケジュールが決まる前に日程を調整できれば、学校行事として全校参加の形がとれるという。高齢者や障害者などの要支援者については、戸別訪問のときに声をかけている。避難訓練は毎年メニューを変えて実施し、回数を重ねることで課題が浮き彫りになっている。

城北地区ではファミリーロード⁵³の清掃にも力を入れている。ファミリーロードは忠岡野田線（大阪府道 227 号和気岸和田線）に沿った一帯で、所管課（建設管理課）に申請すれば、サイン板の設置や保険加入などを支援してくれる。前の公民館長が新条小学校の元校長で、「新条はきれいに掃除してるのに、城北は汚いな」といわれ、5 年前から実施するようになったという。今年度から新たにファミリーロード部隊を立ち上げ、ボランティアとしてではなく、部会（隊）として活動してもらい、責任感をもって取り組んでもらっている。ファミリーロード部隊を立ち上げる際に、春木川・轟川の清掃を行っている環境部会との調整に気を配ったという。

避難訓練

城北地区では、城北小学校、北中学校、城北公民館の 3 か所が災害時の一次避難所に指定されており、これまでは町単位で一次避難所に集まった後、二次避難所に指定されている城北小学校まで移動していた。しかし「これではあまり意味がない」として、今年から一次避難所で、つまり 3 か所に分かれて、消火訓練や段ボールの間仕切り訓練、アルファ化米の炊き出し訓練などを行うようにした。避難訓練は「震度 7 の地震でライフラインが止まり生活できないので、近くの避難所に避難する」という想定で行われ、住民に詳しく説明することで、耐震工事が完了している府営住宅や事業団住宅からの参加も増えたという。今年度は城北小学校に 212 人、北中学校に 160 人、城北公民館に 235 人の計 607 人が集まった。またこれまではアルファ化米の炊き出し訓練も役員だけで行っていたが、豚汁づくりをメニューに加えるなどして、住民に主体的に取り組んでもらえるような工夫を考えている。

役員構成

城北地区では、市民協の会長は地区を構成している 5 つの町の町会長の互選、副会長は会長を選出した町以外の町会長が務めている。事務局は事務局長と事務局書記のほかに、

⁵³ ファミリーロード・プログラムは、「市管理道路を一定区間定め、地元自治会・企業等のボランティア団体と協力し、地域と市道路が家族のような存在として助け合いながら継続的に美化活動に取り組み、道路という公共の空間を生活の中で潤いのある場所にするを目的とする事業」である。岸和田市ホームページ, (2017 年 2 月 20 日取得, <https://www.city.kishiwada.osaka.jp/uploaded/attachment/31685.pdf>) .

部会長と兼任の事務局員が 10 人くらいいる。現在の事務局長は町会長 OB である。平成 21 年に体制を新しくするまで城北地区には事務局がなく、「校区長が一人で切り盛りしていた」という。それは「みんなそれぞれ町のことで精一杯で、校区のことまでやる余裕はない」という事情もあった。校区長が代わったのを契機に、「会長でないところで、きちんとした事務局をつくらなあかん」ということで、事務局がおかれるようになった。一方、町会から市民協に参画しているのは町会長だけで、その町会長も 2 年で交代するため、町会長でなくなっても市民協に残ってもらえるような体制に改めた。ほとんどの町会長が部会長や部会のオブザーバーとして市民協に残ってくれているという。

現在の事務局書記は事務員として地区公民館に常駐しており、書類もすぐに集まるなど運営がスムーズになるとともに、「地域の窓口」ができたことで福祉や子育てなどの課題にも対処しやすくなったという。

各種団体は、各町の代表（たとえば子ども会の会長）の輪番で連合組織の代表（たとえば連合子ども会の会長）を選出し、各町の代表が委員、連合組織の代表が幹事として市民協に参画している。

部会長はその活動に詳しい人を選び、部会員は環境部会であれば青年団、広報部会であれば老人クラブ、青少年部会であれば青少年指導員というように、団体ごとに割り当てている。

組織運営

城北地区では意思決定機関として、会長、副会長、事務局で構成される役員会と、顧問、役員、幹事からなる幹事会がおかれている。役員会は毎月第 3 水曜日に開かれている校区連合会長会議（校区長会議）で市から依頼された事項を検討・調整する場であり、校区連合会長を兼任している市民協の会長が校区長会議に出席していることで、行政情報を把握し、それを市民協の活動に活かすメリットがある。幹事会の議題は役員会で調整し、幹事会で話し合われた内容は役員・幹事が各町・各団体に伝えている。一方、住民の意見は町会で吸い上げ、幹事会で協議している。

防災部会は毎月第 3 金曜日に会議を開くことになっているが、その前の週に開かれる地区福祉委員会に諮る議題を決めなければならないため、定例以外に月 2~3 回会合をもっている。

このように城北地区では、事務局が中心となって市民協を運営している。

成果と課題

城北地区では平成 21 年度以降、それまで 2 年で交代していた町会長に、町会長でなくなっても市民協に残ってもらえるような体制に改めることで、担い手の裾野拡大をはかった。この「改革」により、在任中は町の仕事で忙しかった町会長に、退任後も町会長

OB としてまちづくり（市民協の運営）に関わってもらえる素地をつくった。現在はほとんどの町会長 OB が市民協に残ってくれているというが、このまま 5 年、10 年と継続して市民協に関わってくれるかという、それはわからない。市民協に関わることで得られるメリット（やりがいや充足感など：権利）とコミュニティ活動へのモラル（意欲や責任感など：義務）を高める工夫も必要となつてこよう。

他方で、市民協の運営を影で支える「シャドウ・ワーク」、たとえば書類の作成や補助金の申請などは事務局書記に一任され、負担が集中している状況もうかがえた。改めて事務局機能の重要性を説くまでもなく、市民協の行事に参加することで役割を果たす「漕ぎ手：rowing」としてのメンバーと、市民協の運営を先導する「舵取り：steering」としてのメンバーなど、関わり方が異なるメンバーを媒介する事務局の役割が重要となつてこよう。事務局には「定型／非定型」を問わずさまざまな仕事があり、その過程で「市民協の運営で困ったことがあれば、その都度自治振興課や危機管理課に相談に行く。集まって話をするより問題があったときに個別に相談できるほうがよい」と述べられているように、（行政サイドの）「窓口の一本化」という地域内分権の趣旨については、あまり意識されていない。こうした「現場」の声をどう受け止め、地域の実情にあった制度設計をいかに図っていくかが行政に問われている。

④ 大芝地区

とくに活発な活動（特色ある取り組み）

大芝地区では、毎年 10 月に市民協と地区公民館の共催で文化祭を開催している。生涯学習部会が担当部会になっているが、すべての部会（八部会）が企画委員として運営に携わっている。

また大芝地区でも、2005（平成 17）年度から防災訓練を実施している。防災訓練は、以前は地区（校区）単位で実施していたが、現在は市の総合防災訓練に参加している。市の総合防災訓練であれば、自衛隊や赤十字も参加する大規模な訓練を経験できる。

防災部会を立ち上げる際に要支援者リストを作成したが、個人情報保護を理由に書いてくれない人もいた。災害時に必ず助けられるとは限らないが、地区としてさまざまな対策を講じておかなければならない。単町では町会役員が中心となつてリストを作成しているところもあるが、隣組単位でどこまで使いこなせるか自信がないという。

役員構成

大芝地区には、「市民協としての会長はいない。八部会が本体であり、本体のトップとして幹事長がいる」。つまり市民協（大芝連合運営協議会）に校区連合町会、八部会、各種団体の連合組織などが参画している。校区長会議など対外的に出て行くのは校区連合町会であり（地域の窓口）、八部会については、「大芝だけが勝手に八部会をつくって活動してい

る」「よその場合は校区長が兼ねてるからやりやすいでしょうけど、こちらは完全に別部隊で動いてますから」という。

幹事長は地区を構成している8つの町のうち、世帯数の少ない2町(八幡東と市営八幡)を除く6町の輪番で選ばれ、環境と人権の部会長を兼任している。たとえば磯上町では、若頭⁵⁴の「n年目」の人が八部会に出てくるというように、選出方法はほぼ決まっている。八部会は環境と人権のほか、広報、健康・福祉、生涯学習、青少年・子ども、体育、防災の各部会で構成されている。以前は部会長が自ら後任を探していたが、それだと負担が大きいため、10年くらい前から現在の輪番制に変えたという。

八部会の運営は6町で分担し、各町から部会長と部会員が選出されているが、防災部会だけは各町に1名ずつ部会員の選出を割り当て、「副会長クラスを出す」のが決まりとなっている。それは部会で話し合われたことを各町に持ち帰り、報告・検討してもらう必要があるためであり、「それなりの人に来てもらわないと、うやむやになってしまう」という。また体育部会を担当した町は、翌年の幹事長に就くことが決まっている。八部会には校区連合町会の会計とはべつに市民協の会計がおかれ、体育部会長が兼任している。それはカネの流れを把握していると、市民協の運営に役立つためだという。

組織運営

大芝地区では、校区長会議の翌日に開かれている町会長会議に部会長も出席し、行政情報を聞いている。逆に町会長会議に出席することで、市民協の活動を各町に周知できるメリットがある。八部会でも毎月部会長会議を開いており、「部会長会議をすることで、〔市民協の活動を〕各町に下ろせる」という。このように大芝地区では行政情報の伝達や住民要望の集約の回路としては、校区連合町会と八部会という2つのルートがある。

後述するように、大芝地区では市民協と公民館が運営面で協力しており、公民館が市民協の事務局機能を支援している。

市民協と公民館

上述したように、大芝地区では市民協と公民館が運営面で協力している。しかしあるインフォーマントによれば、以前と比べて公民館が市民協の運営を支援する場面は少なくなっているという。それでも市民協の総会資料は各種団体から寄せられた原稿を公民館で集約し、一冊の冊子にしている。その作業は公民館が行っているが、原稿の中身までは確認

⁵⁴ だんじり祭の運営は一つの町会もしくは複数の町会の合同で行われ、各町会では子ども会や青年団、婦人会など年齢階梯的に区分された祭礼団体を組織し、一年を通じて祭の準備や奉仕活動、親睦行事などを行っている。祭礼団体は年長者の団体から順に、世話人、若頭、組、青年団と呼ばれ、およそ10歳程度の年齢幅の者で組織されている。若頭は35歳から45歳くらいまでの男性で構成され、だんじりの実質的な責任者として曳行に関するあらゆることを取り仕切っている。曳行中はだんじり(地車)の前後や曳き綱の左右につき、安全確認や事故防止にあたる(岸和田市ホームページ, (2017年2月20日取得, <https://www.city.kishiwada.osaka.jp/site/danjiri/unei.html>; 有本(2012); 泉田・萬屋・江(2007))。

していないという。公民館が市民協の総会資料の作成を手伝うようになったのは、市民協の総会と同じ日に公民館も運営委員会を開いているためである。市民協の総会資料と公民館の運営委員会資料は、公民館から町会長の自宅に届けられ、町会長が市民協の新旧の役員に配っている。

人権研修会も以前は市民協と公民館でそれぞれ開催していたが、5年くらい前に準備が追いつかず、公民館の人権研修会に市民協が相乗りする形で共催するようになった。公民館も市民協と共催することで、町会に周知できるなどのメリットがあるという。

市民協（大芝連合運営協議会）の構成団体のなかでは八部会が最もよく動いており、文化祭も企画委員会の段階から参画している。しかし八部会には現役世代が多く、日中は仕事があるため、なかなか動きづらいという。一方、校区連合町会長（連長）の任期も短くなっており、以前は「地元の名士」が連長に就き、校区を引っ張っていくようなイメージがあったが、現在は良くも悪くも「サラリーマン化」しており、地域の状況が様変わりしている。

市民協と公民館は「お互い協力的で、困ったことがあれば助け合う関係」である一方、線引き（役割分担）が難しいという。

成果と課題

大芝地区では、市民協と公民館が運営面で協力し、八部会の関係者によれば、「文化祭はわれわれがおらなければ、なかなか開催が難しい」一方、広報紙の発行などは公民館に助けてもらっている。他方、八部会に事務局はおかれておらず、公民館が市民協の事務局機能を支えている。このように重要でありながら拡充するのが難しい事務局機能を公民館が代替しているのは地域自治の一つのあり方であり、弱体化が懸念される地域コミュニティの強化にもつながると考えられる。

また近年、大芝地区でも人材の確保が困難になっており、現在は各町の輪番で八部会の運営を分担しているが、現在の各部会長も町会長を務める年代に差しかかっており、後継者の育成が急務となっている。そうした課題への対処として、「集約できる部会は集約する。集約すれば役も少なくてすみ、もっと運営しやすくなる」というが、組織のスリム化をはかる一方で、地域の包括的な役割を担えるだけの体制を確保する方策、つまり担い手の裾野をいかに広げていくかが課題といえよう。

3.2.2.2 考察

以上、ヒアリング調査の結果をモノグラフとして記述してきたが、その要点を抜粋すると、とくに活発な活動（特色ある取り組み）として、避難訓練（避難所開設訓練、校区防災訓練）を挙げている地区が多い。避難訓練は現状では校区単位などの広域で実施している地区が多いが、町単位などの狭域で実施した方がよいと考えられている。ただし、「校区単位で引っ張っていかないと、町単位で実施するのは難しい」「個人情報保護の縛りがあり、要支援者リストの作成は困難」などの課題も指摘されている⁵⁵。

つぎに役員構成は、「当該校区内の各町会長をもって構成」（岸和田市町会連合会会則）される校区連合会の会長が市民協の会長を兼ねている地区が多い。副会長は3つの校区が一緒に活動している八木地区を除き、会長を選出した町以外の町会長（自治会長）の充て職となっている。市民協の執行機能を担う部会は、地区ごとに成員構成にバリエーションがみられる。たとえば天神山地区では、部会長は事務局員のなかから選ばれ、部会員は市民協の構成団体である自治会や各種団体から送り出されている。八木地区では、部会長は部会員の互選、部会員は町会から送り出されている。城北地区では、部会長はその活動に詳しい人を選び、部会員は団体単位で割り当てられている。大芝地区では、部会長と部会員を町単位の輪番制で確保している。

市民協の意思決定を担う機関についても、地区ごとのバリエーションがみられる。たとえば天神山地区では、運営委員会の議題を事務局会議で調整している。八木地区では、運営委員会は定例では開かれておらず、三役と事務局で構成される役員会と連長会議がその代わりとなっている。城北地区では、顧問、役員、幹事からなる幹事会の議題を、会長、副会長、事務局で構成される役員会で調整している。大芝地区では、町会長会議に部会長も出席し、八部会でも部会長会議を開いている。つまり天神山地区と城北地区では、意思決定機関である運営委員会や幹事会の議題を、事務局会議や事務局を交えた役員会で調整しており、市民協の運営に果たす事務局の役割が大きいと考えられる。一方、八木地区と大芝地区では、地区の意思決定は連長会議や町会長会議が担っており、町会を基盤とする地域運営が根づいている。

成果としては、事務局機能の強化が挙げられる。天神山地区では、事務局員を「一本釣り」で集めており、自発的でやる気のある担い手を確保している。八木地区では、新設された市民センターに事務室（印刷室）が整備されており、「八木地区ほど恵まれた事務局はない」という。城北地区では、事務局書記が地区公民館に常駐しており、「地域の窓口」となっている。大芝地区では、公民館が市民協の事務局機能を支援している。住民自治の拡

⁵⁵ 新しいコミュニティのあり方に関する研究会（2009）では、地域コミュニティ組織等が直面する課題について、「防災や高齢者福祉などの分野においては、居住者情報、災害弱者の把握、高齢者の健康状況の把握が活動の前提だが、個人情報保護法制との関係で苦労している」「自治会等の会員情報を得にくいため、広報誌の送付等、きめ細かい情報提供が難しくなっている」と指摘されている。

充や実体化には事務局機能の強化が欠かせないが、天神山地区のように住民の自発性を引き出す、あるいは大芝地区のように公民館との連携を強化するなどの方策が考えられる。

課題としては、一部メンバーに負担が集中しており、担い手の裾野拡大が急務となっている。

ヒアリング調査を通じて、地域では担い手不足が深刻化している状況がうかがえた。その背景には、会則上の任期の縛り（制度的要因）と再任にたいする本人や周囲の「抵抗」（「好きでやってると思われるのが負担」）（心理的要因）、町会長をはじめとする担い手の属性の変化（「地元の名士」から「サラリーマン化」へ）（社会的要因）などが考えられる。一方、天神山地区や八木地区では、「楽しい」をキーワードに、補助金に依存しない自立した市民協運営を行っている。また八木地区や城北地区、そして大芝地区でも、「とくに活発な活動」に挙げられている避難訓練（避難所開設訓練）が、これまで行政の縦割りを内面化してある意味バラバラだった部会の連携を強化し、人材発掘やリーダー養成の機会となっている。

以上の調査結果を踏まえ、今後はどうすれば地域にとって市民協の運営、とくに役員を選出がそれほど負担でなくなるのか、民生委員や人権擁護委員、スポーツ推進委員といった行政委嘱員の役割と地域自治の単位も視野に入れて、考察を深めていく必要があるだろう。

3.3 アンケート調査⁵⁶

3.3.1 調査概要

調査目的

近年、住民と行政の協働によるまちづくりの必要性が高まる一方、担い手不足や後継者難にあえぐ地域も増えている。他方、地域が本来の力を発揮し、独自課題に対処している好事例もみられる。岸和田市でも「公民協働」に根ざした「住民主体のまちづくり」を進めるために、小学校区単位のコミュニティ活動を担っている地区市民協議会（以下、市民協と略記）の役員から、地域運営やまちづくりに関する意見を聞き、施策立案の参考にすることを目的とする。

調査対象

市内 20 地区の市民協の役員

（旭・太田、八木・八木北・八木南、山直北・城東の各校区は、それぞれ合同で活動しているため、1つの地区とみなした）

調査期間

2015（平成 27）年 11 月 13 日（金）～12 月 25 日（金）

調査方法・回収状況

各市民協の事務局長に郵送で調査票（巻末資料②参照）を配布、回収

【配布数】20 地区×20 部

【回収数】19 地区 274 部

【回収率】68.5%

地区ごとの回収率

地区	回収率	地区	回収率
中央	90.0%	大芝	85.0%
城内	35.0%	城北	70.0%
浜	90.0%	新条	100.0%
朝陽	100.0%	八木	90.0%
東光	85.0%	山直北・城東	70.0%
旭・太田	75.0%	山直南	15.0%
天神山	75.0%	大宮	80.0%
修斉	15.0%	光明	70.0%
東葛城	0.0%	常磐	50.0%
春木	75.0%	山滝	100.0%

⁵⁶ 本節では基本的に単純集計表のみを掲載する。性別、年代別、地区別、役職別のクロス集計表については、『都市政策研究第 3 期専門研究報告書 平成 27 年度中間報告書』を参照のこと。

質問項目

設問	項目
問1	フェイス項目（性別）
問2	フェイス項目（年代）
問3	フェイス項目（地区名）
問4	現在の役職
問5_1	選出方法
問5_2	通算任期
問6	他薦と充て職
問7	現在の活動にたいする評価
問8	重要と考える部会のテーマ
問9	求められる行政支援
問10	今後取り組みたいこと
問11	地域コミュニティの範囲
問12	地域コミュニティ施策（自由記述）

3.3.2 集計結果

問1 あなたの性別は？（あてはまるものに○）

性別

	n	%
男性	247	90.1%
女性	27	9.9%
合計	274	100.0%

役員の性別は、男性が9割以上を占め、女性は1割未満となっている。

問2 あなたの年代は？（あてはまるものに○）

年代

	n	%
30代	6	2.2%
40代	28	10.2%
50代	52	19.0%
60代	136	49.6%
70代	49	17.9%
80代	2	0.7%
無回答	1	0.4%
合計	274	100.0%

役員の年代は、60代がおおよそ半数を占め、役員の約7割（68.2%）は60代以上で占められている。他方、ヒアリング調査では、「現役世代の町会長が多く、平日は仕事があり、なかなか身動きがとれない」との声も聞かれた。問1と問2から、市民協の役員は中高年男性が多く、女性や若者の参画が課題といえる。

問4 現在の役職は？（あてはまるものに○）

「7. 部会長」「8. 部会員」を選択された方は、部会名もお答えください。

役職

	n	%
会長	18	6.6%
副会長	46	16.8%
事務局長	15	5.5%
事務局員	29	10.6%
会計	14	5.1%
会計監査	2	0.7%
部会長	59	21.5%
部会員	56	20.4%
その他	33	12.0%
無回答	2	0.7%
合計	274	100.0%

現在の役職は、左表のとおりとなっている。「その他」としては、相談役、青少年指導員、水防団、スポーツ推進委員、校区老人クラブ連合会会長、民生委員、連合婦人会長、地区福祉委員会事務局長、ファミリーロード部隊長、連合防犯委員長、顧顧問、町小地域ネットワーク会長、幹事などがあつた。

各役職の属性は、下表のとおりとなっている。ここでは市民協の意思決定機能を担う会長と副会長、執行機能を担う部会長、事務局機能を担う事務局長の属性を摘記する。

会長は全員男性で、年代は60代が83.3%で最も多くなつている。選出方法は、「他薦」(44.4%)、「持ち回り・輪番」(38.9%)、「充て職」(11.1%)の順となっている。他薦の場合、「前会長」から、また「校区内の町会長の中より」推薦されている。充て職の場合、「校区連合町会長」を兼任している⁵⁷。通算任期は、2年が55.6%で最も多くなつている。

副会長の性別は、男性が95.7%、女性が4.3%であり、年代は、60代が67.4%で最も多くなつている。選出方法は、「充て職」(30.4%)、「他薦」(26.1%)、「持ち回り・輪番」(23.9%)の順となっている。充て職の場合、「町会長」「小地域ネットワーク副代表、防災福祉コミュニティ幹事長」などを兼任している。ヒアリング調査でもみたように、副会長は地区を構成している町のうち会長を選出した町以外の町会長・自治会長が務めるケースが多い。通算任期は、2年が50.0%で最も多くなつている。

事務局長は全員男性で、年代は50代が46.7%で最も多くなつている。選出方法は、「他薦」が60.0%で最も多くなつている。他薦の場合、「事務局員に推薦された」「市民協運営委員会で推薦」、また「当時の連町役員」や「前事務局長」から推薦されている。通算任期は、2年が33.3%で最も多くなつている。

部会長の性別は、男性が88.1%、女性が11.9%であり、年代は、60代が44.1%で最も多くなつている。選出方法は、「持ち回り・輪番」(33.9%)、「他薦」(28.8%)、「充て職」(15.3%)の順となっている。充て職の場合、「民児協の地区委員長」「青少年指導員」「ス

⁵⁷ 2016（平成28）年度現在、旭・太田、新条、常盤、浜、光明を除く15地区で、市民協の会長と校区連合会長が兼任されている。

ポーツ推進委員」などを兼任している。通算任期は、1年が28.8%で最も多くなっている。

会長の属性

性別	n	%	年代	n	%
男性	18	100.0%	50代	1	5.6%
女性	0	0.0%	60代	15	83.3%
合計	18	100.0%	70代	2	11.1%
			合計	18	100.0%
選出方法	n	%	通算任期	n	%
持ち回り・輪番	7	38.9%	1年	3	16.7%
他薦	8	44.4%	2年	10	55.6%
充て職	2	11.1%	5年	1	5.6%
その他	1	5.6%	6年	2	11.1%
合計	18	100.0%	無回答	2	11.1%
			合計	18	100.0%

副会長の属性

性別	n	%	年代	n	%
男性	44	95.7%	50代	3	6.5%
女性	2	4.3%	60代	31	67.4%
合計	46	100.0%	70代	10	21.7%
			80代	1	2.2%
			無回答	1	2.2%
			合計	46	100.0%
選出方法	n	%	通算任期	n	%
選挙	6	13.0%	1年	5	10.9%
持ち回り・輪番	11	23.9%	2年	23	50.0%
自薦	2	4.3%	3年	3	6.5%
他薦	12	26.1%	4年	4	8.7%
充て職	14	30.4%	5年	1	2.2%
その他	1	2.2%	6年	2	4.3%
合計	46	100.0%	無回答	8	17.4%
			合計	46	100.0%

事務局長の属性

性別	n	%	年代	n	%
男性	15	100.0%	40代	1	6.7%
女性	0	0.0%	50代	7	46.7%
合計	15	100.0%	60代	6	40.0%
			70代	1	6.7%
			合計	15	100.0%

選出方法	n	%	通算任期	n	%
抽選	1	6.7%	1年	3	20.0%
持ち回り・輪番	2	13.3%	2年	5	33.3%
自薦	1	6.7%	3年	1	6.7%
他薦	9	60.0%	4年	3	20.0%
充て職	1	6.7%	7年	1	6.7%
その他	1	6.7%	無回答	2	13.3%
合計	15	100.0%	合計	15	100.0%

事務局員の属性

性別	n	%	年代	n	%
男性	25	86.2%	30代	1	3.4%
女性	4	13.8%	40代	8	27.6%
合計	29	100.0%	50代	14	48.3%
			60代	6	20.7%
			合計	29	100.0%

選出方法	n	%	通算任期	n	%
抽選	2	6.9%	1年	3	10.3%
持ち回り・輪番	2	6.9%	2年	5	17.2%
自薦	1	3.4%	3年	6	20.7%
他薦	22	75.9%	4年	3	10.3%
その他	1	3.4%	6年	1	3.4%
無回答	1	3.4%	7年	1	3.4%
合計	29	100.0%	9年	1	3.4%
			10年	3	10.3%
			16年	1	3.4%
			無回答	5	17.2%
			合計	29	100.0%

会計の属性

性別	n	%	年代	n	%
男性	8	57.1%	30代	1	7.1%
女性	6	42.9%	40代	5	35.7%
合計	14	100.0%	50代	4	28.6%
			60代	3	21.4%
			70代	1	7.1%
			合計	14	100.0%
選出方法	n	%	通算任期	n	%
選挙	1	7.1%	1年	5	35.7%
抽選	1	7.1%	2年	5	35.7%
他薦	10	71.4%	5年	1	7.1%
その他	1	7.1%	10年	1	7.1%
無回答	1	7.1%	無回答	2	14.3%
合計	14	100.0%	合計	14	100.0%

会計監査の属性

性別	n	%	年代	n	%
男性	2	100.0%	60代	2	100.0%
女性	0	0.0%	合計	2	100.0%
合計	2	100.0%			
選出方法	n	%	通算任期	n	%
他薦	1	50.0%	2年	1	50.0%
充て職	1	50.0%	3年	1	50.0%
合計	2	100.0%	合計	2	100.0%

部会長の属性

性別	n	%	年代	n	%
男性	52	88.1%	30代	1	1.7%
女性	7	11.9%	40代	10	16.9%
合計	59	100.0%	50代	12	20.3%
			60代	26	44.1%
			70代	10	16.9%
			合計	59	100.0%

選出方法	n	%	通算任期	n	%
選挙	1	1.7%	1年	17	28.8%
抽選	5	8.5%	2年	16	27.1%
持ち回り・輪番	20	33.9%	3年	3	5.1%
自薦	5	8.5%	4年	4	6.8%
他薦	17	28.8%	5年	3	5.1%
充て職	9	15.3%	6年	1	1.7%
その他	2	3.4%	7年	1	1.7%
合計	59	100.0%	10年	2	3.4%
			無回答	12	20.3%
			合計	59	100.0%

部会員の属性

性別	n	%	年代	n	%
男性	52	92.9%	30代	1	1.8%
女性	4	7.1%	40代	2	3.6%
合計	56	100.0%	50代	6	10.7%
			60代	28	50.0%
			70代	18	32.1%
			80代	1	1.8%
			合計	56	100.0%

選出方法	n	%	通算任期	n	%
選挙	5	8.9%	1年	16	28.6%
抽選	6	10.7%	2年	15	26.8%
持ち回り・輪番	5	8.9%	3年	1	1.8%
自薦	2	3.6%	4年	3	5.4%
他薦	24	42.9%	5年	1	1.8%
ルート型	5	8.9%	6年	1	1.8%
充て職	7	12.5%	7年	1	1.8%
その他	1	1.8%	8年	2	3.6%
無回答	1	1.8%	10年	2	3.6%
合計	56	100.0%	12年	1	1.8%
			15年	3	5.4%
			20年	1	1.8%
			無回答	9	16.1%
			合計	56	100.0%

問5 現在の役職にどのように選出されましたか。選出方法に○をつけてください。また、現在の役職をどのくらい務めておられるかもお答えください。

選出方法

	n	%
1. 選挙	14	5.1%
2. 抽選	18	6.6%
3. 持ち回り・輪番	50	18.2%
4. 自薦	13	4.7%
5. 他薦	111	40.5%
6. ルート型	8	2.9%
7. 充て職	45	16.4%
8. その他	9	3.3%
無回答	6	2.2%
合計	274	100.0%

役員の選出方法は、「他薦」が 40.5%で最も多く、ついで「持ち回り・輪番」18.2%、「充て職」16.4%の順となっている。

通算任期

	n	%
1年	63	23.0%
2年	89	32.5%
3年	16	5.8%
4年	17	6.2%
5年	8	2.9%
6年	7	2.6%
7年	3	1.1%
8年	2	0.7%
9年	2	0.7%
10年	8	2.9%
12年	1	0.4%
15年	4	1.5%
16年	1	0.4%
20年	1	0.4%
25年	1	0.4%
無回答	51	18.6%
合計	274	100.0%

役員の通算任期は、2年以内（1年と2年）が過半数（55.5%）を占めている。一方、10年以上務めている役員も16人（5.8%）おり、その内訳は、事務局員が4人、会計が1人、部会長が2人、部会員が7人、その他が2人となっている。その他は、青少年指導員と顧問である。

問7 「地区市民協議会規約」によれば、市民協は、「地区内の諸問題について自主的に話し合い、関係機関との連絡調整をはかりながら共同活動を推進し、住みよいまちづくりを進めること」を目的としていますが、その目的に照らして、現在の活動はどのように評価されますか。項目ごと、あてはまるものに○をつけてください。

1. 地区内の諸問題についての自主的な話し合い

	n	%
目的を十分実現している	40	14.6%
目的をある程度実現している	181	66.1%
どちらともいえない	30	10.9%
目的をあまり実現していない	10	3.6%
目的をほとんど実現していない	3	1.1%
無回答	10	3.6%
合計	274	100.0%

2. 関係機関との連絡調整

	n	%
目的を十分実現している	50	18.2%
目的をある程度実現している	153	55.8%
どちらともいえない	47	17.2%
目的をあまり実現していない	6	2.2%
目的をほとんど実現していない	2	0.7%
無回答	16	5.8%
合計	274	100.0%

3. 共同活動の推進（協働）

	n	%
目的を十分実現している	50	18.2%
目的をある程度実現している	149	54.4%
どちらともいえない	52	19.0%
目的をあまり実現していない	9	3.3%
目的をほとんど実現していない	1	0.4%
無回答	13	4.7%
合計	274	100.0%

4. 住みよいまちづくり

	n	%
目的を十分実現している	38	13.9%
目的をある程度実現している	154	56.2%
どちらともいえない	57	20.8%
目的をあまり実現していない	12	4.4%
目的をほとんど実現していない	3	1.1%
無回答	10	3.6%
合計	274	100.0%

5. 行政に意見を述べる（意見具申・参画）

	n	%
目的を十分実現している	18	6.6%
目的をある程度実現している	106	38.7%
どちらともいえない	84	30.7%
目的をあまり実現していない	37	13.5%
目的をほとんど実現していない	11	4.0%
無回答	18	6.6%
合計	274	100.0%

各項目とも「目的をある程度実現している」が最も多くなっており、現在の活動にたいする評価は総じて高いといえる。「目的を十分実現している」と「目的をある程度実現している」の合計を「目的を実現している」（肯定的評価）、「目的をあまり実現していない」と「目的をほとんど実現していない」の合計を「目的を実現していない」（否定的評価）にまとめると、「1. 地区内の諸問題についての自主的な話し合い」は、肯定的評価が 80.7%、否定的評価が 4.7%、「2. 関係機関との連絡調整」は、肯定的評価が 74.1%、否定的評価が 2.9%、「3. 共同活動の推進（協働）」は、肯定的評価が 72.6%、否定的評価が 3.6%、「4. 住みよいまちづくり」は、肯定的評価が 70.1%、否定的評価が 5.5%、「5. 行政に意見を述べる（意見具申・参画）」は、肯定的評価が 45.3%、否定的評価が 17.5%となっている。市民協の目的の後段（関係機関との連絡調整、協働、意見具申・参画）になるにつれて、肯定的評価の割合が低くなっていることがわかる。とくに意見具申・参画は、肯定的評価が半数以下となっている。ここから市民協が「参画」よりも「連絡調整」や「協働」を担う主体であることがわかる。

問8 下記の選択肢は、市民協の部会のテーマです。市民協の目的を実現するために、とくに重要だと思われるテーマはどれですか。(主なもの3つまでに○)

部会

	環境	青少年	福祉	文化	体育	人権	自主防災	広報	その他
n	147	146	142	34	17	40	135	79	4
%	53.6%	53.3%	51.8%	12.4%	6.2%	14.6%	49.3%	28.8%	1.5%

環境 (53.6%)、青少年 (53.3%)、福祉 (51.8%)、自主防災 (49.3%) の順で多く、人権 (14.6%)、文化 (12.4%)、体育 (6.2%) は少ない。

性別で見ると、男性は、環境 (54.7%)、青少年 (53.4%) が多く、女性は、福祉 (70.4%)、青少年 (51.9%) が多い。

年代別で見ると、30代は環境、福祉、自主防災 (各 50.0%)、40代は青少年 (57.1%)、50代は環境 (61.5%)、60代は青少年 (61.8%)、70代は福祉 (67.3%)、80代は福祉、自主防災 (各 100%) が最も多くなっている。

地区別で見ると、城内、浜、旭・太田 (同率)、天神山、修斉 (同率)、春木、城北、山滝では環境、旭・太田 (同率)、修斉 (同率)、八木、山直北・城東、光明、常盤 (同率) では青少年、東光、新条では福祉、中央、朝陽、修斉 (同率)、大芝、大宮、常盤 (同率) では自主防災、山直南、常盤 (同率) では広報が最も多くなっている。その他としては、「ボランティア意識の醸成が出来ていない」、「地元課題の解決力弱い」などの記述があった。

問9 市民協の目的を実現するために、行政はどのような支援を行うべきだと思いますか。
(1つに○)

行政支援

	n	%
人的支援	61	22.3%
物的支援	50	18.2%
財政的支援	99	36.1%
情報の支援	45	16.4%
その他	4	1.5%
無回答	15	5.5%
合計	274	100.0%

「財政的支援」(36.1%)、「人的支援」(22.3%)、「物的支援」(18.2%)、「情報の支援」(16.4%)の順で多くなっている。その他としては、「地域の要望をすいあげてくれるシステム作り」「行政の窓口一元化」「市民協活動の住民への周知」「行政のバックアップ」などの記述があった。

性別でみると、男性は「財政的支援」(37.7%)が多く、女性は「情報の支援」(29.6%)が多い。

年代別でみると、30代の「情報の支援」を除き、40代～80代までのすべての年代で「財政的支援」が最も多くなっている。

地区別でみると、中央、城内(同率)、旭・太田、修斉(同率)、山直北・城東(同率)、大宮では「人的支援」、浜、東光、春木では「物的支援」、城内(同率)、朝陽、天神山、修斉(同率)、大芝、新条、八木、山直南、光明、常盤、山滝では「財政的支援」、城北、山直北・城東(同率)では「情報の支援」が最も多くなっている。

問10 市民協の目的を実現するために、今後取り組みたいことはありますか(いくつでも○)

今後取り組みたいこと

	自主事業	計画策定	Uターン	指定管理	人材確保	アンケート	その他
n	38	95	45	24	163	67	3
%	13.9%	34.7%	16.4%	8.8%	59.5%	24.5%	1.1%

「人材確保や後継者育成のための取り組み」(59.5%)、「地域で計画を策定し、市の総合計画(地域別計画)と連動させる」(34.7%)、「全住民を対象としたアンケート調査を行い、住民の意見を広く集める」(24.5%)の順で多くなっている。

性別でみると、男女ともに「人材確保」が最も多くなっている。

年代別でみると、30代の「I・J・Uターン」を除き、40代～80代までのすべての年代で「人材確保」が最も多くなっている。役職別でみると、すべての役職で「人材確保」が

最も多くなっている。

地区別でみると、山直南（「計画策定」「Uターン」（同率））を除くすべての地区で「人材確保」が最も多くなっている。

問 11 「地域自治」や「住民主体のまちづくり」を進めるうえで、地域コミュニティの範囲としてはどの程度が適当だと思いますか。（1つに○）

地域コミュニティの範囲

	n	%
町会・自治会程度	65	23.7%
小学校区程度（1次生活圏）	154	56.2%
中学校区程度（2次生活圏）	34	12.4%
市域を6つに分けた範囲（3次生活圏）	3	1.1%
その他	2	0.7%
無回答	16	5.8%
合計	274	100.0%

「小学校区程度（1次生活圏）」（56.2%）、「町会・自治会程度」（23.7%）、「中学校区程度（2次生活圏）」12.4%の順で多くなっている。

性別でみると、男女ともに「小学校区（1次生活圏）」が最も多くなっている。年代別でみると、すべての年代で「小学校区（1次生活圏）」が最も多くなっている。役職別でみると、会計を除くすべての役職で「小学校区（1次生活圏）」が最も多くなっている。

地区別でみると、朝陽、山直北・城東、山滝を除くすべての地区で「小学校区程度（1次生活圏）」が最も多くなっている。朝陽では「町会・自治会程度」、山直北・城東と山滝では「中学校区程度（2次生活圏）」が最も多くなっている。

問 12 地域コミュニティ施策に関してご意見等あれば、ご自由にお書きください。

内容	論点
本校区は特に少子高齢化が急速に進んでいる。地域の環境が若い世代にとって住み良い町として認識されない。市の地域に対する再開発計画にもっと積極的に取り組んでいただきたい。空地、空家が多い割にほとんど手がつけられない。若い人達に戻って来てもらわないと、健全なコミュニティが構築できない。	地域の空洞化・空き家対策
行政側も市民協活動に参加すべきでは？（市民協内の事情、特性等を行政も把握すべきでは）	市職員の参加
今、浜校区には全体に集まる所がなく、公民館を作っていただきたいと思います。	公民館の整備・機能強化
浜校区公民館建設に向けて、もっと取り組んで欲しいです。緑化活動に向けても、グリーン作戦など無くなりました。継続できると思ってた事業が無くなり、プランターだけが残り、さびしいものです。	公民館の整備・機能強化
校区内での一般のマナーの見直し、パトロールの徹底、地域住民における意見交換会	住民が話し合える場づくり
市と地域が一体でない、行政と地域が一体となり、すみよい町作りをすすめていく事が大事、補助金を出すのではなく、共に共働の精神で！	地域と行政の一体化・協働
市側はあまりにもボランティア活動に依存しすぎる。職員として給与をもらっているのは税収からだろう。私達ボランティアは、他の仕事を持ちながら無給でボランティア活動をしていることを感謝すべきだ。	ボランティア活動の支援
働く女性として時間が限られる	女性の参画
役員や委員に成ってくれる人が少ない。	担い手の不足・負担感
市職員の積極的参加をお願いします。	市職員の参加
町会加入率が低下しており、町会への補助金を検討してほしい。	町会支援
皆んなで行事等盛り上がるよう努力する事が必要か、役員以外一般の方がたくさん参加してくれるような	住民が参加したくなる仕掛けづくり
地域的には少子高齢化が進んでいるが、連合町会や市民協を通して各町の情報交換などを行ない、コミュニケーションを計っている。又行政とのパイプ役として必要だと思えます。公民館の運営に感謝している。	住民が話し合える場づくり 公民館の整備・機能強化
市民協メンバーの中で「やらされ感」を持っている人がおおいのが現状かと感じる。	担い手の不足・負担感
災害に強く、又子供たちが安全・安心に生活できるまちを維持していくためにも、大切な「地域コミュニティ」を大切にする市政であって欲しい。住民投票を行い、「住民の声をきく」ようなふりをするが、「地域コミュニティ」を大切にしない、あの政党の政策には反対です。おそらくあの政党の幹部の人たちが生まれ育った地域には「地域コミュニティ」がなかった、又は参加することがなかったのだと思う。以上私見を失礼しました。	地域コミュニティの醸成
地域に根ざした地域の特性を生かした協働のまちづくりが待たれる。城北校区は地区公民館の耐震補強も出来ず、幼稚園・保育園が小学校から遠くはなれている現状の解決が最大の課題と考えています。小学校の空教室、北公園を利用した一体の教育施設の実現が待たれます。	公民館の整備・機能強化

各部会の積極的な参加	部会の連携促進
今後ますます少子高齢化が進む中、将来が心配です。	少子高齢化
全国的に高齢化が進み、なかでも特に4、50年前施行された団地住民です。住民自治の原則は地域自治会の存続と継続だと思われます。1) 団地自治団体に於いては住民の高齢化が顕著である。2) 自治会役員の成り手が皆無である。3) 役員が、長期高齢者が多く戦前思想のせいか個人主義に走りがちで独断的、強制、強圧、且つ、暴言的で民主制乏しく、多数の会員は協調できず困難を極めている。認知症予備軍的患者にとっては体に悪影響をもたらします。4) 自治会運営が益々複雑化しているので、単純明快に戻す必要があります。次期役員の養成及び行政指導で勧告、助言、指導も必要ではないかと考えます。	町会支援
1) ふれあいリビング事業に対する支援(事業立ち上げの為の助成金)、2) 公民館の名称変更→地域交流センターに(公民館を生涯教育の為だけでなく、多様な市民活動の活動拠点とする。防災、福祉、ボランティア等)、公民館長を地域担当コーディネーターとして活用する。	公民館の整備・機能強化
地域イベントを行うための市からの助成金を増やす。地域イベントは友達づくりに一番	財政的支援
人材育成が課題だと思う。どの組織で地域の人材を発掘、育成していくのか、それをどこで考えるのか。	人材育成
各部員数は多いが、活動している部員はいつもきまっっていて、一部のものだけである。	担い手の不足・負担感
※市の行政課が多く、複雑のように思われるので、問9の①地域担当職員を5~6年間専従者を配置する(中学校区毎)。※地域での町会加入率を高めるべきである。※生活保護の受給者を町会毎に町会にオープンにすべきである。(役員~町会長の掌握)	人的支援
岸和田154町会間で差があると感じます。少人数の町は運営がむずかしくなっていると思います。特に資金面で差があり、それが行事や福祉の差になっている。行政の合理化とも兼ねて町の合併を行い、半減させればどうかと提案します。同様な規模とすれば住民へのフィードバックも同様になる。現状では町会でも差があり、住民へのフィードバックも差が大きい。	町会支援
市民協活動は一般的に知られておらず、動きにくい。行政が「タテわり」なので、自治と防災・福祉などすべて話が回されて困る。	広報の支援、行政の縦割りの解消
山手地区活性化対策、交通対策(公共交通)の充実をお願いします。	ハードの充実

自由記述から析出された論点をみると、「公民館の整備・機能強化」、「担い手の不足・負担感」、「町会支援」、「市職員の参加」、「住民が話し合える場づくり」などが多くなっている。

3.4 小括—コミュニティの再生・再編・活性化に向けた課題

本章では、「協議会型住民自治組織」としての市民協が意思決定と執行の 2 つの機能をどのように整備し、また 2 つの機能はどのような主体が分担しているのか、さらに「自治体独自の地域自治組織」としての市民協は、住民自治拡充の担い手としての力量を備えているのかなどを精査することを目的に実施したヒアリング調査とアンケート調査の結果を分析してきた。

一つ目の問い、つまり市民協の機能については、執行機能を担う部会員を町会や各種団体から調達している地区が多かった。つまり地域にとっても、また行政にとっても、「コミュニティづくりの主体」である市民協の活動は地区内の住民組織に支えられ、これに依存している状況がうかがえた。一方、意思決定機能を担う運営委員会や幹事会の議題は、事務局が調整している地区（天神山、城北）と連合町会が調整している地区（八木、大芝）の 2 つのバリエーションがみられた。

二つ目の問い、つまり市民協の力量については、限定的なヒアリング調査とアンケート調査の結果のみでは十分に精査できないというのが正直なところだが、市民協は天神山など一部の地区を除いて担い手不足と活動のマンネリ化という共通した課題を抱えており、現在の体制のままで地域計画の策定などの新しい事業に取り組もうとしても、地域では受け止めきれないのではないかと。たとえばヒアリング調査では、「次を探さんと辞めさせてもらえへん」「口説きながら続けてもらってる」など後継者難を訴える意見が多く聞かれ、またアンケート調査では、問 10 の「今後取り組みたいこと」という設問にたいして、30 代を除くすべての年代で、またすべての役職で、そして山直南を除くすべての地区で、「人材確保や後継者育成のための取り組み」という回答が最も多くなっていることから、担い手不足が深刻化している状況がうかがえる。

他方、これまでの岸和田市のコミュニティ施策を振り返ると、市民協以外に「コミュニティづくりの主体」を探索する、あるいは「市民協の役割は終わった」として、これに代わる組織を模索するのは、「屋上屋を重ねる」轍を踏むことにもなり、現実的な方策とはいえない。だとすれば、地域内分権の担い手組織としては市民協以外考えられず、市民協を「地域を代表する組織」に位置づけるために、これに権限や財源を移譲する、より正確に言えば、市民協という自治基本条例に規定されている組織を機軸に地域の総意を集約・調整し、その総意を長期的なスパンで具現化していく際に指針となる地区ごとの計画（地域計画）を策定し、その計画に沿って「住民主体のまちづくり」を進めていく際にどのような支援が求められるのか、つまり器はそのままに中身だけを変えて市民協を「再生・再編・活性化」（財団法人地方自治研究機構 2010）させるにはどのような施策が求められるのか、それを協働の一方と他方の担い手である地域と行政が同じテーブルに着き、「公民協働」で話し合うのが地域内分権の取り組みの第一歩となるだろう。その際、行政と地域は「公民協働」の担い手として対等な関係にあるのか。実際、地域と行政はどのような関係にある

のか。次章ではこうした点を明らかにすることが課題となる。

第4章 庁内調査

4.1 「地域との協働事業」現状調査

「地域との協働事業」現状調査は、庁内各課への照会とヒアリングの二段構えになっている。まず庁内の全部署（74課）を対象に照会をかけ、追加調査として、該当する事業を所管している課を対象にヒアリングを行った。以下、庁内照会、庁内ヒアリングの順に調査の概要と結果を報告する。

4.1.1 庁内照会

庁内照会の概要は、下記のとおりである。

調査目的：「岸和田版地域内分権」の骨格素描に向けて、地域と行政が協働で実施している事業や行政から地域に交付されている補助金等を把握することで、地域と行政は現状どのような関係にあり、また「地域の課題を地域で考え、（行政と協力しながら）地域で解決する」地域力を高めるためにどのような施策が求められるのかを明らかにすることを目的とする。

調査対象：庁内全部署（74課）

調査方法：メールで照会・回答（巻末資料③参照）

調査項目：事業名、事業内容、事業経費、協働の相手方、事業期間・実施日、事業化の経緯、役割分担、支援内容、成果と課題、課題への対処、今後の方向性

※ 2015（平成27）年度の事業が対象

照会期間：2016（平成28）年5月16日～30日

照会結果：該当あり⇒14課33事業

事業経費（合計）：3,1312.62（千円）

（平均）：約948（千円）

（最大）：7,626（千円）（スポーツ振興課、市民体育大会）

「地域との協働事業」は、14課で33事業に取り組みられている。課別事業数は、表4.1のとおりである。スポーツ推進課（6事業）、農林水産課、生涯学習課（4事業）の順で多くなっている。

事業経費は、平均が約948（千円）で、最大はスポーツ振興課の市民体育大会の7,626（千円）となっている。市民体育大会は市民体育祭（春季）と秋季総合体育大会などが行われ、NPO法人岸和田市体育協会（以下、体育協会と略記⁵⁸）に事業委託されている（表4.2参照）⁵⁹。

表4.1 課別事業数

部	課（室）	事業数
企画調整	文化国際	3
環境	環境保全	2
	生活環境	2
保健福祉	障害者支援	1
	健康推進	1
産業振興	農林水産	4
まちづくり推進	都市計画	2
建設	建設管理	1
教育総務	学校管理	1
生涯学習	生涯学習	4
	スポーツ振興	6
	郷土文化	2
	図書館	3
消防	消防予防	1
合計	14	33

表4.2 市民体育祭の種目（平成28年度）

市民体育祭	秋季総合体育大会
軟式野球、ソフトボール、空手道、ボディビル、ハンドボール、合気道、居合道、バドミントン、相撲、ソフトテニス、テニス、卓球、アーチェリー、柔道、弓道、山岳、バレーボール、クレー射撃、少林寺拳法、バスケットボール、陸上競技、剣道、サッカー、ソフトバレーボール、グラウンドゴルフ	軟式野球、ソフトボール、テニス、居合道、クレー射撃、空手道、陸上競技、バレーボール、ソフトテニス、相撲、卓球、バスケットボール、合気道、少林寺拳法、アーチェリー、バドミントン、柔道、ボディビル、ハンドボール、山岳、弓道、剣道、サッカー、ソフトバレーボール、トランポリン、グラウンドゴルフ、市民駅伝競走大会

⁵⁸ 体育協会は、1946（昭和21）年に「スポーツ文化人クラブ」として設立され、1947（昭和22）年に「岸和田市体育連盟」、1953（昭和28）年に「岸和田市体育協会」へと名称変更した。2008（平成20）年に特定非営利活動法人格を取得している。水泳連盟とスキー連盟を含む28団体（団体会員）、個人会員（2015（平成27）年度現在255人）と賛助会員（平成27年度現在19団体と53人）で構成されている。

⁵⁹ 体育協会には、「本市のスポーツを振興するための事業に要する経費の一部を補助し、もって市民スポーツの振興発展に寄与することを目的とする」（交付要綱第1条）岸和田市スポーツ振興事業補助金が交付されている。同補助金は体育協会のほかに、岸和田市スポーツ少年団、岸和田市スポーツ推進委員協議会にも交付されている。

協働の相手方として、「地区市民協議会、町会・自治会、老人クラブ、子ども会、婦人会、青少年指導員協議会、体育指導員協議会、水防団、その他」という選択肢を設けたが、「地区市民協議会」（エリアマネジメント支援事業（地域の魅力顔づくりプロジェクト））、「町会・自治会」（廃棄物減量等推進員支援事業）、「体育指導員協議会」（スポーツカーニバル）がそれぞれ1事業あっただけで、残りを「その他」が占めている。具体的には、きしわだ環境市民会議（環境保全課）、まちを美しくする市民運動推進協議会（生活環境課）、障害者自立支援協議会（障害者支援課）、ウエルエージングきしわだ推進協議会（健康推進課）など、各課で事業の推進や地域展開を目的とする協議体がつくられている。

市民と行政の役割分担は、市民主導（市民主導のもとで行政が協力して行う事業）が12事業、双方同等（市民と行政がたがいの特性を活かし、対等な立場で連携・協力して行う事業）が15事業、行政主導（行政主導のもとで住民が協力して行う事業）が6事業となっている（表4.3参照）。

表4.3 役割分担別事業数

役割分担	事業数	事業
市民主導	12	きしわだ環境市民会議、春木川・轟川河川一斉清掃事業、まちを美しくする市民運動推進事業、地域農政推進対策事業（農業研修講座等指導・作業支援委託）、農空間保全事業（ほたる観賞会開催事業）、農林業生産の基盤整備等に係る原材料の支給、岸和田ファミリー・ロード・プログラム、芸術文化普及事業、市民体育大会、スポーツ少年大会、泉州国際マラソン、市民ゲートボール大会
双方同等	15	障害者自立支援協議会事業、農業振興事業（岸和田市農業まつり）、子ども安全対策事業（小学校見守りボランティア）、きしわだ自然友の会支援事業、小学校お話し配達事業、乳幼児向けおはなし会、各図書館イベント、エリアマネジメント支援事業（地域の魅力顔づくりプロジェクト）、放置自転車対策連絡会議、文化団体育成事業、スポーツカーニバル、ペタンク大会、岸和田フレンドシップコンサート、岸和田市立公民館まつり、生涯学習活動事業・いきいき市民のつどい
行政主導	6	廃棄物減量等推進員支援事業、住宅防火診断事業、芸術文化普及事業、岸和田市保健計画ウエルエージングきしわだ2次計画・岸和田市食育推進計画、成人式
合計	33	

支援内容別事業数は、「人的・物的・金銭的」（8事業）、「人的・物的」（7事業）、「人的・金銭的」（6事業）の順となっている（表4.4参照）。人的支援は、事務局として会議の運営等を支援、イベント当日の手伝いなど、物的支援は、イベントに必要な備品や消耗品等の支給、金銭的支援は、委託料や報償金などとなっている。その他は、文化国際課で「サポーター会議の招集と主宰」「会場の確保」を行っている（芸術文化普及事業）。このよう

に地域にたいしてはさまざまな支援が行われているが、その中身（費用対効果など）を精査するとともに、これら支援が、一方で地域の「エンパワーメント」につながり、他方で行政の負担逡減につながっているかを詳細に検証する必要があるだろう。

成果と課題、課題への対処、今後の方向性は、表 4.5 のとおりである。まず成果としては、障害者支援課の障害者自立支援協議会運営事業で、「関係機関（相談支援事業者、社会福祉協議会、支援学校など）の役割分担の整理」、郷土文化室の自然学習団体支援事業で、「自然資料館の事業をサポートするボランティアの組織化」、図書館の読書活動事業（乳児向けおはなし会）で、「講座受講生の自立化と分館への展開」などが挙げられている。

つぎに課題としては、農林水産課では、ほたる観賞会開催事業が地元の高齢化などで受け入れが困難となり、今年度から観賞日を設定したイベントが行われなくなっている。また健康推進課では、岸和田市保健計画ウエルエージングきしわだ 2 次計画・岸和田市食育推進計画事業について、計画の推進主体である「ウエルエージングきしわだ推進協議会」と地区市民協議会（以下、市民協と略記）の連携が十分でないことが挙げられている。

課題への対処としては、たとえばイベントの広報や参加機会の確保といった課題にたいして、町会・自治会や市民協、学校などを通じた活動の周知や参加の呼びかけなどが行われている。具体的にはスポーツ振興課で、体育協会、スポーツ推進委員協議会、スポーツリーダークラブ、スポーツ少年団といった市民活動団体との協働により各種大会が開催されている。また担い手の減少という課題にたいして、たとえば図書館では、ボランティア養成講座を開催することで協力者の開拓や拡充をはかっている。

今後の方向性については、回答例を示していたこともあり、「今後も継続して事業を推進・支援していく予定」という事業が多くなっている。一方、図書館では、「複合施設のメリットを活かして公民館と情報共有しながら、地域の実情に沿ったイベントを開催できたらと考えている」といい、図書館、公民館、サービスセンターの 3 つの施設が併設されている市民センターの「集積」のメリットを活かそうとしている。

4.1.2 庁内ヒアリング

庁内ヒアリングは、①各課への照会にたいして回答があった「地域との協働事業」、②自治振興課が大阪府の照会を受けて取りまとめている「NPO・ボランティア協働事業」、③「補助金概要調書」に記載されている補助金、④各課の「事務報告」に記載されている事業を対象としている（表 4.6 参照）。4 つの事業・補助金のなかには重複しているものもあり、また調査目的にある「地域と行政が協働で実施している事業や行政から地域に交付さ

表4.4 支援内容別事業数

支援内容	事業数
金銭的	4
人的	4
人的・金銭的	6
人的・物的	7
人的・物的・金銭的	8
物的	2
物的・金銭的	1
その他	1
合計	33

表4.5 成果と課題、課題への対処、今後の方向性

成果	所管課	課題	所管課	対処	所管課	今後の方向性	所管課
参加者・来場者数、イベント実施回数、市民の認知	農林水産課 図書館 郷土文化室 環境保全課 都市計画課 スポーツ振興課 生涯学習課	担い手の高齢化と減少	農林水産課 学校管理課 文化国際課 生涯学習課	「おはなし配達ボランティア養成講座等を実施し、協力してくれる人を増やしていく」「分館では公民館と行事が重なったりすることもあるので、共催にするなど、協力しながら行事を実施している」	図書館	今後も継続して事業を推進・支援していく予定	
意識高揚、環境改善	スポーツ振興課 環境保全課 都市計画課 健康推進課	参加者の固定化	スポーツ振興課	町会・自治会や市民協、学校を介した活動の周知、参加の呼びかけ	スポーツ振興課	「複合施設のメリットを活かして、公民館と情報共有しながら、地域の実情に沿ったイベントを開催できたらと考えている」	図書館
関係機関の役割分担の整理、情報共有	障害者支援課	「各地区の市民協議会から選出された推進協議会委員との連携がまだ十分ではない」	健康推進課	「業務の住み分けが必要であると認識され、それに向けて事業所からの状況聴取や住み分けへの働きかけを始めた」 「地域包括支援センター等の高齢者福祉分野との連携を図るため、地域包括支援等の関係会議に出席することになった」	障害者支援課	「市民一人ひとりや地域での健康づくりの意識向上・参加・継続のために、ウエルエージングきしわだ推進協議会等で検討し、健康づくり及び食育に関する様々な推進活動を展開する」	健康推進課
「自然とのより高度な関わりを求める利用者の受け皿となりつつ、コアメンバーは自然資料館の事業をサポートするボランティアとしても機能している」	郷土文化室	「駐車場や来場者の安全確保の問題や地元の高齢化・少子化の問題があり、運営自体が不安視される」(ほたる観賞会)	農林水産課	「観賞日を指定したイベントは行わず、来場者の分散化を図る」	農林水産課		
「講座を受講した人たちが勉強を重ね、自分たちで仲間を増やして活動している。本館だけでなく桜台にも範囲を広げている」	図書館	イベントの広報、参加機会の確保	郷土文化室 図書館 農林水産課				
		若年層の参加が少ない	生活環境課				

表4.6 庁内調査の概要

部	課	照会 該当	ヒアリング	部	課	照会 該当	ヒアリング
市長公室	秘書課	なし		まちづくり推進部	都市計画課	あり	12/12
	広報広聴課	なし			建設指導課	なし	
	人事課	なし			市街地整備課	なし	
			丘陵地区整備課		なし		
企画調整部	企画課			建設部	建設管理課	あり	12/9
	政策推進課	なし			高架事業・道路整備課	なし	
	中核市推進室	なし			建築住宅課	なし	
	情報政策課	なし			水とみどり課	なし	
	文化国際課	あり	8/5				
総務部	総務管財課	なし		公営競技事業所	なし		
	財政課	なし		市民病院	経営管理課	なし	
	公共施設マネジメント課	なし			医療マネジメント課	なし	
	契約検査課	なし		会計課	なし		
	市民税課	なし					
	固定資産税課	なし					
納税課	なし						
市民生活部	自治振興課	なし	12/16	上下水道局	総務課	なし	
	市民課	なし			料金課	なし	
	東岸和田市民センター	なし			上水道工務課	なし	
	山直市民センター	なし			浄水課	なし	
	春木市民センター	なし			下水道整備課	なし	
	八木市民センター	なし		下水道施設課	なし		
	桜台市民センター	なし		議会事務局	なし		
	国民健康保険課	なし					
人権推進課	なし	12/16・20	教育総務部	教育総務課	なし		
危機管理部	危機管理課	なし		7/25	学校給食課	なし	
環境部	環境保全課	あり		6/24	学校管理課	あり	12/9
	生活環境課	あり		6/24	産業高校学務課	なし	
保健福祉部	福祉政策課	なし	9/9・16	学校教育部	学校教育課	なし	
	障害者支援課	あり	8/22		人権教育課	なし	
	介護保険課	なし	8/23	生涯学習部	生涯学習課	あり	10/18・20
	広域事業者指導課	なし			スポーツ振興課	あり	10/25
	生活福祉課	なし	9/30		郷土文化室	あり	12/13・20
健康推進課	あり	7/21	図書館	あり	12/22		
児童福祉部	児童育成課	なし		選挙管理委員会	なし		
	保育課	なし		監査事務局	なし		
産業振興部	産業政策課	なし	12/13	農業委員会	なし		
	農林水産課	あり	12/20	消防本部	消防総務課	なし	
	観光課	なし	12/19		消防予防課	あり	7/15
			消防警備課		なし		
					消防署	なし	

れている補助金等」を網羅しているわけではないという調査設計上の制約がある。そうした重複や制約を踏まえたうえで、①「地域との協働事業」と②「NPO・ボランティア協働事業」、③「補助金概要調書」に記載されている補助金を一覧にしたのが表 4.7 である。

①「地域との協働事業」は、スポーツ振興課（6 事業）、生涯学習課（4 事業）、農林水産課（4 事業）で多く、事業経費は、スポーツ振興課（12,832 千円）、農林水産課（5,770 千円）、学校管理課（4,864 千円）の順となっている。②「NPO・ボランティア協働事業」は、人権推進課（14 事業）、生涯学習課（14 事業）、文化国際課（13 事業）で多く、委託額は、福祉政策課（30,000 千円）、公営競技事業所（21,000 千円）、スポーツ振興課（16,728 千円）の順となっている。③補助金は、産業政策課（17 事業）、福祉政策課（12 事業）、自治振興課（11 事業）、障害者支援課（11 事業）で多く、交付金額は、保育課（426,125.654 千円）、福祉政策課（72,525.816 千円）、自治振興課（64,806.1 千円）の順となっている。

以下では、各課で事業の推進や地域展開を目的につくられている協議体（協働の担い手）に焦点をあて、各事業・補助金の概要をモノグラフとして記述する（表 4.8 参照）。

① 文化団体支援事業、国際交流団体支援事業

文化団体支援事業は、育成団体（岸和田市音楽団、岸和田市少年少女合唱団、マドカドラマスクール）と文化団体（岸和田市文化協会、岸和田文化事業協会）を対象としており、育成団体には報償金（1,440 千円（3 団体計））、文化団体には補助金（2,320 千円（岸和田市文化協会に 320 千円、岸和田文化事業協会に 2,000 千円））が交付されている⁶⁰。また国際交流団体支援事業は、岸和田市国際親善協会に補助金（3,190 千円）が交付されている。

各団体の概要は、表 4.9 のとおりである。育成団体には練習場所の確保と指導者謝礼の支払いの一部を行政に負っているという共通点がある。担当課（文化国際課）は、「文化関係で役所が干渉してしまうと表現に制限がかかりよくない」「行政主導ではなく、各団体の自主性を尊重している」といい、とくに育成団体については、「自分たちの活動は自主的に考え、自ら運営している」という。

育成団体（岸和田市少年少女合唱団とマドカドラマスクール）では、団員の減少が共通した課題となっている。少子化の影響に加え、子どもの成長にともなう家庭環境の変化、家族との時間の過ごし方や保護者の意識の変化などが背景にあると考えられるが、団体運営が困難になるなか、自ら団員の確保に努めている。一方、育成すべき「文化」（団体）は吹奏楽（岸和田市音楽団）や合唱（岸和田市少年少女合唱団）、演劇（マドカドラマスクール）に限られないはずだが、各団体とも一定の人数を必要とする活動を行っており、また民間でもさまざまな団体が活動しており、競合するジャンルで行政が特定の団体を育成する必要はないとの考えから、担当課は「育成団体の枠を広げる予定はない」としている。

⁶⁰ 岸和田市文化協会には現地講座事業にたいする助成金として、90 千円も交付されている。

表4.7 地域に交付されている委託金・補助金等（平成27年度）

部	課	地域との協働事業	事業経費（千円）	NPO・ボランティア	委託額（千円）	補助金	補助金額（千円）						
市長公室	広報広聴課					岸和田行政相談委員協議会 助成金	67.96						
件数	計	0	0	0	0	1	67.96						
企画調整部	政策企画課（現、企画課）			岸和田魅力発掘会議（H27実績） まちづくり市民懇話会 中心市街地活性化事業の推進・支援		和歌山大学岸和田サテライト地域連携事業補助金	4,684						
件数	計	0	0	3	0	1	4,684						
	文化国際課	文化団体育成事業	1,440	日本語指導者養成講座		岸和田市国際親善協会補助金	3,190						
		芸術文化普及事業（マドカ合唱歌）	76	岸和田市文化振興審議会		岸和田市文化協会助成金	320						
		芸術文化普及事業（岸和田市文化祭事業）	2,208	マドカ邦画名作劇場		岸和田文化事業協会助成金	2,000						
				第9回フレッシュプレミアムコンサート 未来へ～ここから～ 岸和田市少年少女合唱団 第22回定期演奏会 平成27年度第67回岸和田市文化祭 平成27年度企画事業「Bass Bar コントラバス」 平成27年度企画事業「杉江能楽堂 茂山狂言の夕べ」 平成27年度企画事業「ウィンズ (WINDS) トーク&ミニLIVE」 平成27年度企画事業「歌で綴る『桃と赤鬼』」 平成27年度企画事業「新春邦楽コンサート 箏・尺八の響き 和洋融合」 平成27年度企画事業「第5回自泉ジュニアコンサート 国際交流支援事業	2,200	155	470	327	400	338	310		
件数	計	3	3,724	13	4,200	3	5,510						
総務部	総務管財課					岸和田市財産区財産地元公共事業補助金	3,572.04						
件数	計	0	0	0	0	1	3,572.04						
市民生活部	自治振興課			岸和田市ボランティアセンター まちづくりネットワーク岸和田（愛称：まちネット）の運営 地区市民協議会事務局事業 町会連合会事務局事業 岸和田市協働のまちづくり推進委員会 岸活パワーアップセミナー 岸和田市民フェスティバル 岸活仕掛人セミナー 市民活動ステーション拡大版		岸和田防犯協議会補助金 岸和田市消費者団体育成助成金 不用品交換事業助成金 岸和田市消費者感謝デー事業補助金 地区市民協議会補助金 コミュニティ事業補助金（一般） 町会が設置する施設整備費の助成 岸和田市防犯灯補助金（設置） 岸和田市防犯灯補助金（電気料金） 市民フェスティバル開催補 岸和田市防犯カメラ設置補助金	2,640 240 440 560 13,161.5 2,500 6,112 12,307.5 17,243.1 1,700 7,902						
件数	計	0	0	9	1,700	11	64,806.1						
	八木市民センター			公民館まつり 子育てサロン かるがも									
件数	計	0	0	2	0	0	0						
	桜台市民センター			公民館まつり さくらんぼ ベビーさくらんぼ									
件数	計	0	0	3	0	0	0						
	人権推進課			岸和田市立女性センター事業意見交換会 岸和田市男女共同参画推進審議会 女性センターまつり「GROUP! グループ! ぐるーぶ! それぞれの多様性を認める社会を」		岸和田市女性会議補助金 岸和田市人権啓発推進団体補助金 岸和田市人権啓発推進団体補助金	280 480 200						

部	課	地域との協働事業	事業経費(千円)	NPO・ボランティア	委託額(千円)	補助金	補助金額(千円)
				女性が輝ける世界へ～ブラジルのごとを、もっと知ってみよう～			
				指導者のための どんぐり講座～環境保全を学ぼう～			
				「Stop! DV! あなたも支援者に みんなが元気になるコーチング」			
				女(ひと)と男(ひと)でファイフティ&ファイフティ～あらゆる決定の場にもっと女性イクボスは、社会も事業もリードする～新しい働き方、マネージメント、そして人生～			
				Future♥・ママ/パパ/しゃべり場～きらっと発見! ちょこっと前進!～			
				男女共同参画フォーラム			
				人権を考える市民の集い			
				人権問題専門講座			
				校区別人権問題研修会			
				就職差別撤廃月間における街頭啓発等の啓発活動			
件数	計	0	0	14	0	3	960
危機管理部	危機管理課			防災福祉コミュニティ活動支援事業		岸和田市防災福祉コミュニティ補助金	7,590
件数	計	0	0	1	0	1	7,590
環境部	環境保全課	きしわだ環境市民会議		里山ボランティア育成入門講座		岸和田市再生可能エネルギー等設備導入補助金	3,350
		春木川・轟川河川一斉清掃事業	88	津田川一斉清掃		岸和田市LED防犯灯設置補助金	4,887
				岸和田市内一斉気温測定			
				春木川・轟川一斉清掃			
				牛滝川・松尾川一斉清掃			
				神於山自然再生事業			
件数	計	2	88	6	0	2	8,237
	生活環境課	まちを美しくする市民運動推進事業	472	まちを美しくする市民運動推進事業(まちを美しくする市民運動推進協議会)			
		廃棄物減量等推進員支援事業	203	岸和田市廃棄物減量等推進			
件数	計	2	675	2	0	0	0
保健福祉部	福祉政策課			地域介護予防事業	15,000	岸和田市老人クラブ連合会事業費助成金	24,039.2
				街かどデイハウス事業	15,000	岸和田市社会福祉事業団体運営助成金(岸和田地区保護司会)	520
						岸和田市社会福祉事業団体運営助成金(岸和田地区更)	200
						岸和田市社会福祉事業団体運営助成金(岸和田市社会福祉協議会)	4,526
						社会福祉事業補助金(岸和田市社会福祉協議会)	30,379
						岸和田市シルバー人材センター事業費補助金	8,840
						岸和田市民間福祉施設運営費補助金(社会福祉法人幸福荘)	1,440
						岸和田市民間福祉施設運営費補助金(社会福祉法人久)	1,440
						岸和田市社会福祉事業団体運営助成金(岸和田市遺族)	579.034
						岸和田市社会福祉事業団体運営助成金(岸和田市原爆被害者の会(はづき会))	173.682
						岸和田市社会福祉事業団体運営助成金(岸和田健老大)	240
						岸和田市社会福祉事業団体運営助成金(岸和田市献血推進協議会)	148.9
件数	計	0	0	2	30,000	12	72,525.816
	障害者支援課	障害者自立支援協議会事業	50	精神障害者ボランティア支援事業	500	岸和田市身体障害者福祉会総会助成金	640
						岸和田市社会福祉事業団体運営助成金(岸和田市身体)	320
						岸和田市社会福祉事業団体運営助成金(岸和田市視覚障害者協会)	120
						岸和田市社会福祉事業団体運営助成金(岸和田市聴覚障害者福祉会)	120

部	課	地域との協働事業	事業経費 (千円)	NPO・ボランティア	委託額 (千円)	補助金	補助金額 (千円)
						岸和田市社会福祉事業団体運営助成金 (岸和田障害児(者)を守る会)	200
						岸和田市社会福祉事業団体運営助成金 (岸和田市肢体不自由児者父母の会)	200
						岸和田市社会福祉事業団体運営助成金 (岸和田市手をつなぐ育成会)	200
						岸和田市社会福祉事業団体運営助成金 (岸和田障害者(児)関係団体連絡協議会)	120
						岸和田市民間福祉施設運営費補助金 (岸和田障害者共同作業所, ワークショップ きしわだ, 第三岸和田作業所, ウォッシュハウスサンライズ, 東山自立センター, 山直ホーム, 岸和田光生療護園, 岸和田探光学園, 三田作業所, ひだまり作業所)	14,092.8
						岸和田市重度障害者等加算費補助金	19,980
						岸和田市就労移行支援等施設指導員加配補助金	1,109
件数	計	1	50	1	500	11	37,101.8
	介護保険課			介護予防サポーター養成研			
件数	計	0	0	1	0	0	0
	生活福祉課					岸和田市社会福祉事業団体運営助成金 (岸和田市民生委員児童委員協議会)	360
件数	計	0	0	0	0	1	360
	健康推進課	岸和田市保健計画ウエルエージングきしわだ2次計画・岸和田市食育推進計画	775	保育ボランティア		岸和田市看護師等養成所運営助成金 (医療法人利田会久米田看護専門学校)	13,200
				母子保健事業 経過観察健康診査(約束健康診査)	60	岸和田市看護師等養成所運営助成金 (一般社団法人岸和田市医師会 (岸和田市医師会看護専門学校))	20,400
				ウエルエージングきしわだ推進活動事業		岸和田市地域医療活動協力金 (一般社団法人岸和田市医師会)	3,600
				すくすく親子クッキング		岸和田市地域医療活動協力金 (一般社団法人岸和田市歯科医師会)	1,200
				食生活改善推進員養成講座		岸和田市地域医療活動協力金 (一般社団法人岸和田市薬剤師会)	400
						岸和田市公衆衛生協力事業補助金	200
						岸和田市公衆浴場業基幹設備改善助成金 (杉の湯経営者 俵e-くらし工房)	1,806
						岸和田市公衆浴場業基幹設備改善助成金 (春日湯)	362
件数	計	1	775	5	60	8	41,168
児童福祉部	児童育成課			社会福祉団体助成事業		岸和田市社会福祉事業団体運営助成金	190.858
						岸和田市民間福祉施設運営費補助金	576
						岸和田市民間福祉施設運営費補助金	2,995.2
						岸和田市民間福祉施設運営費補助金	2,073.6
						岸和田市民間福祉施設運営費補助金	204
件数	計	0	0	1	0	5	6,039.658
	保育課					岸和田市民間保育施設運営支援事業費補助金	155,797.516
						岸和田市民間保育施設運営支援事業費補助金 (延長保育促進事業)	26,541.275
						岸和田市民間保育施設運営支援事業費補助金 (子育て支援促進事業)	35,200
						岸和田市民間保育施設運営支援事業費補助金 (病児保育事業)	30762.263
						岸和田市民間保育施設運営支援事業費補助金 (保育体制強化事業)	6,338.6

部	課	地域との協働事業	事業経費 (千円)	NPO・ボランティア	委託額 (千円)	補助金	補助金額 (千円)
						岸和田市特定教育・保育施設整備費補助金	150,386
						地域型保育施設整備費補助	16,500
						岸和田市民間保育施設運営支援事業費補助金 (病児保育事業)	4,600
件数	計	0	0	0	0	8	426,125.654
産業振興部	産業政策課			木綿物語プロジェクト	0	産業団体振興助成金 (小規模事業指導)	2,240
				港湾美化啓発活動	0	商店街環境整備施設等維持管理費助成金	515.6
						商店街活性化地域交流促進事業補助金	494
						産業団体振興助成金	500
						産業団体振興助成金	400
						産業団体振興助成金	320
						岸和田市勤労者福祉対策事業補助金	1,040
						岸和田市勤労者福祉対策事業補助金	720
						岸和田市勤労者福祉対策事業補助金	370.82
						岸和田市勤労者福祉対策事業補助金	6.15
						岸和田市勤労者福祉対策事業補助金	13.19
						岸和田市勤労者福祉対策事業補助金	190.98
						岸和田市勤労者福祉対策事業補助金	219.14
						岸和田市勤労者福祉対策事業補助金	37.12
						岸和田港振興協会振興事業助成金	720
						岸和田港まつり事業助成金	18,013
						伝統工芸産地振興事業費補助金	160
件数	計	0	0	2	0	17	25,960
	農林水産課	農業振興事業	2,000			漁業振興対策事業補助金 (香木漁業協同組合)	1,064
		岸和田市農業まつり				漁業振興対策事業補助金 (岸和田市漁業協同組合)	1,064
		地域農政推進対策事業	500			農業諸団体育成事業補助金	200
		農業研修講座等指導・作業支援委託				岸和田市耕地事業補助金	4,426.101
		農空間保全事業	2,320			農業振興対策事業補助金	600
		ほたる観賞会開催事業				農産物ブランド化等対策事業補助金	1,250
		農林業生産の基盤整備等に係る原材料の支給	950			岸和田市森林整備地域活動支援事業補助金	706.42
						岸和田市森林環境保全事業補助金	1,449.385
						岸和田市直接支払推進事業費補助金	3,050.733
						岸和田市多面的機能支払交付金事業補助金	1,207.5
件数	計	4	5,770	0	0	10	15,018.139
	観光課			「まつり前岸和田城下町」イベントボランティア		岸和田市観光振興計画推進事業助成金	5,000
				「岸和田祭礼」ボランティア		岸和田市観光振興計画推進事業 (まち歩き観光推進事業) 助成金	4,000
						岸和田市観光振興計画推進事業 (カーネーション関連事業) 助成金	2,800
						岸和田市観光振興計画推進事業 (カーネーション関連事業) 助成金	17,059
						岸和田市観光振興計画推進事業 (カーネーション関連事業) 助成金	4
件数	計	0	0	2	0	4	28,859
まちづくり推進部	都市計画課	エリアマネジメント支援事業 (地域の魅力顔づくりプロジェクト)	100	景観市民団体支援事業		歴史的まちなみ保全事業助成金	100
		放置自転車対策連絡会議	0	歴史的まちなみ保全支援事業		岸和田市景観形成市民団体補助金	100
件数	計	2	100	2	0	2	200
	建設指導課			建築防災セミナー			
件数	計	0	0	1	0	0	0
	市街地整備課					岸和田市路線バス運行存続補助金 (コースバス)	23,500
						岸和田市路線バス運行存続補助金 (路線バス)	22,500

部	課	地域との協働事業	事業経費 (千円)	NPO・ボランティア	委託額 (千円)	補助金	補助金額 (千円)
						岸和田市バスICカードシステム導入補助金	6,628
件数	計	0	0	0	0	3	52,628
	丘陵地区整備課			フクロウの森再生プロジェクト アドプトフォレスト			
件数	計	0	0	1	0	0	0
建設部	建設管理課	岸和田ファミリー・ロード・プログラム	298.62	岸和田ファミリーロード・プログラム		岸和田市交通指導員会補助金	200
件数	計	1	298.62	1	0	岸和田交通安全協会補助金	1,040
	高架事業・道路整備課					阪和線東岸和田駅立体交差建設等推進事業助成金	300
件数	計	0	0	0	0	1	300
	水とみどり課			岸和田市公園美化ボランティア制度		岸和田市地域臺地造成等補助金	1,863
件数	計	0	0	1	0	1	1,863
公営競技事業所				サイクルピア岸和田BMXコース管理運営業務	21,000	岸和田市競輪場周辺環境整備事業助成金	4,582
件数	計	0	0	1	21,000	岸和田市自転車競技振興事業補助金	2,000
						2	6,582
教育総務部	総務課					学校法人大阪朝鮮学園に対する教育補助金	300
件数	計	0	0	0	0	岸和田市学校保健会に対する補助金	694.4
	総務課(現、学校給食課)					岸和田市学校給食会に対する運営補助金	280
件数	計	0	0	0	0	1	280
	学校管理課	子ども安全対策事業(小学校見守りボランティア)	4,864	見守りボランティア			
件数	計	1	4,864	1	0	0	0
学校教育部	学校教育課			学生ボランティア		中学校部活動生徒派遣補助	880
件数	計	0	0	1	0	全国大会選手派遣補助金	499.8
	人権教育課			岸和田市立幼稚園・小中学校における特別支援教育学生支援員		岸和田市人権教育研究協議会補助金	1,003
件数	計	0	0	1	0	1	1,003
生涯学習部	生涯学習課	岸和田フレンドシップコンサート	449	子どもの安全見まもり隊		地車祭礼時非行防止啓発事業補助金	880
		岸和田市立公民館まつり	消耗品費100 駐輪場管理委託費35 廃棄物処理費9	出前公演		社会教育関係団体運営補助金(ガールスカウト大阪府第78団)	120
		生涯学習活動事業	548	ババサロン		社会教育関係団体運営補助金(日本ボーイスカウト岸和田育成会)	120
		成人式	828	岸和田フレンドシップコンサート		社会教育関係団体運営補助金(岸和田市PTA協議会)	240
				地域支援青少年ネットワークづくり事業		社会教育関係団体運営補助金(岸和田市青少年指導員協議会)	240
				公民館まつり		社会教育関係団体運営補助金(広報紙発行補助)	400
				岸和田市青少年問題協議会		社会教育関係団体運営補助金(岸和田市子ども会育成連絡協議会)	240
				岸和田市生涯学習推進本部(生涯学習いきいき市民のつどい)		社会教育関係団体運営補助金(岸和田市青年団協議会)	360
				I T相談広場		社会教育関係団体運営補助金(岸和田市障害者学級しゃぼんだま)	350
				ジュニアリーダー養成研修会		社会教育関係団体運営補助金(岸和田市障害児のためのサマースクール実行委員)	240
				教育キャンプの運営			
				公民館文庫活動事業			
				青少年関係団体支援事業			
				野外活動事業			
件数	計	4	1,969	14	0	10	3,190
	スポーツ振興課	スポーツカーニバル	870	岸和田ファミリーベタンク大会		岸和田市スポーツ振興事業補助金(岸和田市スポーツ少年団)	120
		市民体育大会	7,626	スポーツ推進審議会		岸和田市スポーツ振興事業補助金(特定非営利活動法人 岸和田市体育協会)	360
		ベタンク大会	0	市民体育大会	7,626	岸和田市スポーツ振興事業補助金(岸和田市スポーツ推進委員協議会)	200
		スポーツ少年大会	308	大阪府総合体育大会及び市町村対抗駅伝選手派遣	1,008		

部	課	地域との協働事業	事業経費 (千円)	NPO・ボランティア	委託額 (千円)	補助金	補助金額 (千円)
		泉州国際マラソン	3,900	学校体育施設開放事業	7,600		
		市民ゲートボール大会	128	市民ゲートボール大会	128		
				スポーツ少年大会	366		
				ふれあいウォークラリー大 ファミリースポーツ事業 (ウォークラリー、ソフト バレー、ファミリー登山、 グラウンドゴルフ、スリー タッチボール)			
件数	計	6	12,832	9	16,728	3	680
	郷土文化室	牛神塚古墳清掃事業	1	きしわだ自然友の会の育成 および活動支援		岸和田市文化財保存事業補 助金 (塔原町蜀城踊り保存	160
		きしわだ自然友の会支援事 業	1	メランジゼミ		岸和田市文化財保存事業補 助金 (土生町鼓踊り保存	160
				友の会総会記念講演会		岸和田市文化財保存事業補 助金 (ブナ林)	160
				蜀城踊り保存事業	160	岸和田市文化財保存事業補 助金 (積川神社)	2
				土生鼓踊り保存事業	160	岸和田市文化財保存事業 補助金 (大威徳寺)	15
				和泉蜀城山ブナ林保全事業	160	岸和田市文化財保存事業 補助金 (兵主神社)	14
						岸和田市文化財保存事業補 助金 (重要文化財積川神	2,634
						岸和田市文化財保存事業補 助金 (所有者)	59
件数	計	2	2	6	480	8	3,204
	図書館	小学校お話配達事業	110	図書館まつり			
		乳幼児向けおはなし会	25	おはなし配達			
		各図書館イベント	30	対面朗読			
				乳児向けおはなし会			
				おはなし会			
				ちいさなおはなし会			
				お話し会			
				めえーとくんたいむ			
				めえーとくんのおはなしひ るぼ			
				だっこでおはなし会			
				ぼんだまま☆GoGo♪			
				エプロンシアター講座			
件数	計	3	165	12	0	0	0
消防本部	消防予防課	住宅防火診断事業		住宅防火診断事業			
件数	計	1	0	1	0	0	0
		33	31,312.62	119	74,668	137	822,129.367

出典：「地域との協働事業」現状調査票、NPO・ボランティア協働事業等調査票、平成27年度補助金概要調書をもとに作成

表4.8 協働の相手方

	協議体等	担当課	協働の形態	役割分担
①	育成団体、文化団体、国際交流団体	文化国際課	共催、後援、補助・助成、情報提供・交換、政策提言・企画立案、事業協力	双方同等
②	防災福祉コミュニティ	危機管理課	共催、後援、補助・助成、情報提供・交換	
③	きしわだ環境市民会議	環境保全課	共催、後援、情報提供・交換、政策提言・企画立案	市民主導
④	まちを美しくする市民運動推進協議会	生活環境課	共催、後援、実行委員会・協議会、事業協力	市民主導
⑤	コミュニティソーシャルワーカー設置事業	福祉政策課	補助・助成、委託、事業協力	
⑥	街かどデイハウス	福祉政策課	委託	
⑦	障害者自立支援協議会	障害者支援課	委託、情報提供・交換、政策提言・企画立案、実行委員会・協議会	双方同等
⑧	いきいき百歳体操	介護保険課	後援	
⑨	岸和田市食生活改善推進協議会	健康推進課	情報提供・交換、実行委員会・協議会	
⑩	ウエルエージングきしわだ推進協議会	健康推進課	共催、情報提供・交換、実行委員会・協議会	行政主導
⑪	見守りボランティア運営協議会	学校管理課	委託、実行委員会・協議会、事業協力	双方同等
⑫	子どもの安全見まもり隊	生涯学習課	事業協力	
⑬	放課後子ども教室	生涯学習課	事業協力	
⑭	学校支援地域本部	生涯学習課	事業協力	
⑮	生涯学習推進本部	生涯学習課	共催、政策提言・企画立案、事業協力	行政主導
⑯	きしわだ自然友の会	自然資料館	共催、後援、情報提供・交換、政策提言・企画立案、事業協力	双方同等
⑰	岸和田市子ども文庫連絡会	図書館	共催、委託、情報提供・交換、事業協力	双方同等
	岸和田市立図書館ボランティアグループ「だっこ」	図書館	共催、委託、情報提供・交換、事業協力	双方同等

表4.9 文化団体（育成団体）と国際交流団体の概要

設立の経緯	育成団体			文化団体		国際交流団体
	岸和田市音楽団	岸和田市少年少女合唱団	マドカドラマスクール	岸和田市文化協会	岸和田文化事業協会	岸和田市国際親善協会
	岸和田市の育成団体の吹奏楽団として、団員各々がその演奏技術の研鑽を積み、岸和田市の文化活動に吹奏楽で貢献することと、一般市民に広く音楽を提供することを（規約第2条）を目的に、1973（昭和48）年に設立	1988（昭和63）年のブラハス少年少女合唱団との共演のために特別編成された合唱団（愛称：マドカ・グリーン・コーラス）を引き継いで設立	「1990年、岸和田で初めて開催された『子どもえんげき祭』にアマチュア部門で参加しよう」と、岸和田おやこ劇場の会員である子どもたちが集まって結成された劇団がマドカドラマスクールの前身です。その後1999年、青少年劇団『マドカドラマスクール』として改めて結成されました」（岸和田市HP）	「会員相互の親睦と研究、協力により、会員の文化教養を高めるとともに、市民に親しまれ、役に立つ各種事業の遂行を通じて、岸和田市の文化振興に貢献すること」（会則第3条）を目的に、1949（昭和24）年に設立	『「文化は市民の共有財産であり、それを守り育て、創り出すのは市民自身である。」との基本理念に立ち、地域の文化・芸術情報の収集交換と、市民自らが企画・運営する文化の事業体として諸般の事業を行い、あわせて地域文化の振興に貢献し、豊かな市民生活に寄与すること」（会則第3条）を目的に、2002（平成14）年に設立	「世界の入びと、団体、都市との出会いを求め、ふれ合いを大切に、その親善・交流を通してお互いの理解と連帯を深めて、世界の平和と繁栄、人びとの幸福の増進のために貢献すること」（会則第2条）を目的に、1989（平成元）年に設立
団員・会員	高校生以上の約50名	10歳から18歳までの約50名	小学3年生から20歳までの約15名	250人	250人	479人（内訳：男203人・女239人・その他法人団体会員）
練習時間、活動日	毎週水曜日と土曜日の18～22時	毎週日曜日の9時半～12時	原則として毎月第2・4日曜日の午後	不定期	不定期	3部会それぞれ1回のペースで会議を実施、各種イベントを随時実施
事務局	マドカホール	マドカホール	マドカホール	事務局長の住所	自泉会館	マドカホール
会費	1,000円/月 (高校生は500円/月)	3,000円/月	5,000円/月	一般会員は年間4,000円、賛助会員は年間6,000円	個人2,000円、団体5,000円、法人10,000円	個人学生（1口）1,000円、個人一般（1口）2,000円、法人・団体（1口）10,000円、ペア（1口）3,000円
報償金、補助金		1,440（千円）		320（千円）	2,000（千円）	3,190（千円）
主な活動	岸和田少年野球開会式（4月） 岸和田市民フェスティバル（5月） 泉州市民バンドフェスティバル、岸和田フレンドシップコンサート（6月） 農業まつり、定期演奏会（11月） 岸和田カンカンクリスマスコンサート（12月）	合唱（5月） マドカ合唱祭（7月） クリスマスチャリティコンサート（12月） 定期演奏会（1月） 出前コンサート（3月） 欧州公演（4年に1度）	「子どもえんげき祭」（8月） 子どものためのアートマルシェ（9月） 岸和田市文化祭（10月）	市主催の市展・菊花展・写真展への協力、年2回の現地講座の実施、国内他都市との文化交流活動、本市姉妹都市・韓国ソウル特別市永登浦区との交流、会報「KKBK」の発行、当協会主催の作品展示会「春らんまん市民文化展」の開催、他団体への協力	・自主事業（自泉フレッシュコンサート、スミスアメリカン・オルガンコンサートなど） ・受託事業（新春邦楽コンサート、自泉ジュニアコンサートなど） ・マドカホール、退切ホール、自泉会館3館合同事業（岸和田家庭園「八陣の庭」新能）	・外国人のためのだんじりインフォメーションセンターの開設 ・イングリッシュ・オーブニングフェ ・外国人のための日本語サロン ・日本語指導者養成講座 ・岸和田市友好・姉妹都市との交流 ・ホームステイ・ホームビジット
運営体制	団員が運営	保護者が後援会（運営者）を構成し、子ども（団員）の送迎・引率、指導者の選定、公演の企画運営・日程調整・交渉などにあた	保護者が後援会を構成し、ローテーションを組んで支援	【部門】 第1部 俳句、短歌、川柳、古典文学 第2部 邦楽、洋楽、詩吟、民謡 第3部 日本舞踊、洋舞、民謡、中国健康舞 第4部 美術、俳画、手芸、写真、書道、染織、彫刻、陶芸 第5部 茶事道	【部会】 (1) 総務部会 (2) 企画事業部会 (3) 広報部会 (4) 財務経理部会 (5) 会員部会	【部会】 (1) 広報部会 (2) 事業部会 (3) 日本語サロン部会
課題		団員の確保、保護者の負担	団員・団費の減少			

出典：各団体の総会議案書（資料）、市民活動団体データベース、平成27年度補助金概要調整書などをとじて作成

文化団体（岸和田文化事業協会）と国際交流団体（岸和田市国際親善協会）は、ともに市の働きかけでつくられたという経緯がある。「行政と協力したい、行政の手が行き届かない隙間にあるものを残して伝えていきたいという思いをもって設立された」。こうした経緯から両団体には補助金が交付されているが、その一方で会員の高齢化という共通した課題も抱えている。

これら既存団体以外にも新規につくられた団体は相当数に上ると考えられるが、市民活動団体は行政に申請や報告を行う必要がなく、その把握は困難なのが実情である。担当課は、「新しい団体が活動しやすいような環境づくりを考えていくのが文化行政」「活動すれば一定の条件を提示したうえで事業の補助金を出すということも考えていかなければならないという気はするが、原資が限られるなか、実際にできるのかというと正直難しい」と述べている。

2008（平成 20）年に提出された「補助金等及び市民活動団体事務局の在り方検討委員会」の提言では、「地域に根ざした協働のまちづくりに資するための補助制度の創設やイベント等に対する支援のプロポーザル方式の導入など、市の施策の目的の達成に向けた積極的な補助制度の展開と事業転換を図りたい」（補助金等及び市民活動団体事務局の在り方に関する検討委員会：2008：8）と述べられているが、提言の具体化（施策化）が課題といえる。

② 防災福祉コミュニティ補助金

防災福祉コミュニティ（以下、防コミと略記）は、「地域住民が自主的、自発的に地域の防災対策等を確立するため設立し、運営する組織」（岸和田市防災福祉コミュニティ登録要綱第 2 条）であり、平成 28 年 5 月現在 62 団体が登録されている。登録の申請は、申請書に規約、役員名簿、年間活動計画書、組織編制図などの書類を添えて所管課（危機管理課）に提出する。登録された防コミは、「岸和田市防災福祉コミュニティ補助金交付要綱」（以下、交付要綱と略記）にもとづく補助金の交付対象団体となるほか、自動的に防災福祉コミュニティ協議会に加入する⁶¹。

防コミの設立の単位は、①小学校区（市民協）、②町会・自治会、③町会・自治会の合同組織（複数の町会・自治会が合同で設立）に分類され、①小学校区が 7、②町会・自治会が 52、③町会・自治会の合同組織が 3 となっている。概ね市域をカバーしているが、一部組織数が少ない地域もあり、所管課は、「地域防災力の向上のためにも、できるだけ多くの地域で活動してもらえるように働きかけていく」としている⁶²。

⁶¹ 防災福祉コミュニティ協議会は平成 26 年に設置され（前身は 1997（平成 9）年に設立された自主防災会連絡協議会）、「市民の自主的な防災活動を推進し、災害時における被害を最小限に止めるとともに、各防災福祉コミュニティ相互が連携し、地域自主防災体制の確立を図る」（岸和田市防災福祉コミュニティ協議会会則第 2 条）ことを目的としている。

⁶² 「平成 25 年までは『自主防災会』の名称で事務局は消防本部でしたが、平成 26 年度から危機管理部

防コミの会長は町会長が兼務しているところが多く、会長以下の役員も地域の実情にあった形で組織されている。それは要件を決めてしまうと設立のハードルが上がるためであり、町会が自主防災会を兼ね、消火や救助といった各班に各種団体を充てているところも多い。

表4.10 防災福祉コミュニティ補助金の上限額

世帯数	補助金上限額
250世帯未満	20万円
250世帯以上～500世帯未満	25万円
500世帯以上～750世帯未満	30万円
750世帯以上～1,000世帯未満	35万円
1,000世帯以上～2,000世帯未満	40万円
2,000世帯以上～3,000世帯未満	45万円
3,000世帯以上	50万円

出典：岸和田市防災福祉コミュニティ補助金交付要綱

補助金の交付対象（使途）は、「防災福祉コミュニティ活動に直接必要な防災資機材等の整備に関して行うこと」（交付要綱第2条）と規定され、「防災資機材等の整備に要した経費に対し1回を限度として助成」（「平成28年度岸和田市防災福祉コミュニティ補助金のご案内」）される。補助率は防災資機材の整備に要した総事業費の2/3に設定され、世帯数に応じて補助金の上限（20～50万円）が決められている（表4.10参照）。

平成26年度は29組織が申請し、同年度の予算額が4,250千円であったため、14組織に計4,246千円を交付した。平成27年度は予算額が8,000千円に増額され、27組織に計7,593千円を交付した。財源は100%市単費である⁶³。今後は防災資機材（ハード）だけでなく、防災訓練などの活動（ソフト）にも助成していきたいとしている。

防災訓練は小学校区単位で実施しているところも多く、平成27年度は延べ52回行われ、11,402人が参加した。実施回数、参加人数とも増加傾向にある。単独の町会・自治会（単町）と校区では目指すところは同じだが役割が異なり、単町の場合、安否確認は比較的容易だが、避難所開設訓練などは校区単位で実施したほうが効果的といえる。また災害時の避難所の運営は単町だけで行うのではないため、避難所を共同で運営する単町が集まって避難訓練を実施したほうが合理的といえる。さらに防災訓練は初期消火や救急救命など消防が絡むものも多く、消防隊員の派遣依頼があったときは所管課が連絡調整の窓口を担っている。

③ きしわだ環境市民会議

きしわだ環境市民会議（以下、環境市民会議と略記）は、「地球環境を守り、自然と共生して、市域のよりよい環境を確保し、持続可能な循環型社会を次世代に引き継ぐこと」（規約第1条）を目的に、2005（平成17）年に設立された。環境に対する市民の日頃の思い

に事務局が移管し、名称を『防災福祉コミュニティ』に改めました」（「平成28年度岸和田市防災福祉コミュニティ補助金のご案内」）。

⁶³ 平成26年度は想定約2倍の申請があり、抽選で半分に絞り込んだ。平成27年度は予算額を約2倍の8,000千円に増額し、前年度に交付できなかった団体と新たに申請のあったすべての団体に交付している。

を様々な方から聞くなかで、「興味がある、勉強したい」という方が集まってできた経緯があり、そういう方たちと一緒に行動していこうとなったときに、市が呼びかけてつくられた。市民、事業者、行政がパートナーを組み、たがいの活動をネットワークで結び、さらに広げ、協力・協働行動を推進してきた。

会員は個人で加入し⁶⁴、「それぞれが目的をもって自主的に集まってきた」という。とくに勧誘は行っておらず、講座やイベントの参加者に声をかけている。しかし新しい人、とくに若い人は加入せず、高齢化が課題となっている。

環境市民会議には、①自然環境（散策路マップの作成、樹名板の設置、自然活動団体ネットワーク会議の開催など）、②温暖化対策（市内一斉気温測定など）、③環境教育（学び舎プロジェクトへの参加（生活廃棄物有効利用研究会 虹の輪）など）、④岸和田の自然エネルギー研究会（発電施設への見学会など）の4つの部会があり、それぞれ定期的に会議を開いている。会議は「勉強会のような形」で、勉強したことを実践するために現場に出かけている部会もある。そのほか部会長と事務局を担う環境保全課が2か月に1度、企画運営委員会を開いている。事務局の役割は会議の運営支援などで⁶⁵、「一緒に絡んでいって、いいエッセンスがあれば取り入れていく」。つまり担当課からすれば、環境市民会議のような団体があることで施策を展開しやすくなるメリットがあり、「委託までいかなくとも一緒に活動していく」、まさに協働の相手方となっている。「環境という大きな話題を身近なテーマで話し合える場は必要」といえる。

環境市民会議は2015（平成27）年度から市と連続講座を共催しており、「活動の周知にもなり、各部会の横の連携も深まると考えている」。

市民協にも環境部会がおかれているが、「団体としては市民協と直接関わっていない」「個人的には地域に入って活動している人もいるかもしれないが、そこまで承知していない」という。つまり環境市民会議は、「地域に根ざした」（地域型）というよりも、「テーマに即した」（テーマ型）の協働の担い手といえる。また環境市民会議では環境という個別テーマに関心のある人が自主的、自発的に活動しており、それが活動の制約や幅広い住民の参画を制限しているおそれもある（「熱い」思いをもった人が先鋭的になりすぎ、地域がついていけない）。担当課では、「意識の高い人が地域に戻っても活動できるのが理想。自己満足で終わることなく、多くの市民が加入しやすくなるように支援していくのが事務局のスタンス」と述べている。

⁶⁴ 2015（平成27）年10月現在、47人（男性27人、女性20人）が加入している。

⁶⁵ 「基本的に自分たちで議事録や資料を作成している」という。

④ まちを美しくする市民運動推進協議会

まちを美しくする市民運動推進協議会（以下、「まち美」と略記）は、「岸和田市域における市民及び各種団体等による自主的かつ積極的な生活環境の浄化のための運動を推進すること」（規約第 2 条）を目的に、1978（昭和 53）年に結成された。「街なかで青少年によくない張り紙がたくさんあって、それをなくそうという運動のなかから始まった」という。

「まち美」は表 4.11 にある 38 団体（岸和田市を含む）で構成されており⁶⁶、会長は「岸和田市町会連合会の推薦を受けた者」、副会長は「専門部会の部会長」をもって充てている（規約第 6 条）。専門部会として、①美化啓発（地域の清掃と美化意識の啓発）、②青少年育成（青少年の健全な育成のための環境づくり）、③緑化推進（緑化など良好な生活環境の保全と推進）がおかれ、規約では、「専門部会の役員〔部会長 1 名、副部会長 1 名、部会幹事若干名：引用者注〕は、専門部会構成員の互選により選出する」と規定されており、平成 28 年度は岸和田市町会連合会、岸和田少年補導協助力連絡会、岸和田造園緑化協同組合が部会長、つまり副会長に選出されている。

事務局は部会に関係する課が分担している（①美化啓発（生活環境課、広報公聴課、自治振興課、下水道施設課、建設管理課、高架事業・道路整備課）、②青少年育成（生涯学習課、健康推進課、学校教育課、産業政策課）、③緑化推進（水とみどり課、都市計画課、農林水産課、丘陵地区整備課、環境保全課、建設指導課、観光課））。

「まち美」では、きれいな岸和田大作戦、標語・ポスター募集など協議会全体で取り組む活動のほか、地車祭における非行防止啓発活動やこども 110 番運動（青少年育成）、緑の募金運動や緑化講習会（緑化推進）など部会ごとの活動も行っている。

きれいな岸和田大作戦は、もともと地元団体が大阪府の「アドプト・ロード⁶⁷」に指定されている岸和田港塔原線（大阪府道 39 号）の清掃や緑化に取り組んでおり、「まち美」も「乗っかって一緒に掃除をしていた」。活動展開について考えるなかで、「きれいなところを掃除しても」という話から祭礼前に駅をきれいにしようということになり、9 月祭礼前に南海線各駅主要道路周辺、10 月祭礼前に JR 阪和線各駅主要道路周辺の清掃を行うようになった⁶⁸。平成 27 年度は 9 月祭礼前に 993 名、10 月祭礼前に 811 名の市民が参加している。「清掃は市民が参加しやすい部分、親が役員をやってて、子どもさんも一緒に連れてきたり」という光景がみられる。

⁶⁶ 多いときで 43 団体が参加していたという。

⁶⁷ アドプト・ロード・プログラムは、「大阪府が管理する道路の一定区間において、地元自治会や団体が自主的に清掃や緑化等のボランティア活動を実施する場合に大阪府と関係市町村が支援し、三者が協力して地域に愛されるきれいな道路づくりや地域の環境美化に取り組むこと」を目的としている。大阪府ホームページ、（2017 年 2 月 20 日取得、

<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/kekka/kihon1/pdf/gaiyou1.pdf>）。

⁶⁸ 岸和田市では、9 月祭礼（岸和田地区、春木地区）と 10 月祭礼（旭・太田地区、修斉地区、南掃守地区、八木地区、山直地区、山直南地区、山滝地区）が挙行されている。

表4.11 まちを美しくする市民運動推進協議会（平成28年度）

	団体又は機関名	役職・所属部会
1	岸和田市町会連合会	会長
2	岸和田市町会連合会	副会長・美
3	岸和田少年補導協助手連絡会	副会長・青
4	岸和田造園緑化協同組合	副会長・緑
5	関西電力株式会社大阪南支社	幹事・美
6	岸和田市こども会育成連絡協議会	幹事・青
7	公益社団法人岸和田青年会議所	幹事・緑
8	ガールスカウト大阪府第78団	幹事・美
9	岸和田女性会議	幹事・美
10	大阪府岸和田土木事務所	幹事・美
11	岸和田市青少年指導員協議会	幹事・青
12	岸和田市小・中学校生活指導研究協議会	幹事・青
13	岸和田ロータリークラブ	幹事・青
14	一般財団法人岸和田市公園緑化協会	幹事・緑
15	岸和田商工会議所	幹事・緑
16	岸和田千亀利ライオンズクラブ	幹事・緑
17	岸和田市青年団協議会	緑
18	岸和田市PTA協議会	青
19	岸和田商店街連合会	美
20	岸和田ボーイスカウト育成会	美
21	岸和田ライオンズクラブ	美
22	岸和田中央ライオンズクラブ	美
23	岸和田シニアライオンズクラブ	緑
24	岸和田コスモスライオンズクラブ	美
25	岸和田東ロータリークラブ	美
26	岸和田南ロータリークラブ	美
27	岸和田防犯協議会	青
28	岸和田貝塚小売酒販組合	青
29	国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所	美
30	大阪トヨペット株式会社 U-Carランド岸和田店	美
31	岸和田自転車軽自動車組合	青
32	岸和田港振興協会	青
33	いずみの農業協同組合	緑
34	岸和田市林業活性化協議会	緑
35	大阪府泉州農と緑の総合事務所	緑
36	大阪府岸和田保健所	美
37	大阪府岸和田警察署	青
38	岸和田市	

美＝美化啓発、青＝青少年育成、緑＝緑化推進

出典：まちを美しくする市民運動推進協議会総会議案書をもとに作成

担当課（生活環境課）では、清掃等を行う「市民及び市民団体」にたいして「岸和田市美化活動支援実施要綱」にもとづき、専用袋の配布や廃棄物の収集、運搬及び処分などの支援を行っている。

標語・ポスター募集は、「(1)まちを美しくすることについて」「(2)青少年の健全育成のための環境づくりについて」「(3)緑の保全及び推進することについて」の3つのテーマが設けられ、平成27年度は762点（標語266点、ポスター496点）の応募があった。入選作品（標語20点、ポスター40点）は、市役所やラパーク岸和田に掲示される⁶⁹。

⑤ 岸和田市社会福祉事業補助金、コミュニティソーシャルワーカー事業

岸和田市社会福祉事業補助金は、「地域社会における福祉の向上を図るために行う事業の推進に寄与すること」（交付要綱第2条）を目的に、岸和田市社会福祉協議会（以下、市社協と略記）に交付されている。交付の対象となる事業は、小地域ネットワーク活動推進事業、ボランティア体験学習等推進事業、日常生活自立支援事業であり、平成27年度は30,379千円が交付されている。

補助金の交付（事業化）の経緯は次のとおりである⁷⁰。1996（平成8）年に交付要綱がつくられ、1998（平成10）年度の改正で小地域ネットワーク活動推進事業とボランティア体験学習等推進事業が、また2000（平成12）年度の改正で地域福祉権利擁護事業が追加された⁷¹。

小地域ネットワーク活動推進事業は、「小学校区を単位として、要援護者一人ひとりを対象に、近隣の人々が中心に、関係機関などと連携しながら進める、日常生活の見守り及び援助活動」（交付要綱別表）と規定され、小地域活動推進事業、コミュニティソーシャルワーカー設置事業で構成される。とくにコミュニティソーシャルワーカー設置事業は、「市社協が、小地域ネットワーク活動を推進するため、関係機関との連絡調整等を行い、及び地域住民の福祉活動への参加を促進するためのボランティアの指導育成等を行うコミュニティソーシャルワーカーの設置に関する事業」と規定されている⁷²。

⁶⁹ 「まち美」全体では、まちを美しくする市民運動に寄与した善行者の表彰のほか、他団体主催事業への参画・支援として、港湾周辺地域や久米田池周辺の清掃活動、春木川・轟川・津田川一斉清掃にも参加している。

⁷⁰ 詳細は次のとおり。

1999（平成11）年、ボランティア体験学習等推進事業の補助金の積算方法を改正（「補助基準額を積算した場合に、1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする」から「補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額とする」へ）

平成17年、小地域ネットワーク活動推進事業の補助基準額を改正、地域福祉権利擁護事業を定額補助から実績にもとづく補助へ

2006（平成18）年、地域福祉権利擁護事業の補助基準額を改正

平成23年、日常生活自立支援事業の補助基準額を改正（「2,600,000円を限度とする」から「予算の範囲内とする」へ）

⁷¹ 2001（平成13）年には、地域福祉コーディネーター設置費の補助基準額及び対象経費が改正されている。

⁷² コミュニティソーシャルワーカー設置事業の補助基準額は、「コミュニティソーシャルワーカー1人当

担当課（福祉政策課）では、岸和田市社会福祉事業補助金のコミュニティソーシャルワーカー設置事業（市社協の地区担当の配置）とはべつに、委託事業として、コミュニティソーシャルワーカー事業も実施している。コミュニティソーシャルワーカー（CSW）⁷³は、2006（平成 18）年度から「いきいきネット相談支援センター」（中学校区を標準とする 11 区域に開設）に配置されており、2007（平成 19）年度から市民センターなどで「福祉まるごと相談」（脳トレ体操・血圧測定を含む）を行っている。介護保険課が所管している地域包括支援センター（市内 6 ヶ所に設置）が主に高齢者を対象としているのに対し、いきいきネット相談支援センターは、介護に限らず子育ても含めた総合的な相談窓口となっている（自治会や民生児童委員、地区福祉委員会などからの相談にも対応している）。市社協の地区担当や CSW と、後述する「介護予防・日常生活支援総合事業」（総合事業）で市町村区域（第 1 層）と中学校区域（第 2 層）への配置が謳われている生活支援コーディネーターとの機能分担をどのように図っていくのが今後の課題といえよう。

⑥ 街かどデイハウス（地域介護予防事業）

街かどデイハウスは、「高齢者が介護保険を使わずに自立した生活を維持するため、介護予防や昼食の提供、レクリエーションなどのサービスを提供する施設で、岸和田市が支援するボランティア団体が運営している」⁷⁴。現在活動している 5 施設（希望、ひまわり、泉、あさひ、もも）は、介護保険法の地域支援事業にあたる地域介護予防事業の「運営を適切に行うことができる」と認められる法人又は地域住民による団体等（実施要綱第 2 条）として、平成 21 年度から事業を委託されている。

地域介護予防事業は、介護保険事業のデイサービスとは異なり、「おおむね 65 歳以上の高齢者、虚弱または軽度の介護が必要な方、軽度の認知症の方、要介護認定で非該当（自立）の方」を対象としている⁷⁵。①運動器の機能向上プログラム、②認知症予防プログラム、③口腔機能向上プログラム、④閉じこもり予防プログラムを実施するほか、⑤高齢者等見守り訪問も行っている。「利用者は平均 20 名前後」で、各プログラム等の目的、内容・回数、委託料は、表 4.12 のとおりである。スタッフの大半は地元の主婦で、高齢化が課題となっている。担当課（福祉政策課）では、④閉じこもり予防プログラムの仕様書に沿っ

たり 3,000,000 円（配置人員 4 人。配置月数が 12 月に満たない場合は、基準額を 12 で除した額に配置月数を乗じて得た額を基準額とする。）」と規定されており、平成 28 年度は 12,000 千円が交付されている。

⁷³ 『第 3 次岸和田市地域福祉計画・地域福祉活動推進計画』では、「地域において、支援を要する人たちの生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする活動やサービスを発見して支援を要する人に結びつけることや、新たなサービスの開発や公的制度との連携の調整等を行う専門的知識を有する人」（岸和田市保健福祉部福祉政策課・岸和田市社会福祉協議会 2012: 83）と説明されている。

⁷⁴ 岸和田市ホームページ，（2017 年 2 月 20 日取得，<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/uploaded/attachment/30590.doc>）。

⁷⁵ 岸和田市ホームページ，（2017 年 2 月 20 日取得，<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/31/machikadodei.html>）。

表4.12 地域介護予防事業

プログラム	目的	内容・回数	委託料
①運動器の機能向上	運動による体力の維持及び向上を図り、転倒しにくい身体づくり、特に下肢の筋力向上	健康チェック（血圧、脈拍等計測）、ストレッチや体操等のトレーニング、体力測定等 1クール3か月間で、12回程度実施、1回2時間	1クール1ヶ月あたり60,000円
②認知症予防	認知症に対する理解を深めること及び認知機能を刺激することで認知症を予防、又は認知症の進行を遅らせる	健康チェック（血圧、脈拍等計測）、エピソード記憶、計画力、注意分割機能、手・指体操、計算、記憶力テスト、小物づくり、パズル等 1クール3か月間で、12回程度実施、1回2時間	1クール1ヶ月あたり60,000円
③口腔機能向上	口腔ケアの理解を深めること、飲み込む力の維持及び誤嚥性肺炎の予防	歯磨き、パタカラ体操、舌体操、入れ歯の手入れ、早口言葉等 1クール3か月間で、3回程度実施、1回1時間	1クール1ヶ月あたり10,000円
④閉じこもり予防	日中自宅に閉じこもりがちな高齢者に養護の場を提供し、要介護状態になることを予防		運動機能、認知症予防、口腔機能を除く養護の延利用時間月1,040時間を208,000円で委託する。基準に満たない場合は、20時間あたり4,000円を単価とし、実績に応じて支払う。ただし、20時間未満は切り捨てとする。
⑤高齢者等見守り訪問	福祉サービス等の利用が無く、他者との関わりが薄くなっている高齢者等の孤立化を防止、地域での自立した生活を支える	介護保険サービスにつながっていない、または外出の機会がなく孤立しがちな高齢者宅を月2回以上街かどデイハウススタッフが訪問し、チェックリストを用いて対象者の心身の状態を把握し安否確認を行う	対象者10名50,000円 10名に満たない場合、1名当たり5,000円

て街かどデイハウスの開設までにクリアすべき課題を整理した「新規開設用マニュアル」を作成しているが、その一方で市社協も「誰もが集えるリビングづくり」を推進しており（平成 28 年 4 月現在 38 施設を開設）、リビングづくりは『第 3 次岸和田市地域福祉計画・地域福祉活動推進計画』にも掲げられている。地域の相談窓口をきめ細かく設けるという方向性と、福祉供給体制の効率化をはかるという方向性のバランスが今後の課題といえる。

⑦ 岸和田市障害者自立支援協議会

岸和田市障害者自立支援協議会は、2010（平成 22）年に改正された障害者自立支援法の「地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される自立支援協議会を置くことができる」（第 89 条の二）との規定に沿って、平成 21 年 2 月に設置された⁷⁶。全体会（代表者会議）、定例会（実務担当者会議）、運営会議（事務局会議）、部会（精神、権利擁護、地域移行、相談支援）で構成され、全体会議と定例会議は年 2 回、運営会議は毎月開催されている。

会議の役割と構成は表 4.13 のとおりであり、「それぞれの会議に専門の人が来るようになっていく」。

協議の流れは次のとおりである。「個別支援会議で挙げてきた個人の困り事を部会が吸い上げて検討し、個別支援会議にフィードバックする。さらに検討が必要な課題については運営会議や定例会に上げる。定例会ではもっといろいろな意見をくれる。岸和田市全体の課題と考えられる事案は全体会で議論し、施策に反映させる」。「個人の課題が上に上がっていくようなイメージ」と捉えられている。

事務局は担当課（障害者支援課）と委託を受けている一般相談支援事業所（地域活動支援センターかけはし、相談支援センター社協のだ、相談室きしわだ）が担っており、自立生活センター・いこらーも協力している。

部会には市内 23（平成 28 年 4 月 1 日現在）の特定相談支援事業所が参画しており、特定相談支援事業所では基本相談支援に加え、障害福祉サービスの支給決定または変更後にサービス事業者等と連絡調整をはかったうえでサービス等の利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングも行っている（計画相談支援）。

平成 27 年度以降、担当課に障害者基幹相談支援センターが設けられている。障害者基幹相談支援センターは、「地域における相談支援の中核的な役割」を担い、「委託〔一般〕と特定でお願いできることの割り振り、棲み分けをはかっている」。

担当課によれば、一方で委託（一般）相談支援事業所、特定相談支援事業所、障害者基幹相談支援センターの役割分担の明確化と業務の整理が課題であり、他方で地域包括支援

⁷⁶ 自立支援協議会は、平成 24 年に法定化されている。

センターなど高齢者福祉分野との連携も課題であり、関係会議に出席するようにしている。

表4.13 岸和田市障害者自立支援協議会の役割と構成

会議	役割	構成
全体会	<ul style="list-style-type: none"> ・委託相談支援事業の実施状況及び運営評価に関すること ・困難事例への対応のあり方に関すること ・地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること ・その他必要な事項に関すること 	<p>学識経験者、岸和田市医師会、岸和田市歯科医師会、大阪府岸和田保健所、岸和田市身体障害者福祉会、岸和田市社会福祉協議会、岸和田市民生委員児童委員協議会、社会福祉法人いずみ野福祉会、社会福祉法人かけはし、大阪府立岸和田支援学校、大阪府立佐野支援学校、岸和田公共職業安定所、大阪府岸和田子ども家庭センター、岸和田市児童福祉部長、岸和田市学校教育部長、岸和田市保健福祉部長</p>
定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・困難事例への対応のあり方についての情報共有 ・地域情勢の把握と検討 ・地域の社会資源の開発及び改善 ・地域の関係機関によるネットワーク構築 ・地域移行の推進 ・運営会議で整理された課題を整理・検討し、必要なものは全体会に意見を求める。 	<p>岸和田公共職業安定所、大阪府岸和田子ども家庭センター、大阪府岸和田保健所、大阪府立岸和田支援学校、大阪府立佐野支援学校、岸和田市社会福祉協議会、自立生活センター・いこらー、岸和田市地域就労支援センター、岸和田市民生委員児童委員協議会、いきいきネット、稲垣診療所CW、NPOまんまる、岡本介護センター岸和田、泉州中障害者就業・生活支援センター、訪問介護サービスひかり、岸和田市健康推進課、岸和田市生活福祉課、岸和田市児童育成課、岸和田市保育課、岸和田市人権教育課、岸和田市障害者支援課、岸和田市精神障害者家族会</p>
運営会議	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援会議での困難ケースを検討 ・個別支援会議で確認した課題の取扱いについて整理 ・定例会議で協議する案件を整理 ・全体会議で協議する案件を整理 	<p>地域活動支援センターかけはし、相談支援センター社協のだ、相談室きしわだ、自立生活センター・いこらー</p>

出典：障害者支援課資料

⑧ いきいき百歳体操

介護保険課では介護予防事業の一環として、いきいき百歳体操を推進している。いきいき百歳体操は、2002（平成 14）年に高知市で開発された重りを使った筋力運動で、岸和田市では平成 26 年度から、「地域づくりによる介護予防推進支援モデル事業」として実施され、平成 28 年 10 月現在 30 町で取り組まれている。担当課は「近い将来、150 から 200 くらいに広げたい」としている。現在は介護保険課の専門職員（保健師と理学療法士）が中心となって推進しているが、来年度以降、「介護予防・日常生活支援総合事業」（総合事業）で市町村区域（第 1 層）と中学校区域（第 2 層）への配置が謳われている生活支援コーディネーターと連携して、地域への周知啓発や住民の自主的な活動に向けた支援を行う。生活支援コーディネーターについて厚生労働省老健局振興課（2015）では、「多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進」と説明されており、コーディネート機能には、(A)資源開発、(B)ネットワーク構築、(C)ニーズと取組のマッチングがある⁷⁷。

生活支援コーディネーターについては、岸和田市保健福祉部（2015）では、「なるべく早い時期に各日常生活圏域に配置できるよう取組んでいきます」と述べられており、現在は地域包括支援センターを運営している 3 法人（市社協、いなば荘、萬寿園）に 1 人ずつ配置されている。

総合事業では生活支援コーディネーターの配置と併行して、「多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進」する役割を担う協議体の設置が目指されており、「地域の受け皿づくりのため、協議体の設置は有効であり、総合事業への移行時期に関わらず早期の取組が求められる。協議体は、地域のネットワーク構築に資する既存の会議と連携し実施することが可能」（厚生労働省老健局振興課 2015: 12）とされているが、担当者によれば、「新しい会議体をどんどん作って、地域の代表の方に出てくださいといっても、出てくる人は同じ」「介護だけで会議体をつくっても意味がない」として、第 4 次地域福祉計画の策定に向けて 6 圏域⁷⁸で開催された住民懇談会のような形態を協議体と位置づけ、地域課題について話し合う場にしたいという。現在でも地域包括支援センターが主体となって開かれている地域ケア会議（介護保険課が所管）では、介護に限らず買物弱

⁷⁷ (A)資源開発は、地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成、元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保など、(B)ネットワーク構築は、関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携の体制づくりなど、(C)ニーズと取組のマッチングは、地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチングなど（厚生労働省老健局振興課 2015: 5）。

⁷⁸ 「岸和田市は特色のある『6 つの地域』〔都市中核地域、岸和田北部地域、葛城の谷地域、岸和田中部地域、久米田地域、牛滝の谷地域：引用者注〕に分けることができ、この 6 つの地域を、それぞれ一つのまちとしてとらえ、商業・教育・文化などの環境が整い、日常生活が営める最も大きなコミュニティ単位である 3 次生活圏として設定」（岸和田市企画調整部政策企画課 2011a: 20）されている。3 次生活圏は、生活圏の基本単位である小学校区を 1 次生活圏（24 単位）、1 次生活圏を 2 つ合わせた中学校区にあたる生活圏を 2 次生活圏（11 単位）、2 次生活圏を地域的なまとまりを考慮して複数個合わせた生活圏を 3 次生活圏（6 単位）に設定する重層構造になっている。

者や引きこもりなど幅広い問題について話し合われている。

⑨ 岸和田市食生活改善推進協議会

岸和田市食生活改善推進協議会（以下、岸食協と略記）は、「栄養改善事業をより推進するため、地区組織活動強化講座、保健栄養学級で習得した食生活に関する知識と技術をさらに研究し、地域における栄養知識の普及向上に努めること」（規約第 3 条）を目的に、1968（昭和 43）年に結成された。「私たちの健康は私たちの手で」というスローガンのもと、食育を通じた健康づくりのためのボランティア活動を行う食生活改善推進員で構成されている⁷⁹。食生活改善推進員になるには、市町村が開催する養成講座を修了したうえで、「活動推進の母体」である食生活改善推進協議会に入会する必要がある。養成講座はこの 2 年くらい祭礼が終わってから開催するようにしたことで受講者が増えたという。平成 27 年度は 17 名が受講し、10 名が修了、うち 7 名が食生活改善推進協議会に入会している。現在の会員は約 50 名で、60 代以上が大半を占める。

岸食協と市の関わりは、市が養成講座を開催し⁸⁰、必要に応じて管理栄養士が専門職として岸食協にアドバイスをを行っている。

岸食協は上部団体である日本食生活協会（日食協）や大阪府食生活改善連絡協議会（大食協）の助成金で、「ヘルスマイトが繋ぐパートナーシップ事業（TUNAGU）」や「おやこの食育」（日食協）、「大阪府食生活改善地域推進事業（親子クッキング等）」や「在宅療養者等の栄養ケア事業」（大食協）などの事業を行っている。いずみの農業協同組合や岸和田市ボランティア連絡協議会、ウエルエージング推進協議会とも連携するほか、自主活動として、市民健康まつりや岸和田市農業まつりなどにも参加している。

⁷⁹ 食生活改善推進員は、「行政機関の行う事業・行事への参画、住民や他団体との協働」という二本柱で、①食育の推進と普及、啓発、②食事バランスガイド（1日に「何を」「どれだけ」食べたらよいかをコマをイメージしたイラストで示したもの）の普及啓発、③健康日本 21（21世紀における国民健康づくり運動）の推進、④ヘルスサポーター（自分の身体レベルや生活スタイルに基づいた健康づくりを実践し、自己を達成させる人）の育成と組織づくりなどの活動を行っている。

⁸⁰ 講師は「医師、管理栄養士、保健師、運動指導士（管理栄養士有資格）等健康づくりのための専門知識を有するものとする」（食生活改善推進員養成講座実施要領）。

⑩ ウェルエージングきしわだ推進協議会

ウェルエージングきしわだ推進協議会（以下、協議会と略記）は、「岸和田市保健計画 ウェルエージングきしわだ」（1次計画）の推進主体として、2003（平成15）年に発足した⁸¹。同計画は健康増進法や食育基本法にもとづき、また岸和田市総合計画や関連計画とも整合性を保っている。協議会では市民主体の健康づくり運動を推進するため、関係機関・団体が相互に連携しながら、それぞれの役割を担っている。「関係機関・団体」は、表4.14のとおりである。1次計画を踏まえて2013（平成25）年に策定された「岸和田市保健計画 ウェルエージングきしわだ 2次計画・岸和田市食育推進計画」では、5つのライフステージ（乳幼児期、学童・思春期、青年期、壮年期、老年期）ごとに6つの健康分野（①栄養・食生活、②身体活動・運動、③休養・こころの健康、④飲酒・喫煙、⑤歯・口腔の健康、⑥健康管理）を位置づける健康づくり運動が掲げられている。協議会には栄養・食生活部会、市民健康まつり部会、健康ポイント部会がおかれ、健康づくりや食育推進に取り組んでいる。また協議会に所属している関係機関・団体が開催する「ウェル講座」では、健康づくりや食育をテーマにした講和や「ウェルエージングきしわだ」のPRを行っている。

⑪ 見守りボランティア

見守りボランティアは、「子どもたちが毎日学校で安心して過ごせるように、不審者の校内への侵入対策として、〔中略〕子どもの登下校時、校門付近において、不審者が校内に入っていないように見まもり活動」を行っている⁸²。平成28年度は23小学校に126名が配置されている。後述する「子どもの安全見まもり隊」が主に校外（通学路や人通りが少ない場所など）で活動しているのに対し、見守りボランティアは校内（校門前）で来校者の確認や校内の見守りなどを行っている。活動時間は登校日

表4.14 ウェルエージングきしわだ推進協議会

関係機関・団体	行政
岸和田市各地区市民協議会	自治振興課
岸和田市民生委員児童委員協議会	国民健康保険課
岸和田市老人クラブ連合会	福祉政策課
岸和田市スポーツ推進委員協議会	障害者支援課
岸和田市体育協会	介護保険課
岸和田市食生活改善推進協議会	生活福祉課
岸和田市フリー活動栄養士会	児童育成課
岸和田市医師会	保育課
岸和田市歯科医師会	産業政策課
岸和田市薬剤師会	農林水産課
岸和田商工会議所	市民病院
岸和田青年会議所	教育総務課
岸和田市社会福祉協議会	学校給食課
大阪府岸和田保健所	学校教育課
いずみの農業協同組合	生涯学習課
岸和田市漁業協同組合	スポーツ推進課
春木漁業協同組合	健康推進課

出典：ウェルエージングきしわだ推進協議会規約

⁸¹ 『『ウェルエージング』とは、上手に年をとること、寿命が延びた現代をうまく生き抜くことという意味の造語で、『ウェルエージングきしわだ』は、市民一人ひとりが健康で実り豊かな生涯づくりを実現することを目指す岸和田市の保健計画、及び、食育推進計画の名称』である。岸和田市ホームページ、(2017年2月20日取得, <https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/33/uerutirashi.html>)。

⁸² 「いきいき学びのプラン（58号）」（平成28年9月1日発行）を参照。

の午後約 4 時間とされているが、朝 2 時間、夕方 2 時間に分けている校区もある。

見守りボランティアは有償ボランティアであり、1 校あたり 1 時間 500 円の謝礼が支払われている。2001（平成 13）年に起きた附属池田小事件などを背景に、平成 17 年度から無償ボランティアとして始められたが、応募がなかった校区もあり（7 校区）、万遍なく人員を確保するために有償ボランティアにしたという（図 4.1 参照）⁸³。

ボランティアの募集は、「学校から地域に声をかけてもらっている」が、同じ人に継続してお願いしているのが実情であり、担い手の高齢化が課題となっている⁸⁴。

他市では業者と契約して警備員を配置しているところもあるが、岸和田市では「地域と学校の信頼関係でボランティアをしてもらいたい」「地域の子どもは地域で守る」という思いから、地元住民に子どもの安全確保の一翼を担ってもらっている。

平成 26 年度以降、岸和田警察署生活安全課、小学校校長会生徒指導担当、中学校校長会生徒指導担当、教育委員会（学校管理課、学校教育課、生涯学習課）で、「学校安全に関わる連絡協議会」を開催している（学校教育課が主催）。

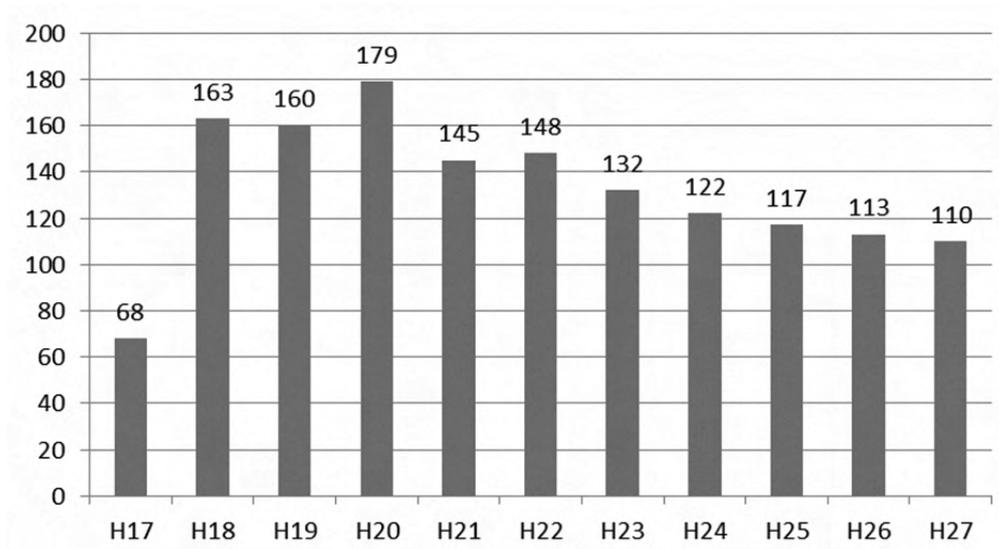


図4.1 見守りボランティアの応募者数の推移

⁸³ 城東校区は平成 25 年度以降、山直南校区は平成 21 年度以降、山滝校区は平成 23 年度以降、応募者が 0 となっている。

⁸⁴ 見守りボランティアの年齢構成は、40 歳代が 5%、50 歳代が 3%、60 歳代が 13%、70 歳代が 67%、80 歳代が 12%となっている（平成 27 年度登録分）。

⑫ 子どもの安全見まもり隊

子どもの安全見まもり隊は、登下校時の子どもたちの安全・安心を確保するため、小学校のPTAや地域の方々の協力のもと、通学路や遊び場など大人の目が届きにくい危険な場所で見まもり活動を行っている⁸⁵。平成17年度から取り組まれ、すべての小学校区で活動している。平成27年度の登録者数は3,841人で、306か所の通学路の危険箇所などに立っている。登録者には市からベストや旗などが配付され、ボランティア保険にも加入している。地域団体等を中心に小学校を通じてボランティアの参加を呼びかけている。

⑬ 放課後子ども教室

放課後子ども教室は、放課後や週末などに子どもたちが安心して活動できる居場所づくりを目的に始められた事業である。各教室では地域のボランティアの方々の協力を得て、子どもたちがスポーツや文化などさまざまな体験活動を行っている。平成19年度から取り組まれ、現在9教室が開室している（表4.15参照）。

放課後子ども教室は、後述する学校支援地域本部とともに、大阪府の「教育コミュニティづくり推進事業⁸⁶」の取り組みの一つとして、国、府、市が1/3ずつ予算を負担している。

⁸⁵ 「いきいき学びのプラン（58号）」（平成28年9月1日発行）を参照。

⁸⁶ 教育コミュニティづくり推進事業は、『学校支援地域本部』『おおさか元気広場』『家庭教育支援』の3つの教育支援活動を、各地域の課題やニーズに応じて展開することにより、教育コミュニティづくりの一層の推進を図る事業である。大阪府ホームページ，（2017年2月20日取得，<http://www.pref.osaka.lg.jp/chikikyoiku/kyouikucommu/index.html>）。

表4.15 放課後子ども教室

教室名		活動	活動日	実施内容（予定）
1	てんてん天神山子ども教室	天神山小学校 天神山地区公民館	水曜日 土曜日	読み聞かせ、環境工作、ドッジボール、バドミントン、ソフトバレーなど
2	ゆうゆう大宮	大宮小学校	水曜日 夏休み	映画鑑賞、校外学習、工作、自由遊び、陶芸など
3	中央子ども教室	中央小学校	水曜日 夏休み	スポーツ活動、茶道、書道、図工（クラブ制による運営）
4	城北公民館スクール	城北地区公民館	土曜日 夏休み	読書、ボール遊び、一輪車、フラフープ、バドミントン、卓球、縄跳びなど、プール
5	大芝あそびクラブ	大芝小学校	水曜日	卓球、ドッジボール、紙芝居など
6	学びの教室春木	春木小学校	水曜日 夏休み	ぬり絵、工作、ソフトボール、自由遊びなど、プール
7	八木っ子クラブ	八木小学校	土曜日 夏休み	工作、ボール遊び、フラフープ、オセロ、卓球、バドミントンなど
8	修斉放課後子ども教室	修斉小学校	水曜日	ボール遊び、お絵かき、工作など
9	わくわく教室山北	山直北小学校	水曜日 土曜日 夏休み	ソフトボール、ドッジボール、卓球、縄跳び、習字体験、勉強など

出典：岸和田市HP

⑭ 学校支援地域本部

学校支援地域本部は、学校教育の充実、地域の教育力向上を図る取組みとして、地域の大人が多く関わり、子どもの安全見守りや放課後の学習サポート、学校内外の環境整備・美化活動といった学校支援活動の実施を目的に、中学校区単位に設置されている。地域全体で学校教育を支援する体制づくりを目指し、地域住民の主体的な学校支援活動を通じて教育コミュニティづくりの発展・拡大を図っている。

⑮ 岸和田市生涯学習推進本部

岸和田市生涯学習推進本部は、「岸和田市の生涯学習のまちづくりを市民ぐるみで推進すること」を目的に、1994（平成6）年に設置された。社会教育関係団体、福祉・健康・人権関係団体、産業・労働関係団体、町会連合会、学校・行政、学識経験者などで構成され、生涯学習啓発事業である「いきいき市民のつどい」の企画運営を担っている。

⑩ きしわだ自然友の会

きしわだ自然友の会（以下、友の会と略記）は、「自然資料館を積極的に利用し、ともに学ぼうとする人々の集まりで、たがいに親睦を深め、自然に親しむこと」（規約第 2 条）を目的に、平成 14 年に結成された。事務局は岸和田市教育委員会が管理する「きしわだ自然資料館」（以下、自然資料館と略記）におかれ、「きしわだ自然資料館とともに協力し、活動していく団体」とされている⁸⁷。

友の会の前身である「和泉鉱物化石研究会」では、石好きの有志が毎月のように集まって観察会や勉強会を開いたり、岸和田市民フェスティバル⁸⁸に参加したりしていた。その後、鉱物・化石分野以外でも自然資料館の活動に協力してくれる人が増えてきたことから、よりしっかりとした組織にしてはどうかという声が上がリ、また自然資料館でも「地域住民とともにつくる博物館」という開館以来の理念を実現する仕組みとして友の会の組織化を模索していたところであり、この動きは歓迎すべきものであった。結果的に約 100 名の発起人で発足の運びとなった。

友の会は会員から集められた会費で運営されており、市から財政的な援助は受けていないが、自然資料館では窓口での入会受付やイベント等への学芸員の派遣、他の博物館との連絡調整、会誌「Melange」（年 5 回発行）の編集など、おもに人的側面から友の会の活動を支援している。友の会の会員が助成金等の外部資金を調達して独自の事業を行うこともあるが、その場合、自然資料館の職員が申請書作成上のアドバイスを行うことも少なくない。会員の自己実現的な動機にもとづく活動であっても、自然資料館の活動理念に沿うものであれば、積極的に支援するようにしている。

友の会では大阪府外を活動場所とする合宿など、自然資料館では直接開催しにくい行事を積極的に実施することで、個々の会員のより深い学びにつながるような取り組みを推進している。またコアメンバーによる自然資料館の日常的な活動にたいする貢献も大きく、その範囲は普及や資料収集、調査研究、展示など学芸業務の全般にわたっている。友の会のコアメンバーなくして成立しない学芸業務も多く、両者は密接な相互補完関係にあるといえる。

友の会には 2016（平成 28）年末現在 134 組（家族会員は 1 組としてカウント）の会員が所属している。一時期は 180 組を超えていたが、ここ数年は 140 組前後で推移している状況にある⁸⁹。コアメンバーの世代交代が十分に進んでおらず、年齢層が上がって以前よ

⁸⁷ きしわだ自然友の会ホームページ、（2017 年 2 月 20 日取得、<http://ksnc.web.fc2.com/tomoto.html>）。

⁸⁸ 岸和田市民フェスティバルは、「昭和 53 年から、毎年 5 月に開催されている市民の祭りである。世代をこえた祭りの一体感は貴重であり、伝統的な岸和田祭りとともに、市民の春の行事として、定着しつつある」。岸和田市ホームページ、（2017 年 2 月 20 日取得、<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/3/100sen-42shiminfestival.html>）。

⁸⁹ 友の会の会員は、(1)個人会員（年額 2,000 円の会費を納める中学生以上の個人）、(2)家族会員（年額 3,000 円の会費を納める家族）、(3)特別会員（本会を援助する団体または個人で、年額 1 口（1 万円）以上の賛助会費を納めるもの）に分けられている。

り動きにくくなくなった人が増えたことが友の会活動の停滞を招き、ひいては会員数の減少につながっている側面はある。その解決策として若手人材を確保するため、熱心にイベントに参加してくれる一般会員や学校行事で関わった教員、学芸員実習生などを積極的に勧誘しているほか、友の会と自然資料館が共同で「こどものためのジオ・カーニバル⁹⁰」など館外の科学イベントに積極的に出展している。いまや全国レベルで知られるようになった「チリメンモンスター」(チリモン)の取り組みも、友の会と自然資料館が共同で「青少年のための科学の祭典 サイエンスフェスタ」という科学イベントに出展したことから始まったものである⁹¹。

そのほか友の会と自然資料館の共同で、学芸員や友の会会員などの研究発表の場である「メランジェゼミ」を15年以上にわたり開催している。近年は最新の科学的知見の普及に貢献しつつ、若手研究者との交流機会を増やすことを目的に、近隣大学の大学生・大学院生に報告者として登壇してもらうような取り組みも行っている。

⑰ 岸和田市子ども文庫連絡会、図書館ボランティアグループ「だっこ」

岸和田市子ども文庫連絡会(以下、岸子連と略記)は、「本やお話を通して、子どもたちが想像力や感受性を養い、生きる力を育む手助けをする」(規約第2条)ことを目的に、1990(平成2)年に結成された。「1950年代に母親を中心として、地域の子どもたちに読書の機会を提供する場として誕生⁹²」したこども文庫は、1970年代に全国に広がり、岸和田市でも「個々で開設し運営していた」(岸和田市教育委員会生涯学習部図書館 2013:16)が、「個々で活動するよりもみんなで力を合わせて、子どもたちにもっといろいろな本を紹介してあげたい」という思いから岸子連がつくられた。

岸子連では、「文庫に子どもたちが来るのを待つだけでなく、学校、図書館、公民館などで、子どもたちに本やお話を届ける活動」に取り組み、「学校でお話を語ったり、絵本を読み聞かせたりする活動や児童書などを紹介する」お話配達を行ってきた。平成2年に1校で始まったお話配達は、現在全小学校に広がっている⁹³。平成6年に語り手の学習の場として「絵本とお話を楽しむ会」を開催したが、平成12年頃に「読書活動は本来図書館で

⁹⁰ 「天文・気象・地質・環境・防災などの実験・実習や展示を通して、将来を担う“こども”たちに地学への興味・関心を高めてもらうとともに、自然現象を『いかに観るか』『いかに考えるのか』という姿勢を育成」することを目的に、2000年から大阪市立科学館(第1回は大阪府立東淀川高等学校)で開催されている。

⁹¹ 岸和田市ホームページ, (2017年2月20日取得, <https://www.city.kishiwada.osaka.jp/site/kouhou/201507p8-9.html>).

⁹² 汐崎順子, 2012, 「日本における文庫活動の現状——質問紙調査の結果から」(2017年2月20日取得, www.jslis.jp/aboutus/ShioszakiJ_20121117_JSLIS.pdf). 子ども文庫には個人が自宅を開放する家庭文庫とグループが地域の施設を利用する地域文庫があり、1993(平成5)年現在1,888の子ども文庫が活動している。岸和田市内では6文庫(ウッディー文庫、さくら文庫、さわらび文庫、ワンワン文庫、ひだまり文庫、ころころ文庫)がこの制度を活用している。岸和田市ホームページ, (2017年2月20日取得, <https://www.city.kishiwada.osaka.jp/site/toshokan/bunko-list.html>).

⁹³ お話配達には1校あたり5,000円の報償費が支払われている。

やるべき事業ではないか」という声上がり、翌年、岸子連と図書館の共催で「お話配達ボランティア養成講座」を開いた。講座の目的は、「岸子連に入会し、勉強を重ねて、小学校へお話配達に行ける人材を養成すること」にあったが、講座を受講したからといってすぐにお話配達に行けるわけではなく、人材養成の見通しが立ちにくいことから、講座が開かれなかった時期もある（現在は2～3年に1度くらいの頻度で開かれている）。ここ数年は自分たちで講師を探し、勉強したいことを学ぶ「スキルアップ講座」を開いている。

活動が広がる一方で人材不足も深刻化しており、平成27年度から養成講座を再開したが、読書活動の初心者である講座生とベテランボランティアを中心とする岸子連の意識の開きは大きく、岸子連への入会や小学校へのお話配達にはつながらなかった。そこで平成28年度から、初心者向けの「絵本を楽しみましょう」という趣旨の講座と岸子連の会員を対象とする「スキルアップ講座」の二本立てで開催するようにした。とくに前者については、興味はあるが受け皿がないためなかなか行動に移せない市民が気軽に参加できる機会になればと考えている。岸子連は長年の活動が評価され、平成24年に文部科学大臣賞（子ども読書活動優秀実践団体）を受賞しているが、その一方で会員の減少や高齢化という課題も抱えている⁹⁴。

図書館ボランティアグループ「だっこ」（以下、「だっこ」と略記）は、平成14年に図書館が開催した「乳幼児向けサービスボランティア養成講座」の講座生が勉強を重ね、経験を積んで、平成18年度から乳幼児とその保護者にわらべ歌や絵本、昔話などを紹介するお話会（だっこでおはなし会）を開いている⁹⁵。お話会は、本館では全5回の講座を春と秋の年2回、桜台図書館では毎月開催されている。また保健センターの「パパママ教室」やマドカホールのアートマルシェに参加するなど、活動の幅を広げている。「だっこ」も岸子連と同じく自分たちでスキルアップ講座を開いており、「だっこでおはなし会」のOB会である「ほたるの木」も発足し、読書活動に関心のある市民の受け皿となっている。「ほたるの木」のなかには、「だっこ」のメンバーになる人もいる。図書館によれば、「だっこ」は「できる人ができる時に」をモットーに無理なく自主的・自発的な活動を展開しており、「だっこさんの取り組みが図書館的にも理想」だという。

⁹⁴ 平成25年11月に策定された『第2次岸和田市子ども読書活動推進計画』では、お話配達の課題として、「お話配達に参加できるメンバーが十分確保できないため、6学年中、4学年を選んでの対応となっていることです。お話配達メンバーの育成が急務であると同時に、お話会、お話配達をより充実させるため、メンバー各々の力量を高めることが重要です。また、学校の図書担当の教職員や学校図書館コーディネーターと子どもや本について情報交換し、連携を密にすることも必要です」（岸和田市教育委員会生涯学習部図書館 2013: 17）と述べられている。

⁹⁵ 岸和田市ホームページ、（2017年2月20日取得、<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/site/toshokan/event-dakko28.html>）。

4.1.3 小括—公民協働のバリエーション

本章では、『岸和田版地域内分権』の骨格素描に向けて、地域と行政が協働で実施している事業や行政から地域に交付されている補助金等を把握することで、地域と行政は現状どのような関係にあり、また『地域の課題を地域で考え、(行政と協力しながら)地域で解決する』地域力を高めるためにどのような施策が求められるのかを明らかにすることを目的に実施した庁内照会と庁内ヒアリングの結果を分析してきた。本項ではそのまとめ、つまり「地域との協働事業」の現状と成果、課題、対処を概括する。

まず庁内照会を通して、各課で事業の推進や地域展開を目的とする協議体がつくられていることが明らかになった。そこで追加調査として、協働事業や補助金を所管している各課を対象にヒアリングを行った。「岸和田版地域内分権」の前提となり、その方向性を示していると考えられる『公民協働推進の指針』では、協働の担い手として、(1)地域型団体 (①住民自治組織、②各種団体)、(2)テーマ型団体 (①市民活動団体)、(3)行政、(4)その他が想定されている。庁内照会で「協働の相手方」として例に挙げた「地区市民協議会、町会・自治会、老人クラブ、子ども会、婦人会、青少年指導員協議会、体育指導員協議会、水防団、その他」は、(1)地域型団体に該当し、とくに「地区市民協議会、町会・自治会」は①住民自治組織(地域住民が連帯を深めながら、豊かで住みよい地域社会を築くことを共通目的とする)、「老人クラブ、子ども会、婦人会、青少年指導員協議会、体育指導員協議会、水防団」は②各種団体(地域において社会的な必要性から組織されている団体)にあてはまる。

一方、各課の回答では、「春木川・轟川をよくする市民の会」や「まちを美しくする市民運動推進協議会」といった(1)地域型団体のほか、「きしわだ環境市民会議」や「きしわだ自然友の会」、「岸和田市子ども文庫連絡会」といった(2)テーマ型団体(社会的課題の解決のため、市民が互いに協力し、営利を目的とせず、自発的、自律的に、不特定多数の人の利益の増進に寄与することを目的として継続的に活動する団体)も「協働の相手方」とされている。

一般に「協働の相手方」としての市民(団体)は、地域(地縁)型とテーマ型に大別されることが多く、たとえば環境分野の市民(団体)である「まちを美しくする市民運動推進協議会」(「まち美」)は地域(地縁)型、「きしわだ環境市民会議」(環境市民会議)はテーマ型に類別される⁹⁶。ここでのポイントは、こうした型(タイプ)の違いによって、協働の形態⁹⁷や市民と行政の役割分担にどのようなバリエーションがみられるのか、また協

⁹⁶ 入江(2014)は、「市民公益活動と地域自治(地域コミュニティ)」支援の方策として、「市は岸和田における主要な市民活動ネットワークである『地縁型』ネットワークを柱にしつつ、『テーマ型』の市民ネットワークや地縁型ネットワークを発展させた『地域型』の市民ネットワークの育成・支援を積極的に推進していく必要がある」(入江 2014: 37)と述べている。

⁹⁷ 『公民協働推進の指針』では、協働の形態として、①共催、②後援、③補助・助成、④委託、⑤情報共有・交換、⑥政策提言・企画立案、⑦実行委員会・協議会、⑧事業協力、⑨その他が挙げられている。

働推進に向けてどのような支援が求められるのかを明らかにすることである。

表 4.16 は、地域（地縁）型に分類される「まち美」と、テーマ型に分類される環境市民会議を比較したものである。「まち美」は岸和田市町会連合会、岸和田少年補導補助員連絡会、岸和田造園緑化協同組合などの「団体等で組織」され、環境市民会議は「目的に賛同する市民等をもって構成」されている。つまり集合契機でいえば、前者は「動員型」、後者は「自発型」といえる。その一方で、両者は「参加団体の減少」や「会員の高齢化」など人員をめぐる共通した課題を抱えている。協働の形態については、前者が「助成、実行委員会・協議会、事業協力」、後者が「共催、情報提供、政策提言・企画立案、実行委員会・協議会、事業協力」となっており、役割分担はともに「市民主導」である。

表4.16 環境分野の協働の担い手

	まちを美しくする市民運動推進協議会	きしわだ環境市民会議
型	地域（地縁）型	テーマ型
設立	1978（昭和53）年	2005（平成17）年
所管課	生活環境課	環境保全課
組織構成	団体等で組織	目的に賛同する市民等をもって構成
部会	美化啓発、青少年育成、緑化推進	自然環境、温暖化対策、環境教育、岸和田の自然エネルギー研究会
活動	きれいな岸和田大作戦、標語・ポスターの募集、善行者の表彰、緑化講習会など	樹名板の設置、散策路マップの作成、市内一斉気温測定、きしわだ環境フェアなど
課題	参加団体の減少	会員の高齢化
対処	広く参加を呼びかける	講座（環境講座など）やイベント（環境フェアなど）で声かけ
協働の形態	助成、実行委員会・協議会、事業協力	共催、情報提供、政策提言・企画立案、実行委員会・協議会、事業協力
役割分担	市民主導	市民主導

上記では市民（団体）の型（タイプ）の違いによる「協働の形態や市民と行政の役割分担」のバリエーションをみたが、バリエーションを規定するのは、型（タイプ）の違い以外に活動対象の違いなども考えられる。たとえば図書館では、小学生に本やお話を届けるお話配達を行っている「岸和田市子ども文庫連絡会」（岸子連）と、乳幼児とその保護者にわらべ歌や絵本、昔話などを紹介するおはなし会を開催している「岸和田市立図書館ボランティアグループ『だっこ』（「だっこ）」がそれぞれ活動している。岸子連と「だっこ」はもともと1つの団体だったが、平成19年に「子育て支援的要素を考慮して」組織を切り分けた経緯があり（岸子連から「だっこ」が独立）、図書館では小学生を対象とする岸子連の活動と乳幼児とその保護者を対象とする「だっこ」の活動を区別するとともに、「子どもたちが読書に親しむことができる仕掛けづくり、きっかけづくり」（岸和田市教育委員会

生涯学習部図書館 2013: 1) を分担している両者との連携をはかってきた。岸子連と「だっこ」はともに仲間を増やそうとしているが、岸子連は「仲間を増やすために図書館に養成講座を開いてもらいたい」と考えているのに対し、「だっこ」は「自立してじわじわと仲間を増やしている」という。こうした違いからも市民と行政の役割分担のバリエーションを指摘することができる。

バリエーションの規定要因としては、市民（団体）の組織化（設立）の経緯やその目的または役割も考慮に入れる必要がある。たとえば文化国際課では、青少年（岸和田市青少年少女合唱団「10歳から18歳まで」、マドカドラマスクール「小学3年生から20歳まで」）で構成される育成団体には報償金（指導者謝礼）を、「文化発展に寄与することを目的とする」文化団体や「民間レベルの国際交流活動を推進することを目的とする」国際交流団体、つまり自立した団体には補助金を交付している。端的に言えば、前者にはヒト（正確には指導者を招聘するためのカネ）の支援、後者にはカネの支援を行っていることになる。とくに育成団体については、「青少年団体の指導育成に関すること」（岸和田市教育委員会事務分掌規則）を分掌している生涯学習課とも連携して支援を行うことで、団員の減少・確保といった「市民（団体）の組織化（設立）」とその維持をめぐる課題への対処にも期待でき、文化行政と生涯学習施策の「垣根を越えた対応」にもつながるだろう⁹⁸。当然これは一例であり、全庁的に縦割りの解消と「行政（組織）内分権」（第1章参照）を進める必要がある。

本章では、街かどデイハウスやコミュニティソーシャルワーカー（CSW）など福祉分野の協働の担い手も分析の対象としたが、その設置単位や活動範囲をみると、町会・自治会（街かどデイハウス）—小学校区（地区福祉委員会）—中学校区（CSW・いきいきネット相談支援センター）—6圏域（地域包括支援センター）という狭域から広域へのセーフティネットが張られ、「補完性の原理」が機能していることがわかる。これらネットワーク、とくに狭域のそれを担っているのは市民（団体）であるが、それを支えているのは社協の地区担当や社会福祉法人のスタッフ、生活支援コーディネーターなどの専門職である。また専門職の役割は民間にかぎらず庁内でも、介護保険課（保健師、理学療法士）や健康推進課（栄養士）、自然資料館（学芸員）、図書館（司書）など多方面でみられる。これら専門性をもつ職員が福祉や健康、読書などの個別テーマに自主的、自発的に取り組む市民の活動上の課題に専門的な立場から支援している状況がうかがえた。

こうした「成果」の一方で、「課題」も指摘される。それは一つに、職員に「公民協働」の理念や意識が根づいておらず、協働事業が地域の実情を考慮しないまま行政内部で完結していることである。そこから二つに、各課の連携がとれておらず、行政の縦割りがそのまま地域に持ち込まれ、地域では事業数に比例していくつもの協議体がつくられ、それら

⁹⁸ 生涯学習課では小学6年生を対象に「ジュニア・リーダー養成研修会」を実施しており、中学1年生から高校3年生までで構成されるボランティア団体である「新緑会」が企画運営に携わっている。

が小学校区など地域内分権の単位で有機的に結びついていないことである。

こうした「課題」にたいしては、「協働の基本的な原理」（住民自治の原理、補完性の原理、持続性の原理）に照らした協働理念や意識の浸透をはかる職員研修を行うこと、『公民協働推進の指針』でも謳われているように、協働事業の検討、協働の担い手と形態の選択、協働事業の実施、協働事業の評価と改善という PDCA サイクルを回し、効率的な事業実施と効果的な地域展開を通じて、協働のスパイラルアップをはかっていくことが重要と考えられる。

第5章 総括—協働の実体化に向けたアプローチ

5.1 市民協の役割の再定義

本研究では、岸和田市の「協働型のコミュニティ政策」の基本的な考え方や方向性、具体的な施策をまとめた『公民協働推進の指針』が、地域内分権のあり方を考える際にも前提となり、「協働」という関係性が市民と行政のあいだにどれだけ根づいているのか、また行政は地域をどのように支援しているのかという問題関心のもと、先進都市の事例、足元の地域（協議組織）の状況、庁内の取り組みを調査してきた。第1章でみたように、これまでの地域支援は、地区市民協議会（市民協）の条例上の位置づけにもとづく制度的な働きかけ（コミュニティの制度化）を十分に行ってこなかったことで、市民協は「地域が独自に活用している状況にあり」（入江 2014: 10）、行政の各課や地域の各種団体のあいだでは、『市民自治都市』を実現していく主体（同: 10）としては認識されていないのが実状であり、市民協の役割を見直すことが焦眉の課題と考えられる。仄聞するところでは、「市民協は補助金をもらえることを前提に活動している組織」「行事消化団体になっている」との声も聞かれ、市民協には設置の経緯や目的、定義などから補助金（地区市民協議会補助金）が交付されているが⁹⁹、「地域内分権の推進」という方向性のなかで、地域計画（コミュニティ計画）の策定という「古くて新しい」役割を担ってもらうことも検討する必要がある。いま「古くて新しい」といったのは、市民協はもともと「市民主体の『コミュニティ計画』づくりの場となることで、行政と地域とを1本のパイプでつなぐこと」（岸和田市企画調整部政策企画課 2011b: 2）を狙いに設置されたという経緯を踏まえている（第3章参照）¹⁰⁰。

もう一つ考慮すべき点は、「岸和田市における市と地域との関係は、地縁組織の連合体である町会連合会との協力関係を基盤に作られてきたということである」（岸和田市企画調整部政策企画課企画担当 2012: 66）¹⁰¹。町会連合会（町会および校区連合会）には連絡事務報償金が交付されており、その執行は町会連合会に一括委任されている。「岸和田市町会・自治会及び校区連合会に対する報償金支給要綱」では、町会は「住民のためのまちづ

⁹⁹ 「地区市民協議会補助金交付要綱」は、「地区の住民活動の総合的な連帯化を図り、住民自身の手によるまちづくりの推進に寄与すること」を目的としており、市民協は「地域福祉の発展のために活動する団体で市長が認めたもの」と定義されている。

¹⁰⁰ 1976（昭和51）年に策定された『岸和田市総合計画基本構想』では、「市の総合計画を地域単位にかみくだきながら、一方で地域からわいてきた要求を土台にしてよりきめ細かなまちづくり計画を市民協議会を中心に立案します」、また1980（昭和55）年に策定された『岸和田市総合計画基本計画1980』では、「地区市民協議会が中心となって、地区がかかえる生活環境の点検、住民要求の整理をふまえたコミュニティ計画づくりができるよう、基礎資料の提供、調査活動の援助などをおこなう」と述べられている。

¹⁰¹ 町会連合会は1951（昭和26）年に市長の招集で「自治振興委員会結成準備委員会」（市議会議長ほか17名の委員で構成）が開かれ、各町でも「自治振興会」が結成され、同年その連合組織である「岸和田市自治振興委員会」（以下、自治振興委員会と略記）がつくられた。自治振興委員会は1953（昭和28）年に「自治振興会連合会」と改称され、1956（昭和31）年に「自治振興会」を「町会」とするなどの規約改正を経て、1958（昭和33）年に日赤奉仕団と合併、町会連合会となった（岸和田市史編さん委員会1977；岸和田市町会連合会2002）。

くりを行うことを目的として、原則町単位で、地域的かつ自主的に結成された市民組織」と規定されている。つまり自治基本条例で「コミュニティ活動を小学校区単位で実現するための組織」と規定されている市民協と、単位は異なるが、共通した目的や役割を付与されている。町会連合会は毎月校区連合会長会議（以下、校区長会議と略記）を開いており、そこでは会の運営について協議するほか、各課からの依頼事項についても審議している。校区長会議は町会連合会が主催しているが、行政にとっても「絶対はずせない」会議となっており、こうした位置づけに町会連合会の「非公式な」正当性がうかがえる。

一方、旭・太田、新条、常盤、浜、光明の5地区を除き、校区連合会長と市民協の会長は重なっている（兼任されている）。こうした地縁型住民自治組織と協議会型住民自治組織の関係や担い手組織としての位置づけについて、たとえば名張市では、ゆめづくり地域予算制度の第2ステージとして、区長制度の抜本的な見直し（行政事務委託料と区長会運営委託料の廃止とゆめづくり地域交付金への統合）を行っている（第2章参照）。

このように地域（小学校区）には、地区市民協と校区連合会という「新規」（こちらも「古くて新しい」というべきか）と「既存」の、そして「コミュニティ活動の実現」と「住民のためのまちづくり」を目的とする「協議体」と「連合体」が併存している。これら地域自治の主体を「地域の課題を吸い上げる機構」や「住民が熟議する場」としての役割から、機能の分担と連携をはかる必要がある。とくに前者の「地域の課題を吸い上げる機構」としての役割については、第3章でみたように、城北地区市民協では、意思決定機関である幹事会で話し合われた内容は、役員・幹事が各町・各団体に伝達する一方、住民の意見は町会で吸い上げ、幹事会で協議している。また大芝連合運営協議会では、行政情報の伝達や住民要望の集約の回路としては、八部会と校区連合町会という2つのルートが設けられている。

市民協と校区連合会の役割分担については、「国や府から下りてきた事業を通しやすいのは連町、市民協ではない」「包括的な交付金は市民協に出し、町会には目的（防犯灯や防犯カメラの設置など）を限定した補助金を出している」という見方や扱いが示唆的といえる。これまで地域では町会が「包括的機能」（地域生活に必要なあらゆる活動を引き受けている）や「行政の末端機構」（行政を補完する側面だけでなく、行政を主体的に補助する面もある）（鳥越 1994）を果たしてきたが、加入率の低下や担い手不足が深刻となるなか、市民協が福祉や防災などの課題に率先して取り組むことも十分に考えられ、現に取り組んでいる。その際、町会と同じく担い手不足が深刻化している（第3章でみたように、市民協の活動は地区内の住民組織に支えられ、これに依存していることから当然といえるが¹⁰²）市民協をどのように支援するのが問われよう。とくに市民協の意思決定機能は、事務局が調整を担っている地区と連合町会が主導している地区の2つのバリエーションがみられ、地

¹⁰² そうした意味では、「市民協の組織と構成団体は分けている」という天神山地区は、やはり市内でも先進地区といえるだろう。

域特性に応じた「伴走的」な支援が求められる。

上述したように、市民協の設置は、「地域ごとの『コミュニティ計画』づくりの母体となり、市民協を媒介して行政と地域との関係を一本化すること」（岸和田市企画調整部政策企画課企画担当 2012: 4）に狙いがあり、そうした狙いを振り返る際に参考となるのが、高知市のコミュニティ施策と思われる¹⁰³。

5.2 高知市のコミュニティ施策

高知市では、下知地区が 1971（昭和 46）年度の自治省モデルコミュニティ地区に指定され、翌年度から 23 の行政区域ごとに地区の状況や問題点、計画の方向等を示した『コミュニティカルテ』の作成に着手された。『コミュニティカルテ』は、「コミュニティ計画を策定するための基本資料となるものであり、コミュニティ計画策定に向けてのスタートラインが引かれた」（高知市市民協働部地域コミュニティ推進課 2010: 5）。

同時期に岸和田市でも、「コミュニティ計画を進める基礎的な資料として、①『岸和田市コミュニティ計画・基本構想案』（昭和 50 年）、②『1975 岸和田市コミュニティ計画・基礎調査編』、③『1976 岸和田市コミュニティ計画・分析編』、④『1979 岸和田市コミュニティづくり地区白書基礎資料』、⑤『地区白書基礎資料「第 3 次生活圏別コミュニティカルテ」』、⑥『コミュニティづくりの基本方策・I』（岸和田市市長公室自治振興課 1989）などが発行されている（表 5.1 参照）。つまり高知市と岸和田市では、軌を一にして「コミュニティ計画策定に向けてのスタートラインが引かれた」ことになる。

高知市のコミュニティ施策は、「コミュニティ計画の策定から地域コミュニティの再構築へ」と要約できる（表 5.2 参照）。1991（平成 3）年に策定された『高知市総合計画 1990』では、コミュニティ計画を「高知市全体を地域の視点で区分し、それぞれの地区において、土地利用のあり方や生活環境の保全・整備の課題等を検討する計画であり、さらに各々の居住地域（コミュニティ）で、そこに住む市民の参加と創造による住民自治をベースとし、相互理解と連帯のもと人間性豊かな心の触れ合う地域社会の形成を目指し策定する計画」と規定し、総合計画と相互補完する計画に位置づけている¹⁰⁴。

¹⁰³ 高知市への視察調査は、2016（平成 28）年 11 月 21 日に健康福祉部高齢者支援課、22 日に市民協働部地域コミュニティ推進課を対象に行った。なお本稿はインフォーマントからご教示いただいた資料等をもとに筆者が独自に解釈・執筆したもので、インフォーマントの見解を報告するものではない。本稿の内容に関する誤解は、すべて筆者の責任に帰する。

¹⁰⁴ 高知市ではコミュニティ計画の策定に先行して、1993（平成 5）年に地区整備計画と地区カルテを策定・作成している。当初「コミュニティの範囲として 23 行政区を単位とすることを考えていたが、地域で話し合っていく中で、概ね小学校区をコミュニティの範囲とし、住民組織結成の単位としていくことになった」（高知市市民協働部地域コミュニティ推進課 2010: 11）という。

表5.1 岸和田市のコミュニティ施策の経過

年	経過
1971	城北地区が自治省モデルコミュニティ地区に指定される
1972	城北コミュニティ振興連絡協議会の会則作成（市民協の第一号）、城北地区公民館開館
1975	『岸和田市コミュニティ計画・基礎調査編』、『岸和田市コミュニティ計画・基本構想案』発行
1976	『岸和田市コミュニティ計画・分析編』発行、岸和田市総合計画基本構想策定
1977	『岸和田市コミュニティづくり地区白書』をコミュニティ単位別に作成
1978	岸和田市コミュニティ研究会（9回）でとりくみの基本方針を確立 城北コミュニティ振興連絡協議会「わがまち城北コミュニティ」（5周年記念誌）発行
1979	『岸和田市コミュニティづくり地区白書基礎資料』発行
1980	岸和田市総合計画基本計画策定、補助金交付要綱作成、コミュニティ行政の主管を企画部総合計画課に置く
1981	町会連合会にコミュニティ小委員会設置（1年間、7回にわたる調査・研究を実施）
1982	町会連合会「地区市民協議会づくりの基本的あり方」をまとめる 機構改革によりコミュニティ行政の主管課を企画部企画課に置く
1984	『コミュニティづくりの基本方策・I』発行
1987	機構改革によりコミュニティ行政の主管課を市長公室自治振興課（新設）に置く
2000	山滝地区市民協議会発足（全校区への市民協の配置完了）
2001	「まちづくり・ざいせい岸和田委員会」設置
2004	「岸和田市自治基本条例」制定、企画調整部企画課に協働推進スタッフを配置
2005	「公民協働推進の指針」策定
2011	市民生活部自治振興課に協働推進担当を設置

出典：岸和田市市長公室自治振興課（1989）、城北モデルコミュニティ振興連絡協議会冊子編集委員会（1978）、岸和田市（2005）をもとに作成

コミュニティ計画の策定過程は次のとおりである。まず1994（平成6）年に市の広報や町内会連合会の協力により全戸配布されたチラシを通じて、「コミュニティ計画策定市民会議」（以下、策定市民会議と略記）の結成が呼びかけられた¹⁰⁵。策定市民会議は、「地域住民であれば誰でも参加が自由で、出入りも自由」とされたことで、「人数を限定せず希望者全員が参加した組織となった」（高知市市民協働部地域コミュニティ推進課 2010: 11）。平成6年度の上街地区を皮切りに同年度に21地区、1996（平成8）年度に4地区、2003（平成15）年度に1地区、2008（平成20）年度に2地区の28地区で設立され、1,200人を超える市民が参加した。設立された策定市民会議から順にコミュニティ計画案の検討に取りかかり、1年～1年半かけてコミュニティ計画案を取りまとめ、市長に提案した¹⁰⁶。こう

¹⁰⁵ 高知市町内会連合会は、1974（昭和49）年に高知市町内会長懇話会として発足し、現在29の地区連合会を包含し、公衆街路灯電気料補助事業、掲示板整備事業、環境美化活動、リーダー研修会の開催、会報の発行などの事業を行っている。

¹⁰⁶ 策定市民会議は、「地域の現状把握」「課題解決のための検討」「計画のプランニング」の3段階（ステップ）で検討を重ね、提案されたコミュニティ計画案は、計画項目ごとに短期・中期・長期の実施時期が設定され、市民が主体となるもの、行政が主体となるもの、市民と行政が協働で行うものという役割分担がされている。

表5.2 高知市のコミュニティ施策の経過

年	事項
1971	下知地区が自治省モデルコミュニティ地区に指定される
1972	コミュニティカルテの作成に着手
1976	環境管理部に自治活動課を新設、三里地区をモデルコミュニティ地区に指定
1977	一宮地区と旭東小学校区をモデルコミュニティ地区に指定
1990	『高知市総合計画1990』でコミュニティ計画を総合計画と相互補完する行政計画に位置づける
1993	庁内公募した職員（106人）でまちづくりパートナーを編成（11班）
1994	コミュニティ計画策定市民会議が発足（21地区）
1995	コミュニティ計画案を市長に提出（21地区）
1996	行政計画としてのコミュニティ計画を策定（21地区）、コミュニティ計画推進市民会議が発足（9地区）
2003	「高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例」施行
2010	地域コミュニティ再構築事業に着手
2011	『高知市総合計画2011』に地域コミュニティ再構築事業を登載 浦戸、布師田、江ノ口の3地区をモデル地区に指定
2012	地域内連携協議会が設立（1地区）、地域リーダー養成講座を開講
2013	地域内連携協議会が設立（2地区）、地域課題検討会議を設置

した市民参加によるコミュニティ計画案の検討にあたり、市では1993（平成5）年に庁内公募した職員でまちづくりパートナーを編成し、会議への参加、作業時の進行、資料作成や情報収集など市民と行政のパイプ役を担わせた¹⁰⁷。提案されたコミュニティ計画案は、各課での検討、課題と関係する課の課長と各部の副部長で構成される「コミュニティ計画策定・推進幹事会」で4部会（地域交流、建設、環境、経済）に分かれて検討、助役と部長で構成される「コミュニティ計画策定・推進委員会」での最終的な検討を経て、2009（平成21）年度までに28地区で行政計画としてのコミュニティ計画が策定された。この「行政計画としてのコミュニティ計画」という位置づけにより計画の推進は行政の責任となり、1997（平成9）年度以降、都市計画事業以外¹⁰⁸での予算措置がなされている。

一方、策定市民会議からも「自らが参加して検討した計画を、さらに実現に向けて取り組んでいきたい」との声が上がり、「コミュニティ計画を実践する住民主導の自主的な組織」としてのコミュニティ計画推進市民会議（以下、推進市民会議と略記）が平成8年度から現在までに24地区で結成されている（2地区は休会中、1地区は解散）。推進市民会議は、「策定されたコミュニティ計画をもとに、住民主導で実践すべき課題や、行政とのパートナーシップにより実践する課題を解決していくために、地域の特性を活かして、自治会・

¹⁰⁷ まちづくりパートナーは事務局（地域計画室）との併任もしくは兼務とされ、計画（案）策定期間中の限定配置であった。

¹⁰⁸ 具体的には、史跡再発見事業、県立自然公園整備事業、交通安全モデル事業、環境美化啓発事業、自主防災組織育成事業、龍馬生誕地周辺整備事業、グラウンドワーク推進事業など。

町内会や各種団体等との連携を図りながら、生活環境の改善や、交流の場の拡大など、さまざまなまちづくり活動を展開¹⁰⁹している。その一方で、参加住民の固定化と組織の硬直化、高齢化等による担い手不足、地域住民への計画の進み具合の広報が不十分などといった課題も指摘されている¹¹⁰。

こうした担い手をめぐる課題に加え、少子化や人口減少など社会構造の変化、地域力の弱体化と公共領域の拡大などを踏まえ、高知市では 2010（平成 22）年度から「地域コミュニティの再構築」に取り組んでいる。地域コミュニティの再構築は、「少子化・高齢化や人口減少が進む中で、将来的な地域活動の担い手不足など、活動継続への心配があることから、将来的にも住民自治の継続が可能となるような地域での支え合いのしくみづくりや、また、これからの地域課題を、地域と行政が手を携えて担い合えるしくみを検討し直すための取り組み¹¹¹」と説明され、①「地域の各種団体などが地域内で連携・協力しながら、地域課題の解決や地域の活性化をめざす仕組み」である地域内連携協議会の設立に向けた提案と人的・財政的支援、②市民啓発と人材育成、③地域課題検討会議の設置などを行っている¹¹²。以下、順にみていこう。

まず①地域内連携協議会の設立に向けた提案は、2011（平成 23）年度に浦戸、布師田、江ノ口の 3 地区をモデル地区に指定し、先進地の視察や各種団体との協議などを通じて、2016（平成 28）年 9 月現在 16 地域（おおむね小学校区を単位とする区域）で地域内連携協議会が設立されている（表 5.3 参照）。地域内連携協議会は、「(1)地域その他市長が適当と認める区域を単位として団体の活動の対象区域（以下「対象区域」という。）を定めていること。(2)当該対象区域内に存する地縁的な各種の活動団体が、おおむねその構成員であること。(3)運営に関する会則等を定めていること。(4)自由な意見交換が行える民主的な運営の仕組みが整備されていること」（高知市地域内連携協議会認定要綱第 3 条）の要件を満たすと認められた場合、市に認定される。認定された地域内連携協議会には人的支援として地域活動応援隊（地援隊）が配置され、また財政的支援として運営費補助金と活動費補助金が交付される。人的支援としての地援隊は、「地域と行政の協働による地域づくりの“つなぎ役”」として、会議の状況等の行政への報告、行政情報等の地域への伝達、効果的・円滑な会議の進行への補助、窓口の担当課・関係機関を紹介するなどの役割を担い¹¹³、1 地域 3 名程度の職員（課長補佐級 1 名（発令、任期 1 年）、係長級以下 2 名（公募、任期 2

¹⁰⁹ 高知市ホームページ，（2017 年 2 月 20 日取得，
<http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/21/suisinsiminkaigi.html>）。

¹¹⁰ 高知市配布資料を参照。推進市民会議の事務局は、所管課（地域コミュニティ推進課）が担っている。

¹¹¹ 高知市ホームページ，（2017 年 2 月 20 日取得，
<http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/21/saikoutiku.html>）。

¹¹² 地域コミュニティ再構築事業は、『高知市総合計画 2011』にも掲載されている。

¹¹³ 高知市ホームページ，（2017 年 2 月 20 日取得，
<http://www.city.kochi.kochi.jp/uploaded/attachment/46311.pdf>）。

年))が併任・兼務で派遣されている¹¹⁴。一方、地援隊とはべつに所管課（地域コミュニティ推進課）でも7名の担当員が4～8地域ずつを分担しており、地援隊と所管課の担当員の役割分担が課題となっている。財政的支援としての運営費補助金と活動費補助金は、表5.4のとおりである。

表5.3 地域内連携協議会の概要（平成28年9月現在）

	小学校区	協議会の名称	設立・認定年月
1	布師田	布師田の未来を考える会	平成24年7月
2	土佐山	土佐山夢づくりの会	平成25年4月
3	浦戸	浦戸地域内連携協議会	平成26年1月
4	昭和（下知地区）	下知地域内連携協議会	平成26年10月
5	小高坂（小高坂地区）	小高坂地区各種団体連絡協議会	平成27年7月
6	横浜	よこせと連携協議会	平成27年8月
7	朝倉	朝倉小学校地域内連携協議会	平成27年9月
8	朝倉第二	朝倉第二小学校区地域内連携協議会	平成27年9月
9	久重	久重地域連携協議会	平成27年12月
10	初月	初月まちづくり連携活動協議会	平成27年12月
11	三里	三里まちづくりの会	平成28年1月
12	十津	十津ふるさと会	平成28年2月
13	第六	第六ふれあいネットワークの会	平成28年5月
14	五台山（五台山地区）	五台山まちづくりの会	平成28年7月
15	鏡	鏡地域連携協議会	平成28年7月
16	長浜	長浜・御豊瀬連携協議会	平成28年9月

出典：高知市HP

¹¹⁴ 平成28年度は、12地域に36名の職員が派遣されている。係長級以下の公募については、2015（平成27）年度は8名募集のところ8名、平成28年度は18名募集のところ4名の応募があり、不足分は部局推薦で補っている。

表5.4 地域内連携協議会への財政的支援

補助金の区分	趣旨	補助対象事業	補助対象経費	補助金額
運営費補助金	(地域内連携協議会)の自主的かつ安定的な組織の運営を図る	運営に係る事業	(1)謝礼金等、(2)旅費交通費、(3)消耗品費、(4)印刷製本費、(5)通信費、(6)手数料、(7)保険料、(8)使用料賃借料、(9)備品購入費、(10)備品修繕費、(11)その他市長が必要と認めるもの	上限5万円(年額・補助率10/10)
活動費補助金	地域内連携協議会の活動を支援する	(1)地域情報の共有に関するもの (2)地域内の各種団体の連携の促進に関するもの (3)地域住民相互の親睦及び交流の促進に関するもの (4)地域課題の解決又は地域の活性化に関するもの (5)その他市長が必要と認めるもの	(1)謝礼金等、(2)旅費交通費、(3)消耗品費、(4)印刷製本費、(5)燃料費、(6)通信費、(7)手数料、(8)保険料、(9)委託料、(10)使用料賃借料、(11)備品購入費、(12)備品修繕費、(13)負担金分担金、(14)その他市長が必要と認めるもの	上限30万円(年額・補助率10/10)

②市民啓発と人材育成は、一方で市民向けとして、「これからの地域コミュニティを考えるフォーラム」、「次世代を担う地域リーダー養成講座」(以下、地域リーダー養成講座と略記)、「地域リーダー養成ステップアップ研修」(以下、ステップアップ研修と略記)を開催している。地域リーダー養成講座は2012(平成24)年度に開講し、2015(平成27)年度からは高知大学地域協働学部によるリレー講座を行っている。ステップアップ研修は2014(平成26)年度から地域リーダー養成講座の修了者を対象に、会議の進め方、広報の仕方、ファシリテーション(会議運営)などのテーマで実施されている。担当課では1年目の地域リーダー養成講座、2~3年目のステップアップ研修を通じて、地域活動の即戦力となるエキスパート人材の育成を目指している。他方で職員向けとして、行政支援システム庁内掲示板での『協働★通信』の連載、職員研修、『市民と行政の協働のための自己点検チェックシート』活用の推進、地援隊の地域への派遣などを行っている。

③地域課題検討会議は、「市内各地域における課題について庁内の情報共有を図るとともに、当該課題の解決に向けた施策について総合的に協議する」(高知市地域課題検討会議設置要項第1条)ことを目的に、2013(平成25)年に設置された。総務、防災対策、財務、健康福祉、こども未来、環境、商工観光、農林水産、都市建設、上下水道、消防、教育の各部局の副部長・次長等で構成され、「(1)庁内の横断的な対応を要する地域課題及び要望の検討及び情報共有に関すること。(2)地域課題の解決に向けた施策等を協議すること。(3)地域コミュニティの在り方を検討すること。(4)その他検討会議の目的の達成のために必要

と認められること」(高知市地域課題検討会議設置要項第 2 条)を所掌している¹¹⁵。また「所掌事項に係る庁内関係部局間の情報共有及び連携を行う」(高知市地域課題検討会議設置要項第 5 条)ことを目的とする部会(①防災福祉部会、②飲料水供給施設に関する部会、③地域活動団体の情報共有化に関する検討部会、平成 29 年 1 月末現在)が関係部局の課長で組織され、各部局の総務担当課の課長補佐が部局連絡員を務めている¹¹⁶。

上述したように、高知市と岸和田市では軌を一にして「コミュニティ計画策定に向けてのスタートラインが引かれた」が、その軌跡は異なっている。高知市では市民参加で検討されたコミュニティ計画案を庁内で「実現の可能性や市民と行政の役割分担」という観点から検討を加え、行政計画としてのコミュニティ計画が策定されている。一方、岸和田市では「コミュニティ計画の作成については、皆無という状況」(岸和田市市長公室自治振興課 1989: 13)にあり、岸和田市市長公室自治振興課(1989)はその要因について、「計画作成にあたり資料・情報の提供、懇談会や共同作業の援助、全庁的な推進体制、及び職員の地域担当制など、行政サイドにおいてコミュニティ施策の具体化が不足しているという問題があげられます。一方、住民サイドにおいても、組織づくりやコミュニティ活動が行事中心となっている傾向もあり、これから取り組むべき重要課題として残されています」

(同: 13)と分析している。そしてこれら課題は現在も積み残しとなっている。とくに行政サイドの課題は、第 4 章でみたように、一つに職員に「公民協働」の理念や意識が根づいておらず、協働事業が地域の実情を考慮しないまま行政内部で完結しており、二つに各課の連携がとれておらず、行政の縦割りがそのまま地域に持ち込まれ、地域では事業数に比例していくつもの協議体がつくられ、それらが小学校区など地域内分権の単位で有機的に結びついていない課題が浮き彫りになった。つまり地域と行政の「窓口」や行政内部の「コミュニティづくりの推進体制」の一本化は残されたままで、この山を越えないかぎり、地域内分権の地平は開かれない¹¹⁷。そしてこの山を越えるには、後述するように、地域担当制の導入が不可欠と思われる。また住民サイドの課題は、第 3 章でみたように、市民協の担い手不足が深刻となっており、その裾野拡大(住民の地域への参加)が求められる。

他方、高知市でも「将来的な地域活動の担い手不足など、活動継続への心配があることから」、地域コミュニティの再構築が推進されており、その柱の一つである地域内連携協議

¹¹⁵ 市民協働部の副部長が座長、地域コミュニティ推進課が事務局を務めている。

¹¹⁶ ①防災福祉部会は、地域防災推進課、健康福祉総務課、地域コミュニティ推進課(これに高知市社会福祉協議会を加える)、②飲料水供給施設に関する部会は、総合政策課、生活食品課、鏡地域振興課、土佐山地域振興課、管路管理課(上下水道局)、地域コミュニティ推進課、③地域活動団体の情報共有化に関する検討部会は、地域防災推進課、人権同和・男女共同参画課、地域コミュニティ推進課、交通政策課、健康福祉総務課、高齢者支援課、消防局総務課、学校教育課、生涯学習課、スポーツ振興課、人権・こども支援課、少年補導センター等で構成されている。

¹¹⁷ 岸和田市企画調整部政策企画課企画担当(2012)は、この時期に「市民協を主体とした校区ごとの地域まちづくり計画(地区計画)の作成」がなされなかったこと、そして市民協と校区青少年問題協議会、地区福祉委員会の関係が曖昧になった最大の要因が、「庁内におけるコミュニティづくりの推進体制が一本化されなかったことにある」(岸和田市企画調整部政策企画課企画担当 2012: 34-36)と述べている。

して、住民が『わがまち意識』を共有し、地域の未来を考え、みんなの力で地域の特色をいかして、身近な地域の課題を解決するための組織として、地域に関わる各種団体が参画してできた組織¹¹⁹⁾である。山本小学校区では2010(平成22)年に設立準備会が発足し、「地域(内)分権は人のつながりがないと始まらない」ことから、「つながり」を持たせる場所づくり、時間づくりについて考えるなかでまちづくりをPRするもの、たとえば「防犯・防災」用のハンディライトや「地域福祉」のためのグラウンドゴルフ用品などを購入し、その費用は「地域まちづくり支援事業」(第2章参照)の補助金を活用した。住民のなかには「何のためや」と問う声もあったが、そうした声があること自体有難いとして、「質問が返ってくるような仕掛けをしている」という。

山本小学校区では平成24年に防災マップ、平成25年にわがまち推進計画を作成・策定している¹²⁰⁾。わがまち推進計画は防災マップと一緒に(防災啓発用)クリアファイルにはさんで各戸に配っている。

わがまち推進計画の体系は表5.5のとおりである。まちづくりのスローガンとして「わがまちひとつ、ひとつながり～全員の名前が言えるまちづくり～」が掲げられ、具体的な目標と活動が組み合わされている。活動の多くは地区福祉委員会が担っていたものであり、まち協自体地区福祉委員会を母体としている。地区福祉委員会には各種団体が参画しており¹²¹⁾、平成25年にまち協を立ち上げたときも各種団体に入ってもらった。既存団体のなかには「地区福祉委員会と一緒にやないか」と訝る声もあったが、「地区福祉委員会にはあまりにもたくさん行事がありますやんか。それを手助けしましょう」といって、「助けてくれるんや」という意識を持ってもらったという。その一方で、「頭の中が一緒になったらあかんので」、地区福祉委員会とは組織を切り分け、役員も若手から「一本釣り」した。

まち協は26人の役員・委員で構成されており、定期的に役員会を開いているが、そこで出てきた意見よりも、「まちの声」を優先しているという。それは「まちの声」が「吸い上げる場」をつくってもなかなか出てこないためであり、それを「噂話でも立ち話でも」聞いてきて、「地域から上がった声や、取り上げなあかんやろ」ということで、役員会で決めてしまう。「そのかわり、その〔声を上げた〕人に関わってもらおう」という。非常にシンプルでわかりやすい意思決定となっている。

山本小学校区では、一括交付金型地域予算である「校区まちづくり交付金」(第2章参照)を新しい事業だけに使っている。既存の事業については「後援」するだけで、まち協からは助成しない。「それをしてしまうと、地域でお金の取り合いになる」といい、既存の事業は地区福祉委員会の予算で継続している。地区福祉委員会には小地域ネットワーク活

¹¹⁹⁾ 八尾市ホームページ, (2017年2月20日取得, <http://www.city.yao.osaka.jp/0000014794.html>).

¹²⁰⁾ わがまち推進計画は、山本地区福祉委員会、山本地区自治振興委員会、夢ネットさくら、山本地区青少年育成連絡協議会が協議して策定された。

¹²¹⁾ 各種団体には自治振興委員会(赤十字奉仕団)、民生委員児童委員会、保護司、青少年指導員、女性会、高齢者会、育成会(子供会、ジュニア会)、PTA、その他社会福祉団体が含まれている。

動の補助金が入っており、自治振興委員会も協力金を出している。地域には3つの「財布」
 一まち協の「財布」、地区福祉委員会の「財布」、自治振興委員会の「財布」一があり、地

表5.5 『山本小学校区わがまち推進計画 平成25年度～27年度』の体系

はじめに		
1.計画策定の趣旨		
2.校区の概要	(1)概要（マップ）	
	(2)地域資源	
3.現状と課題	(1)人口・世帯に関するデータ	
	(2)住民のまちづくりへの思い	(2)-1.山本地区福祉委員会 (2)-2.各町会（自治会） (2)-3.高齢者会 (2)-4.玉串川の緑と桜を守る会 (2)-5.自主防災組織
	(3)まとめ	
4.まちづくりの目標	(1)スローガン	「わがまちひとつ、ひとつながり～全員の名前が言えるまちづくり～」
	(2)具体的な目標	目標1：高齢者がいつまでもいきいき暮らせるまち 目標2：子どもが健やかに育つまち 目標3：住民同士の絆をつむいでいくまち 目標4：安全・安心なまち
5.活動方針		
6.活動内容	目標1：高齢者がいつまでもいきいき暮らせるまち	ひとり暮らし高齢者給食サービス いきいきサロン・健康体操 敬老祝寿会
	目標2：子どもが健やかに育つまち	登下校時の声かけ運動・防犯パトロール 写生大会 子ども河内太鼓 ジュニアカーニバル ジュニアリーダー自然体験活動 放課後子ども教室 はとぼっぼ
	目標3：住民同士の絆をつむいでいくまち	ふれあい喫茶 グランドゴルフ・ディスコン ふれ愛フェスティバル 住民懇談会 市民スポーツ祭 太陽の広場盆踊りふれあいまつり 歩こう会 放課後子ども教室 玉串川桜まつり
	目標4：安全・安心なまち	登下校時の声かけ運動・防犯パトロール 自主防災組織 防災訓練
	目標5：その他	地域における課題解決や「まちづくり」の推進に関して必要とする事業
7.その他	参考資料（山本小学校区まちづくり協議会役員・委員名簿）	

域予算制度の見直し（補助金等の取り込み）は段階的に進められている。

◎「地域予算制度」（校区まちづくり交付金の導入）は、各地域における制度に対する理解や活用状況などを踏まえて、次の2つのステップに分けて導入します。

第1ステップ (H25～H27)	制度導入期として、この時点で、「地域予算制度（校区まちづくり交付金）」に移行可能な既存補助金等を統合し、柔軟な地域活動の展開につなげていきます。
第2ステップ (H28～)	第1ステップから更に「地域予算制度」（校区まちづくり交付金）に移行可能な補助金等の取り込みを図り、地域における裁量の範囲を拡大していきます。 第1ステップに引き続き、制度上の課題などについて、解決策を考えながら、必要に応じて制度の見直しを行います。

出典：「校区まちづくり協議会活動の手引き」

八尾市には地区福祉委員会と自治振興委員会の「長」が同じという地域が多く、まち協の顔ぶれも重なっている¹²²。長が同じだと「〇〇さんに言うたらええねん」という住民に振り回されてしまう。逆にまち協の運営がうまくいっているところは、「実働部隊を分けている」¹²³。

山本小学校区では、地区福祉委員会の「ひとり暮らし高齢者給食サービス」とはべつに、各町の集会所などの5か所でサロン活動（ふれあい喫茶）を行っている¹²⁴。担い手は町会、民生委員、高齢クラブ、女性会、有志などさまざまで、「拠点をまず割ったからね、まんべんなく」、そのうえで「ここで何かやりたい、何かしてくれる人」を「一本釣り」で集めた。この「一本釣り」というリクルート方法が、担い手確保の鍵を握っている。サロン活動では、八尾市市民活動支援ネットワークセンター「つどい」の登録団体にマジックや折り紙の教室を開いてもらったり、市内10か所の出張所に配属されている保健師に健康診断に来てもらったりしている。ほかにも玉串川桜まつりや盆踊りなどを催し、「行事をやることで住民のつながりができる」「いろんな人のつながりができたら、行事は自然とできる」という。その一方で、「行事が目的になってしまったら、人のつながりはなくなる」といい、あくまで行事はつながりを持たせるための「手段」と考えられている。「つながり」に重きがおかれ、「まち協は組織であって組織でない、緩やかなネットワーク」と捉えられている。

山本小学校区では平成25年にわがまち推進計画を策定しているが、行事の「棚卸し」をし、それを体系化すればコミュニティ計画になるという。その際だれが「棚卸し」をす

¹²² 八尾市自治振興委員会は、「全市的な町会（自治会）活動の連絡調整を図る」ことを目的に、1951（昭和26）年に結成された。平成26年5月1日現在、28地区自治振興委員会—749町会（自治会）で構成されている。毎月地区委員会を開き、市から依頼されたチラシの回覧やポスターの掲示、伝達事項の周知などを担うほか、地域行事や地域課題についても協議している。

¹²³ 山本小学校区では「そこまで事業が増えていない」ため、部会は設けられていない。

¹²⁴ ひとり暮らし高齢者給食サービスは、毎月第2土曜日に小学校の家庭科教室で行われている。

のか、ワークショップなどで地域の課題を出し合い、その解決策をみんなで考えるなかで、「地域ごとの『コミュニティ計画』づくりの母体」としての市民協の役割やネットワーク型への「組織変革」の道筋もみえてこよう。

5.4 公民協働のバージョンアップ

地域内分権のあり方を考える際に前提となる「協働」という関係性は、市民と行政のあいだにどれだけ根づいており、またどうすれば実のあるものになるだろうか。市民サイドの協働の実体化は、市民協の「組織変革」（階層組織型からネットワーク型へ）が分水嶺となるだろう¹²⁵。一方、行政サイドの協働の実体化は、さまざまな分水嶺が考えられるが、地域担当制もその一つと考えられる。地域担当制については、第2章の先進都市調査のほか、本章でも高知市の事例をみたが、大杉（2016b）によれば、「一般に、自治体職員を自治体内の区分された特定の地域をその専任担当として、職務上に位置付ける仕組みを指し〔中略〕自治体行政側から積極的に地域に関わっていくアウトリーチ手法の一つ」（大杉 2016b: 26）とされる¹²⁶。大杉（2016b）は、近年地域担当制を導入する自治体が増えている理由について、一つに地域課題の多様化・複合化への対応、二つに地域のことは地域で決めるという地域自治を充実させるための支援機能、三つに地域行政体制を補完する役割、四つに人材育成上の意図を挙げているが、とくに四つ目の理由について、「現実には、定員削減など行政効率化が進められてきたこともあって、自治体職員は業務に追われるなか、ややもすると職場内で仕事を完結させようとしがちで」あり、「地域担当を職務上位置づけることで発想の転換を促す取り組み」（大杉 2016b: 27）にもなると述べている。第4章でみたように、「地域との協働事業」調査では、協働事業が地域の実情を考慮しないまま行政内部で完結している課題が浮き彫りになったが、地域担当制を導入することで行政サイドの協働の実体化も展望できるだろう。また地域担当制は、行政活動領域への住民参加を支援する枠組みとしてこれまで工夫されてきた方策でもある（玉野 2013）。

稲垣（2014）によれば、地域担当制の意義と課題は表 5.6 のとおり整理される。とくに意義の②『『パイプ役』として既存の行政機構の問題点を改善する役割』と課題の①『『パイプ役』をめぐる課題』にあるように、地域担当が地域と行政の「パイプ役」になることで、「公民協働」もバージョンアップする。つまり（市民協設置の狙いであった）「行政と地域とを1本のパイプでつなぐこと」という役割を市民サイドの市民協だけが担うのでは

¹²⁵ 久（2016）は、地域活動の「発想ややり方」の型として、階層組織型とネットワーク型を対置し、前者から後者への転換が必要だと述べている。

¹²⁶ 稲垣（2014）は、「自治体職員に担当地域を設定し、本来所属している庁内各部局での職務とは別に、担当地域内で開催されるお祭りなどのイベント、清掃や交通安全運動等の様々な地域活動への参加や、地域と自治体行政との連絡調整を職務として行わせることを目的とする制度」（稲垣 2014: 89-90）、財団法人地域活性化センター（2011）は、「地域自治組織の事務や活動に関する相談、行政との連絡・協議などについて、特定の市町村職員を担当者とし、地域自治組織に対する行政の窓口の役割を持たせている制度」（財団法人地域活性化センター 2011: 39）と定義している。

なく、行政サイドも地域に「アウトリーチ」することで、市民と行政の関係が再構築され、コミュニティの制度化や市民協の組織変革といった「構造的」なアプローチに加えて、さまざまな情報や支援の交差点に立ち、その交通整理を担う地域担当が「伴走」することで、地域が本来の力を発揮し、独自の課題を解決していく機能的な、そして効果的なアプローチになると考えられる。地域担当制について具体的に検討する時期にきている。

表5.6 地域担当制の意義と課題

意義	課題
①住民との関係を改善する手段	①「パイプ役」をめぐる課題 1)自治体の守備範囲の問題 2)地域から出された要望や情報の関係部局への伝達をめぐる問題 3)地域担当職員が自治体の各部局から出された情報を住民に伝達する場合の問題
②「パイプ役」として既存の行政機構の問題点を改善する役割	②地域の「依存」をめぐる課題 1)自立をめぐる問題 2)自律をめぐる問題
③地域担当職員としての活動を通じた自治体職員の能力向上	③職員間の「公平性」をめぐる課題 1)業務量における公平性の問題 2)職員の能力面における公平性の問題 3)職員の在住地域による公平性の問題

出典：稲垣（2014）をもとに作成

文献

- 新しいコミュニティのあり方に関する研究会，2009，『新しいコミュニティのあり方に関する研究会報告書』。
- 有本尚央，2012，「岸和田だんじり祭の組織論——祭礼組織の構造と担い手のキャリアパス」『ソシオロジ』57(1): 21-39.
- 飯島淳子，2016，「都市内分権の法的検討」公益財団法人日本都市センター『都市内分権の未来を創る——全国市区アンケート・事例調査を踏まえた多角的考察』，19-38.
- 池田市市有施設再編委員会，2014，『「共同利用施設」の見直し方針について——池田市市有施設再編委員会答申』。
- 市原正隆，2007，「まちづくりと地域内分権——特定非営利活動法人まちづくり山岡の実践をとおして」『岐阜医療科学大学紀要』(1): 67-82.
- ，2008，「まちづくりと地域協議会——特定非営利活動法人まちづくり山岡の実践をとおして」『岐阜医療科学大学紀要』(2): 77-88.
- 泉田祐志・万屋誠司・江弘毅，2007，『岸和田だんじり読本』株式会社ブレーンセンター。
- 稲垣浩，2014，「地域担当職員制度の制度設計——課題の整理と展望」『開発論集』(93): 89-106.
- 入江智恵子，2014，『都市政策研究・第2期専門研究 平成25年度研究のまとめ 市民公益活動と地域自治② 市民活動ネットワークと中間支援——行政の役割を考える』。
- 牛山久仁彦，2004，「自治体政府と都市内分権——分権時代に求められる参加・協働と都市行政」武智秀之編『都市政府とガバナンス 中央大学法学部政治学科50周年記念論集Ⅱ』中央大学出版部，127-147.
- 大杉覚，2016a，「都市内分権の現状と今後の方向性」公益財団法人日本都市センター『都市内分権の未来を創る——全国市区アンケート・事例調査を踏まえた多角的考察』，1-17.
- ，2016b，『自治体職員のための地域自治入門』一般財団法人 自治研修協会。
- 小原隆治，2005，「地方分権と都市政治」植田和弘・神野直彦・西村幸夫・間宮陽介編『岩波講座 都市の再生を考える 第2巻 都市のガバナンス』岩波書店，125-157.
- 大藪俊志，2015，「基礎自治体における地域内分権——愛知県高浜市の取組み」『佛教大学社会学部論集』(60): 131-145.
- 岸和田市，2005，『公民協働推進の指針』。
- 岸和田市企画調整部政策企画課，2011a，『岸和田市まちづくりビジョン 将来構想』。
- 岸和田市企画調整部政策企画課，2011b，『平成22年地区市民協議会ヒアリング調査報告書』。
- 岸和田市企画調整部政策企画課企画担当，2012，『都市政策研究 第1期専門研究報告書 岸和田市における地域コミュニティのあり方とその可能性——地区市民協議会のあゆ

- みから』.
- 岸和田市教育委員会生涯学習部図書館, 2013, 『第2次岸和田市子ども読書活動推進計画』.
- 岸和田市史編さん委員会, 1977, 『岸和田市史 第5巻 現代編』.
- 岸和田市市長公室自治振興課, 1989, 『コミュニティづくり地区白書基礎資料 まちづくりカルテ』.
- 岸和田市町会連合会, 2002, 『町会連合会のあゆみ——50年記念誌』.
- 岸和田市保健福祉部, 2015, 『岸和田市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画』.
- 岸和田市保健福祉部福祉政策課・岸和田市社会福祉協議会, 2012, 『第3次岸和田市地域福祉計画・地域福祉活動推進計画——ひとりを大切に、孤立をなくす つながりづくりを進めるために』.
- 公益財団法人日本都市センター, 2014, 『地域コミュニティと行政の新しい関係づくり——全国812都市自治体へのアンケート調査結果と取組事例から』.
- 厚生労働省老健局振興課, 2015, 『介護予防・日常生活支援総合事業の基本的な考え方』.
- 高知市市民協働部地域コミュニティ推進課, 2010, 『平成22年度版 高知市のコミュニティ計画』.
- 財団法人地域活性化センター, 2011, 『「地域自治組織」の現状と課題——住民主体のまちづくり: 調査研究報告書』.
- 財団法人地方自治研究機構, 2010, 『地域コミュニティの再生・再編・活性化方策に関する調査研究Ⅱ』.
- , 2011, 『地域協働のまちづくりと人材開発に関する調査研究』.
- 消防庁国民保護・防災部防災課, 2009, 『災害対応能力の維持向上のための地域コミュニティのあり方に関する検討会報告書』.
- 城北モデルコミュニティ振興連絡協議会冊子編集委員会, 1978, 『わがまち城北コミュニティ』.
- 高橋秀行・佐藤徹編著, 2013, 『新説 市民参加〔改訂版〕』公人社.
- 高浜市役所企画部総合政策グループ, 2015, 『平成28年度 市民予算枠事業交付金「地域内分権推進型」提案書作成の手引き』.
- 玉野和志, 2013, 「地域特性に対応した住民参加方策のあり方」財団法人地方自治研究機構『市区町村における住民参加方策に関する調査研究』, 125-131.
- 地方制度調査会, 2003, 『今後の地方自治制度のあり方に関する答申』.
- 地方分権推進委員会, 1996, 「地方分権推進委員会中間報告——分権型社会の創造」.
- , 2001, 「地方分権推進委員会最終報告——分権型社会の創造: その道筋」.
- 外山公美, 2014, 「自治体行政とコミュニティのガバナンス」, 三本松政之・北島健一編『コミュニティ政策学入門』誠信書房, 67-86.
- 鳥越皓之, 1994, 『地域自治会の研究——部落会・町内会・自治会の展開過程』ミネルヴ

ア書房.

中川幾郎編, 2011, 『コミュニティ再生のための地域自治のしくみと実践』学芸出版社.

永田祐, 2013, 『住民と創る地域包括ケアシステム——名張式自治とケアをつなぐ総合相談の展開』ミネルヴァ書房.

名張市, 2012, 『ゆめづくり協働事業提案制度ガイドライン (平成 25 年度実施事業用)』.

名張市地域部地域経営室, 2016, 「名張市ゆめづくり地域予算制度 平成 28 年度版」.

名和田是彦, 2006, 「日本型都市内分権の特徴とコミュニティ政策の新たな課題」『コミュニティ政策』4: 42-63.

——, 2007, 「近隣政府・自治体内分権と住民自治——身近な自治を実現するための考え方と仕組み」羽貝正美編『自治と参加・協働——ローカル・ガバナンスの再構築』学芸出版社, 49-74.

——, 2009, 「現代コミュニティ制度論の視角」名和田是彦編『コミュニティの自治——自治体内分権と協働の国際比較』日本評論社, 1-14.

日本都市センター, 2005, 「基礎自治体の構造と再編——欧米の経験と日本の展望」.

久隆浩, 2016, 「地区市民協議会のあり方について——市民自治都市の実現に向けて」平成 28 年度地区市民協議会交流研修会講演会原稿.

広原盛明, 2011, 『日本型コミュニティ政策——東京・横浜・武蔵野の経験』晃洋書房.

補助金等及び市民活動団体事務局の在り方に関する検討委員会, 2008, 「岸和田市補助金等及び市民活動団体事務局の在り方への提言書」.

間島正秀, 2004, 「新しい『住民自治組織』——近隣自治政府の設計」神野直彦・澤井安勇編『ソーシャル・ガバナンス』東洋経済新報社, 159-182.

三浦哲司, 2009, 「自治体内分権のしくみを導入する際の留意点——甲州市の地域自治区制度廃止を事例として」『同志社政策科学研究』11(2): 87-102.

——, 2014, 「地域住民協議会の運営と展望」今川晃編『地方自治を問いなおす——住民自治の実践がひらく新地平』法律文化社, 118-137.

元木博, 2006, 「地域内分権に向けた市町村出先機関の役割と課題——支所・出張所等から地域発信機関へ」法政大学政策科学研究所ワーキングペーパー.

森裕亮, 2012, 「地域自治組織と自治体」真山達志編『ローカル・ガバメント論——地方行政のルネサンス』ミネルヴァ書房, 140-160.

八尾市, 2011, 「八尾市第 5 次総合計画『やお総合計画 2020』——基本構想・前期基本計画 (目標別計画) ~元気をつなぐまち、新しい河内の八尾~」.

八尾市政策企画部政策推進課, 2016, 『八尾市第 5 次総合計画『やお総合計画 2020』——後期基本計画 (地域別計画)』.

山崎仁朗・宗野隆俊編, 2013, 『地域自治の最前線——新潟県上越市の挑戦』ナカニシヤ出版.

謝辞

第3期専門研究を進めるにあたり、多くの方々からご指導とご協力を賜りました。

まず指導教員である近畿大学総合社会学部の久隆浩先生と立命館大学経済学部の河音琢郎先生には、外部機関としてではなく市内部の企画部門で、これまでの蓄積の上にさらに新たな研究を創造していく際のスタンスから、豊富な事例紹介と着眼点の指摘、そして調査結果から何を汲み取るのかという成果のまとめ方まで、丁寧かつ熱心にご指導いただきました。

また第2章および第5章で報告されている先進自治体のご担当者の皆さまには、本来業務でご多忙の折柄、実施されている施策や事業について懇切にご教示いただくとともに、貴重な資料をご恵与いただき、厚くお礼申し上げます。加えて地域（協議組織）からお話をお伺いさせていただいた八尾市山本小学校区まちづくり協議会と高知市下知地域内連携協議会の皆さまには、感謝の念を表します。貴地域の取り組みは、本市の地域内分権の推進にも大いに参考になると拝察しております。

さらに第3章で報告されている地区市民協議会の皆さまには、ヒアリング調査で貴重なお話を拝聴させていただくとともに、アンケート調査で忌憚のないご意見を頂戴し、深謝申し上げます。とくにヒアリング調査での聞き取りとアンケート調査の配布・回収にご協力いただいた事務局の皆さまにはご面倒とお手間をとらせ、感謝の念に堪えません。本当に有難うございました。

最後に第4章で報告されている庁内各課のご担当者の方々には、担当業務でお忙しいなか、協働事業や補助金等について詳細にご回答・ご説明くださり、また要綱など貴重な資料をご提供いただき、厚くお礼申し上げます。こちらの段取や力量の不足で活かしきれていない部分もたくさんありますが、深くお詫び申し上げますとともに、今後ともご鞭撻を賜ることができましたら望外の喜びです。

上記させていただきましたように、外部機関ではないことに伴う困難の一方で、市内部の企画部門に籍を置いているからこそ学べることも多く、またとない立場で研究に注力させていただけたと振り返っております。

末尾となりましたが、このような機会を与えてくださった関係各位の皆さまに心よりお礼申し上げます。

平成29年3月 栄沢直子

【卷末資料】

巻末資料①

平成27年度地区市民協議会ヒアリング調査質問項目

経緯（沿革）について	
Q1	貴地区で市民協が設立された経緯についてご教示ください。また、これまでの経過（沿革）についてもご教示ください。
活動について	
Q2	とくに活発な活動（特色ある取り組み）についてご教示ください。
SQ2-1	その活動は、毎年いつごろ開催されていますか。
SQ2-2	その活動は、主にどの部会が担当していますか。
SQ2-3	その活動の準備～実施までの流れについてご教示ください。
SQ2-4	その活動は、主にどのような住民を対象としていますか。実際、どのくらいの人数が参加していますか。そのうち、「自発的な参加」と「動員による参加」の割合はどのくらいですか。
SQ2-5	その活動が始まったのはいつごろですか。
SQ2-6	その活動の予算（実施に要する費用）はどのくらいですか。費用をどのように工面していますか。
SQ2-7	その活動を実施する際に、広報はされていますか。どのような方法でされていますか。
SQ2-8	その活動についてどのような課題（改善点）を感じておられますか。担い手が代わったときに、どのように引き継ぎを行っていますか。これまでにやり方（実施方法）を変えたことはありますか。
Q3	年間行事のうち、「行政から依頼されて行っている活動」と「地域で独自に取り組んでいる活動」についてご教示ください。
組織について	
Q4	会長や役員、部会長、事務局長などをどのように選出していますか。
SQ4-1	町会・自治会や各種団体の役との調整は、どのように行っていますか。
SQ4-2	人材の発掘や後継者の育成を、どのように行っていますか。
Q5	市民協と参加団体の関係についてご教示ください。
SQ5-1	市民協の会長は、校区連合町会長が兼務していますか。その理由とメリット・デメリットについてご教示ください。
SQ5-2	市民協と校区連合町会の関係についてご教示ください。
Q6	市民協の機関（総会、運営委員会、部会会議、事務局会議など）には、どのようなものがありますか。それぞれどのくらいの頻度で開催していますか。
Q7	総会の案内は、だれに、どのような形で出していますか。
Q8	運営委員会では、主にどのような議題について話し合っていますか。議事録は保存されていますか。
SQ8-1	議題の調整や付議は、だれが、どのように行っていますか。
SQ8-2	運営委員会に付議された議題について、議決をとることはありますか。
SQ8-3	運営委員会で協議された内容を住民に伝えていきますか。どのような方法（広報紙、回覧板、掲示板、HPなど）で伝えていきますか。
Q9	（市民協の運営に携わっていない）住民から意見や要望を聞く機会がありますか。どのように聞いていきますか。
Q10	事務局の現状と課題についてご教示ください。
行政との関わり	
Q11	運営委員会で協議された内容を、市民協の意見として、行政に伝える機会がありますか。どの部署に伝えていきますか。
Q12	地区のまちづくりについて、（校区町会連合会としてではなく、市民協として）行政から意見を求められることはありますか。
Q13	市民協の活動における行政の役割や市職員の対応について、どのようにお感じでしょうか。
その他	
Q14	市民協に参加している町会・自治会の加入率についてご教示ください。
SQ14-1	町会・自治会や各種団体に加入しないで、市民協の運営に携わっている人はいますか。どのように携わっていますか。
Q15	活動拠点である地区公民館（拠点公民館の場合は、市民センター）との関係（活動における連携や行政支援など）についてご教示ください。
Q16	市民協の活動や地域の運営に関して、どのような課題を感じていますか。
Q17	地方分権（国から地方への財源と権限の移譲）が進められるなか、全国各地で「小学校区単位の自治組織」の設置と住民主体の地域づくりに取り組まれています。こうした流れについてどのように思われますか。岸和田市の住民主体の地域づくりの特徴と課題は、どのようなものだと思いますか。
Q18	市民協が地域で果たしている役割（「小学校区単位の自治組織」があることのメリット）についてご教示ください。

巻末資料②

問6 問5で、「5. 他薦」または「7. 充て職」を選択された方におうかがいします。「5. 他薦」の場合、誰から推薦され、またはどの団体を代表して、地区市民協議会に参加していますか。「7. 充て職」の場合、兼務している役職をご記入ください。

「5. 他薦」(誰からの推薦・どの団体を代表?)	⇒	
「7. 充て職」(兼務している役職?)		

問7 「地区市民協議会規約」によれば、市民協は、「地区内の諸問題について自主的に話し合い、関係機関との連絡調整をはかりながら共同活動を推進し、住みよいまちづくりを進めること」を目的としています。その目的に照らして、現在の活動はどのように評価されるでしょうか。項目ごと、あてはまるものに○をつけてください。

	目的を十分実現している	目的をある程度実現している	どちらともいえない	目的をあまり実現していない	目的をほとんど実現していない
1. 地区内の諸問題についての自主的な話し合い					
2. 関係機関との連絡調整					
3. 共同活動の推進(協働)					
4. 住みよいまちづくり					
5. 行政に意見を述べる(意見具申・参画)					
6. その他(具体的に:)					

問8 下記の選択肢は、市民協の部会のテーマです。市民協の目的を実現するために、とくに重要だと思われるテーマはどれですか。(主なもの3つまでに○)

1. 環境の整備と美化	2. 青少年の健全育成と非行防止	3. 福祉活動の推進
4. 文化活動の推進	5. 体育活動の推進	6. 人権啓発活動の推進
7. 自主防災	8. 市民協活動の住民への周知(広報)	
9. その他(具体的に:)		

岸企企内第 71 号
平成 28 年 5 月 16 日

関係各課（室）長 様

企画調整部企画課長

「地域との協働事業」現状調査について（依頼）

平素は、都市政策研究事業にご理解・ご協力をいただき有難うございます。

当課では、事業の一環として専門研究に取り組んでおり、平成 26 年度から、「本市の地域内分権のあり方」をテーマとする調査研究を進めています。地域内分権を推進することで、福祉や防災をはじめとする地域の課題に住民の「共助」で対処する「地域力」の向上が図られるとともに、行政にとっても、地方分権改革で拡充された団体自治をさらに発展できる機会になると考えられます。

つきましては、地域と行政が協働で実施している事業や地域に交付されている補助金等の支援の現状を把握するため、5月30日（火）までに別添調査票にてご回答くださいますよう宜しくお願いいたします。

※ 該当事業がない場合は、「該当なし」でご回答くださいますようお願いいたします。

（問合せ先）

都市政策担当

担当：蓮井、芝野、栄沢

内線：2222、2223

直通：072-423-9502

E-mail: kikaku@city.kishiwada.osaka.jp

地域内分権？

近年、小学校区程度の「顔のみえる」範囲で協議会型の「住民自治組織」を設立し、その組織と行政が制度的に連携・協働することで、住民主体のまちづくりを進める「地域内分権」に注目が集まっています。

その趣旨は、「住民自治組織」が対外的にも対内的にも地域を代表し、地域を自立的に運営するための仕組みが制度的に保証されるとともに、これまで行政が保有してきた権限や財源の一部を地域に「再配分」することにあるとされ、住民が地域における様々な課題の発見と解決に主体的に取り組むことが期待されています。

協働とは

「地域社会を形成している市民※、市民活動団体と行政がそれぞれの責任と役割分担に基づき、お互いの特性を理解・尊重して、補完・協力しながら、対等な関係で連携・活動すること」を言います。

※ 市内に住み、働き、もしくは学ぶ人、又は市内に事業所を置く事業者
(公民協働推進の指針より抜粋)

協働事業調査について

今回調査する事業は、「市民（地域型団体・テーマ型団体、以下同じ）と行政」で取り組む「協働事業」の現状把握及び、「市民」への支援（人的・物的・金銭的・その他）の内容について調査するものです。

各課において、「これは協働事業？」「この団体は対象となる？」等、判断が難しい事業についてもご記入ください。

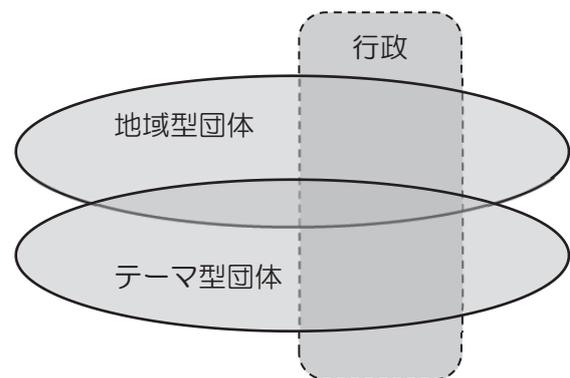
◆ 地域型団体とは

①住民自治組織

地域住民が連帯を深めながら、豊かで住みよい地域社会を築くことを共通目的とする町会・地区市民協議会等

②各種団体

老人クラブ、子ども会、青少年指導員協議会、体育指導委員協議会、水防団、地域において社会的な必要性から組織されている団体



★公民協働のイメージ図★

重なった領域で協働の検討が考えられる

(公民協働推進の指針より抜粋)

◆ テーマ型団体とは

①市民活動団体

社会的課題の解決のため、市民が互いに協力し、営利を目的とせず、自発的・自律的に不特定多数の人の利益の増進に寄与することを目的として継続的に活動する団体で、ボランティア、NPO等も含まれます。 ※ 共有キャビネット > 自治振興課 > 「岸活 Vol.3」に岸和田で活動している団体が種類別に記載されていますので、参考にご覧ください。

今回の調査に含めない事業

- ・別紙に記載されている補助金等（「平成 26 年度 補助金概要調書一覧」参照）
- ・個人や世帯単位への補助金や給付金
- ・回覧、掲示、配布などの依頼（事業やイベント等の周知目的など）
- ・各種委員・表彰者等の推薦依頼
- ・後援や参加（動員）依頼
- ・募金運動（赤十字運動・歳末助け合い運動など）の実施依頼

記入の留意点

- ・下記の「記入方法について」を必読いただき、調査票にご記入ください。
- ・対象事業年度は、平成 27 年度とします。（決算額が出ていない場合は、見込み額でご記入ください。）

◆◆◆ 記入方法について ◆◆◆

- ①事業名は、事務事業単位ではなく細事業もしくは協働で行っている事業の具体的な名称をご記入ください。
- ②協働事業の内容を具体的にご記入ください。
- ③事業に係る総経費をご記入ください。（経費がかからない場合は、0円をご記入ください。）
- ④地域型団体・テーマ型団体と考えられる団体を選択肢から選び、「その他」の場合は団体名をご記入ください。なお、団体の判断が難しい場合もご記入ください。
- ⑤事業の期間もしくは実施日をご記入ください。
- ⑥事業化に至った経緯（理由）を、把握している範囲でご記入ください。
- ⑦事業における役割分担は、次のとおりです。
 - 市民主導とは・・・市民主導のもとで行政が協力して行う事業
 - 双方同等とは・・・市民と行政がたがいの特性を活かし、対等な立場で連携・協力して行う事業
 - 行政主導とは・・・行政主導のもとで住民が協力して行う事業
- ⑧支援の種類（人的、物的、金銭的、その他）を選択肢から選び、各支援の詳細を具体的にご記入ください。物的支援や金銭的支援がある場合は、当該協働事業に係る経費及び内訳もご記入ください。
- ⑨事業についての成果と課題を具体的にご記入ください。
- ⑩⑨でご回答いただいた課題に対する取組み（対処）をご記入ください。
- ⑪今後の事業の方向性についてご記入ください。

※ ご回答いただいた内容について、ヒアリングを実施させていただく場合がありますので、ご協力のほど宜しくお願いします。

岸和田市都市政策研究事業概要

① 専門研究員の配置

- 配置年月日
平成 21 年 6 月 1 日
- 組織形態
長期的な都市経営の推進を目指す政策企画課（現：企画課）に配置
（平成 21・22 年度：都市政策研究スタッフ内、平成 23 年度～：担当内）
- 専門研究の役割
 - 市の抱える都市課題や周辺環境を踏まえ、総合的かつ専門的な都市政策に関する調査及び研究を行う。
 - 市の持続的な発展と計画的な市制の推進に資することを目的に、中長期的な視点に立った調査及び研究を行う。
 - 自治体として自立性を高め、政策形成能力の向上に寄与する調査及び研究を行う。

年	月	会 議 等
2014	6	平成 26 年度 第 1 回都市政策研究会議（27 日） 池田市行政視察（20 日）
	7	八尾市行政視察（31 日）
	9	枚方市行政視察（9 日）
	10	平成 26 年度 第 2 回都市政策研究会議（31 日） 名張市行政視察（27 日）
	12	高浜市行政視察（22 日）
2015	2	平成 26 年度 第 3 回都市政策研究会議（6 日）
	3	平成 26 年度 第 4 回都市政策研究会議（23 日）
	6	平成 27 年度 第 1 回都市政策研究会議（19 日）
	10	平成 27 年度 第 2 回都市政策研究会議（19 日）
2016	2	平成 27 年度 第 3 回都市政策研究会議（5 日）
	3	平成 27 年度 第 4 回都市政策研究会議（31 日）
	7	平成 28 年度 第 1 回都市政策研究会議（26 日）
	11	平成 28 年度 第 2 回都市政策研究会議（1 日） 高知市行政視察（21・22 日）
2017	2	平成 28 年度 第 3 回都市政策研究会議（14 日）
	3	平成 28 年度 第 4 回都市政策研究会議（22 日）

※上記の他に、地区市民協議会、庁内及び関係団体へのヒアリングを実施

② 参考

【岸和田市都市政策研究事業実施要綱（抜粋）】

（研究事業）

第2条 都市政策研究事業は、中長期的視点から本市を取り巻く社会情勢に対応したより良いまちづくりの実現を図るため実施すべき重要な政策（以下「政策」という。）に関する研究を、次に掲げる方法により行うものとする。

（1）専門研究（政策の形成に関し、専門的な見地から行う調査研究をいう。）

（2）（3）は省略

（専門研究員）

第3条 専門研究を行うため、専門研究員を配置する。

2 専門研究員は、公募により選考し、採用した学識経験を有する非常勤職員をもって充てる。

3 専門研究員は、市長から指示された研究テーマについて、市長が別に定める研究計画（以下「研究計画」という。）に基づき研究を行うものとする。

（報告）

第5条 専門研究員及び共同研究チームは、研究計画に基づき、研究内容に関する報告書を作成し、市長に報告しなければならない。

（意見聴取等）

第6条 市長は、都市政策研究事業の実施するための情報等を収集するため、当該研究事項に関し学識経験を有する者から意見を聴取し、及び資料等の提供を求める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

【研究事業の変遷】

年度	組織形態		研究テーマ
平成5年度	内部	都市政策調査室	—
平成6年度	内部	都市政策研究会	21世紀をめざした泉州地方・産業経済の活性化方策
平成7年度	内部	都市政策研究会	岸和田の新しいまちづくりシステムの構想
平成8年度	内部	都市政策研究会	地方分権時代における岸和田市の自治体経営のあり方
平成9年度	外部	きしわだ都市政策研究所	地方分権時代における岸和田市の自治体経営のあり方
平成10年度	外部	きしわだ都市政策研究所	地域福祉システムのあり方
平成11年度	外部	きしわだ都市政策研究所	地域福祉システムのあり方
平成12年度	外部	きしわだ都市政策研究所	21世紀の岸和田の国際化戦略を考える
平成13年度	外部	きしわだ都市政策研究所	岸和田をめぐる合併問題の動向や諸条件についての実証分析
平成14年度	外部	きしわだ都市政策研究所	ユニバーサルデザインのまちづくり
平成15年度	外部	きしわだ都市政策研究所	スロータウンのまちづくり①
平成16年度	外部	きしわだ都市政策研究所	スロータウンのまちづくり②
平成17年度	外部	きしわだ都市政策研究所	協力社会と持続可能なまちづくり①
平成18年度	外部	きしわだ都市政策研究所	協力社会と持続可能なまちづくり②
平成19年度	外部	きしわだ都市政策研究所	地域力の創造にむけて
平成20年度	外部	きしわだ都市政策研究所	地域力の創造にむけて
平成21年度	内部	都市政策研究スタッフ	地域コミュニティのあり方とその可能性
平成22年度	内部	都市政策研究スタッフ	地域コミュニティのあり方とその可能性
平成23年度	内部	企画担当	地域コミュニティのあり方とその可能性
平成24年度	内部	企画担当	市民公益活動と地域自治①
平成25年度	内部	企画担当	市民公益活動と地域自治②
平成26年度	内部	企画担当	岸和田市における地域内分権のあり方
平成27年度	内部	企画担当	岸和田市における地域内分権のあり方
平成28年度	内部	都市政策担当	岸和田市における地域内分権のあり方

第3期専門研究報告書

「岸和田市における地域内分権のあり方—公民関係の再構築—」

平成29年3月

発行：岸和田市

〒596-8510 岸和田市岸城町7-1

TEL：072-423-9502（直通）

HP：<http://www.city.kishiwada.osaka.jp>

E-mail：kikaku@city.kishiwada.osaka.jp

編集：岸和田市企画調整部企画課 都市政策担当

